

糾
資
考
參

参考資料 目次

これまでの年金制度の歩み	1
年金積立金の推移	5
経済対策等の推移	11
関係審議会等の動き	28
国会の附帯決議	38
国会質疑(議事録)	42
労働界の意見等	56
新聞の記事	61
会計検査院の指摘	85
総務庁の指摘	97
行政改革・特殊法人改革における指摘	107
関係規定	111
事業関連法人の役員数	114
新全国総合開発計画(昭和44年)	115
昭和48年版運輸白書	116
産業構造審議会余暇部会答申(昭和49年)	122
昭和47年10月の発表内容	158
基地の設置について(昭和47年10月)	159
大規模年金保養基地設置懇談会中間報告 (昭和47年12月)	161
設置を要望した地方公共団体の一覧	164
昭和48年9月の発表内容	165

全体基本計画(昭和50年7月)	167
基地の設置に関する要望	171
基地の着工等の促進に関する要望	183
基地の開設までの経過	185
建設時期と事業規模	186
宿泊観光・兼観光消費総額等の推移	187
年度別利用状況	188
年度別収支状況	189
基地の存続についての要望書(平成10年6月)	190
基地業務に関する基本指針	192
我が国における土地・住宅政策の変遷	193
住宅建設5カ年計画の推移	196
第二期住宅建設5カ年計画	198
新規住宅着工戸数の推移	199
住宅ローン新規貸出額の推移	200
住宅ローン貸付残高の推移	201
年金住宅融資の融資額等の推移	202
年金住宅融資の融資条件等	203
年金住宅融資の仕組み	204
リスク管理債権(平成15年度)	205

《これまでの年金制度の歩み ～その課題と取り組み～》

I 昭和10年代、20年代 ～厚生年金保険法の制定と再建～

昭和16年 労働者年金保険法の制定
昭和19年 厚生年金保険法と改称(女子への適用拡大)
昭和29年 厚生年金保険法の全面改正(「定額＋報酬比例」の給付体系の確立、支給開始年齢55歳→60歳)

II 昭和30年代 ～国民皆年金体制の確立～

昭和33年 国家公務員共済組合法の制定
昭和34年 国民年金法の制定
昭和36年 拠出制国民年金の発足(国民皆年金の達成、通算制度の創設)
昭和37年 地方公務員共済組合法の制定

III 昭和40年代～50年代半ば ～高度成長に対応した給付改善～

昭和40年 「1万円年金」
昭和44年 「2万円年金」
昭和48年 「5万円年金」、物価スライド、賃金再評価の導入
昭和51年 「9万円年金」

IV 昭和50年代半ば～平成初年代 ～制度間調整と制度の統合一元化、 高齢化社会への対応～

昭和55年 厚生年金支給開始年齢引上げの提案するも法案に盛り込めず
昭和60年 基礎年金の導入、給付水準の適正化、女性の年金権の確立など
平成元年 厚生年金支給開始年齢引上げを法案に盛り込むも国会修正で見送り
被用者年金制度間費用負担調整法の制定
平成6年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ、雇用保険給付との調整、可処分所得スライドの導入など
平成8年 JR、NTT、たばこ共済の厚生年金への統合(9年施行)

V 平成10年代 ～急激な少子・高齢化の中での 制度の長期的、安定的な維持～

平成12年 報酬比例部分の支給開始年齢引上げ、報酬比例年金の給付水準の5%適正化など
平成13年 農林共済の厚生年金への統合(14年施行)

公的年金制度の歩みとこれまでの主な制度改正

《制度の創設》

昭和17(1942)年：労働者年金保険法の制定(昭和19年に厚生年金保険法に改称)

昭和29(1954)年：厚生年金保険法の全面改正(現実に老齢給付の開始)

- ・「定額部分＋報酬比例部分」という給付設計の採用
- ・段階保険料方式の採用(当面の保険料率設定と将来見通しの作成)

昭和36(1961)年：国民年金制度の施行(「国民皆年金」体制のスタート)



《制度の充実》

昭和40(1965)年：給付水準の改善、「1万円年金」の実現、厚生年金基金制度の創設
(昭和41(1966)年：国民年金においても夫婦「1万円年金」の実現)

昭和44(1969)年：「2万円年金」の実現(標準的な厚生年金額2万円、国民年金も夫婦2万円)

昭和48(1973)年：物価スライド制、賃金再評価の導入(「5万円年金」の実現)

(この間、給付の改善に伴い、保険料(率)は段階的に引上げ)



《本格的な高齢社会の到来をにらんだ対応》

【昭和60(1985)年改正】

《主な内容》

- 全国民共通で、全国民で支える基礎年金制度の創設
- 給付水準の適正化(成熟時に加入期間が40年に伸びることを想定して給付単価、支給乗率を段階的に逓減)
- サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦)の国民年金制度への強制適用(第3号被保険者制度の創設)、これによる女性の年金権の確立
- 障害年金の改善(20歳前に障害者となった者に対する障害基礎年金の保障)
- 保険料率の引上げ(12.4%に設定。将来見通しにおける最終保険料(2021)28.9%(標準報酬ベース))

【平成6年(1994)年改正】

《主な内容》

- 60歳台前半の老齢厚生年金の見直し(定額部分の支給開始年齢を平成25(2013)年までに段階的に60歳から65歳まで引上げ)
- 賃金再評価の方式の変更(税・社会保険料の増加を除いた可処分所得の上昇率に応じた再評価)
- 保険料率の引上げ(16.5%、17.35%と2段階の引上げ。将来見通しにおける最終保険料(2025)29.8%(標準報酬ベース))

【平成12年(2000)年改正】

《主な内容》

- 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(平成37(2025)年までに段階的に60歳から65歳まで引上げ)
- 年金額の改定方式の変更(既裁定者の年金(65歳以降)は物価スライドのみで改定)
- 厚生年金給付の適正化(報酬比例部分の5%適正化、ただし従前額は保障)
- 総報酬制の導入(賞与等にも同率の保険料を賦課し、給付に反映。特別保険料は廃止)
- 国民年金の保険料に係る免除等の拡充(半額免除制度の創設、学生納付特例制度の創設)

(将来見通しにおける

最終保険料(2025)

(総報酬ベース)

21.6%(標準報酬ベース27.8%)

[基礎年金国庫負担1/3の場合]

19.8%(標準報酬ベース25.4%)

[基礎年金国庫負担1/2の場合]

年金積立金の推移

厚生年金

年度

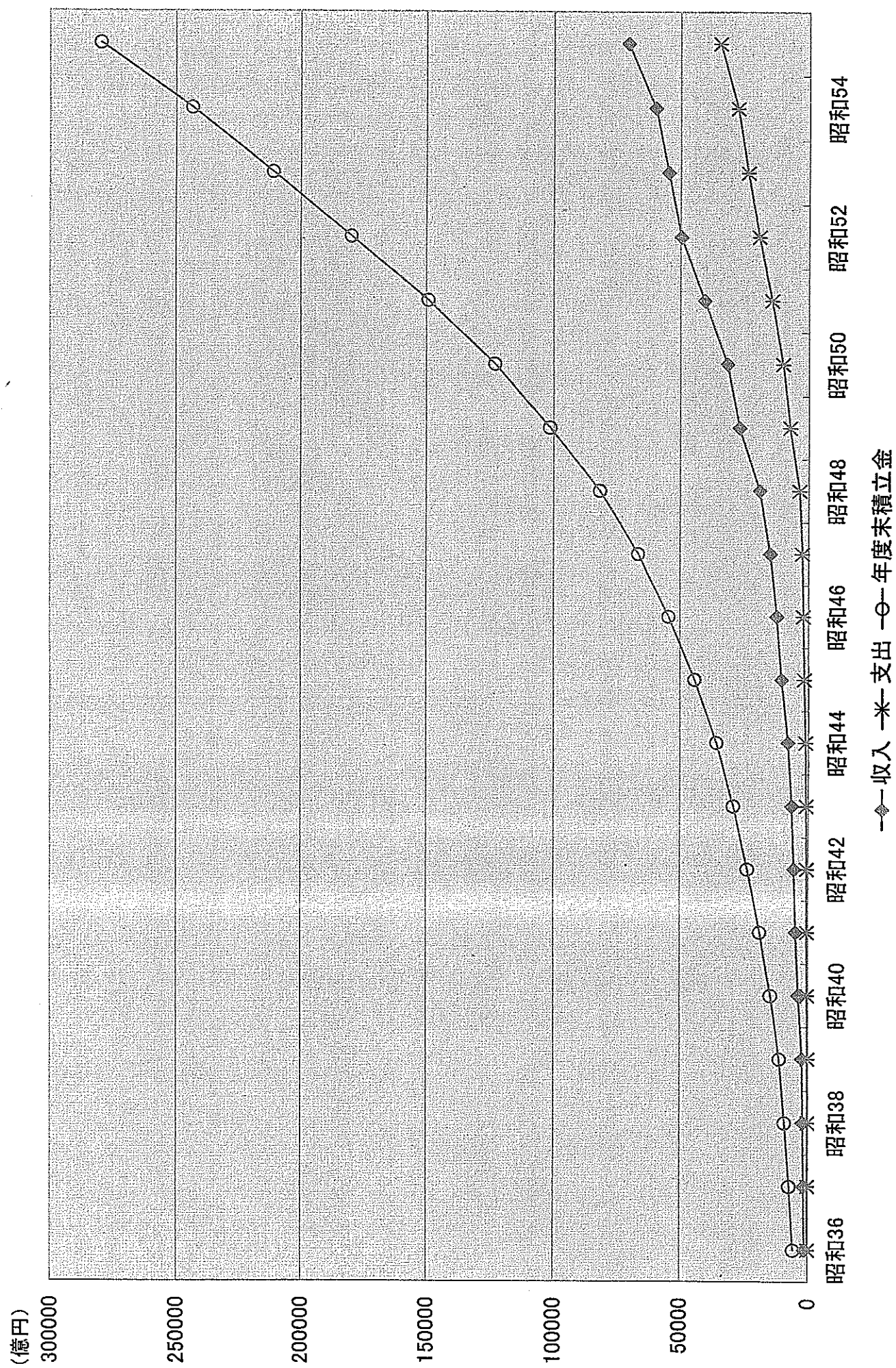
年度	収入				支出	収支差	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用収入				
昭和17	1	1	0	0	0	1	1
昭和18	2	2	0	0	0	2	4
昭和19	5	5	0	0	0	5	9
昭和20	6	6	0	0	1	6	15
昭和21	16	15	0	0	1	15	29
昭和22	29	27	1	1	2	26	55
昭和23	70	66	2	2	4	65	121
昭和24	125	118	3	4	9	117	237
昭和25	148	131	4	13	17	132	369
昭和26	181	152	7	22	30	151	520
昭和27	212	172	8	30	48	163	679
昭和28	232	177	11	39	65	166	841
昭和29	367	296	15	51	72	295	1135
昭和30	431	342	18	68	79	352	1487
昭和31	498	384	19	93	83	415	1901
昭和32	575	431	21	120	93	482	2383
昭和33	641	466	22	151	102	539	2919
昭和34	725	510	25	184	140	586	3501
昭和35	1068	807	28	227	129	939	4440
昭和36	1367	1018	31	313	144	1223	5659
昭和37	1666	1222	37	398	169	1497	7152
昭和38	1969	1414	43	503	211	1759	8906
昭和39	2320	1637	50	622	224	2096	10997
昭和40	3852	2974	81	784	428	3424	14414
昭和41	4800	3607	150	1025	621	4180	18590
昭和42	5511	4028	150	1315	734	4777	23363
昭和43	6341	4506	176	1634	856	5485	28843
昭和44	7796	5536	224	2012	1090	6706	35540

(億円)

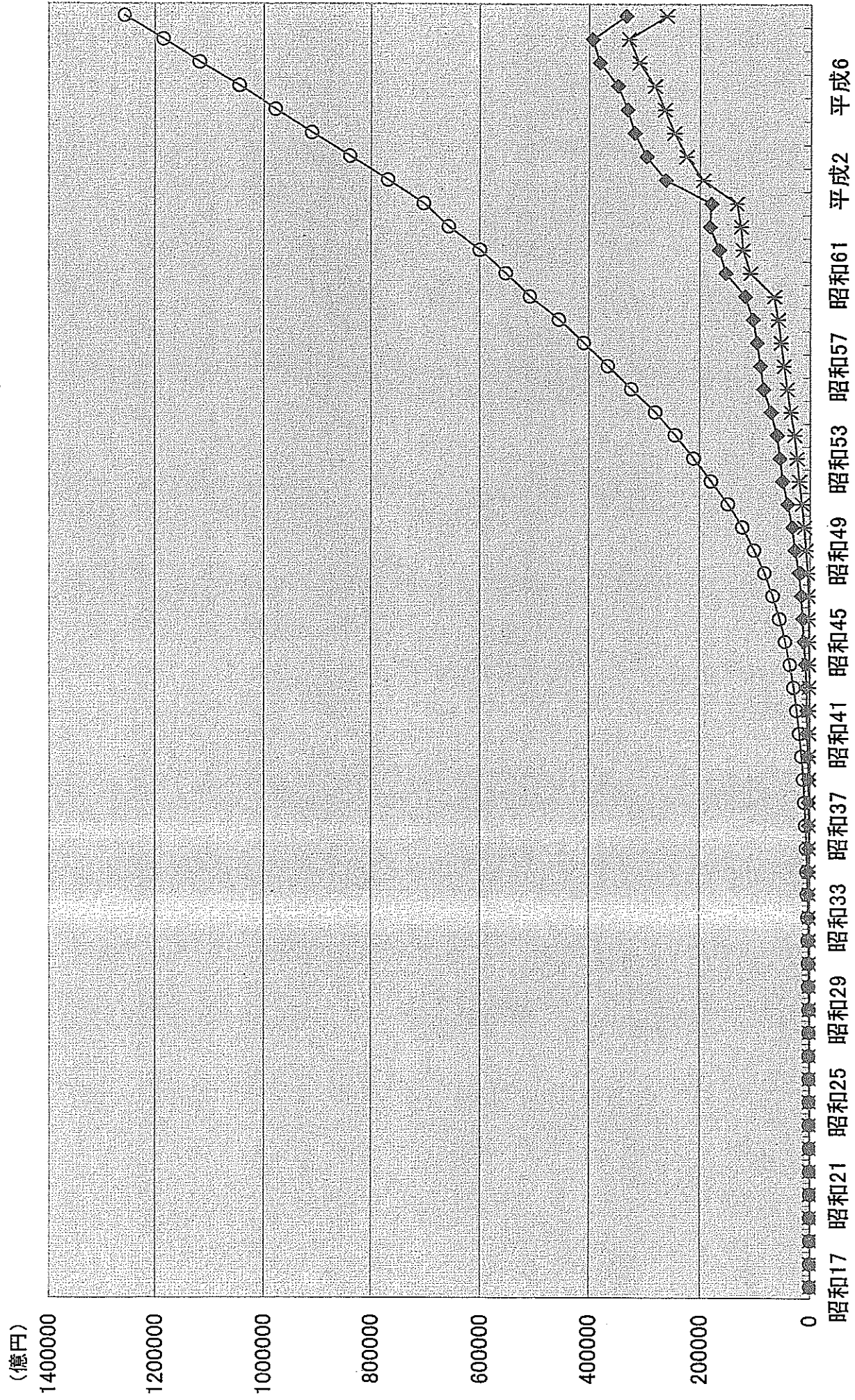
(億円)

年度	収入			支出	収支差	年度末 積立金	
	保険料	国庫負担	運用収入				
昭和45	10334	7479	330	2496	1672	8662	44202
昭和46	12190	8718	360	3091	1970	10220	54470
昭和47	14714	10431	454	3798	2431	12283	66736
昭和48	18760	13469	653	4596	3505	15255	81943
昭和49	26613	19307	1361	5860	7100	19512	101409
昭和50	31370	22020	1738	7510	9888	21481	122869
昭和51	40408	28573	2512	9235	14083	26325	149157
昭和52	49594	34582	3569	11315	18951	30643	179740
昭和53	54762	37176	4196	13215	23387	31374	211081
昭和54	59820	39880	4644	15113	27352	32468	243519
昭和55	70705	47007	5727	17846	34366	36339	279838
昭和56	84247	56275	6770	21085	41270	42977	322796
昭和57	89898	59987	5766	23997	47051	42847	365629
昭和58	96165	62906	6199	26924	52365	43799	409416
昭和59	103340	65764	7547	29921	57895	45445	454843
昭和60	117946	75053	9435	33294	64912	53034	507828
昭和61	153587	86018	16196	36410	108551	45036	552813
昭和62	165497	89142	16768	37877	122267	43230	599638
昭和63	182472	94505	29947	38268	125973	56499	656126
平成元	179843	104910	17303	39159	133790	46053	702175
平成2	261012	130507	21834	42152	194576	66437	768605
平成3	295576	142141	24139	46652	224209	71367	839970
平成4	317262	149550	26481	49554	245891	71371	911340
平成5	330335	153476	28802	50772	262964	67372	978705
平成6	347715	163398	30244	52621	281088	66627	1045318
平成7	381237	186933	28760	55268	308410	72826	1118111
平成8	393736	193706	25671	56061	327226	66510	1184579
平成9	332255	206832	27629	55637	259246	73009	1257560

グラフ (福祉還元事業開始前後)



グラフ (厚生年金保険制度創設以降)



◆—収入 *—支出 ○—年度末積立金

年金積立金の推移

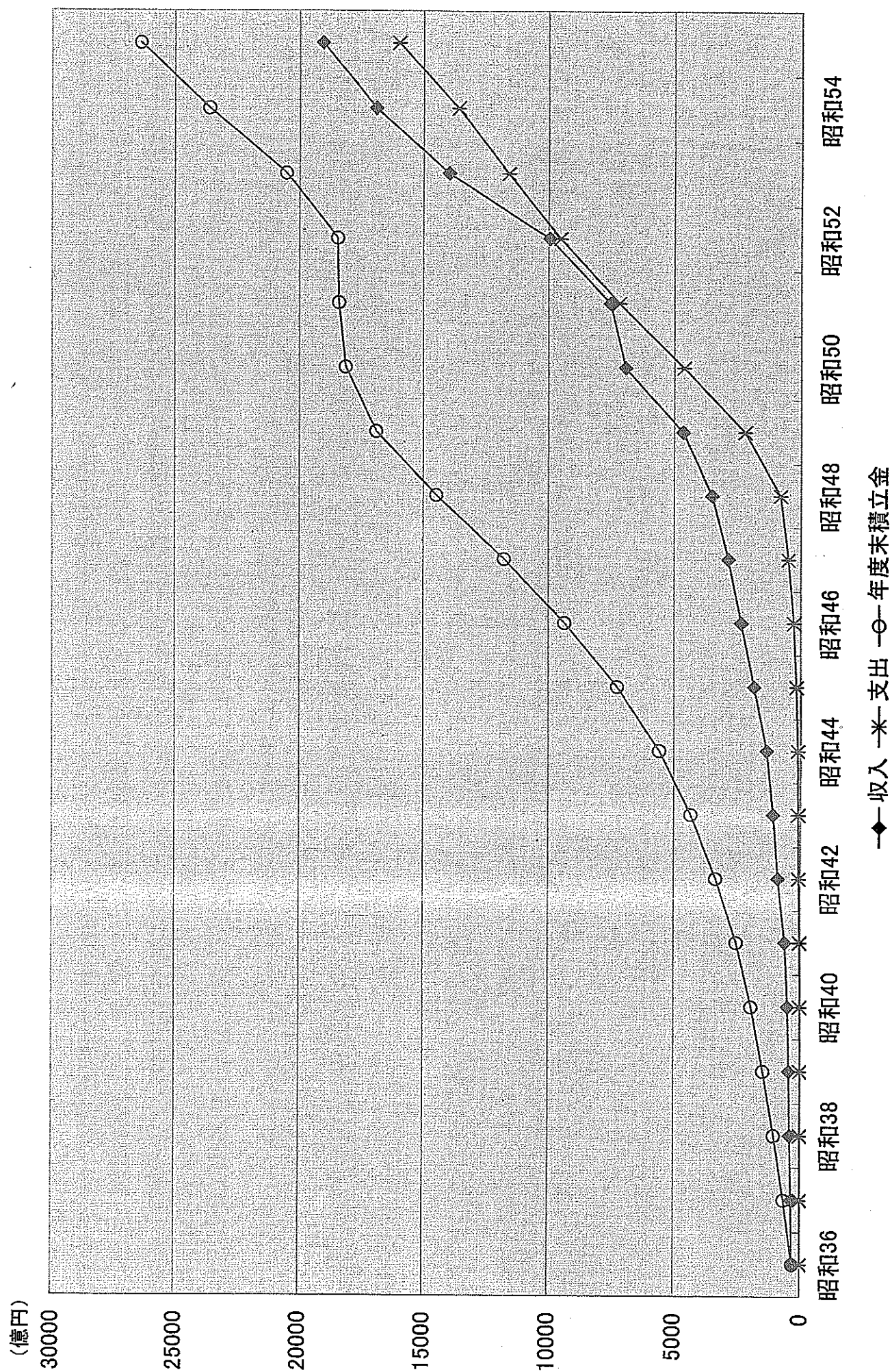
国民年金

年度	収入				支出	収支差	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用収入				
昭和36	305	184	116	5	0	305	305
昭和37	342	216	99	27	2	340	645
昭和38	406	228	128	50	7	399	1044
昭和39	444	236	133	75	13	431	1475
昭和40	497	248	146	103	19	478	1946
昭和41	614	307	166	134	29	586	2532
昭和42	895	472	245	177	71	824	3356
昭和43	1087	543	312	233	89	999	4352
昭和44	1337	682	349	303	105	1233	5585
昭和45	1849	1064	194	391	163	1686	7271
昭和46	2362	1224	632	506	259	2103	9374
昭和47	2866	1503	717	645	495	2371	11761
昭和48	3516	1747	969	798	807	2709	14470
昭和49	4653	2808	878	957	2218	2435	16906
昭和50	6938	3691	2133	1093	4624	2314	18147
昭和51	7547	4111	1200	1108	7180	367	18421
昭和52	9950	6293	2391	1108	9527	424	18466
昭和53	13968	8324	4076	1124	11583	2385	20526
昭和54	16915	10059	5214	1253	13589	3326	23596
昭和55	19077	11824	5420	1507	15978	3100	26387
昭和56	20601	12404	5996	1824	18664	1937	28093
昭和57	23866	13761	7905	1915	20946	2920	30699
昭和58	21789	14604	4895	1926	22840	-1051	29276
昭和59	24226	15007	6957	1841	24618	-392	27633
昭和60	27323	15762	8431	1827	26884	439	25939
昭和61	49563	12127	6567	1332	43976	5587	21912
昭和62	51882	12621	7259	1338	45244	6638	26197
昭和63	55389	12844	9197	1497	49821	5568	29409

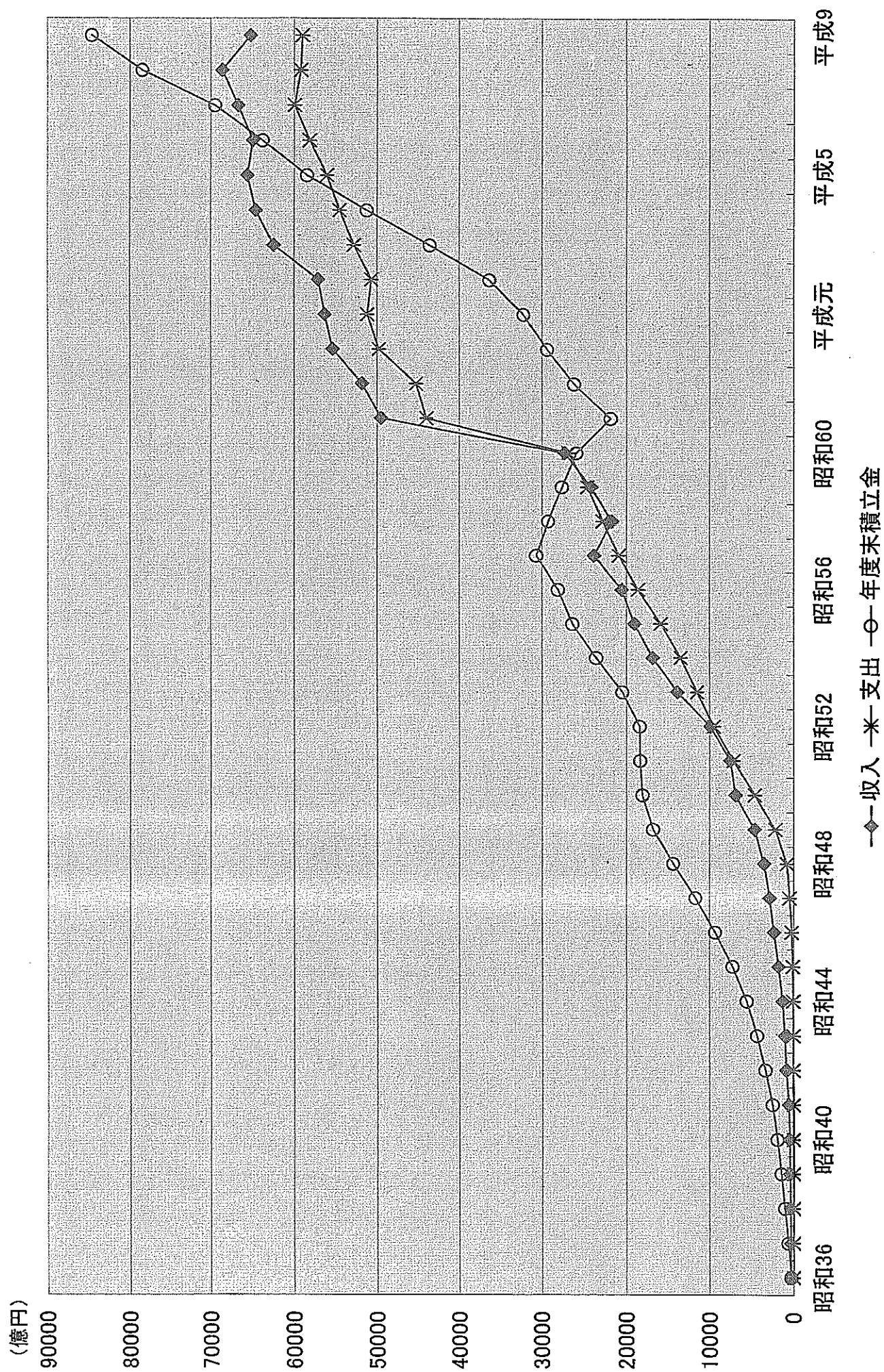
年度	収入			支出	収支差	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用収入			
平成元	56375	12841	9700	51218	5157	32216
平成2	57148	13053	9548	50709	6438	36317
平成3	62399	14505	10683	52815	9584	43572
平成4	64567	15416	11550	54562	10004	51275
平成5	65599	16466	12382	56104	9495	58468
平成6	64912	17296	10889	58152	6760	63712
平成7	66730	18251	11846	59940	6790	69516
平成8	68635	19209	14679	59191	9444	78493
平成9	65172	19453	13322	59021	6151	84683

(社会保険庁「事業年報」より)

グラフ（福祉還元事業開始前後）



グラフ (国民年金制度創設以降)



「戦後日本経済の奇跡 経済企画庁五十年史」

経済対策等の推移

(経済企画庁 編)

名称	当面の緊急対策について	当面構すべき対策について (第1次景気対策)	当面構すべき対策について (第2次景気対策)
日時	73.12.22 (閣議了解)	75. 2. 14 (経済対策閣僚会議)	75. 3. 24 (経済対策閣僚会議)
内 容	1. 石油・電力節減対策 (1)石油の使用節減 (2)電力の使用節減 (3)その他の節減対策(自動車使用の抑制等) 2. 総需要抑制策の強化 (1)財政執行の一層の抑制 (2)金融面における引き締め措置の強化等 (3)民間設備投資及び民間建築の新規着工の見合せ等 3. 公共料金等の抑制 (1)国鉄運賃及び米穀の政府売渡価格の値上げの凍結 (2)その他についても厳に抑制 4. 生活必需物資の確保及び価格安定(需給状況の把握、供給の円滑化等) 5. 法の施行体制の充実(国民生活安定緊急措置法等三法)	1. 金融面での措置 (1)中小企業向け融資の円滑化 (2)個別業種等の実情に応じた弾力的配慮 (3)公害防止向けを中心とする財政投融资の円滑な実施 (4)社債発行額の増加 2. 財政面での措置 (1)74年度第IV期の公共事業等の契約枠の消化促進 (2)第IV期の財政投融资対象融資機関の事業の施行促進 3. 雇用面での措置 雇用調整給付金制度の対象業種の追加指定 4. その他の措置 (1)設備投資及び建築投資の抑制措置の弾力的運用 (2)官公需の中小企業者の受注機会の増大	1. 財政面の措置 (1)75年度上半期の公共事業等の円滑な執行 (2)地方公共団体に對する要請 (3)74年度地方債発行枠追加と75年度地方債の円滑な発行 2. 金融面の措置 (1)中小企業金融に對する配慮 (2)住宅向け融資の促進 (3)公害防止及び安全対策のための融資の促進 (4)社債発行額の増加 (5)個別業種等に對する弾力的配慮 (6)歩債、両建の自棄の徹底 3. その他の措置 (1)雇用調整給付金制度の対象業種の拡大 (2)設備投資、建築投資抑制措置の緩和 (3)官公需の中小企業者の受注機会の増大 その他、土地取得関連資金などで投機につながるおそれがあるものを厳に抑制

名称	当面講ずべき対策について (第3次景気対策)	総合的な景気対策の推進について (第4次景気対策)	暫定予算に伴う景気対策上の措置について
日時	75. 6. 16 (経済対策閣僚会議)	75. 9. 17 (経済対策閣僚会議)	76. 3. 25 (経済対策閣僚会議)
内	1. 財政面の措置 (1)住宅建設の促進 (住宅公庫等の貸付枠拡大等) (2)公害防止事業及び安全対策の促進 (3)75年度上半期の公共事業等の円滑な執行 (契約率70%) 2. 金融面の措置 (1)金利負担の軽減 (2)中小企業金融の円滑化 3. その他の措置 (1)設備投資、建設投資の抑制措置の枠組みの廃止 (2)割賦販売の諸条件を引締め前の状態に戻す (3)官公需の中小企業者の受注機会の増大 上記施策を行うに当たり、物価安定のため、 ①価格騰貴及びそのおそれがある食料等の輸入の促進等 ②企業経営者へ価格引上げを厳に自粛するよう要請を行う	1. 財政面の措置 (1)公共事業等の推進 (75年度に8000億円以上の追加) (2)住宅建設の促進 (住宅公庫等の貸付枠の追加 (事業規模5600億円) 等) (3)公害防止事業等民間設備投資の促進 (開銀等の貸付枠追加 (事業規模1600億円)) 2. 金融面の措置 (1)金利政策の推進 (金利水準引下げ促進) (2)個別企業に対する配慮 3. 中小企業に対する措置 (1)信用保証の推進 (2)中小企業金融の円滑化 (貸付契約枠追加 (4800億円) 等) (3)連鎖倒産の防止 4. 貿易面の措置 輸銀の貸付契約枠を570億円追加 5. 雇用面の措置 雇用保険失業給付等への財源措置、高齢者を重点に機動的な職業紹介、職業訓練等 ○対策の効果 公共事業、住宅対策で1.5兆円を上回り、中小企業向け融資を足すとおおむね2兆円程度。需要創出効果は3兆円程度。下期にGNPは年率6%成長へ	1. 公共事業等の暫定予算への所要額計上、成立後すみやかな実施のための準備等 2. 地方の公共事業等の円滑な執行のための地方債許可の所要の配慮等 3. 暫定予算期間中の住宅公庫の貸付業務への必要な措置等 4. 暫定予算期間中の輸銀の輸出金融の円滑な実施への配慮 5. 業種、企業に応じた金融面での細かい配慮、市中貸出金利引下げの促進への配慮 6. 暫定予算期間中の政府系中小企業金融機関の貸付業務への必要な配慮 7. 電力等の民間設備投資の繰上げ実施の円滑化への配慮 8. 雇用保険失業給付等の円滑な運用のため、暫定予算に所要額を計上等
容			

名称	当面の経済情勢とその対策について	当面講ずべき対策について	当面の財政金融政策の運営について
日時	76.11.12 (経済対策閣僚会議)	77. 3.11 (経済対策閣僚会議)	77. 4.19 (経済対策閣僚会議)
内	1. 公共事業等の執行促進等 (1)年度内契約率の上昇 (2)冷害・災害対策の早期実施等 (3)地方公共団体への要請 2. 日本国有鉄道、日本電信電話公社に対する措置 工事削減分の4000億円の取戻しと所要の追加 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の個人貸付を2万戸（貸付枠810億円）追加等 (2)民間金融機関からの個人向け住宅融資に十分配慮 4. 民間設備投資の促進 (1)電力業の77年度以降分の発注繰上げ等（約98000億円） (2)石油精製業について、投資凍結分を部分解除 (3)開銀の公害防止融資等の推進 5. プラント輸出の推進 6. 中小企業に対する措置 (1)政府系中小金融三機関の貸付枠の追加（4870億円）等 (2)官公需の中小企業者の受注機会の増大 7. 雇用面の措置 (1)雇用調整給付金制度の活用 (2)中高齢者、身障者の雇用を指導 (3)求人の一層の開拓	1. 財政面の措置 (1)公共事業等の早期執行（76年度分を極力推進、年度内に大方消化、77年度上半期の契約率を70%） (2)地方公共団体に対する要請 2. 金利政策の推進 市中貸出金利低下が更に促進されるよう配慮 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の融資の円滑化（9万戸の繰上げ募集等） (2)住宅向け融資の促進 民間金融機関からの個人向け住宅融資に十分配慮 4. 民間設備投資の促進 (1)電力業設備投資の円滑化 (2)政府系金融機関の融資の推進	1. 公共事業等の上半期の契約率を73%とし、「公共事業等施行推進本部」を設置 2. 市中金利全般の低下を促進するため、預金金利を引下げ等
容			

名称	景気の現状認識と当面の対策について	総合経済対策	(続き)
日時	77. 8. 3 (経済対策閣僚会議)	77. 9. 3 (経済対策閣僚会議)	
内	1. 既に決定した対策の効果浸透の促進 (公共事業等、地方公共団体への要請) 2. 電力業設備投資の促進(78年度分以降 5700億円の77年度に繰上げ発注、更にそ の増加を期する) 3. 石油備蓄基地の建設促進等(共同石油 備蓄基地の建設推進等) 4. プラント輸出の促進 5. 経済協力の推進(経済協力、特に商品 援助の拡充) 6. 不況業種対策(各業種の実情に応じた 対策を実施)	1. 財政・金融上の措置 (1)公共投資等の推進(約2兆円の事業規模 追加) 公共事業等: 1兆円 住宅公庫: 8700億円 地方単独: 1500億円 更に公共事業等の施行促進等 (2)住宅建設の促進(上記他) (3)金利の引下げ(金利全般の水準の引下 げ) 2. 民間需要の喚起策 (1)民間設備投資の促進 (2)電源立地の促進及び電力業の発注繰上げ (3)石油備蓄基地の建設促進 (4)技術開発投資、省エネ投資等促進 (5)海外大型投資の促進 (6)消費者信用の条件改善等 (7)割賦販売条件の緩和等 (8)消費者ローンの拡充 3. 構造不況業種対策 (1)生産・価格調整の実施 (2)過剰設備の廃棄、凍結等の指導 (3)設備共同廃棄、事業融資の活用等金融面 の所要の援助 (4)事業転換対策 (5)中小企業事業転換臨時措置法等によ る指導、助成の推進 (6)開銀、中小公庫等の事業転換融資制度の 活用 (7)その他(ナフサの輸入拡大への弾力的対 処等)	4. 中小企業対策 (1)中小企業為替変動対策緊急融資制度の創 設 (2)中小企業倒産対策緊急融資制度の延長 (3)中小企業信用保険法に基づく不況業種の 指定の活用 (4)都道府県の倒産防止制度融資の活用等 5. 雇用対策 (1)雇用安定資金制度の活用 (2)特定産業離職者に対する雇用促進給付金 制度の活用 (3)求人開拓の実施 (4)雇用促進住宅の建設 6. 物価対策 (1)価格の安易な引上げの監視 (2)生活必需品物価等の価格監視、安定的供給 の確保等 (3)円高による輸入品価格低下の効果を国内 販売価格に極力反映、消費者への情報提 供等 7. 対外経済対策 (1)原燃料の備蓄強化、繰上げ輸入の実施 等による輸入の促進、経済協力の推進、 円建外債の発行促進等を通じた対外均 衡、東京ラウンドへの積極的取組み ○対策の効果 対策の実施により、77年度は見通しの 想定する6.7%前後の成長率を達成する 見込み
容			

名称	当面の経済対策について	(続き)	総合経済対策
日時	78. 3. 25 (経済対策閣僚会議)		78. 9. 2 (経済対策閣僚会議)
内	1. 公共事業等の推進 (1)公共事業等の施行促進 (78年度公共事業等の施行促進、上半期契約率を70%等) (2)大型プロジェクトの推進 (新幹線、高速道路、本四架橋等の事業の促進等) 2. 金利等の引下げ 長期金利を含めた金利全般の速やかな引下げの推進等 3. 民間投資の促進 (1)住宅建設の促進 (住宅公庫の融資の円滑化、金利の引下げ) (2)電源開発等の促進 (78年度分3兆2000億円及び設備繰上げ発注1兆円強の実施等で5兆円程度の投資を実現、ガス業も、500億円の繰上げ発注) (3)石油備蓄基地の建設促進 4. 雇用対策の推進 (1)地域の雇用情勢を配慮した公共事業等の重点配分 (2)公共事業への失業者の吸収 (3)求人開拓等による雇用機会の拡大 (4)円滑な職業転換 (5)地域雇用対策の推進 5. 構造不況業種対策 (1)特定不況産業安定臨時措置法の早期施行 (2)既往貸出金利の引下げ (政府系金融機関の既往貸出金利軽減措置の引下げ幅拡大) (3)個別業種対策 (官公庁船他の早期発注等)	6. 中小企業対策の推進 (1)政府系中小企業金融機関の金利引下げ (2)中小企業倒産対策緊急融資制度の延長 (3)中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定追加 (4)中小企業倒産防止共済制度の実施 (5)中小企業円高緊急対策の円滑化 (6)事業転換の円滑化 (7)官公需の確保 7. 対外取引の円滑化等 (1)為替管理の自由化 (外為法等の全面見直し) (2)日中長期貿易取り決めの実施の円滑化 (重質油分解設備の導入等) (3)対外経済対策の推進 (輸入促進措置の具体化、ODAの推進等) ○対策の効果 対策の実施により78年度の成長率7%程度を達成し、中期的な安定成長軌道に	1. 内需の拡大等 (1)公共投資等の推進 (2兆5000億円の事業規模の追加) 公共事業等：8300億円 国民生活基盤充実：2600億円 而者に対し2500億円の債務負担の追加 地方単独事業：2700億円 (その他に公共施設の改良等：500億円) 住宅公庫：8400億円 (2)住宅建設の促進 (上記の貸付枠の追加等) (3)国民生活基盤の充実 (文教施設の設備促進等) (4)エネルギー関連投資の促進 (電力業(3兆2000億円、繰上げ発注1兆6000億円)、ガス事業(3300億円、繰上げ発注500億円)、石油備蓄の拡大等) 2. 不況地域、不況産業に対する対策の推進 (1)不況地域対策 (特定不況地域中小企業対策緊急融資の実施等) (2)不況業種対策 (過剰設備の処理等) (3)中小企業円高対策等 (円高関連中小企業者への金融措置等) (4)雇用対策 (雇用安定資金制度の特例措置等の実施等)
答			

名称	総合経済対策 (続き)	経済の現状と経済運営の基本方針	(続き)
日時	78. 9. 2 (経済対策関係会議)	80. 9. 5 (経済対策関係会議)	
内	3. 緊急輸入等の推進 (1)新外貨貸付制度の創設 (2)緊急輸入等の促進(濃縮ウラン、石油等の緊急輸入の早期かつ強力な推進等) (3)公的機関による製品輸入(国立医療施設の医療機器等) (4)在外公館の土地、建物等の購入 (5)海外旅行者に対する措置(持ち帰り品の減税措置) (6)対日輸出促進調査団の受入れ体制の整備 (7)MTN交渉への積極的取組 4. 経済協力等の拡充 (1)政府開発援助の積極的拡充(3年間で倍増等) (2)共通基金問題等への積極的取組(共通基金交渉の早期妥結等) 5. 円高差益還元等物価対策の推進 (1)円高に伴う物価対策(電力料金の据え置き、割引き等) (2)建設資材の需給・価格動向の監視等 6. 新たな経済計画の策定	1. 公共事業等の円滑な執行等(下期に相当程度の伸びを確保) 2. 金融政策の機動的な運営 3. 中小企業対策の円滑な推進(円滑な金融の確保、倒産防止対策の機動的な運用等) 4. 住宅建設の促進等(住宅公庫の融資の確な実施等) 5. 民間設備投資の推進(省エネ投資等に配慮しつつ、金融面を中心とする投資環境の整備、電力投資の計画的実施等) 6. エネルギー対策の推進(石油節減努力等によるエネルギー事情の安定化等) 7. 調和ある対外経済関係の形成(国際収支赤字の漸進的改善等) 8. 物価対策の推進 (1)生活関連物資、国民経済上重要な物資の価格安定等 (2)石油製品の価格監視の実施、同調的値上げを注視 (3)生活必需物資の安定的供給と価格の安定 (4)公共料金の厳正な取扱い (5)地価動向の厳重な監視等による投機的な土地取引の防止 (6)地方公共団体への要請	○対策の効果 80年度は政府見通し程度の実質成長率を確保、国際収支は予想を若干上回る赤字額、物価は政府見通し程度におさまるよう努力
容	○対策の効果 78年度経済は実質成長率は7%程度、国際収支黒字は2兆7000億円程度、WPIは△1.5%、CPIは4.9%		

名 称	当面の経済情勢と経済運営について	(続 き)	当面の経済運営と経済見通し暫定試算
日 時	81. 3. 17 (経済対策閣僚会議)		81. 10. 2 (経済対策閣僚会議)
内 容	I. 景気の維持・拡大 (1) 金融政策の機動的運用 (2) 市中金利全般の引下げ促進 (3) 設備投資資金等の資金供給の円滑化 2. 公共事業等の執行促進 (1) 上半期の契約率を70%以上 (2) 実施計画承認事務等の早期処理 (3) 財政対象機関も上に準ずる (4) 地方公共団体への要請 3. 中小企業対策の円滑な推進 (1) 中小企業に対する円滑な金融の確保 (政府系中小企業金融三機関の新規貸付けの特段の措置等) (2) 倒産防止対策の機動的運用 (3) 上半期の公官需の中小企業向け契約額を前年同期比10%増加等 4. 住宅建設の促進及び宅地供給の円滑化等 (1) 住宅建設促進のための当面の措置 (上半期に住宅公庫貸付の相当数の募集等) (2) 宅地供給の円滑化のための措置 (農住組合制度の積極的な活用、開発許可の適切な運用、投機的な土地取引防止等) (3) 潜在的な住宅建設需要の顕在化 (第4期住宅建設5箇年計画の積極的な実施) 5. 民間設備投資の推進 (金融面を中心とする投資環境の整備、中小企業への配慮、電力投資の促進) 6. 業況悪化業種等に対する対策 (資金供給の円滑化等)	7. プラント輸出の健全な伸長 (輸出信用の活用等) II. 物価の安定 1. 生活関連物資及び国民経済上重要な物資の価格の安定、便乗値上げ防止等 2. 石油製品の円滑な供給、元売、小売段階の価格監視等 3. 生活必需品の安定的供給と価格の安定 (野菜、果物の計画的な生産、出荷等) 4. 公共料金の厳正な取扱い (電気・ガス料金、電話料金等) 5. 為替相場の物価への影響の状況把握、適切な措置等 6. 需給・価格動向等の物価情報の提供の積極的実施 7. 地方公共団体への協力要請	1. 物価の安定 (1) 灯油等石油製品の円滑な供給の確保 (2) 秋冬野菜の供給の確保等 2. 均衡ある内需の回復 (1) 81年度公共事業等の下期の円滑な執行等 (2) 金融政策運営の機動的対応 (3) 中小企業に対する倒産防止対策の機動的運用等 (4) 中小企業に配意した民間投資の投資環境の一層の整備 (5) 住宅建設について、第4期住宅建設5箇年計画の積極的な実施等 3. 不況産業対策の推進 (1) エネルギー、原材料コスト上昇への対応 (2) 開発輸入の促進等 (3) 設備投資の抑制等による供給規模の適正化 (4) 産業基盤の整備、技術開発等 4. 貿易の拡大均衡 (1) 貿易会議の活用、「製品輸入拡大について」の具体化 (2) 石油の国家備蓄の増強 (3) 輸入の拡大方策の具体的検討 (4) 欧州諸国等との投資交流、産業協力等 (5) ODA 中期目標の確実な達成 ○対策の効果 81年度の成長率は4.7% (当初見通しは5.3%)、WPI 3% (当初4.1%)、CPI 5% (当初5.5%)、経常収支は70億ドルの黒字

名称	総合経済対策	(続き)	今後の経済対策について
日時	82.10.8 (経済対策閣僚会議)		83.4.5 (経済対策閣僚会議)
内 容	I. 内需の拡大等 1. 公共投資等の推進(2兆円強の事業規模の追加) 災害復旧: 7500億円 一般公共: 4000億円 道路公団: 1200億円 地方単独: 5000億円 住宅公庫: 3000億円 2. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の貸付枠の追加等 (2)増改築、中古住宅の需要喚起、流通等の促進等 (3)市街化区域の区分の積極的な見直し等 (4)民間機関の個人向け融資資金の確保 3. 中小企業対策 (1)特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき業種指定及び地域指定の追加等 (2)中小公庫、国民公庫の貸付限度額の引上げ、省エネ貸付の対象設備の拡大等 (3)中小企業向け官公需の契約目標の確実な達成等 (4)倒産防止対策の機動的運用等 4. 民間部門における需要喚起 (1)金融政策の適切かつ機動的な運営 (2)エネルギー関連投資等を中心に民間投資への開銀の貸付枠の追加 (3)乗用車、家電製品等の割賦販売標準条件の緩和 (4)プラント輸出等の促進等、輸銀の貸付枠追加等 (5)プラント・パージにかかる協力促進	II. 不況産業対策 基礎素材産業等の構造的課題への対応の検討及び、不況カルテル等を通じた需給バランスの改善 (1)内需拡大、不況カルテル等の備蓄買上げ (2)アルミニウム地金の再編整備 (3)木材産業の再編整備 III. 雇用対策 (1)雇用調整助成金制度の業種指定の機動的実施等 (2)法に基づく特定不況業種及び特定不況地域への追加指定 (3)特別の求人開拓の強力な実施、新卒者の求人確保対策の強化等 ○対策の効果 対策の実施により82年度の実質成長率は3.4%程度に、WPIは2%、CPIは3%の見込み	I. 当面の課題 1. 金融政策の機動的運営 (1)金融政策の機動的運営 (2)設備投資資金等の資金供給の円滑化 2. 公共事業等の前倒し執行 (1)83年度上半期の契約率を70%以上 (2)地方公共団体への要請等 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の適切な募集等 (2)民間機関の個人向け住宅融資についての配慮等 (3)増改築の推進(工事の実施体制の整備等) (4)住宅取得控除制度、立体買換えに係る特例制度の改善等 4. 規制の緩和等による民間投資の促進等 (1)都市中心部の高度利用のための第一種住宅専用地域の見直し等 (2)宅地供給の円滑化のための適切な線引きの見直し等 (3)宅地開発指導要綱の行き過ぎの是正等 (4)電力業設備投資の83年度下期以降分の繰上げ発注(5000億円) (5)民間投資の環境の整備、政府系機関の貸付計画の円滑な実施等 (6)プラント・パージに係る協力の推進 5. 中小企業対策の推進 (1)政府系中小金融機関の貸付資金枠の十分な確保等

名称	今後の経済対策について (続き)	(続き)	総合経済対策
日時	83.4.5 (経済対策閣僚会議)		83.10.21 (経済対策閣僚会議)
内	5. 中小企業対策の推進 (続き) (2) 倒産防止対策の機動的運用 (3) 官公需の中小企業者の受注機会の増大等 (4) 特定業種関連地域の振興対策等の早期実施 (5) 中小企業投資育成会社の積極的活用等で (6) 新分野開拓促進投資の税制上措置の周知徹底 (7) 設備の近代化、企業規模適正化等に係る新増設の緩和措置を踏まえ、投資を円滑化 6. 雇用対策の推進 (1) 特定不況業種・特定不況地域関係労働者雇用安定法の業種、地域の機動的な指定等 (2) 雇用調整助成金制度の業種の機動的指定、積極的活用等 7. 不況業種対策の推進 (1) 特定産業構造改善臨時措置法の構造改善基本計画の早期策定等構造改善の円滑な実施 (2) 内需拡大、不況カルテルの適切な運用等需給の改善 8. 調和ある対外経済関係の形成 (1) 基準・認証制度の改善 (2) 経済協力の推進 (3) 産業協力の推進	II. 今後取り組むべき課題 1. 世界経済活性化のための国際協力に対する砦の貢献 2. 所得税の減税の検討 3. 公共的事業について民間活力導入の方策の検討	I. 内需拡大による景気振興 1. 公共投資等の推進 (1兆8800億円の事業規模の拡大) 災害復旧: 6300億円 一般公共: 4500億円 (債務負担) 住宅公庫: 2000億円 道路公団等: 1500億円 地方単独: 4500億円 2. 所得税及び住民税の減税合計1兆2100億円 (平年度1兆円) の減税を実施 3. 公共的事業分野への民間活力の導入の促進等 (1) 国鉄用地等国有地の有効活用の一層の推進、推進本部の設置 (2) 都市再開発の推進 (民間活力導入の点から高度利用を図るべき地域地区の見直し等) (3) 住宅・宅地供給の促進 (適切な線引きの見直し等) (4) 公共的事業につき民間が主体的に事業を行うシステムの開発等の推進等 (5) 民間活力の活用によるニューメディア振興等 (6) テクノポリス構想の推進 (公共事業の重点的投資等) (7) 地域中小企業の活性化 (ベンチャービジネスの振興等) 4. 民間投資の促進 (1) エネルギー関連投資等を中心とした民間投資の推進、開銀の貸付枠の追加 (2) 電力業の設備投資の繰上げ発注の追加 (1100億円)、投資増加 (5100億円)
容			

名称	総合経済対策 (続き)	(続き)	内需拡大に関する対策
日時	83.10.21 (経済対策閣僚会議)		85.10.15 (経済対策閣僚会議)
内	5. 中小企業対策の推進 (1) 政府系中小金融機関の貸出金利の引下げ等 (2) 中小公庫等の省エネ貸付の対象設備の拡大 (3) 中小企業投資育成株式会社の投資基準の緩和 (4) 83年度中小向け官公需契約目標の確実な達成、公共事業の受注機会の増大等 (5) 倒産対策の機動的運用等 6. 金融政策の機動的運営 金利水準全般の引下げの促進 II. 市場解放 1. 関税率の引下げ (1) 44品目の関税率の撤廃、引下げ (2) 東京ラウンド合意に沿った関税引下げの繰上げ措置の84年度からの実施 (3) 時価関税につき鉱工業品のシーリング総枠の5割拡大 2. 輸入制限の緩和 3. 基準・認証制度改善の確実な実施 (改善措置の確実な実施等) 4. O T O の活動の強力な推進 III. 輸入促進 1. 輸銀の融資による輸入の促進等 (1) 製品輸入に必要な低利の資本の貸付等 (2) 輸入品の販売促進体制の整備に必要な貸付けへの対処 2. 円による短期輸入金融の円滑化	III. 輸入促進 (続き) 3. J E T R O の輸入促進機能の強化 4. 政府等による輸入品調達の促進 5. 輸入品流通機構の改善 6. その他 (製品輸入促進月間の創設等) 資本流入の促進 IV. 政府保証外債の米国市場での発行 1. 資本公債に関する法制的整備等 2. 外貨公債に関する法制的整備等 V. 円による国際取引の促進及び金融・資本市場等の環境整備 1. 実需原則の見直し 2. 円建て貿易関係銀行引受け手形市場の検討 3. 資本交流の円滑化 4. 金融の分野における外国企業の進出等 VI. 国際協力等の推進 1. 産業協力の推進 2. 経済協力の推進 3. 国際金融機関への資金協力 4. 節度ある輸出の確保	I. 当面早急に実施する対策 1. 民間住宅投資・都市開発の促進 (1) 住宅公庫の特別割増貸付制度の実施、貸付枠の追加 (2) 宅地開発の円滑化 (指導要領の行き過ぎの是正等) (3) 都市開発の促進 (市街地再開発事業等の積極的活用等) (4) 国有地等の有効活用 (民間活力活用可能土地の選定、処分等) (5) 増改築リフォームの促進 (6) 連絡推進体制の整備 2. 民間設備投資の促進 (1) 電気事業、ガス事業の設備投資の追加等 (電力は88年度までに合計1兆円、ガスは今後3年間計で1000億円) (2) 開銀の融資の活用 (貸付枠の追加等) 等 (3) 基礎技術開発の促進 (基礎技術研究開発促進センターの活用) 3. 個人消費の喚起 (1) 消費者金融への積極的な取り組みの要請 (2) 現金自動支払機の毎土曜休業日の稼働の要請等 (3) カラーテレビ、自動車の割賦販売標準条件の緩和等 4. 公共事業の拡大 一般公共事業、財投の追加、災害復旧工事の速やかな実施、地方単独事業の円滑な施行等により総額1兆8000億円の事業規模の追加
容			

名称	内需拡大に関する対策 (続き)	内需拡大に関する対策	総合経済対策
日時	85.10.15 (経済対策閣僚会議)	85.12.28 (経済対策閣僚会議)	86.4.8 (経済対策閣僚会議)
内	Ⅱ. 今後推進する対策 1. 公共的事業分野への民間活力の導入 (民法を利用したテクノポリス等の地方 のプロジェクトの着実な推進等) 2. 規制緩和(住宅建設・都市開発、設備投 資・研究開発投資分野などの規制緩和の 諸処置を着実に実施) 3. 週休二日制の拡大(年間休日日数が5 年間で10日程度増加するための諸対策を 着実に実施) 4. 国公有地等の有効活用(特に土地信託 制度の国公有地への導入) Ⅲ. フォローアップ 内需拡大に関する作業委員会による継 続的なフォローアップ	(注)10.15決定の対策の予算、税制措置の 具体化 1. 住宅・都市開発の促進 (1)住宅減税(住宅取得促進税制の創設、住 宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充 等) (2)予算上の措置(住宅公庫の貸付戸数を51 万戸(前年度比2万戸増)とする等) 2. 設備投資・技術開発の促進 (1)税制上の措置(エネルギー・基盤高度化設 備投資促進税制の創設等) (2)予算上の措置(基盤技術センターの運営 基盤の強化等) 3. 公共投資の拡大 (1)公共事業の事業費の拡大(86年度は前年 度以上の伸び率、国庫債務負担行為の 1500億円追加、公共事業実施機関に対す る財投規模は3兆5000億円) (2)地方単独事業(8兆7000億円の見込み、 効果的な事業実施を期待等) 4. 公共的事業分野への民間活力の導入等 (1)大規模プロジェクトの着手(東京湾横断 道路、明石海峡大橋) (2)(1)につき特別償却制度の創設、不動産取 得税等の措置等 (3)(1)(2)の法制化 (4)関西国際空港の事業費の大幅増額 (5)民活プロジェクトの着実な推進	1. 金融政策の機動的運営 2. 公共事業等の施行促進 (1)86年度上半期の契約率を過去最高を上回 ることを目標として施行促進 (2)地方公共団体への要請 3. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還 元と価格の適正化等 (1)電力・ガスの差益を暫定的料金の引下げ で還元 (2)畜産物の価格帯の引下げ (3)輸入牛肉の小売目安価格の引下げ等 (4)国際航空運賃の方向別格差の縮小 (5)国際通信料金の引下げ (6)その他の公共料金の可能な限りの引下げ への努力等 (7)円高及び原油価格低下の効果が国内価格 に反映させる努力及び関係業界への要 請、37品目の輸入消費財の価格動向等調 査等 4. 規制緩和による市街地再開発の促進等 (1)市街地再開発の促進等(第1種住居専用 地域の第2種への指定替え等) (2)新市街地開発の促進(重点的な線引きの 見直し等) (3)国公有地への土地信託制度の導入(民活 を活用した国公有地の有効活用の促進)
容			

名称	総合経済対策 (続き)	当面の経済対策	総合経済対策
日時	86. 4. 8 (経済対策閣僚会議)	86. 5. 30 (経済対策閣僚会議)	86. 9. 19 (経済対策閣僚会議)
内	5. 住宅建設、民間設備投資等の促進 (1)住宅建設等の促進(住宅公庫の貸出金利の引下げ、住宅取得促進税制の活用等) (2)電気事業、電気通信事業等の設備投資の追加等(電気事業は86年度上半期に7000億円の追加発注、電線地中化は86、87年度に各々1000億円の追加、N T Tは86年度に1500億円の追加等) (3)公共的事業分野における民間活力の活用(東京湾横断道路の事業の早期着手等) 6. 中小企業対策等の推進 (1)中小企業対策(資金調達の円滑化のため制度の貸付金利引下げ等) (2)金属鉱業対策(金属鉱業経営安定化融資の融資時期の繰上げ等) (3)雇用対策(雇用調整助成金の機動的な業種指定、積極的活動等) 7. 国際社会への貢献(内需拡大努力による経済の拡大均衡を通じた世界経済への好ましい影響を期待)	1. 中小企業対策等 (1)特定産地総合振興対策(産地構造改善プロジェクトの策定及び指導事業の強化等) (2)中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ等 (3)不況業種企業の既往貸付金の返済負担の軽減 (4)不況業種に係る無担保保険の活用 (5)特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の指定業種の追加 (6)下請中小企業対策の推進(下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等) (7)金属鉱業対策(金属鉱業経営安定化融資の対象業種の拡大) 2. 雇用対策 (1)雇用調整助成金制度の機動的な業種指定 (2)「特定不況業種・地域関係労働者雇用安定法」の特定業種・地域の追加指定等 3. 円高差益還元 (1)円高差益等の還元策(沖縄電力の差益還元、地方都市ガス事業者等の暫定的料金引下げ等) (2)その他(国内電話料金の引下げ促進等)	I. 公共投資等の拡大(3兆円の事業規模確保) 公共事業: 1兆4000億円 道路公団: 1000億円 地方単独: 8000億円 住宅公庫: 7000億円 II. 住宅建設、民間設備投資等の促進 1. 住宅の新築、建替の促進のための住宅公庫の融資制度の拡充強化(特別割増貸付の大幅増額等) 2. 開銀、北東公庫の基幹工業融資の拡充 3. 電気・ガス事業の投資の追加(86年度に1100億円)及び86年度下半期の電力事業の2000億円の繰上発注 4. N T T以外の第一種電気通信事業者の設備投資を86年度下半期に500億円積み増し III. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用等の推進 1. 規制緩和による都市開発の促進等 (1)市街地再開発の促進(高度利用等に係る容積率増の基準の見直し等) (2)新市街地の開発の促進(線引き見直しの推進等) (3)その他の分野における規制緩和(ガソリンスタンドの業務範囲、貸切りバス事業免許、都市圏のタクシー事業促進等) (4)国公有地等の有効活用(民活を利用した国公有地等の有効利用、国公有地等の売却等)
容			

名称	総合経済対策 (続き)	(続き)	緊急経済対策
日時	86. 9. 19 (経済対策閣僚会議)		87. 5. 29 (経済対策閣僚会議)
内 容	Ⅲ. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用(続き) 2. 公共的事業分野における民間活力の活用 (1) インセンティブの付与等々の民活プロジェクトの推進(民活法の対象施設整備事業の前倒し等) (2) 東京湾横断道路の建設の推進 (3) 大都市臨海部の再開発等都市整備等の推進(東京臨海部の再開発の推進等) (4) 地域開発等の推進(デクノポリス構想の推進等) Ⅳ. 中小企業対策等 (1) 特定地域中小企業対策(特定地域中小企業対策臨時措置法の制定等) (2) 既存の中小企業国際経済調整対策等特別貸付の拡充・延長等 (3) 金属鉱業対策(金属鉱業経営安定化融資の貸付枠の拡充等) Ⅴ. 雇用対策 (1) 雇用調整助成金の対象業種の指定基準、助成内容の改善に必要な措置 (2) 高齢者、特定業種・地域の離職者等の求職者の特別の求人開拓の実施 (3) 過剰人員を抱える業種の労働移動の円滑化の推進	Ⅵ. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等 1. 公共料金等 (1) 可能な限り公共料金等の引下げへの努力 (2) 輸入牛肉の差益還元 (3) 国内航空の差益還元 (4) バス、タクシー等の運輸事業の差益還元を指導 (5) 国際通信料金の引下げ (6) 砂糖の安定価格帯の引下げ等 (7) 塩の価格引下げ 2. その他 (1) 国民生活に密着した消費財等の価格動向の監視、円高メリットの活用等 (2) 石油製品の価格動向注視 (3) 配合飼料の原料価格の動向注視 (4) 主要輸入消費財等の50品目の価格動向調査、公表 (5) 並行輸入に関する調査等 (6) 円高活用の方針等を内容とする第2次円高活用プランの策定指導の取りまとめ等 (7) 円高等による国内販売価格の変化等の消費者等への情報提供の拡充等 Ⅶ. 金融政策の機動的運営 Ⅷ. 国際社会への貢献(海外投資保険の活用、ODAの第3次中期目標に沿った実質的な実施等)	I. 公共事業等 1. 公共事業等の施行促進(87年度上半期の契約率80%以上を目指した施行を促進) 2. 公共投資等の拡大(5兆円の事業規模確保) 一般公共 : 2兆4500億円 災害復旧 : 4500億円 教育・研究開発等 : 3500億円 道路公団等 : 2500億円 地方単独 : 8000億円 住宅公庫 : 7000億円 Ⅱ. 減税(総額1兆円を下らない規模の所得税等の減税を先行) Ⅲ. 住宅投資の促進(住宅公庫の貸付金利の引下げ、融資制度の拡充等の措置等) Ⅳ. 地域活性化の推進(地域産業基盤の整備等) Ⅴ. 民間活力の活用等 1. 民間活力の活用(NTT株式売却収入の活用による地域経済の活性化等) 2. 設備投資減税(研究開発等内需指向型の設備投資促進のための減税) Ⅵ. 中小企業対策等の推進(特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく特定地域の追加指定、政策金利の引下げ等)
答			

名 称	総合経済対策 (続き)	(続き)	
日 時	87. 5. 29 (経済対策閣僚会議)		
内 容	VII. 雇用対策の充実等 (「30万人雇用開発プログラム」の着実な実施等の雇用対策、週休2日制の普及等の労働時間の短縮) VIII. 円高差益の還元等 1. 公共料金等の可能な限りの引下げ、円高差益の還元等の推進 2. その他一般商品の価格調査、情報提供等 IX. 金融政策の機動的運営等 1. 金融政策の適切かつ機動的な運営 2. 資金運用部の預託金利の引下げ、政策金利の引下げ 3. 民間金融機関等に対する消費者金融の拡充要請等 X. 輸入の拡大、市場アクセスの改善等 1. 10億円ドルの政府調達による追加的な外国製品の輸入 2. 政府調達手続の改善等 3. 輸銀の製品金融の拡充、金利の引下げ等 4. 一層の製品輸入拡大努力の要請 5. 「アクション・プログラム」の推進 6. 金融・資本市場の自由化・国際化 (金利の自由化等) 7. 海外旅行者の携帯品免税金額枠の2倍引き上げ	XI. 国際社会への貢献 1. O D A 第3次中期目標の極力早期達成等 2. 開発途上国に対する資金還流の促進 (3年間で200億ドル以上のアンタイド資金の還流等) 3. 開発途上国に対する技術移転の一層の促進 (専門家派遣事業等の抜本的拡充等) 4. 後開発途上国への特別の配慮 (3年間で5億ドルのノンプロジェクト無償援助の実施等)	

名称	緊急経済対策	総合経済対策	総合的な経済対策の推進について
日時	92. 3. 31 (経済対策閣僚会議)	92. 8. 28 (経済対策閣僚会議)	93. 4. 13 (経済対策閣僚会議)
内	I. 公共事業等の施行促進 1. 公共事業等の施行促進(75%を上回る) 2. 公共事業等の施行促進(75%を上回る) 3. 公共事業等の施行促進(75%を上回る) 4. 公共事業等の施行促進(75%を上回る) II. 民間設備投資の促進 1. 電力事業、ガス事業 2. 第一種電気通信事業者 III. 省力化投資の促進 IV. 個人消費、住宅投資等の促進 1. 労働時間の短縮 2. 電話料金の引下げ 3. 住宅投資の促進 4. 駐車場整備の促進 V. 中小企業対策 1. 中小企業金融対策 2. 下請中小企業対策、官公需対策 3. その他 VI. 資金調達環境の整備 1. 証券取引制度改革等の推進 2. 社債市場 3. 株式市場 VII. 金融政策の機動的運営	公共投資等の促進(8.6兆円) 1. 公共用地の先行取得(うち1.5兆円) 2. 公共用地の先行取得(うち1.5兆円) 3. 住宅投資の促進(1.1兆円) 4. 民間設備投資の促進 (1)設備投資減税 (2)政府関係金融機関の融資の活用等(9000億円) (3)電力、ガス、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施 5. 中小企業金融対策等(1.2兆円) (1)中小企業の経営安定対策 (2)中小企業の構造改革のための設備投資促進等 (3)下請中小企業対策 6. 雇用対策 7. 生活ニーズの多様化への対応 8. 輸入の促進 9. 金融システムの安定性の確保 (1)金融機関の融資対応力の確保 (2)金融機関の融資の活性化等 (3)証券市場の活性化等 10. 証券運用規制の見直し (1)株式保有者の売却の凍結 (2)政府保有株式の売却の凍結 (3)個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進 (4)企業の資金調達環境の整備 (5)証券会社の適正な投資勧誘の推進 (6)金融機関による安易な益出しの抑制等 (7)先物関連税制の検討 (8)証券関連税制の検討 11. 金融政策の機動的運営	公共事業等の施行促進(75%を上回る) 1. 公共投資等の拡大(10.62兆円) 2. 公共投資等の拡大(10.62兆円) 3. 社会資本整備の新たな展開 4. 住宅投資の促進(5万戸追加等) 5. 民間設備投資の促進 (1)設備投資減税 (2)政府関係金融機関の融資の活用等(5200億円) (3)公共投資関連の民間投資 (4)電力、ガス、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施 6. 中小企業金融対策等(1.91兆円) (1)中小企業等の資金調達の円滑化 (2)中小企業に対する信用保証の充実等 (3)設備投資の促進 (4)下請中小企業対策、官公需対策 7. 雇用対策(280億円) 8. 規制上の措置(約1500億円) 9. 規制緩和 10. 輸入の促進等 11. 金融システムの安定性の確保 12. 安定的で活力ある証券市場の確立 13. 金融政策の機動的運営
容	(注)総規模 10兆7000億円	(注)総規模 約13兆2000億円	

名称	緊急経済対策 (経済対策関係会議)	総合経済対策 (経済対策関係会議)	緊急円高・経済対策 (経済対策関係会議)
日時	93. 9. 16 (経済対策関係会議)	94. 2. 8 (経済対策関係会議)	95. 4. 14 (経済対策関係会議)
内	I. 規制緩和等の推進 (94項目) 1. 規制緩和等の実施 (94項目)の推進 2. 地域開発等プロジェクトの推進 3. 着実な実施を確保するためのフォローアップ 4. 引き続き規制緩和を推進するための措置 II. 高差益の還元 1. 高差益の還元 2. 高差益の還元 3. 高差益の還元 4. 高差益の還元 5. 高差益の還元 III. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成 1. 厳しい経済情勢等への対応 (1)生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進 (1.8兆円) (2)災害復旧事業の推進 (4500億円) (3)住宅投資の促進 (10万戸追加、2.9兆円) (4)構造調整に資する設備投資の促進 (約150億円) (5)中小企業対策等 (1兆円) (6)雇用対策 (7)税制上の措置 (8)金融の円滑化と金融政策の機動的運営 2. 調和のある対外経済関係の形成 (1)輸入の促進等 (2)O T Oにおける苦情処理体制の充実・強化の検討 以上のほか次の検討を推進する。 1. 経済社会構造の変革に向けての検討 2. 抜本的な税制改革の検討 (注) 総規模 約 6 兆円	I. 景気浮揚のための内需拡大 1. 所得減税の実施等 (5.48兆円) 2. 公共投資等の拡大 (7.2兆円) 3. 住宅投資の促進 (1)住宅金融公庫の融資の追加 (7万戸) (2)住宅関連税制の拡充、容積率の割増制度の適用の弾力化等 4. 民間設備投資を促進するための税制上の措置 II. 課題を抱える分野における重点的施策の展開 1. 土地の有効利用の促進 (1)公共用地の先行取得 (うち2.28兆円) (2)民間都市開発事業による土地の有効利用の推進 (0.5兆円) (3)土地の有効利用等のための税制上の措置等 2. 中小企業対策等 (1.36兆円) (1)中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援 (2)中小企業等の警戒安定対策等 3. 農業の国際化対応のための緊急対策 (0.23兆円) 4. 雇用対策 5. 金融・証券市場に関する施策 (1)資金の円滑な供給 (2)不良資産の処理促進 (3)金融政策の機動的運営等 III. 規制緩和等の推進 1. 規制緩和等の推進 2. 新規産業創出の促進と発展への支援 (0.1兆円) 3. 地域の視座に立った経済の活性化 4. 調和ある対外経済関係の形成 (注) 総規模 15兆2500億円	I. 内振興策 (1)平成7年度補正予算の編成 (2.7兆円) (2)公共事業等の積極的施行 (3)適切な機動的な財政運営 (4)公共投資基本計画の実施 II. 規制緩和の前進 (1)規制緩和の前進計画の前倒し、輸入促進策等 (2)輸入促進のためのインセンティブ強化 (3)石油国家備蓄の推進 (4)石油国家備蓄の推進 (5)政府調達 (6)国際空港等空港建設に係る外国企業の参入機会の拡大 III. 円高差益還元と公共料金の引下げ等 (1)円高差益還元と公共料金の引下げ等 (2)一般輸入消費財等の円高差益還元等 (3)公共料金引下げ等 IV. 円高による影響への対応 (1)中小企業対策 (2)農林漁業対策 (3)雇用対策 V. 経済構造改革の推進 (1)経済フロンティアの拡大 (2)内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組 (3)対日投資の促進 (4)事業環境の国際的調和に向けた検討 (5)法人課税のあり方 VI. 金融・証券市場に関する施策等 (1)金融機関の不良債権の早期処理 (2)証券市場の活性化 (3)金融派生商品に関する措置 (4)円の国際化の推進
容			

名称	緊急円高・経済対策の具体化・増強を図るための諸施策（報告）	経済対策—景気回復を確実にするために—	
日時	95. 6. 27 (経済対策関係会議)	95. 9. 20 (経済対策関係会議)	
内 容	1. 内需振興策 (1)公共事業等の施行の促進 (2)適切かつ機動的な財政運営 (3)特別減税 (4)公共投資基本計画の実施 2. 経済構造改革の推進 (1)経済フロンティアの拡大 (2)産業構造転換の加速化 (3)輸入・対日投資促進策 (4)内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組 (5)規制緩和等の推進 3. 国民生活に対する円高の影響への対応 (1)新総合的雇用対策の実施 (2)中小企業対策 (3)円高メリットの還元促進 4. 金融・証券市場に関する施策 (1)証券市場活性化策 (2)資金供給の円滑化 (3)担保不動産等の流動化策の拡充 (4)金融システムの安定性確保	1. 思い切った内需拡大 (1)公共事業の推進 (4. 6兆円) (2)科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等 (0. 9兆円) (3)土地の有効利用の促進 (3. 2兆円) (4)阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進 (1. 4兆円) (5)ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施 (1. 1兆円) (6)地方単独事業の推進 (1. 0兆円) (7)住宅投資の促進 (追加3万戸、0. 5兆円) (8)財政投融资の積極的な活用 (9)金融政策の機動的運営 2. 直面する課題の克服 (1)土地の有効利用の促進等 (3. 2兆円) (2)証券市場の活性化 (3)中小企業対策等 (貸付規模1. 3兆円) (4)雇用対策 (5)金融機関の不良債権問題の取扱い 3. 経済構造改革の一層の推進 (1)科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等 (2)新規事業育成策 (3)新産業・生活インフラ整備等の促進 (4)輸入・対日投資の促進等 (5)規制緩和等の一層の推進	
容			

関係審議会等の動き

社会保険審議会（27.12.24） 第13回審議会速報書（抄）

厚生年金保険、船員保険の積立金は、被保険者、事業主が被保険者の老齢、障害、遺族等に備えていける資金を集めたものであるから、その運用方法においても被保険者の福祉に充分考慮を払うべきであり、又その運用機構においても被保険者、事業主の参加した民主的なものによらなければならない。なお、その予定を超えた運用収益は専ら保険給付の改善、労働者の福祉の増進にあてるべきものである。

この意味において、本積立金を大蔵省資金運用部が他の国家資金と一括管理運用している現行制度は速かにこれを根本的に改め、本積立金は先に述べた趣旨にそって、他の国家資金と分離し、独自の管理運用をなすべきである。

社会保険制度審議会（29.2.19） 第40回審議会「厚生年金保険法の改正に関する答申」（抄）

第四に、本制度の積立金は、毎年数百億円を増加し、将来は、巨額に達する見込であり、しかもこれは労使双方の拠出金に外ならない。従って本審議会がしばしば勧告したごとく、その運用については、民主的管理運用の途を開くとともに、その効率的な運用にそってその収益が還元するように措置すべきである。

社会保険制度審議会（33.6.14） 国民年金制度に関する答申（抄）

6.（前略）積立金の運用については、単に特別会計の方式をとるのみではもちろん不十分であって、その自主的な運営ができるよう慎重な考慮が必要である。また、その運用は被保険者の福祉のための諸施設に還元するなどの方途も忘れてはならないが、将来の貨幣価値の下落とか、金利の低下に対処する意味において、相当の利回りになるような運用のみを考へておく必要がある。

社会保険制度審議会（34.1.22） 国民年金法の制定についての答申（抄）

10. 本制度は、拠出制年金には不慣れた国民を対象とするものであるから、本制度の趣旨徹底について十分な努力を払うべきことはもちろんであるが、そのほかインフレ並びに国民経済の発展に対処する方針を明らかにするとともに、積立金の運用についても被保険者の要望にこたえて社会福祉等その利益に還元される制度を確立することが

特に肝要であろう。また、国民皆年金の趣旨を生かすためには、各種公的年金制度との運用措置並びにこれに伴う調整を怠るべきではない。

資金運用審議会（35.9.6） 資金運用部資金の運用に関する速報（全文）

前 文

終戦約10カ年の復興再建期においては、国民生活の安定のためには先ず生産の復興こそその前提をなすものとされたが、それがため必要とする民間資金の不足がはなはだしかったので、しぜん郵便貯金、簡保年金、厚生年金等あらゆる政府資金を統合した資金運用部資金が、基幹産業を中心として産業資金に重点的に運用され、経済の急速な復興が図られたのであった。その後産業が著しく復興し民間資金も充実するに伴って、資金運用部資金を中心とする財政投資は、しだいに住宅の建設、生活環境の整備等国民の福祉に直結したものや、道路、鉄道、電話等産業の発展や国民生活の基盤をなす部門或いは中小企業金融、農林漁業金融等の部門に対する運用に重点が移り、現在ではこれらの部門に対する運用が財政投資資金全体の75%程度を占めるに至っている。

さらに現下、所得増進計画とも関連してこれら社会的公共的部門の充実に一層叫ばれており、これらに対する長期、低利の資金への要請が極めて強く、政府資金の安定的拡充に対する期待がますます高まっている状況である。

かかる際、来年度に拠出制国民年金の発足が予定されているが、その積立金の運用については、その拠出を円滑にし年金制度の発展に資するため、できるだけ資金の拠出者の福祉向上に直接寄与する部門へ運用すべしとの要望があり、またこれと併行して資金運用部資金を構成する郵便貯金、簡保年金、厚生年金の資金においても、資金運用部資金の運用の現状について、

- ① 資金の拠出者の福祉のための還元が十分でない。
 - ② 運用利回りが低い。
- 等の不満の声が出ている。

われわれ資金運用部資金運用審議会は、この当面の問題について、各方面の意見を聞き、各種の資料にもとずいてこれらの主張や資金運用部資金の運用のあり方を慎重に検討した結果、次の如き結論に到達した。

1. 国民年金積立金の運用

- ① 昭和36年度から拠出制国民年金の発足するに伴い、その積立金の運用をいかにするか問題となっているが、国民年金の拠出者は、農民、中小企業等の自営業者、

零細企業の被用者等、低所得者層を含めた広い国民の階層からなっているの、その資金はこれを国民一般の福祉の向上に資せしめることが当然期待されている。

(2) この点については、この種資金は財政投融資の形で総合され、その全体が公共の目的のため運用せられているが、現に昭和35年度においてもその約75%4,400億円が住宅、上下水道、道路、鉄道あるいは中小企業、農林漁業等の資金に重点的に充當されており、今後そのウェイトが更に高まることが予想される状況にあるので、その資金が資金運用部に預託され総合的に財政投融資に運用されることこそ、国民一般の、従って国民年金の対象となっている国民層の福祉向上の目的に合致するものと考えられる。

(3) しかしながら、特にこれら拠出者の拠出意欲の向上を図り、国民年金制度の発展に役立たせる意味をもって、厚生年金の還元融資と同様毎年度預託金増加額の25%までの範囲において預託金の一部を特別融資として、厚生省において何らかの拠出者に明瞭に理解できるような形で老齢年金、障害年金、母子年金等の国民年金制度の趣旨に沿うような施設等の整備に充てることが望ましいと考えられる。この場合、その趣旨に適合した対象の選定、運用割合の決定等については、資金運用部資金運用審議会において財政投融資全般との調和や厚生年金の還元融資との調整を充分に考慮して検討する必要がある。

(4) 預立金の運用利回りについては、予定利回り5分5厘を確保することはもちろんであるが、この運用利回りが得る保険料の調整、年金給付の充実等に多大の關係を持つ点にかんがみ、政府資金としての性格をそなわれない限度において極力利回りの向上を図ることが必要であり、資金運用部においても現行貸付基準金利（6分5厘）程度に国民年金の預託金の利回りを引き上げるよう努めるべきである。

2. 厚生年金預立金の運用

(1) 厚生年金預立金の運用については、厚生省は、同預立金が国家資金の性格を持つとはいえ、実質的には被保険者及び事業主が老齢等の場合の生活保障という特定の目的をもって拠出した、零細な保険料の累積であって、できるだけ有利に運用する必要があるとともに、被保険者の福祉の増進のために運用することが望まれるにかわらず、現在の運用はこれらいずれの点についても不十分であるとしている。

(2) 厚生年金預立金は、現在資金運用部に預託され、財政投融資として運用されているが、財政投融資は国民経済の発展と被保険者をも含めて一般国民の福祉の向上のために運用されている。すなわち、資金運用部資金が、それ自体として厚生年金の被保険者の福祉の向上に寄与していることは論のないところであろう。

しかし、さらに現在毎年度増加預託金の15%程度をもつていわゆる還元融資が行われ、直接被保険者のための住宅、病院、保健厚生施設等の整備に充てられているのであるが、このような被保険者に対する直接還元の要請の要望がきわめて強く、従来の枠では不十分であると考えられる。そこで厚生年金制度の円滑な運営に資する見地から、還元融資の枠は毎年度増加預託金の25%までの範囲においてこれを拡大すべきである。

なお、還元融資の枠が上述のごとく拡大される場合には財政投融資としても相当のウェイトを持つことになり、またそれ自体としても、一般財政投融資における住宅、病院その他の運用対象との調整等政府資金全体としての調和をはかる必要があるから、その内容については、国民年金の場合と同様資金運用部資金運用審議会で十分これを検討する必要がある。

(3) なお、預立金の運用利回りについては、国民年金同様の考慮が払われねばならぬことはもちろんである。

6. 資金運用部資金審議会の運営の改善

資金運用部資金の運用の適正を期するため資金運用部資金運用審議会が設けられ、運用計画等についてはその職を盡ることになっているが、国民年金資金の運用が加わるとか、厚生年金還元融資の枠を拡大するとかの事情もあるもので、その組織及び運営の方法等に改善を加え、さらに詳細な実質的審議を行うようにすべきものと考えらる。

社会保障制度審議会（35.10.12） 公的年金預立金の運用についての要望（全文）
きよ出制国民年金が発足すれば、その預立金は、ぼう大な金額に達することが予想される。従って、その管理運用については、慎重な態度が必要である。国民年金の預立金は、国民の零細なる家計から強制的に徴収されたきよ出金から成るものであって、社会保障のためという特定の目的をもつた一種の租税に外ならない。

預立金は全体として年金制度の健全な運営ならびに改善のために運用されなければならない。

らない。このため、その運用に当っては、できる限り高い利廻りを確保することによって、将来、年金額の引上げや、保険料の引下げにも役立つようにする必要がある。しかし、わが国の社会保障の現状から、差し当っては、可能な範囲において社会保障施設の拡充に積立金を充てることもまた必要である。

そもそも、社会保障制度の総合調整の見地からみれば、社会保障の積立金は、将来、それが国民年金や厚生年金保険の積立金であるとして、また失業保険のような短期保険の積立金であるとして問わず、その一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来の行き方である。

これらの積立金は、国の資金として財政投融资の原資にするとしても、直ちに、資金運用部資金にくり入れなければならないということにはならない。しかし、この際の措置としては、暫定的に、資金運用部資金にくり入れるとしても、特別勘定として、他の資金とは厳密に区別して、社会保障の目的を十分に達するように管理・運用することを法律によって保障することが肝要である。かくすることによって、郵便貯金等の全く性質の異った資金とプールして運用されるようなことを、何としても避ける必要がある。またそのことによって社会保障の積立金が財政投融资計画の名のもとに、社会保障の目的に反する使途に使用されることをあくまでも防止すべきである。

元来、国民年金制度は、社会保障の充実・前進のために創設されたものであって、財政投融资資金としての国家資金が必要であるために創設されたものではない。積立金の運用については、国民の理解と納得を得ることによって、始めて国民年金制度の前進が期待できる。

右要望する。

国民年金審議会（35.9.10） 国民年金積立金の運用について中間答申（全文）

1. 国民年金の積立金も国家資金であるから、他の資金と甚しい不均衡を生じてまで分離して運用するという考え方をもちすべきではないと同時に国家資金だから資金運用部に一括して総合運用するのだときめてかかめるのも正しくない。郵便貯金为主であったときと厚生年金や国民年金の積立金が大きな割合を占めるようになる場合には資金運用部のあり方が当然違ってゆかなくてはならない。しかし、現在の資金運用部では、(1) 金利についてみると、積立金は年金給付の財源になるためのものであるから、できるだけ高い利回りで運用すべきであるが、資金運用部資金の枠内ではその目的にあうような仕組になっていない。また逆に国民年金をひろく国民に理解させ、その

円滑な発展を図るためには、ときには相当低い利率で貸付ける必要がある場合があるのに、現行制度による預託によっては至難である。

② 運用関係では

- ① 預託者側等の意見が十分織りこまれるような仕組になっていない。
- ② 資金運用が、その年々の財源配分の見地だけからきめられがちである。
- ③ 財政投融资計画が国の予算と併行して実質的に国の予算の一部として決定されるために、審議会の審議も単に決定事項の事後承認に終っている実情である。

2. これらの点も、郵便貯金等の運用にとどまる間は、別に問題ではないが、国民年金の発足にあたっては

- ① 積立金がどういう使途に使われているか一目でわかるような仕組にしてほしい。
- ② 積立金の運用にあたっては、拠出者の意向を十分反映させるような仕組を考へてほしい。

- ③ 積立金は国民生活に直結する分野に活用してほしいという要望がおこったことは、従来の運用に対する不満を表明したものにほかならない。これを無視することは国民年金制度の発足とその発展に大きな関係をもっている。

3. 結論としては、すべての国家資金が統一的に運用されることが望ましいことは、金融財政の原則上明らかであるが、その原則を貫こうとすればまず資金運用部の現行諸制度を抜本的に変革すべきであり、これは拠出制国民年金制度の発足という画期的な機会にこそ実行されるべきである。もしこれが不可能であるならば国民年金の積立金を資金運用部資金から切離し、これを自主運用させる途をとることも、またやむを得ないといわなければならない。

国民年金審議会（35.12.22） 国民年金積立金の運用について最終答申（全文）

ま え が き

国民年金積立金は、郵便貯金の資金とは異り、所定の利回りで運用されればよいというものではなく、限られた原資の中でよりよい給付を行うためには、できる限り多額の運用収益をあげなければならない。

それと同時に、その資金を被保険者等の生活の安定に寄与するような対象に運用する必要がある。

しかしながら、国家資金の統一的な運用を阻害するような結果を招くことは、避けなければならない。

以上の点を勘案して、国民年金積立金の運用は、資金運用部において行なうこととするが、現状の資金運用部による資金の運用方式では、上に述べたような種々の要請をみたすことは困難であるので、次のような信託的方式で運用すべきであるとの結論に到達した。

国民年金積立金運用方式要綱

- 1 国民年金積立金は、資金運用部に預託するものとする。
- 2 資金運用部においては、国民年金、厚生年金、船員保険および国家公務員共済組合の預託金をあわせて特別勘定（以下「年金特別勘定」という。）を設け、他の預託金の勘定（以下「一般勘定」という。）と区分して管理運用するものとする。
- 3 年金特別勘定の資金は、他の資金と区分して経理するものとする。
- 4 年金特別勘定は、国民年金特別会計、厚生保険特別会計、年金勘定等の預立金のほか、いわゆる余剰金の預託をも受け入れるものとする。
- 5 年金特別勘定に預託された資金は、大蔵大臣が預託者の意見を聞いて定めた運用計画にもとづき運用するものとする。
- イ 年金特別勘定の資金は、運用対象により甲種および乙種に分け、次に掲げる方針によって長期運用するものとする。
 - イ 甲種運用 社会福祉の向上、生活環境の改善その他保険料の拠出者等の生活の安定に直接寄与するような対象に運用する。“福祉運用”ともいうべきものである。
 - ロ 乙種運用 可及的長期の約定期間および可及的有利な利率をもって一般勘定に（再）預託するが、その運用は一般勘定にまかせられるものとする。“有利運用”というべきものである。

なお、年金特別勘定に預託された資金は、長期運用を實行するまでの間、これを一年以内の約定期間で一般勘定に（再）預託し、その運用は一般勘定にまかせるとともに、預託利率は可及的有利となるよう預託期間を按配するものとする。

- 6 甲種運用のうち、従来の資金運用部の運用方式によって運用しがたいものについては、特別の公法人を設立し、（「年金福祉公庫」と仮称する。）、これに貸付けられるものとする。この公法人にたいしては、一般会計等から設立当初の出資をするほか、社会福祉施設等に対して特に低利の貸付を行なうため、爾後必要に応じて出資を期待する

ものとする。

- 7 甲種運用の貸付の条件は、原則としてこれまで資金運用部で行なってきたものと同一機とする。

- 8 乙種運用については現行制度の枠内における可及的有利な運用対象および運用方法を速ぶことが期待されるところに、能うなれば現行制度の枠を社債等の運用にまで拡大することとし、これに対しては資金の性質上できるだけ高い預託利率を附するものとするほか、一般勘定に剰余金が生じた場合は、これを預託額に応じて分配交付するものとする。この場合は郵便貯金特別会計の赤字は、当然政府の一般会計の負担で、解決されるべきものとする。

- 9 大蔵大臣が毎年度資金運用部資金運用審議会の意見をきいて運用計画を定めるに当たっては、甲種運用の運用対象および運用額ならびに甲種運用と乙種運用との資金の振り分けについては、厚生、大蔵両省の協議によって原案を作成するものとし、乙種運用として一般勘定に預託された資金については、従来の資金運用部における運用の方式によるものとする。

- 10 年金特別勘定の資金の運用収益は、一般勘定への（再）預託金の利子（乙種および短期運用）、一般勘定からの剰余分配および甲種運用より生ずる利子（但し運用に伴う事務経費を控除した残額）とし、これをおおむね預託額等に応じて預託者（国民年金特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計および国家公務員共済組合）に分配交付するものとする。

これらの運用収益は、たとえば国民年金特別会計については、積立金の予定運用利率を確保するものでなければならないのみならず、出来るだけそれを上回る率となるよう年金特別勘定の運用において配慮するものとする。なお、この分配額は積立金に繰入れ、年金特別勘定に預託するものとする。

- 11 資金運用部資金運用審議会の構成を改め、拠出者側の意向がよりよく反映されるような仕組みとする。

なお、厚生大臣は、国民年金積立金の運用に関し、国民年金審議会の意見を徴する等拠出者の意向が十分に反映しうよう待段の措置を講ずるものとする。

社会保障制度審議会（37. 8. 22） 社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告（抄）

すでに昭和35年10月に「公的年金の積立金の運用について」要望した際に述べたように、社会保障制度の総合調整の見地からすれば、厚生年金保険や国民年金等の公的年金の積立金のみならず、失業保険その他の短期保険の積立金は、その一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来のゆき方である。これらの積立金はこれを必ず資金運用部資金に繰り入れなければならないといいたが、資金運用部資金に繰り入れられるとしても、特別勘定として他の資金と区別して管理し、社会保障の目的を達成するうえにおいて効果的であるよう運用することを法律によって保証することが肝要である。

社会保障制度審議会（39. 4. 14） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正について（答申）（抄）

（船員保険法の一部改正について）

5. 積立金については、特別勘定を設けて管理運用すること。

（厚生年金保険法の一部改正について）

被保険者側意見

9. 資金の管理運用について

従来主張の如く、区分管理とし、その運用は福祉面への優先還元を明確にすること。

事業主側意見

(9) 厚生年金の積立金の管理運用については、現在よりさらに有利運用がなされ、保険料負担増が緩和されるよう、資金運用部より分離して独立管理を図ること。

公益側意見

(2) 資金の管理運用

資金を区分管理すること及び厚生年金制度の発展に資するよう運用することについてさらに強化をはかるべきである。

社会保障制度審議会（39. 4. 16） 厚生年金保険法の一部を改正する法律案要綱および船員保険法の一部を改正する法律案要綱について（答申・抄）

7. スライド制、国庫負担および資金の管理運用については、一昨年8月の本審議会の勧告において指摘したとおりの措置をこの際徹底し、スライド制については明確な基準を定める。

国民年金審議会（41. 10. 3） 国民年金積立金の管理運用について意見書（抄）

本審議会は、昭和35年12月22日国民年金積立金の管理運用の在り方についてその意見を答申したが、現在までのところ満足すべき状態にないのは遺憾である。そこで国民年金積立金の性質に鑑み前記答申の実現をはかるよう重ねて要望するとともに、当面の運用については、

1. 資金運用部に預貯された国民年金の積立金は、厚生年金等の預託金と併せて特別勘定を設け、他の資金と区分して管理運用するよう要望したが、この実現できるまでの間においても、被保険者の意向を十分反映させるため運用計画にあたっては、毎年度予め厚生大臣と協議すること。

2. 国民年金特別融資資金は、本来被保険者の福祉のため用いられるべきものであるから、この回収金も当該資金原資とするのが至当である。

3. 国民年金制度は、農民、自営業者等を対象とし多数の低所得者層を含むものであるが、昭和41年度の法律改正により給付の改善とともに2回にわたり保険料の引上げが行なわれるので、この改正法律を円滑に実施するためには、被保険者等の十分な理解と協力を得る必要がある。

一方、財政投融資のうちでは厚生年金還元融資と国民年金特別融資とによって社会開発施策が行なわれているが、近時これらの施策の積極的な推進の要請に応じて、これらの融資、とくに国民年金特別融資に対する資金需要は益々増大している。

これらの要請から特別融資枠の拡大については、特別の配慮を加える必要がある。

社会保障制度審議会（43. 5. 30） 住宅資金貸付条件の改善について（金文）

わが国の住宅問題は、いろいろの角度から取り組まねばならない段階にある。その有力な一環として、労働者に持家をもたせる政策は、現在労使が一致して渴望するところ、その国民経済的意義は特に大きく、労働省もすでに労働者の財産形成としてその推進を提唱しつつある。

またこれは厚生年金積立金の還元融資の対象として最も適当なものであり、その需要は急激に増大しており、厚生省のこれに対する十分な配慮が望まれる。年金福祉事業団は、厚生年金積立金還元融資における中核的役割を担うものである。速やかにこの特恵に対する労使の要請に応えねばならぬ。すなわち、住宅融資中分譲住宅分の融資枠を大幅にひろげると同時に、金利その他貸付条件につきできるだけの配慮をつくすべきである。この貸付はいわば保険契約者貸付的なものであり、また直接個人を対象とせずすべて団体を經由する方式を採用しているものであるから、償還期限、対象面積、貸付割合、標準単価、担保等の貸付条件は、実情に即し他の制度とは別に設けて然るべきであり、金利についても予定利回り（現行5分5厘）まではその軽減を検討すべきものと認められる。これらの配慮は、現段階におけるわが国の住宅政策の多ルート主義の特徴を生かすゆえんとなるのである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（43.10.17） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用については、これまで関係者から一致して繰り返し要望されて来た自主運用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対する労使代表の参加、高利回り運用等がいまだ改善されていないことは、まことに遺憾であり、速やかに実施すべきである。還元融資については、現行の枠をさらに拡大するとともに、年金福祉事業団その他の直接労使の福祉に還元するいわゆる契約者貸付に準ずる分については、保険料拠出者の意向が直接反映するような方途を考慮すべきである。

国民年金審議会（43.10.19） 国民年金制度改正に関する考え方（抄）

積立金の管理運用については、昭和35年以来当審議会が再三にわたり答申したところであるが、その趣旨にそった改善が行なわれていないことは極めて遺憾である。とくに保険料負担が増大して積立金に対する関心はますます高まっております。一方において国債が積立金よりも高い利回りで発行されている現状等を考慮すれば、国民年金事業の円滑な推進を図るうえからも、その改善は急務である。

社会保険審議会（44.3.6） 厚生年金保険法の一部改正について答申（抄）

今回の再計算期は、これまで立ち遅れていた給付水準を引き上げ、本制度を本格的年金に前進させる機会として待望されてきた。諮問された政府案もその線に沿うものであ

るが、昨年10月、27回の会議を経て要望しておいた「厚生年金保険制度改正に関する意見」のうち採られなかった点が少なくないことは甚だ遺憾である。

以下、項を追って意見を示せば次のとおりである。

・ 積立金の管理運用については、先の意見書のとおり改善を図ること。（各則）

社会保険審議会（44.3.13） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正の答申（抄）

6. 積立金の運用問題は基本的な点においていささかも前進していない。本審議会の勧告に沿い年金特別勘定の設定は勿論のこと、積立金の運用に拠出者側の立場をより強く反映させる措置については、早急な解決を図るべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（45.8.15） 厚生年金保険制度緊急改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用については、自主運用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対する労使代表の参加、高利回り運用等を速やかに実施すべきである。

還元融資については、その枠を少なくとも $\frac{1}{2}$ に拡大するとともに、年金福祉事業団その他の直接労使の福祉に還元する分については、保険料拠出者の意向が直接反映するような方途を図るべきである。

社会保険審議会（46.2.10） 厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）の一部改正の答申（抄）

・ 厚生年金保険法の一部改正について

当審議会が繰り返し指摘してきた積立金の管理運用問題については、上記昨年8月の意見書の線に沿って引き続き改善のため努力を払うべきである。

・ 船員保険法（年金部門）の一部改正について

今回の改正については、特に次のような意見があったことを附記する。

3. 年金部門積立金の管理運用については、厚生年金と同様船員保険の還元融資制度が実施されるよう措置を講ずること。

国民年金審議会（47.7.31） 預託金利引下げ問題に関連する申入れ（口頭）

被保険者への福祉還元の一層の充実を図るため、現行の還元融資制度の内容および枠等について大幅な改善を図るべきである。

社会保険審議会(47.8.15) 預託金利引下げ問題に関連する申入れ(抄)

本審議会が繰り返し指摘した被保険者への福祉還元の見直し、資金運用審議会への社会保険審議会代表の参加等の措置について、本審議会の意見の線にそい、大幅な改善を図るべきである。

社会保険審議会(47.10.17) 厚生年金保険制度改正に関する意見(抄)

預立金の使途について保険料拠出者の意向を最大限に尊重することは当然であり、かねて当部会が指摘している意見にそってすみやかに実現を図るべきである。

国民年金審議会(47.10.18) 国民年金の改正についての意見(抄)

年金預立金の管理運用については、郵便貯金の預託金とは異なり、被保険者等から強制的に拠出させた保険料の集積であり、かつ、将来の給付財源であるという特性にかんがみ、有利運用の確保について具体的方策を検討するとともに、福祉還元の一環の充実につきその改善を図る必要がある。

社会保険審議会(48.2.13) 厚生年金保険法及び相俣保険法(年金部門)の一部改正(抄)

預立金の管理運用については、拠出者の意向が反映するよう政府においてさらに検討すべきである。

社会保険制度審議会(48.2.16) 厚生年金保険法・国民年金法等の一部改正について(抄)

預立金の運用については、従来たびたび本審議会が答申した線に沿い、被保険者及び事業主の意向を反映するよう配慮すべきである。

社会保険制度審議会(48.11.19) 当面する社会保険の危機回避のための建議(抄)

年金預立金の減価に対応し、年金額の実質価値の低下を防ぐためには、減価の補てんその他財政方式についての根本的な検討を加えなければならない。なお、当面預立金の運用については、インフレヘッジのためにも、現行より幅広い方策を早急に検討すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会(50.8.16) 厚生年金保険制度改正に関する意見(抄)

預立金の管理運用については、従来より繰り返し要望してきた自主運用、福祉運用を旨として一層改善を図るべきである。当面、還元融資の枠をさらに拡大するよう努めるとともに、その使途についても見直しを行って被保険者に直接還元されるものに重点的に振り向けるようにすべきである。

国民年金審議会(50.8.19) 国民年金制度の改正について(抄)

年金預立金については、それは将来の給付財源であること。また、多数の低所得者を含む被保険者から徴収された保険料の集積であること、特に国民年金の財政が窮乏した状況にあることを考慮すれば有利運用が何よりも必要であり、そのための具体的方策の検討を急ぐべきである。また、福祉還元についてもその充実を図る必要がある。

社会保険審議会(51.2.9) 厚生年金保険法の一部改正について(答申・抄)

今回の諮問内容には含まれていないが5人未満事業所に対する運用の推進、預立金の管理運用、老齢年金の非課税、業務処理体制の整備等についても、その改善に一層の努力を払わねばならない。

社会保険制度審議会(51.2.12) 厚生年金保険法等の一部改正について(答申・抄)
既に巨額に達している預立金についての現在のような管理運用には問題があり、関係者の意見が反映するよう民主的な機構を設けるべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会(52.11.29) 厚生年金保険の緊急改善に関する意見(抄)

預立金の管理運用のあり方については、今後基本的に検討する必要があるが、当面還元融資の拡大充実に努めるべきであり、特に、被保険者住宅資金について貸付枠の大幅な拡大及び貸付条件(利率、限度額等)の改善を図る等、被保険者に直接還元される事業に重点的に運用すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（53.11.30） 厚生年金保険の緊急改善に関する意見（抄）

積立金の管理運用のあり方については、従来繰り返し要望してきた自主運用の問題も含めて今後基本的に検討する必要があるが、当面還元融資の拡大充実に努めるべきである。特に、被保険者住宅資金について、貸付枠の大幅な拡大及び限度額等の貸付条件の改善を図る等、被保険者に直接還元される事業に重点的に運用すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（54.9.3） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用のあり方については、従来から当部会が繰り返し要望してきたが、政府は自主運用の問題を含めて現行の管理運用の仕組みを再検討し、当面、すくなくとも共済組合程度の自主性を確立すべきであり、また、保険料拠出者の意向反映について一層努力すべきである。

更に、福祉運用を充実する立場から、年金福祉事業団の行う貸付事業については、貸付枠の拡大、貸付限度額の引上げ、貸付金利の安定等貸付条件の改善を図り、これにあわせて年金福祉事業団の貸付原資を特別会計から直接出資する等の方策を講ずべきである。もとより、年金積立金は極力有利運用を図るべきであり、また、保険料財源については、将来の年金原資であることを十分配慮すべきである。

国民年金審議会（54.9.26） 国民年金制度の改正について（抄）

年金積立金の管理運用について

年金積立金の管理運用については、被保険者から拠出された保険料の集積であり、かつ、将来の給付財源であるという特性にかんがみ、有利運用を図るとともに、福祉還元についても充実に努める必要がある。

社会保険審議会厚生年金保険部会（58.7.15） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

年金積立金は、強制徴収によって集められた労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払に充てられる重要な財源であるので、拠出者の意向を反映させつつ、極力、有利運用を図る必要がある旨、当部会は繰り返し意見を述べて来たが、今日まで十分な措置が講じられていないのは、はなはだ遺憾である。政府は、現行の管理運用のあり方を抜本的に見直し、保険料拠出者の参加による自主運用を基本とする方式を採用すべきである。

なお、一方において、年金財政に与える影響を考慮しつつ福祉運用についても意を用いるべきであることは言うまでもない。

社会保険審議会（59.1.24） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正について（答申・抄）

年金積立金は、労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払いに充てられる重要な財源であることにかんがみ、その管理運用については、昨年7月の意見書の趣旨に沿い、改善に努めるべきである。

年金審議会（5.10.12） 国民年金・厚生年金保険制度改正について（意見）（抄）

＜積立金・福祉施設＞

○ 年金資金の被保険者還元融資については、被保険者や年金受給者のニーズに対応した融資制度とするため、要介護者向けの住宅新築・改造や介護機器、教育資金等に対する融資の創設を図るべきである。

○ 年金福祉施設については、国民に年金制度を身近なものとして感じてもらうとともに、高齢社会のニーズに応えていくため、更に工夫を凝らすべきである。

平成10年10月9日
年金審議会

平成10年10月28日
厚生省年金局

21世紀の年金制度

Ⅲ 次期制度改正の個別検討項目についての考え方

（3）年金積立金の運用について

<還元融資事業>

○ 年金積立金は、これまで財政投融资の原資となり、社会資本整備、政策金融等に活用され、その一部は還元融資として住宅融資、社会福祉施設等の整備等に活用されてきた。特に、昭和36年に設立された年金福祉事業団は、年金積立金の還元融資機関として被保険者や事業主に対する貸付け事業、あるいは大規模年金保養基地の設置運営事業を通じて、多くの被保険者の福祉向上に貢献してきたところである。

今般、行財政改革の流れの中で、これら事業からの撤退と同事業団の廃止が決定されたが、その実施に当たっては被保険者、年金受給者に悪影響が出ないよう、また事業に従事している者の雇用や地域に配慮しながら、進める必要がある。

今般は、効率的な運用を図るべく市場を通じた運用が原則となるが、積立金を活用する事業については様々な意見があった。年金制度に対する保険料拠出者の理解を深める等の意義から、住宅融資等の融資事業は引き続き実施すべきである、少子・高齢化が進む中、子育て、介護、教育支援等若年世代にも将来に対する安心感を与える社会保険基金整備のために年金積立金を活用すべきである、という意見がある一方で、政策的な融資事業は積立金の効率的な運用に反する、民間でできることはできるだけ民間にゆだねるべきである、積立金の運用については、行政改革や財政投融资制度の抜本的な改革の趣旨に沿った対応が必要であるという意見があった。

8. 年金積立金の自主運用

（2）還元融資事業

積立金の活用をめぐるさまざまな意見があり、それを踏まえる必要があるが、年金福祉事業団については、平成9年6月6日の閣議決定に基づき廃止し、その際、受給者等に影響が及ぶことがないよう十分留意するとともに、大規模年金保養基地業務、被保険者向け融資業務からの撤退については、以下のような方針で対応する。

なお、撤退を円滑に進めるための経過措置等については、別途新たな組織を作ることなく、年金資金運用機構での付帯業務として一定期間実施する等の措置を講じる。

○ 住宅融資事業

大きなニーズがある本事業については、被保険者に悪影響が出ないよう、また、現下の厳しい景気の動向や事業に従事している者の雇用に配慮しながら、適切な経過措置を講じた上で撤退する。

○ 大規模年金保養基地事業

・ 各施設の置かれた状況を踏まえ、雇用や地域の状況に十分配慮しつつ撤退する。
・ 円滑な撤退のためには地元自治体等の協力が必要であり、自治体等への移譲を促進するため、減額譲渡のために必要な措置等を講じる。

平成15年9月12日
社会保障審議会年金部会

平成15年11月17日
厚生労働省

持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて
(厚生労働省案)

Ⅳ. 公的年金制度の運営

(3) 福祉施設等

○ 年金資金運用基金（旧・年金福祉事業団）が行ってきた大規模年金保養基地（グリーンピア）事業及び年金加入者住宅等融資業務については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）のとおり、早期に廃止すべきであり、また、年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、さらに検討すべきである。これに対しては、特殊法人改革の趣旨から慎重を期すべきとの意見があった。

第6章 積立金の運用の在り方

○ 年金資金運用基金が行っている大規模年金保養基地（グリーンピア）及び年金加入者住宅等融資業務については、被保険者等に影響が及ぶことがないよう十分留意しつつ、平成17年度までに廃止する。

3. 大規模年金保養基地・住宅等融資業務

○ 年金資金運用基金が行っている大規模年金保養基地（グリーンピア）及び年金加入者住宅等融資業務については、被保険者等に影響が及ぶことがないよう十分留意しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）のとおり、平成17年度までに廃止する。

国会の附帯決議

第19回国会 衆議院(29. 4) 厚生年金保険法改正

本法案の運営に関しては政府は速やかに次の諸施設の実現方に邁進すべきことを要望する。

1. 巨額に上る厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的・民主的措置を講じ、

特に拠出者の意向を反映し得るよう工夫すること。

第19回国会 参議院(29. 5) 厚生年金保険法改正

政府は調査研究の上速やかに左記諸施設を実施して厚生年金保険の内容充実を図ると共に、各種年金制度を整備統合して国民年金制度を樹立するよう最善の努力を払うことを要望する。

記

7. 厚生年金積立金については、これを民主的、効率的に管理運用するよう特別の措置を講ずること。

8. 厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること。

第31回国会 衆議院(34. 3. 19) 国民年金法制定

3. 積立金の運用については、一部を資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益の為に運用する方を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること。

第31回国会 参議院(34. 4. 8) 国民年金法制定

3. 積立金の運用については、被保険者の利益のために運用する方を講じ、被保険者にその利益が還元されるよう配慮すること。

第34回国会 衆議院(35. 3. 17) 厚生年金保険法一部改正

厚生年金保険が勤労者のための年金制度の中核たることに鑑み、政府は、将来これに給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を含む総合調整についてなるべく速やかに結論を得るようすべきである。

また、政府は、厚生年金保険の運営に関し、特に次の諸施設の実現に努力すべきことを

要望する。

2. 積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映し得るものとするとともに、還元融資の枠を拡大すること。

第34回国会 参議院(35. 3. 28) 厚生年金保険法一部改正

政府は、厚生年金保険に関し、特に、次の諸施設の実現に努力すべきである。

1. 給付内容の改善に努めると共に他の年金制度との通算調整を図ること。
3. 積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映し得るよう自主管理を図るとともに、還元融資の枠を拡大すること。

第46回国会 参議院(39. 5. 26) 国民年金法一部改正

1. (前略) 積立金については還元融資の枠を拡大するとともに特別勘定を設けること及び事務費についても速やかにその増額を図ること。

第48回国会 衆議院(40. 5. 13) 国民年金法一部改正

6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに被保険者の福祉のために運用する部分を拡充すること。

第48回国会 参議院(40. 5. 18) 国民年金法一部改正

4. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに被保険者の福祉のために運用する部分を拡充すること。

第51回国会 衆議院(41. 5. 30) 国民年金法一部改正

6. 積立金の管理と運用について保険料負担者の意向が直接反映されるようにすること。
7. 積立金の還元融資率を大幅に引き上げること。

第51回国会 参議院(41. 6. 27) 国民年金法一部改正

4. 積立金の管理運用に関し、保険料納付者の意向を反映させる措置を考慮するとともに、還元融資を引き上げること。

第55回国会 衆議院（42・7・21） 国民年金法一部改正

6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第58回国会 衆議院（43・5・17） 国民年金法一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ今後するやかに左記事項を実現するよう努力すべきである。

7. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第58回国会 参議院（43・5・21） 国民年金法一部改正

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

第二 拠出制年金に関する事項

3. 積立金の運用について、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉に運用される部分の拡充を行なうこと。

第63回国会 衆議院（45・4・23） 国民年金法一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項をすみやかに実現するよう努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第63回国会 参議院（45・5・12） 国民年金法一部改正

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉に運用される部分の拡充を行なうこと。

第65回国会 衆議院（46・3・18） 国民年金法等の一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項をすみやかに実現するよう努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、

被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第65回国会 参議院（46・3・23） 国民年金法等の一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の各項について、その実現に努力すべきである。

4. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

第65回国会 衆議院（46・5・14） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 積立金の運用については、被保険者の福祉が最優先するようにするとともに、拠出者の意向が充分反映するよう民主的な運用に努めること。

第65回国会 参議院（46・5・20） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 積立金の運用については、拠出者の意向が充分反映するよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

第68回国会 衆議院（47・6・9） 国民年金法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、運用使途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行なうこと。

第68回国会 参議院（47・6・16） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、運用使途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行なうこと。

第71回国会 衆議院(48. 6. 28) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

10. 積立金の運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

第71回国会 参議院(48. 9. 14) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

第72回国会 衆議院(49. 4. 11) 国民年金法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努めること。

第72回国会 参議院(49. 5. 21) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努めること。

第75回国会 衆議院(50. 4. 23) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

12. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし民主的運用に努めること。

第75回国会 参議院(50. 6. 3) 国民年金法の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

11. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、民主的運用に努めると。

第77回国会 衆議院(51. 5. 17) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

11. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第77回国会 参議院(51. 5. 20) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第80回国会 衆議院(52. 4. 21) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及になお一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第80回国会 参議院(52. 5. 19) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及をはかるとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第84回国会 衆議院(53. 4. 6) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及になお一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第84回国会 参議院(53. 5. 9) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

8. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第87回国会 衆議院 (54. 4. 9) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

1. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及になお一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。また、高齢化社会に対応する三世代同居住宅の促進に特段の配慮をすること。

第87回国会 参議院 (54. 5. 2) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

7. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第93回国会 衆議院 (55. 10. 16) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第93回国会 参議院 (55. 10. 28) 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第94回国会 衆議院 (56. 4. 23) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

8. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第94回国会 参議院 (56. 5. 12) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

7. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、積立金の民主的運用に努めること。

第96回国会 衆議院 (57. 4. 15) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第96回国会 参議院 (57. 8. 3) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、積立金の民主的運用に努めること。

第108回国会 参議院 (62. 5. 22) 年金財政基盤強化法の新設

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

5. 還元融資について、内閣拡大の面にも十分配慮し、年金住宅融資の貸付条件等の思い切った改善措置を講ずること。

第116回国会 参議院 (元. 12. 14) 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 10 年金積立金の運用については、自主運用の拡大に最大限努力するとともに、被保険者代表及び事業主代表を運営に参加させるなど保険料拠出者の意見が反映されるよう努めること。

国会質疑（議事録）

- | | | | |
|------------|-------------|-------|------------|
| 48. 6. 14 | 衆議員 社会労働委員会 | 大橋敏雄 | (公明党) |
| 48. 7. 17 | 参議院 社会労働委員会 | 田中寿美子 | (日本社会党) |
| 50. 6. 3 | 参議院 社会労働委員会 | 小平芳平 | (公明党) |
| 53. 4. 20 | 衆議院 決算委員会 | 原茂 | (日本社会党) |
| 55. 2. 21 | 衆議院 社会労働委員会 | 塩田晋 | (民社党・国民連合) |
| 55. 4. 2 | 衆議院 決算委員会 | 永末英一 | (民社党・国民連合) |
| 55. 10. 28 | 参議院 社会労働委員会 | 小平芳平 | (公明党・国民会議) |
| 60. 2. 6 | 衆議院 予算委員会 | 塚本三郎 | (民社党・国民連合) |
| 61. 3. 19 | 参議院 予算委員会 | 柳澤鍊造 | (民社党・国民連合) |

昭和48年6月14日 衆議院社会労働委員会
質問者 大橋敏雄（公明党）

大橋（敏）委員 今度の法律改正の中に、年金福祉事業団法の一部改正がございます。私は、この一部改正の内容にこれから入りたいと思いますけれども、年金福祉事業団と厚生団との関係についてでございますが、過去何回も議論されて問題点が指摘されてきたところでございますけれども、たとえば、昭和四十四年四月二十五日の衆議院の決算委員会におきましては、当時の伊部年金局長さんの答弁がございまして、「事業団発足以来一号業務が掲げられておるにもかかわらず、実施がされていらないという点は確かに問題でございます。明年度の財政再計算期におきましては、この問題につきましても早急に結論を出したい、かように考えております。」と明確な答弁がございました。四十七年の三月十七日、今度は参議院の決算委員会、わが党の中尾辰義委員の質問に対しましては、これはなくなりました前の厚生大臣斎藤昇大臣ですけれども、「この国会」——第六十八国会です、中に結論を出しまして、「はつきりと御答弁申し上げます、このように言っておるわけでございまして、今回の改正案を見ましても、この質問者の意図はさっぱりとわかっていられるように改正はなされていらないと私は思うのでございしますが、この点についてどうお考えになられているかお尋ねします。」

横田政府委員 年金福祉事業団の事業の問題でございますが、ただいま先生御指摘のように、この事業団が昭和三十六年に発足いたしました以来、法律上は還元融資の仕事と、福祉施設の設置、運営と二つの仕事ができるようになっておるわけでございしますが、先ほど御指摘のように、こういうことはなっておりますが、その設立の当初から両方の仕事をあわせ行なうことは実際上も非常にむずかしいというふうなことで、今まで年金福祉事業団が福祉施設の設置、運営をいたすという面につきましては、まだ手を染めておらなかつたわけでございします。

今回改正をお願いしております年金福祉事業団法関係の改正点は、実はこの施設の設置運営の問題につきまして、あらゆる施設を年金福祉事業団に設置させるといふようなことを実際にやることは、かえっているいろいろの混乱を起す、またむずかしい問題があるということから、今回年金福祉事業団において現実に行なわせようとしております大規模年金保養基地の設置、運営を想定いたしました。その施設の設置、運営ができるような、そういう法体系に改めたほうがよいというふうなことから、この改正をお願いいたしておるわけでございします。

それならば、将来にわたって、厚生団と年金福祉事業団と福祉施設の設置、運営につきましては、どのような割り切りをするかというふうな点でございしますが、端的に申し上げますと、年金関係は、御承知のように、厚生年金、それから国民年金、船員保険の年金部門と三つの制度にわたってございまして、そういう三制度にわたりました福祉施設というものについては、年金福祉事業団にさせることを本則とする。それぞれの、たとえば厚生年金の被保険者のための施設等で従来から行なっておるようなものにつきましては、厚生団、それから船員保険関係の施設につきましては、船員保険会というふうなところで従来と同じように行なわせたほうがええというふうなことはないか、こういうふうな考えを持っております。

大橋（敏）委員 私がいまお尋ねしたいと思うところは、これまでさんざん議論になって

きました福祉事業団の仕事の内容について、大臣の答弁にして局長さんの答弁にして、これは確かに問題でございします、改めなければなりません、法改正の必要がありまうという答弁があったにもかかわらず、今回の法改正は、いま言うように、改正はなされておりますけれども、質問者の意図とは多小離れた改正の中身になっておるといふことなんでしょう。その点について、私、ちょっと疑問を抱くわけです。

そこで、確認の意味で申し上げますが、あくまでも、法律的には年金福祉事業団が二つの融資的いは事業を行なうことになっておまして、厚生団そのものの動きについては、法的には裏づけられていないという立場になっておると思うのです。厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第八十四条には「政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。」政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。」とあります。また船員保険法五十七条ノ二の二項も同じでございします。福祉施設は年金福祉事業団に行なわせることは、法律上では明快なんです。はつきりしているわけです。しかし実際を見てみますと、社会福祉施設等の管理、運営というものは依然として厚生団が行なっている。だからいま申し上げました法律との関係はどうなのかと、この点が一つ。厚生団のやっている事実、それと先ほど言ったように法律との関係はどうなるのか。また厚生団がこうして運営できる法的根拠。これを述べていただきたいと思います。

横田政府委員 厚生年金保険法の七十九条、それから船員保険法にも類似の規定がございますが、先生が御指摘のとおりでございします。それを受けて年金福祉事業団法の十七条がございしますが、十七条の一項一号で「老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なう」ということになっておまして、実は年金福祉事業団法のこの政令ができておるんですけど、現実には年金福祉事業団が、この事業を行なえない、法律的にはそのようになつておるわけです。

それなら厚生年金保険法等の本法で、福祉施設は年金福祉事業団に行なわせるのだというたてまえをうたうておるが、この政令ができておらない。こういった法律的な関係において財団法人厚生団に福祉施設の経営を委任するのは、いかなる根拠であるかという問題でございしますが、この点につきましては、実は私どもの法律解釈といたしましては、厚生団に委託いたしております委託というのは私法上の委託契約であつて、こういった私法上の委託契約をもって委託することを禁止している趣旨ではない、そういうふうな解釈をいたしております。

ただ、いづれにいたしましても、先ほど申しましたように、本来的に融資業務と福祉施設の設置、運営をあわせ行なうことのためになつておるが、いわば片肺飛行を続けておるということでは変則でございしますので、今回新しく実施いたします保養その他のについて、これを行なわせるというふうなことで、その関係の法律改正をお願いしておるということでございます。

大橋（敏）委員 いまの答弁の中で「厚生年金保険法第七十九条、船員保険法第五十七条ノ二及び国民年金法第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。」とあるわけですね。ありますけれども、実際問題としてこの法律が三十六年十一月一日に施行されて以来、今日までこの政令が未公布のままになっている、こういうわけですね。今回はこの政令は出されるのですか。

横田政府委員 今回この改正法を通していただきましたならば、大規模年金の保険その他のを行なうように所要の政令の改正をいたします。

大橋（敏）委員 いまの御答弁では、あくまでも保険のための総合施設の部分についての政令を出す。従来の施設について、厚生団から年金福祉事業団に移管して管理するののかどうかという点については、どうでしょうか。

横田政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げましたように、大体の割り切りといったしましては三年金制度共通のものについては、事業団に行なわせる。それぞれ厚生年金なら厚生年金の被保険者なり受給者だけのためのものは、従来どおり厚生団に行なわせるというのが、大体の割り切りはそういうふうな点に考えております。

大橋（敏）委員 これは結論的に申し上げたいところだったんですが、厚生団のなさっている仕事というものは非常に意義があると思います。決して私は反対ではない。それならば、もつと法律上隅を張ってその仕事ができるようなものをつくってあげべきだ、こう思うのです。たとえば今度の法改正の中を見ますと、いわゆる十七条第一号の中に「老人福祉施設、療養施設」と書いてある部分を、これを「保険のための総合施設」と改めると、こうあるのです。何のためにきわ立って、いままであるものを消して、そしてこういうことばに変えなければならぬのだろうか。「保険のための総合施設」が例示であるというならば「老人福祉施設、療養施設その他の施設」という「その他の施設」の中で当然読めるんじゃないかと私は思うのでございます。この点についてはどうお考えですか。

横田政府委員 現行法の十七条一項一号の「老人福祉施設、療養施設その他」となっております。老人、療養、これはいずれも例示でございまして。したがって、法律的にはこの例示を特段に変える必要はございませんけれども、やはり法律の例示は実態に即応しておつたほうがよろしいというふうな見地から先ほど申し上げましたように、大規模療養施設をまず行なわせるというふうなたてまえをとります以上、例示もその実態にふさわしいような例示に改めた、あくまでも例示の施設名でございまして。

大橋（敏）委員 例示というならば、先ほど言ったように「その他の施設」の中で十分読めるのではないかと、しかし、実態はこれからいよいよ大規模療養施設にねらいがあるのだから、こう変えたんだという話ですけれども、どうもその辺が疑いたくなるようなところなんです。要するに改正案で「保険のための総合施設」を主文として従来の「老人福祉施設」あるいは「療養施設」は「その他の施設」の中で読むというのには、私は理解できないというところをここで強く言っておきます。もし例示とするならば「保険のための総合施設」もちろんこれは入れていいでしょう。そのあとに「老人福祉施設、療養施設」云々と表現しても差しつかえないのではないかと私は思うのですけれども、これについての見解を伺いたい。

横田政府委員 その点につきましては例示を一つにするか二つないし三つ並べるかという点では、おそらく法律技術ないしは法律案の表現の問題だろうと思いますが、その点も十分議論はいたしました。やはり例示としては、あまり並べるのも好ましくありません。しかも実態に合ったような例示をすべきであるというふうな、法制局等との相談の結果もございまして、いま申し上げたような改正案になっておるのでございまして。

大橋（敏）委員 私は、その辺がええと削除されているので、何か意図があるのではないかと勘ぐりを持ちたところでございます。実態的には合うのかも知れないということですが、従来の老人福祉施設あるいは療養施設の管理運用というものは、今後は年金福

祉事業団がやるのかどうかという点について、こちらのほうは厚生団だ、そういうことなのか、この点もう一回明確に御答弁願います。

横田政府委員 先ほど申し上げましたように、大体の割り切りは三制度共用のものは年金福祉事業団、それぞれの制度のものは、それぞれの事業団あるいは船員保険協会等というふうに割り切っておりますが、これは来永劫にそういう割り切りでいくかどうかという点になってまいりますと、やはりその経営の実態なり、それからその団体の経営についてのいろいろな経営能力であるとか、いろいろなものを総合勘案してきめなければならぬ問題であるというふうな点に考えておりますので、はっきり将来ともこうだとは言えませんが、ただ方向としては、いま申しましたように三制度共通のものであるか、それぞれの制度独自のものであるかというふうなことで割り切りをいたしたいと思っております。

大橋（敏）委員 厚生大臣、この社会福祉事業団と厚生団との関係は、毎回といわれほど法律に照らしてどうかという問題が出てきたわけですね。先ほど申し上げましたように、厚生団の仕事そのものは私は否定するものではございませんし、むしろもつと伸びてもらいたいと思うくらいでございまして。しかしながら、いまの法律の法文上からいいますと、非常に日陰者みたいな感じで働かなければならぬような感じを受けるのでございまして、この点は、厚生大臣の指定する団体に委託することができるといふような法律改正でもなさるほうがいいんじゃないかと、私はそう思うのですけれども、その点はどうお考えになりますか。

横田政府委員 厚生団と年金福祉事業団との関係、法文との関係のお尋ねでございまして、法律的にはいま年金局長から御答弁申し上げたようなことで割り切っているのではないかと、そういうふうな感じが私はしておるわけでございまして。

そこで、厚生団でございまして、大橋委員のお述べになったように、すっきり割り切つてはつきりと、こういうふうな御意見、それも一つの御意見だとは思いますが、しかし、多年にわたる慣行として、厚生団がいろいろな仕事をしない、そして法律的にも、そういうことをやることについて否定的な法解釈にはならないということであつてみれば、現在のままで差しつかえないというふうなことは私は考えておりますが、将来の問題として、せつかくの大橋委員の前々からの御意見、御主張でございまして、何らかの法的にはつきりさせる必要があるかどうか、その辺も含めて将来の問題として、十分ひとつ研究させていたいただきたい、かように考えております。

大橋（敏）委員 要するに、法律の上に厚生大臣の指定する団体に委託することができるといふ文字さえ入れれば問題のない解決だと思つております。その点にいま検討するというところでございまして、これは厚生省のために私は言っておきます。

昭和 48 年 7 月 17 日 参議院社会労働委員会
質問者 田中寿美子 (日本社会党)

田中寿美子君 市町村に貸すと言っているんじゃないんです。大いに貸したらしい、ただ、その中身をここにあげるように、老人の拠出整備費とか、病院とか、福祉関係とか、レクリエーションくらいまではこれが大いにいいと思うんです。貸し付け方がまざったので、あるいは経済情勢がおかしかつたので余ってしまっただけで、どうにもこうにもないほど不用品が出たという状況じゃないかと私は思うんですがね。それで、ことしは大規模年金保養基地というのを考えていらっしゃるんですね。これは老人対策だと思うんですが、これはさがさとお金がかかるような計画だと思うんですけども、この計画の中身はどんなものでございましょうか。

政府委員 (横田陽吉君) 本年度の新たな年金福祉事業団の還元融資の事業といたしましては、先ほど申しました個人住宅の融資と並びまして大規模年金保養基地がございまして、これは一口で申しますと、主としては老人の保養、それから健康増進、さらには労働の場、その三つを総合的に提供をする、こういう考え方でございまして、それから、同時にまた、老人がそういう施設を利用するについて、その老人の子供なり孫なりと一緒にその施設を利用することによって、老人と若い者との間の交流の場にもあわせ寄与することができる、と、そういうことをねらったものでございまして、それで今年度の計画といたしましては、三カ所これを設置することになっております。ただ、相当広大な敷地を必要といたしますし、それから、この種事業はわが国においては初めての事業でございまして、単年度でこれを完成することはなかなか困難でございまして、おそろく三年ぐらいかかってこれを仕上げるという考え方になっております。で、大体の規模から申しますと、一カ所土地は百万坪、その上にいま申しましたように各種の施設を配置いたすわけでごさいまして、土地の取得、造成費、それから施設の設置費を含めまして一カ所おおよそ二百億円という見当で考えております。この設置、運営の主体は年金福祉事業団にいたすつもりでございます。

田中寿美子君 百万坪で一カ所二百億の非常に大きなセンターができるという見通しで三カ所考えていらっしゃるわけですね。ことしの八十一億というのは、土地取得のためのおもに費用である、あるいは研究する、プランをつくる費用であるというふうに聞いております。これは年金を拠出しているいまの普通のサラリーマン男女にとつてやっぱり利用できる、つまりいままでの特別養護老人ホームとか、養護老人ホームというふうなものではない、有料の一般のどれでも拠出者が使えるというものにするというふうな話を聞いているんで、それはそれでたいへん緊急に必要になっているわけですね、両方とも必要なのだと思います。そこで私、最後に、いろいろまだ問題ありますけれども、これで最後にしたいと思いますが、私どもの友人の中に独身の婦人がたくさんおられます。これは戦争の犠牲者でしてね、ちやうどいまごろ五十歳こえ、初老に差しかかるというような人たちですね、相手がいないくちやむを得ずひとり身のまま過ごした女性に相当します。そして、みんなたいへいの場合、職業についているわけなんです。で、その人たちは非常に老後のことを心配している世帯主です。これは、けさほど申し上げましたように定年退職後の老後の不安を持っている世帯主である男性もたくさんいらっしゃるけれども、女性の中に非常にたくさんおられます。で、まあ戦争当時から戦後にかけて二十歳から三十歳ぐらいたった人、いま四十五歳から五十九歳く

らいままでの間の女性で、一体、半とってしまっただろうでしょうかしら、もういまや、かつてのように家庭にたよるわけにはいかない。その年齢層は女のほうが二百六十二万人多いんです。だから独身で終わっちゃったわけなんです。通称男性が死亡したということですね。そこで、戦争の犠牲者と考えていいわけなんです、この人たちが私どもも陳情も受けたわけです。厚生省にも陳情に行ったはずでございすけれども、最後に、何人か一緒に、同じような境遇にある独身の女性三、四人と一緒にでも入れるような家を手に入れたい。つまり、大きな老人ホームというのはいまや理想じゃないわけで、家庭らしい雰囲気をつくっていく。しかし、土地の取得もむずかしければ、もうあらゆる面でむずかしい。自分たちがわづかにためておける金と退職金で、はたして老後が暮らせるかという不安におのっているわけなんです。それで、それからもう一つは、病気になるたらどうしようかと、いう心配も持っております。自分たちがもう一人暮らしの老人とか、寡たきり老人になる姿を想像すると、夜も眠れないと言っている人たちがいるわけなんです。で、大規模年金保養基地なんというものを考えるときには、そういう人たちが暮らすこともいえるということ、考慮に入れて、これはイギリスなんかでも私は見ましたけれども、年金者同士が四、五人で一軒の家を借りて、そして家庭として暮らしているというのがずいぶんありますが、そんなようなこともできるよにあらわせて考慮してもらいたいということを要望いたします。大臣、そういうことをお考えくださいますか、どうですか。

国務大臣 (斎藤邦吉君) ただいまのお話、非常に、私、けっこうな話と承りました。そういう方々がやっぱりたくさんおられるわけですから、こういうふうな大規模保養基地をつくるにあたりましては、そういうふうなことを十分計画の中に、頭の中に入れて実施するように考えたいと思います。

昭和50年6月3日 参議院社会労働委員会
質問者 小平芳平 (公明党)

小平芳平君 それから次に、年金保養基地ということが計画され、この年金保養基地についてでもこれだけでも相当の質問したい事項がたくさんありますが、本日は年金改正の方を主眼にいたしましたので、年金保養基地については一点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

それは、この計画の段階ではいわゆる列島改造とか、そういう時期の計画でありましたが、現在の段階でどういう計画を持っておられますか。その計画を見直す段階に来ているのではないかと。そういう点はいかがですか。

政府委員 (曾根田郁夫君) 御指摘のようにこの大規模年金保養基地構想は昭和四十八年度からの新規の事業といたしまして、四十七年の秋以降具体化してまいりましたところでございます。当時の社会経済状況は、御指摘のように今日とやや趣きを異にしているという見方でもできると思えますけれども、しかし、もともとこの構想は基本的にはもうすでに年金を受けておられるかたが被保険者であった方々、それからまた現に被保険者として働いておられる方々、そういういわゆる年金関係者の生きがいのある老後生活、あるいはまた充実した余暇利用、そういうことに積極的に資していきたいという趣旨で進められた構想でございますので、そういう時代背景等の変化はございますから、今後どのようなことをテンポで年次的にやっていくかということにつきましてはまた検討を要する点があるかとと思えますけれども、基本的な構想は当時と現在とで別段私どもこれを大幅に手直しせにやならぬということも考えておりませんし、また候補地とされました全国幾つかの個所の関係の方々がせかくそくということでもいま鋭意努力しておられますので、基本的な構想そのものは前回のものをそのまま進めることにし、ただこれを具体的にどのような年次的な計画で工事を進めるか、そういうことについてはこれからのまた経済状況等も御案しながら進めたいというのが今日の考えでございます。

小平芳平君 現在ある老人福祉のための施設と称するものが公で設立したものがありませんが、そういう点の運営などについても私は非常に問題点があるということがあるんですが、それでも、それはまた別の機会としまして、これは四月二十五日の朝日新聞の社説ですが、「年金の保養基地計画を見直せ」ということで、「ふるしきをひろげずぎた。もつと、地道なものに改める必要がある。」というのが一点。それから結論として、「年金積立金の「還元融資」で、新型のレジャー・センターはつくらないでほしいと思う。」ということでごんでおります。こういう点も一つ合わせ考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

国務大臣 (田中正二郎君) この朝日の論説も私、読みまして若干共鳴するところないわけではございません。事実、また先生おっしゃるとおり、これが発足をいたすときと今日では経済社会の情勢もいささか変化のあることも心得ております。しかし、基本的には私はこのようなものは決して悪いものだとは思っておりません。これをどういうデンゴで、しかも余り執行錯誤が大きくなるようなことのないように注意をしながらやるまいと思っております。思っているわけでございまして、その点についてはいま目下せっかく事務局と腐心をしていてるところでございまして、注意をしてやっていきたい、またそうしなげやなまいと、こう思っておりますが、反面、実際問題としてこれがかかりの大きな施設なものですから、

したがって、これを当て込まれた地域では非常な期待を持っているところにあるところに行政当局の偏見が現実問題としてあるわけでありまして、そうした期待なり希望というものを余りためないようにならざるやばり時勢に合わせいく方向はどうであらうか、いま模索中でございます。

昭和53年4月20日 衆議院決算委員会
質問者 原茂 (日本社会党)

原 (茂) 委員 これ以上追及いたしません、先ほど言った二つ、私に報告していただくことをお約束願ったわけですから、報告をお待ちしております。その結果、必要があればもう一点、二点、この同種の問題でそのときに申し上げるかも知れません。処置の仕方、それから先ほどの約束どおり二件についての御報告をぜひお願いしたい。それはこれで終わります。

それから次に、大規模年金保養地の問題についてお伺いをします。
たしか昭和四十八年、これは田中内閣の福祉元年の目玉として打ち出したもの、その基地十一カ所をつくろう、一カ所二百億円、基地の広さというものは最低三百三十ヘクタール、約百万坪、二千人の老人が住める施設にしよう、なおそのほかにも健康増進センターやゴルフ場、図書館、児童遊園などもつくりたいというのが当初の計画なのです。先ほど言った一カ所当たり二百億円も使った大変大きなプロジェクトであります、いま私が申し上げたことに違いないかどうかというのと同時に、すでに用地買収は全部終わっているのか、どこどこが終わっているのか、十一カ所の中の用地買収済みのものを、二つ目にお答えをいただきたい。

水曜政府委員 ただいま先生の御指摘のことは、そのとおりでございます。ただ、一番先に構想を発表いたしましたのは、四十七年十月でございました。

土地買収につきましては、事業団の方から御申告申し上げます。
中村参事 用地買収につきましては、昭和四十九年三月から買収を開始いたしました、昭和五十二年十一基地につきましては、昭和四十九年三月から買収を開始いたしました、昭和五十二年昨年の三月をもって全部終了いたしましたしております。総面積が三千八百八十九ヘクタール、取得価額約三百七十五億円でございます。

原 (茂) 委員 いまの一カ所平均七百七十五億円というのは土地だけでですか。

中村参事 十一基地の土地購入の総額でございます。

原 (茂) 委員 わかりました。

そこで、この資金というのはどこから仰ぐのですか。

水曜政府委員 ただいま厚生省で、厚生年金、国民年金、給員保険の三つの年金保険を所管いたしておりますが、この三保険の積立金から支出をいたしております。

原 (茂) 委員 いまの三つの年金の積立金は、いま十何兆くらいになっておりますか。

水曜政府委員 五十三年度予算編成時の見込みでございますが、五十三年度末で二十二兆二千億円になるというふうな考えております。

原 (茂) 委員 そこで、彼なことをまず最初にお伺いしておくのですが、この基地の現に決まったところ、土地はもうみんな買って、それから現に建設の工事が進んでいるようなところはどこどこでしょうか。

中村参事 工事に着手いたしましたことしの三月から土木工事に着手しておりますが、その基地につきましてことしの三月から土木工事に着手しております。

原 (茂) 委員 これは全体的にはいつまでに完成する予定ですか。この計画全体でいいます、全体はいつまで。

水曜政府委員 この十一基地につきましては、四十七年に構想を発表いたしました、各地

元の御協力等を得まして土地の買収等を終わらせた段階でございますけれども、かなり大型の事業でございますし、また一方では、この構想の発表当時と若干社会経済情勢も違っており、また一方でございます。被保険者や地元の御期待に速やかにこたえようと同時に、やはり大型の基地でございますので、経営にも慎重を期していかなければならないという両方の兼ね合いがございますので、この十一基地をいつまでにつくっていくことを現在慎重に検討いたしておる段階でございます。

原 (茂) 委員 これは厚生大臣にお伺いすることでしょうが、最近とはみに年金受給者がふえてきていますね。去年などは八百万人ですか。だんだんに積立金にゆとりがなくなってきたのが現状だと思います。二十二兆何千億円とあるのですが、しかし受給者がどんどんふえてくる、その計数もわかつていくのです。すると、年金のゆとりというものは非常に幅が狭まってくる、まだまだありますが。

この兵庫県の三木がよろしくことしの三月に地ならしが始まった。この構想をそのままずっと、この年金を当てにして今後おやりになっていいかどうか。この構想は、まだ土地を買っただけで緒についていないところもある。これをそのまま進めていいのか。いまの資金との関連、年金のあり方などを考えたときに、きちんと計算済みで、受給者はどんなふえていくの、大丈夫完成時期がこうだ、それまでにはこうやっていくんだというようなことが、いまの答弁でははつきり出てきていないように思うのですが、このままこれを進めていいの、非常な疑問があるように私は思う。

これは資金的な面もありますね。せっかく決めたんだし、どうもいままさら変更なんできな。これは何でも、役所だけでなく個人の場合でも、一通決めたものを変更するといふのは非常にむずかしいと思うのです。ですが、私は現在の情勢から判断したとき、特に第一には資金の面から判断したときに、これが本当に足手まといになるような、非常に困難な問題が起きてくるような、そういう心配があるように、これは私としては考えられます。そこで検討してみないからまだわからないというのかどうか。これは大臣に私の心配にこたえていただきたいのは、資金的な面です。受給者がふえてくる、ゆとりが減ってくる、この大型の計画というものが緒にたばかりのいまの状態の中で、何かを考えなければいけないなら考える時期じゃないかというの、一つなんです。

そういうことを考える二つの理由として、この場所を考えますと、いずれもある意味ではその土地におけるへんびなところ。全国の利用者の立場から言うと、これを保養センターだというので利用したいという人々が、ここで行くのに非常な時間と金がかかるということが当然起きてくると思うのです。

この場所、三木、北海道の大沼、新潟県津南、岩手県田老、紀南、横濱、南東北、中央高原、安浦、北九州、鹿児島県の指宿、この十一カ所を見ましても、図面もちょうどいしました、非常にへんびなところで、全国がこれを利用しようという人じゃなく、結果的に主は主に地元の人間が利用するということになるんじゃないかと、場所的に考えたときに考えるのですが、このことも含めて、いま言った第一の問題と、第二に申し上げた問題から、この大規模年金保養基地なるものが、まだまだ土地の選定が終わって買ったというだけで、実際には手のついたものは兵庫県の三木だけだということになれば、いまこそ一度思い切って第一、第二の理由で再検討してみる必要があるんじゃないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

小沢国務大臣 おっしゃるとおりの気持ちをおかれわれ持つておるわけでございます。

ましたのと比べまして、社会情勢の變化などで薬観を許されなないものがございます。このために、今後の基地建設については、各基地の立地条件であるとか需要の状況、開発の難易度等をさらに総合的に判断しながら慎重に検討を進めてまいりたいというふうな考えでおります。

塩田委員 一基地二百億円という相当な金額を投じてのせつかくの施設でございますが、運営主体並びに組織機構はどのようなようになっておるか、お聞きいたします。

出原参考人 運営の主体につきましては、いま申し上げましたように、施設の規模、内容から見て他に類を見ない大きなものでございます。したがって、こういったものの運営に当たっては民間の専門的な知識経験を活用し、効果的な運営が必要であるというように考えております。したがって、私もともいたしましたしましては、この運営は大規模年金保養基地については年金福祉事業団直接行うのではなく、民間の最も適切な団体に委託したいと考えております。

塩田委員 これは独立採算制でございますか。収支のバランスは十分とれるかどうかということと、それから宿泊施設としては収容人員が四百二十名というように聞いておりますが、収支の点を考えますと、この運営は十分にやっていただけるかどうか、赤字補てんということが将来起こるのではないかと思うのでございますが、いかがでございますか。

出原参考人 先ほど私も申し上げましたように、いままでに余り例のない施設でございますので、予測を立てるのは非常にむずかしいゅうございます。しかし私も、この種の施設は利用される方から適正な料金をいただながら、独立採算的に収支のバランスはとれるように努力をいたしてまいりたいというように考えております。

なお、宿泊人員四百二十名は、その意味におきまして一応の規模であるというように考えております。

塩田委員 最後の質問をいたします。

こういった施設につきましては、そこを利用する方の利便を考えまして、十分な交通事情の整備が、山の中であればあるほど非常に問題でございます。国鉄も赤字路線で廃止になるようなところ、それから道路は南北道路が非常に混雑いたしております。こういったところに一日九千人の人が集中した場合、こういった事態が起こるかといったことが憂慮されるわけでございます。またこれは体育、教養文化あるいは結婚式場等もあるようございまして、老人ホームの施設がない、あるいは老人医療あるいは身障者等の施設がないわけでございますが、百万坪もある大きな敷地で緑に囲まれたいい施設ができておるわけでございますが、老人対策としてのそういった施設の設置を将来考えられたいかがかと思ひます。

この施設の周辺をめぐる環境整備の問題、交通等を含めての問題と、老人あるいは身障者に対する施設、こういったものを将来御検討いただける用意があるかどうか、これについてお伺ひいたします。これは厚生省の方から。

出原参考人 私から先に事務的な事情だけお答え申し上げます。

交通事情につきましては、私も抱えております十一の基地は、交通事情についてはかなり条件のよくないところが多いわけでございますが、その中で三木基地は最も便利のいい方でございます。私もこれはこれにつきましては乗用車と、それから大量の輸送機関につきましてはバス等につきまして現地で十分配慮したいということと、地元の方の兵庫県等の応援も得ながら、具体的な計画を立て、折衝をいたしておる最中でございます。

るだけ利便を図るようになりたいと考えております。

なお、老人ホームにつきましては、私もこの施設を計画いたしましたときの当初の事情から申し上げまして、特定の人たちが長く利用されるという施設にすることはむずかしいであらうということから、総合的な保養施設としては短期の御利用を願うということを中心に考えておりますので、老人ホームについてはこの計画には乗っかっていないという事情を御了解いただきたいと思います。

塩田委員 将来の問題を大臣、一瞥。

野呂国務大臣 大規模保養基地の問題につきましては、基地の立地条件と申しますか、それに伴います交通事情をどう整備していくか、さらにまた将来の運営の問題を考えた場合におきまして、老人専用の施設、たとえば老人ホームといったような問題についてはいろいろ困難な問題があると思ひますけれども、将来の課題として慎重に検討してまいりたいと考えております。

昭和55年4月2日 衆議院決算委員会
質問者 永末英一（民社党・国民進会）

永末委員 金、銀の価格はその程度にいたしまして、年金福祉事業団の方が来ておられると思いますが、昭和四十九年以来、大規模年金保養基地をつくるのだという方針に基づいて、全国で十三カ所ばかり大きな土地を購入をされて、大規模年金保養地をつくるようにされてきたわけでございます。そのうちで、三カ所は第一期の工事を施工しておられるようでございます。ところが、その他のものについては基本計画を策定したり、あるいは設計中であったり、何もなかったりというようなことでございまして、一体これはどういうことですか。

出原参考人 お尋ねの大規模年金保養基地の現状につきましては、昭和四十八年度に本事業を開始いたしました以来、用地の取得、基本計画の策定、設計等の作業を順次進めてまいりましたところでございますが、このうち用地取得につきましては、昭和五十一年度末をもちまして十一基地全基地について完了をいたしました次第でございます。

基本計画の策定につきましては、十一基地のうち八基地についてすでに厚生大臣の承認を得ております。一基地につきましては原案の作成を終えまして、現在、厚生大臣の承認を得るための準備をいたしておるところでございます。さらに一基地につきましては原案作成中でございます。

御指摘のように、基地の建設につきましては、兵庫県の三木につきまして五十二年一月、さらに五十二年九月に北海道の大沼基地の建設に着手したところでございます。また、昨年の八月に新潟県の津南基地について基礎整備工事に着手したところでございます。当初の計画から大幅におくれいておりますのは、昭和五十年の石油ショックあるいは最近における経済情勢等を踏まえまして、急速に整備をするということがなかなかむずかしいということ等のために現在のような状況になっておるわけでございます。

永末委員 最初は四十八年から八年間で行うと考えたと思っておりますが、一体何年に完了するつもりなのですか。

出原参考人 三木基地と大沼基地の当初手をつけました分につきましては今年の夏に開業の運びにいたしたいと考えておりますが、全般につきましては、これらすでに取得をいたしました十一基地につきまして今後どのように建設を進めていくかということは、基地をつくりまわした場合の経営なり、需要の動向等も見きわめて再検討する必要があるというように考えておりました。その点につきましまして監督官庁の指導を得ながら、事業団としての意見も早急に固める必要があると考えておりますが、まだ完全な結論を得るに至っておりません。

永末委員 事業をする人が土地を買う場合には、土地はただで入るのじゃなくて、金を出して、金が必要なければ金を借りて買う。土地は買ったが、それからどうするかからぬと言います。大臣、この国会は行政改革をやるというわけですね。年金事業団ですから、年金でございますので、原資を出している人々は自分が年とった老後のことを思いながら積み立てております。これがいまま何に使われているか、ストレートに見れば国の金でございまして、しかもその大対象ではございません。しかし、全体として見れば国の金でございまして、ここから償還するという部分は資金運用部から借りてやっております。元の部分だけについてここから償還するというのですが、利息については政府の交付金、これは税金であります。いままで何ば利息を払

うたですか。

出原参考人 昭和五十四年の十二月末現在で、基地関係で総額四百八十七億の資金運用部の資金を借り入れておりまして、これまで利息として払った部分は百三十二億でございます。

永末委員 大臣、いま答弁をお聞きになっておいて、私も聞きましたが、これはどうなりますかね。二つはこの夏に開業する、あととはどうなるかわからない、こういう話で、利息は確実に取られますね。大臣、どうしますか。

野呂国務大臣 私もこれは実は大変心配をしておるわけでございます。この間も事業団の理事長あるいは年金局長を含めまして、非公式ではございますけれども、将来どういう展望の中でこの開発を進めていくのかということについて意見を聞いたわけでございます。御指摘のように、各前のおり大規模年金保養基地でございます。施設の規模、内容等から考えましても他に例がないものでございます。最初この計画を持った当時と大きな社会、経済上の変化が今日起きておるわけでございます。各基地の需要の見込みも必ずしも予想されたようなことにはならない、非常に緊縮は許されないといい見通しであると私は思います。したがって、この基地の建設は、先ほどお尋ねになりましたように、利息も払っていかねければならぬ。しかも原資は、年金給付の原資でございます。年金の資金を使っていくということでございますから、これからどういふように的確な見通しを立てるかという大事なときであらうと思っております。そういう意味で、立地条件というものが検討しなければならぬ。あるいはその基地における需要の状況はどうなるであろうか、あるいは開発がどういふふうに進められていくのか、その開発の今後の見通しも考えていかねばならないということでございます。これはなかなか頭の痛いことでございますが、慎重に今後の建設をどう進めていくかということについて私どもは十分検討をして、迷惑をかけないように、しかも年金の原資を使うわけでございますから、十分国民のお役に立つようなそういう開発になるように努力をしていきたい、かように考えております。

永末委員 これをつくろうというときは、厚生年金保険、船員保険、国民年金の受給権者が生きがいのある有意義な老後生活を送るための場を提供、これはいいことです。ところが政府のやっておる似たようなものを見ますと、環境庁は国民保養センターというのをつくったり、国民宿舎、まあお金を使う相手ですが、国民保養地、国民保養温泉地というのがございまして、国土庁はまたわが税金を使いまわして新山村建設モデル事業、文部省は青年の家、少年自然の家というのがございまして、農林省は自然休養地というのに金を出します。自然休養地もございまして、運輸省は青少年旅行村、ユースホステル、勤労者いこいの村、労働省もいろいろあります。野外趣味活動施設にも金を出し、労働総合福祉センターというのに金を出そう、勤労青少年フレンズシップセンター、いろいろございまして、建設省は公園を何とかしよう、自治省までレクリエーションエリア。日本人はそんなかたかなはわかりませんが、かたかなで書くとか何かいいように思う。かたかなで書いて何で書いたって同じことでございます。

そこでわが厚生省も、もともと国民の厚生施設というのはおれの方が事業だというので、同じやるならでつかいこなされというので、大規模に土地だけ買って何もやらぬで、これは大変なことですね。これは総理大臣がおれば聞きたいのでございまして、各省が勝手にあちこち無関係にやっておるようなことをもう一通考え直して、税金は有効に使って

らいいせんことには困ると思う。ことに厚生年金は、先ほど申し上げましたように、税金とは違つて、払っている者がストレートに使い方について目をきらきらさせているんだ、まあそれとは筋が違ひますけれども、大きく言うならば、それで土地を買つて利息だけ払っているなんてことやられたら、厚生年金を払っている者は困りますね。だから、慎重にじゃなくて急速に結論を出して、その前には他の省庁がやっている似たようなことも内閣で、わが国民のために一体どうしようようなレクリエーションの施設が必要なのか、もっと総合的に地域的にもアンバランスなく——いまお話を聞いていると、とんでもないへんぴな土地を買つたよという感じがしますね、私は行ったことありませんけれども。そこへ来る道もない、道はだれがつくるか、地方の自治体だ、自治体は金がないからやらぬ、道がなければ家はつくれないという話になっているのじゃないかと思つたわけでごさいます。どうしてそんな土地を買つたのか、土地はだれが売つたか、だれが仲介したか、こうなると倫理委員会が何か国会でつくられなければならぬかとも思うぐらひでございませう。

厚生大臣、慎重よりも急速に国民に対してお答え願ひたい。大問題になっているからどうか知れども、私はこれを知りまして、一体何をしておるかという感じですね。行政改革をやるためには国民の出している金を国民のために有効に使うのだということが一番根本でございませう。大規模な、大きいことがいい時代は過ぎたのでございまして、小さくつまみうちやに効率よくやっていただきたい。大臣お答え願ひます。

野呂国務大臣 この大規模保養基地につきましては、その趣旨、目的は私は大変意義のあることだと実は思つております。しかし、大きな社会、経済情勢の変化に対応するために、今後この運用をどうしていくのか、開発をどう進めていくのか、こういった問題については十分検討をしなければならぬということでございます。いろいろ専門機関でいま調査を進めておられるということでございます。決して時期を待たばいいという安易なものではないと考えております。将来これをどうしていくかということに就いて厳しく対応したいということで、いま一生懸命で検討いたしている、こういうことでございませう。

永末委員 この質問の当初に申しましたように、経済の状況、それに伴つて社会の状況はどんどん移り変わつていくのである。行政というものは法律や予算でやりまゝから、一週決まるとなかなかのびびりなように型にはまらざるを得ない。その間はやはりびしりと調整をとつて、動いている社会の方に合わせるのが政治の役割りだと思ひます。したがつて野呂厚生大臣はその辺はびしりとやつてほしいと強く民社党は期待しておりますから、やつてください。

質問終わる。

昭和55年10月28日 参議院社会労働委員会
質問者 小平芳平 (公明党・国民会議)

小平芳平君 最後に、これも過去の委員会です、いふ問題提起をしたんですが、年金福祉事業団の大規模年金保養基地について、結果としてこの前の委員会では、年金局長は拙速を避けて十分に検討するんだというふうなことを言つていたんですが、拙速とは何事かと。すでにもう三百八十億か、とにかく資金を投下して、その支払いの利息だけで大変じやないか、ましてや事業を開始したところで、大規模保養基地ができ上がったところではないか、ましてや事業を開始したところ、つまり黒字が出るかどうかかわからない。立地条件から考えて、ほとんどの大規模基地が経営できないのじゃなかろうかというふうな観測もあるわけですね。とにかく列島改造プランに乗って役人が土地を買ひあさつたのが失敗のもとだった、大きな荷物抱えてにっちもさっちもいなくなつた、そういうふうな実情にあると思ふんです。

それで、その後の新聞報道で見ますと、大分厚生省が計画を縮小するとか再検討とか、当時は再検討するというふうな答えていたんですが、何か縮小するよな計画になつたんですか。

政府委員 (松田正男) 一部新聞等で報道されておりましたことは承知をいたしております。大規模年金保養基地の設置、運営につきましては、基本的な考え方を改変をしたというところではございませんで、現在候補の予定になつております十一の地域につきまして、一律に機動的に従来の方針を踏襲して設置、運営すべしということではなくて、その後におきます地域の立地条件、交通事情、入り込み需要、こういったような地域の実情に応じた建設計画を立てていくという道を開くということでごさいます。基本的には従来の方針は変わりはないわけでごさいますけれども、たとえば地方公共団体等も積極的に協力をし、いくというふうな地域につきましてはその協力を求める、また運営等につきましても、地域の実情に合った運営ができるということについては、積極的にその方途を開いていこう、こういうことでございませう。

小平芳平君 そういうことでいいんだろと思ひますが、とにかく利子だけでも大変でしょう。それで、年金の財政というものは莫大な資金ですから、そのとうとい年金の資金を、その土地を買ひ占めた支払利息と管理するだけで大変にお金がかかるといふようなことは決していいとは思ひません。よい政策とは思ひません。あの大規模保養基地を策定した当時と社会情勢も変わつてきているのですから、それに対して厚生省の計画も変わつて当然なんですね。また初めから二百億かけてつくと決まつた以上は、何でも二百億かけて何かつくらなくちゃいけないというふうな決まつてあるわけでもないですね。大臣、いかがですか。

国務大臣 (岡田直喜) いま局長からお答えしましたとおりであります、候補地その他の変更はいたしておりませんが、社会情勢の大幅な変化を踏まえつつ、立地条件その他の調査しておりますが、いま御意見にありましてとおりで、私も地元の自治体の協力、参加を得て、いまのような金利その他の問題がなるべく小さく済むように、各地元からの要望もきわめてきりでございませうから、そういう意味で早く仕事にかかりたい、こう考えております。

昭和60年2月6日 衆議院予算委員会
質問者 塚本三郎(民社党・国民連合)

塚本委員 次は、年金客船について御質問いたします。

聞かれたことが余りない方も多いと思いますが、国民が拠出した各種年金や共済はたくさんのお金が集まっております。その一部を使用して国が旅客船を建造して、広く国民の利便に供すること、国民に海洋国たる日本を再認識させ、未来への希望と展望を開くことを考えたらいかがであらうか。日本の国は海洋国なんです。ところが、連休になると海や山へは車で動けませぬ。そして宿泊施設等はもう倍から何倍も取られてしまうというところで、行くに困っているというのが今日の状況です。

したがって、この際は海に出ることを考えたらどうだ。世界一の造船王国だけれども、客船はほとんどないでしよう。これからは海の時代だ。そこにはロマンがあるではないか。若者の希望があるではないか。お年寄りも、もういわゆる定年になったら時間の過ごしように困っていることだから、この際は、年金と言ったけれども、年金じゃなくてもいい、共済も含めて、そういうことに對して、旅客船をつくってそういうものに乗り出そうということをご提唱いたしますが、運輸大臣、いかがでしょう。

山下國務大臣 ただいまの御質問でございますが、私は、このことにつきましては運輸大臣というよりも、今御指摘のとおり、これはロマンがあり、若い者の夢がある、いわゆる政治家としての一つのアイデアとして大変結構だと思う次第でございます。

ただ、これは財源問題等につきましては厚生省の所管かと思いますが、でも、でき上りまして、この年金客船、恐らく相当のものを大体お考えではないかと思うのでございますけれども、そういった豪華と申しましようか、大型の客船をでき上がった後に運航し、要するにその経費がどのように維持されていくかという点が一つ問題であらうかと思いますが、御趣旨は大変結構かと思えます。

塚本委員 一つ想定をしないでございまして、今厚生年金だけで四十七兆ありまして。七つの利息として三兆四、五千億、利息だけで出るので、年に。その利息の三％だけをこれに活用すると一千億できるのです。したがってこの一千億を、実は豪華客船世界一周クイーン・メリー号という大体二隻ぐらいですが、そうでなくて、香港、台湾あるいは北海道、韓国等ならば、豪華といった客船であっても超ではないが、大体五隻ぐらいできる、千二、三百人から。だから四十七兆のうちの利息が三兆四、五千億。その利息のわずかに三％の一千億ぐらいをこれに充てたらどんなものであるうか。共済はまだほかに膨大な金額があるはずですね。

そうしてまず退職者に、御苦労さんであった、今船は高いから行かないのですが、おれたちの船金の船なんだというところになると相当安くなりますし、あるいは一挙にそういうふうにするには造船業界が繁栄をしていくし、船員の雇用ができるし、あるいはまたそこで勉強ができる。私たちもかつて洋上大学といって、船の上で、実は香港まで乗る中で、講師、大学の先生、飛行機で香港まで行って、帰りにそこで二日ばかりかかって機内生活していただいた。自民党さんも何度がおやりになったはずですが、ところが、今は船がないのです。外国船をチャーターしななければならぬ。今、日本じゅうでわざわざ二隻あるだけです。ですから、趣味も娯楽も娯楽もあらゆるものを備えて、この際はやはりそういうことを考えていただいたらどうであらうか。

アメリカの状態を調べてみますと、この十年間に実は旅客の人口が、クルージングといいますが船です、五十万人が十年間で三倍の百五十万人にふえたそうです。しかもその八〇％はアメリカ人、よく調べてみると、やはり高齢者の時代が来たということです。時間ができてしまった。それから、お金があり教養の高い人がほとんど乗るのだそうです。日本は、そういう意味ではびったんことだと書かれております。やがてはそういう時代が来るから、政府がそれに裏は手をつけたんだよ。中曽根総理のロマンというものをここに着手していただいたらいかがであらうか。

そういう意味で、まあ年金客船懇談会とでも名のつくようなものをつくって、つくった方がいいか悪いかわからないことだから検討し、そしてどの金でやるか、あるいは今の運輸大臣のようになんか維持するか等も含めて検討するところの、いわゆるそういう懇談会のようなものを発足させることがいいのではないかと思います。総理、いかがでしょう。

中曽根内閣総理大臣 非常に明るい希望のあるお話をいただきました。採算ベースその他の問題もありますから、政府内部で、じゃ検討させていただきます。

塚本委員 政府内部にやだめなんです。いつでもそうすると役人が、金が減って価値が下がってくると、こうおっしゃるのです。だから、もう少し年金の納めた代表者も、共済の納めた代表者も、あるいはできるなら造船界からも船乗りからもみんなが集まって、国民の中で、おれたちの金なんだよというふうにしななければだめなんです。お役人がやると、いいことはいいけれども、一つでも落ち度があったらバツデンだということになってしまふ。エスカレーターなんだから、自分で歩く必要はない、黙っておいても上げられる、こういう発想はだめなんです。総理、それは一番お嫌いなはずでしよう。

ですから、やはり総理が中心になって、そうしてあらゆる層を網羅して懇談会、きちっとしたものでなくていいです、そういうふうには御検討いただきたいと思えます。もう一通お答えいただけませんか。

中曽根内閣総理大臣 懇談会をつくとすぐしかられまして、どうしたものかと思っておるわけですが、しかし、せっかくの御提案でございますから、そういう関係者の意見もよく聞くような手段を講じつつ、よく検討させていただきます。

塚本委員 ぜひこれは、できなければいけません、無理は言いません、国民の預かった金ですから。でも、やはりわずか、利息です、これは。元金をつけるのじゃないですから。利息のわずか三％、百分の三です。しかも、なくするのじゃないんです。これが国の手でできたならば、利用者も私の船なんだ、オーナー気分を養うことができるし、これまただじやなくて、みんなも乗るときには安い料金を出していただくということになるのだから、私は、損がないし、むしろ造船界などのいわゆる発展によってそれぐらの金は増取で出てくるのじゃないか、ちよっと大げさかもしれませんが、ぜひそのように希望いたします。

(以下、略)

昭和61年3月19日 参議院予算委員会
質問者 柳澤錬造 (民社党・国民連合)

柳澤錬造君 運輸大臣、本当にありがとうございます。海運審の答申が出たらその中でいい知恵をまたとったらいけれども、出なくても所管省としてのことをやっていただいたいのと思うんです。

それで総理、どうなんです。衆議院で代表質問のときに我が党の塚本委員長が年金客船をつくったかどうかという御質問したんですが、余り色のよい返事でなかったように感事録を見ましたんです。もう一回、その辺の考え方を覚えてくれな

いかどうかお聞きしたいんです。
国務大臣 (中曽根康弘君) 年金客船につきましては、民社党の御提案で党首会談の際にもお聞きいたしましたし、代表質問の際にもお聞きをいたしました。我々も、これも一つのアイデアである、検討すべきいいお考えであると、そう思いまして、政府部内におきましても検討させました。その結果は、一番のポイントで難所とされるのはこれをどういうふうにして運航し得るか、採算ベースに乗せて運航し得るか、そしてそれが一体これを管理するのか、そういうようなポイントがありまして、いろいろ研究した結果ではちよつと無理だ、経費が相当かかるし普通のメンテナンスその他等も考えてみると採算ベースに乗りにくいのではないかと、そういう点でまだ停滯しておるといふ状況なのでございます。柳澤錬造君 年金というのだから厚生大臣の御見解をお聞きます。

国務大臣 (今井勇君) 今、総理からも御答弁がございましたが、私も年金の問題を担当しているわけでございますが、これから急速に年金給付というものが増大するわけですが、その原資に充てるために、年金の積立金はできるだけ高利に運営したいということが最大の課題でございます。年金積立金を使いまして豪華客船を建造することにつきましては、年金積立金の使い道あるいは運用の仕方というものでいかかかというふうな感じがいたしておるものでございます。

また、御提案の客船の構想につきましては、今、総理からも御答弁がございましたが、事業としての需要や採算性に疑問があるとの意見が強いわけでございます。したがって、豪華客船の構想につきましては、せつかくの御提案でございますが、これは慎重の上にも慎重に考えねばならない。この問題につきましては、幅広い観点から自民党で検討していただくことになっておると聞いています。この問題につきましては、幅広い観点から自民党で検討していただくことになっておると聞いています。この問題につきましては、幅広い観点から自民党で検討していただくことになっておると聞いています。この問題につきましては、幅広い観点から自民党で検討していただくことになっておると聞いています。

柳澤錬造君 今度は、お金のことが関係するから大蔵大臣に聞かなければいけません。世界一の海運国であり、世界一の造船国でありながら客船が一杯もないなんて情けないと皆さん思わないんですか。今も資金的云々というのだけれども、厚生年金やなんかの金が五十兆ぐらいあるんですよ、それを超えているわけだ。大蔵大臣は勝手にその金利を上げたり下げたり、あなた自由にやっていると。一番高い八・五%の金利にしたときは年間でも四兆二千五百億の利子がつく。下げていったときには六・三%で三兆一千五百億。大蔵大臣が好きなように上げたり下げたりして、その金利だけで年間に一兆円から動くんです。その中で三百億や五百億の金が融通がつかないはずではないでしょう。そんな大蔵大臣ですかと言いたいけれども、どうですか。

国務大臣 (竹下登君) いわゆる預託金利というのは、これは公定歩合に連動して動くわ

けでございますので、これは私が勝手に動かしているわけではございません。ただ、法律上六%以上ということになっておりますから、それ以上の預託金利の下げというのは法律改正を要するわけでありまして、これは別に私が自由に動かす性格のものじゃございません。

年金給付の貴重な財源である年金資金を投入するということになりましたと、やはりいわゆる採算性というのを全く外において議論するわけにもまいらないではなからうかというふうなふうに思っております。確かに、これは今まで党首会談でも二回にわたってこの問題が出ております。ちよつと我が党の党首、総裁は中曽根総理であり、同席しておった金丸幹事長は山梨県、政調会長藤尾さんは栃木県、ちよつと海のないうところの代表が三人お座りになっておりまして、私はその次に座っておりましたが、愚根県でございましてから海岸線はかななり長い、こういう立場にありまして、率直に言って前からの御提言でありましたので、これからはよく相談をしてみようというようにその党首会談でもなつたわけでございます。

私の立場から言えば、年金給付の貴重な財源を採算性ということを全く外において議論するのはなかなか難しいというふうな感じに感じておりますが、総理からも塚本さんにもお答えがありまして、今後とも党内等でもつと詰めてみなきやならぬ課題だということふうなお答えをなすことは私も承知をいたしております。

柳澤錬造君 総理の衆議院本会議の御答弁を私も読みましたし、今も先ほどから採算性が出てくるので、農水大臣の方にお答えいただきたいんですが、小麦を幾らでもって政府が買い上げて幾らで売っているか、アメリカから輸入している小麦は幾らで輸入して、これは幾らで売っているか、発表してください。

国務大臣 (羽田孜君) 国内産麦につきましては、一応管理経費、これ合めてでありますけれども、トン当たり二十万円でございます。これは年によって多少前後いたしますけれども、およそ六十万トンから七十万トンぐらい生産しております。

また、輸入小麦につきましては、一応食用のものがおよそこれは管理経費を含めまして五万円でありまして、およそ四百万トンぐらい輸入しております。

なお、これは両方プールいたしまして計算いたしますので、国内の方はおよそ千三百億ぐらい赤字になり、輸入麦の方が千三百億ぐらい黒字になって、ちよつとどんとんになるというふうな今計算であります。

柳澤錬造君 大蔵大臣、皆聞いてほしいんですが、今農水大臣は細かいことを言わないからあれだけれども、二十万から二十一万ぐらいのコストがかかったものを幾らで売るかといえ、国内のものは六万九千円売っているんですよ。三分の一以下。アメリカから入ってくるのは五万四千円そこそこで入ってきて、そっちの方は経費がかかって六万円ぐらいいなるんだけれども、八万三千円で売るんです。それをプールして言う。細かい数字を言わないからよろしくないけれども、採算性がどこにあるんですか。そういう点から考えて、運輸大臣も一度出てきて、やはり所管大臣としては年金客船をつくるんだと、ここでさつと書いてください。

国務大臣 (三塚博君) 一万トンクラスは五隻あることは御案内のとおりでありまして、海運国家が持っているいわゆる二万トンという客船はございません。そういう意味で年金客船は、私も党におりましたとき政調会長代理で、海のあるのは竹下大蔵大臣と私ということ、大蔵その構想はすばらしいことだな、こう思っております。

総理が言われましたとおり、政府間交渉がなかなか詰まらぬものですから、党にきつとやれと、こういうことで当時御殿命をいただきまして、今、藤尾会長の手元で各省やられておりますので、その結論を私は深く期待をいたしており、それに対応できるように運輸省もその勉強を今いたしておりますから、そういうことで御理解を賜りたいと存じます。

7 労働者福祉活動の強化

労働者の自主事業を主体とした労働者福祉活動は、制度闘争としての社会保険闘争、個別企業、業種に対する企業別闘争に代りする闘争として年々重要性を増している。ますます重要な意義をもつてきている。例えば、労働会連と企業内の生活文化委員会、各種共済組合、健康組合の設立などの闘争、市中金融機関からの預金差押を強行阻害から労働者共済への移し替へ等。

また制度としての年金積立金と生活協同組合、労働者共済会、労働者共済、労働会連との関係など、それぞれまた企業で、相互に接近し、共同闘争の展開としていなければならない問題が山積している。

とくに、この数年間の運動のなかで労働組合と労働者福祉事業団体間の連携関係について双方の努力の欠陥があり、そのため全般的な問題の進展のペースが遅まっていることを十分に自己批判しなければならない。

従つて本年度は、

- 1 労働組合と各種労働者福祉団体との協力、共同関係を一層緊密にしていくために、理論、実践に尊重を払った全般的規模での学習討論会を組織する。
- 2 年金制度と労働者福祉事業との全般的関係を軸として制度闘争と組合としての「生活闘争」をおこなう。この関係を労働者福祉とすべき意識、労働者の要求として普遍にひろげる。地方自治体でも労働、児童福祉の振興などをすすめる。
- 3 企業内福祉厚生の一元的闘争を組織し、闘争の連発をはかる。
- 4 労働者福祉活動を強力に推進するための基礎となる労働会連の強化並に各地域における労働協同組合の設置に力を注ぐ。特に労働会連の全国統合に全力をあげる。さらに労働者共済の普及強化と全国統合を促進する。

「労働運動史(昭和五十年)」「労働者」より

- ③ 年金計算の平明化のため、年額ポイント制度の導入に努める。
- ④ 制度間闘争の推進として、年金を制度に共通するナン・ミニマムを決定し、その実現に努める。
- ⑤ 制度間闘争の前提条件として、障害・遺族年金を他の制度と連携する措置を講ずる。
- ⑥ 遺族年金・遺族年金・加給年金の水準引上げ、給付条件の改正をはかる。
- ⑦ 労働者年金について、その支給停止条件の撤廃ならびに増額をおこなう。
- ⑧ 給付改正にあつて、保険料負担は適正なものとし、使用者負担割合は増大を要する。また年金改定は、後代負担との均衡を配して修正段階方式をめざす。
- ⑨ 厚生年金の管理と運用は、関係化政策による自主方式とし、増収減収への活用がおこなわれる。
- ⑩ 厚生年金基金制度は専断制をなくし、給付の向上、スライム制度などの改善をはかる。
- ⑪ 国民年金、福祉年金の改善は、ナン・ミニマム確立を第一義とする。この場合福祉年金は、ナン・ミニマム実現のため年次計画を策定する。
- ⑫ 国民年金水準は、ナン・ミニマムと保険料別付加年金により向上をめざす。

全日本労働総同盟の「申入れ」(抜粋)

(内閣総理大臣宛、昭和五十一年二月九日)

7 厚生年金制度の改正について

2 継続して検討し、早期に策定をめざす事項

- (1) 年金給付の最低限の生活を保証する制度として、年金制度に共通する

(4) 今年度の基礎年金改定は、七〇年以前半の年金闘争の意義を十分としたが、基礎年金改定は、とくに、政府の現況を年金を中心として老人生活の改善阻止、高齢者の雇用保障(後述)の否定制度、労働制度等の要求をめぐり、老人福祉制度の充実など総合的な高齢者の生活改善に運動の方向をおく。年金制度の面では、年金制度の管理運用の改善、労働者、国民の増収減収の対等の大規模な制度改善の具体的なロードマップの策定をおこなう。七〇年春闘の年次、行政面での対応関係(遺族年金、障害年金、加給年金、三・七歳児など)の策定、新年度予算要求のなかで進めよう。

全日本労働総同盟 昭和五十一年運動方針(抜粋)

(3) 年金制度の大規模改定

年金制度の大規模改定は、七〇年に財政再建案を繰り上げることによって実現が期待される。われわれはこの機会に、年金水準引上げと同時に制度間における不正の是正を求め、かつ年金にナン・ミニマムが確立されるよう努力する。

- ① 年金水準は、当面労働者年金平均定期給の六〇％を確立する。
- ② この水準は、年金スライム制によって安定化をはかる。なお既給者についても年金スライムを適用する。

ナン・ミニマムの実現をはかる。

なお、ナン・ミニマムは、厚生年金の定額制に代るものとする。基礎年金は三〇万円に引き上げをめぐり、三〇年の闘争期間で計画的に実現を期す。

- (2) 年金計算の平明化のために、厚生年金の算定方式にはポイント制を導入し、退職前一〇年間のその高順位三〇年の平均を採用する。
- (3) 財政方式は、修正方式を原則として臨議方式とする(修正臨議方式)。
- (4) 保険料の負担割合は、四が三分の一、事業主および被保険者三分の二とする。なお、事業主(雇用者)と被保険者(労働者)との負担割合は、それぞれ四〇対、三〇対とする。
- (5) 年金積立金は増収の増収減収をめぐり、公営事業主、被保険者、政府を創設による増収をめぐりて運用し、その運用は増収に優先される。

参閣共闘委員会の「労働者・国民生活の危機を打開し、安定向上をはかるための要求書」(抜粋)

(内閣総理大臣宛、昭和五十一年三月十六日)

一 インフレ、低賃金、物価高騰に反対し、所得税増徴に反対する要求
五一年度闘争は、社会保障引上げ、公営事業引上げ、所得税増徴など、かつたならん反資本主義的であり、これでは低賃金、低所得の生活は一層深刻化する。われわれはかかる手算を撤回し、以下の項目をめぐりインフレ抑制、不景気の生活改善に努力することを要求する。

1 年金

- (1) 厚生年金の保険料、国民年金、共済年金の年金引上げをいかにし、りやめ、すまていく。

「政策・制度 要求と提言」(日本労働組合総連合会)

(昭和63年～昭和64年)

(5) 諸制度の整備・改善

④ 積立金の管理運用

被保険者(労働組合)、事業主、公益、政府の四者構成の委員会による自主運営とし、自主運用による有利運用枠を大幅に拡充し、保険料負担の軽減をはかること。また、年金加入者への低利融資制度を拡大すること。

(平成2年～平成3年)

1. 年金制度の抜本改革

5. 年金積立金の自主・効率運用

- (1) 89年度末における国庫負担繰延金の元利合計約1兆5千億円を全額すみやかに返済すること。
- (2) 年金積立金の自主運用枠を大幅に拡大し効率運用をはかること。また、拠出者である被保険者代表も参加する自主運営機構を設置し、運用について民主的決定を行うこと。
- (3) 積立金の運用方法については、高齢化社会に備えた福祉施設などの社会資本整備をつうじて、勤労国民の「ゆとり」「豊かさ」に結びつくものとなるよう十分留意すること。

(平成3年～平成4年)

1. 年金制度の抜本改革

(5) 年金積立金の自主・効率運用

- ① 年金積立金の自主運用枠を大幅に拡大し効率運用をはかること。また、拠出者である被保険者代表も参加する自主運営機構を設置し、運用については民主的決定とすること。
- ② 積立金の運用方法については、高齢化社会に備えた福祉施設などの社会資本整備を通じ、勤労国民の「ゆとり」「豊かさ」に結びつくものとなるよう十分留意すること。

(平成4年～平成5年)

1. 年金制度の抜本改革

(5) 年金積立金の自主・効率運用

- ① 年金積立金の自主運用枠を大幅に拡大し効率運用をはかること。また、拠出者である被保険者代表も参加する自主運営機構を設置し、運用について民主的決定を行うこと。
- ② 積立金の使途と運用方法については、高齢化社会に備えた福祉施設などの社会資本整備をつうじ、勤労国民の「ゆとり」「豊かさ」に結びつくものとなるよう十分留意することともに、適正な利息分については年金原資に償還されること。

2. 総合的土地・住宅政策の推進

(3) 住宅政策の充実

⑤ 家賃控除制度の創設と住宅金融政策の改善

- ア. 賃貸住宅の居住者に対し、家賃の一定額(月10万円を上限)を所得控除する「家賃控除制度」を創設すること。また、財形(住宅、年金)貯蓄の非課税限度額を1,000万円まで引き上げること。
- イ. 住宅金融公庫、年金融資、財形融資等の個人向け貸付金利の引き下げ、貸付限度額の引き上げをはかるとともに、地方での住宅取得、高齢者同居や2世代住宅への融資の拡大をはかること。
- ウ. 住宅の買替え円滑化、老朽・狭小住宅の建て替えを促進するため、中古住宅取得、増・改築への公的融資の拡充・増額をはかること。

(平成5年～平成6年)

1. 年金制度の抜本改革

(5) 年金積立金の自主・効率運用

- ① 年金積立金の自主運用枠を大幅に拡大するとともに、運用体制を強化し、効率運用をはかること。また、89(平成1)年度末の厚生保険特別会計に対する国庫負担繰延べ金1兆5千億円を利子を含め全額速やかに返済すること。
- ② 年金積立金の運用は、拠出者である被保険者代表も参加する自主運営機構を設置し、民主的決定を行うこと。
- ③ 積立金の使途と運用方法については、高齢化社会に備えた福祉施設などの社会資本整備を通じ、勤労国民の「ゆとり」「豊かさ」に結びつくものとなるよう十分留意することともに、適正な利息分については年金原資に償還されること。

2. 総合的土地・住宅政策の推進

(3) 住宅政策の充実

⑤ 家賃控除制度の創設と住宅金融政策の改善

ア. 賃貸住宅の居住者に対し、家賃の一定額（月10万円を上限）を所得控除する「家賃控除制度」を創設すること。また、持ち家対策として住宅取得促進税制を拡充するとともに、財形（住宅、年金）貯蓄の非課税限度額を引き上げること。

イ. 住宅金融公庫、年金融資、財形融資等の個人向け貸付金利の引き下げ、貸付限度額の引き上げ、金利区分所得額・面積の引き上げをはかること。また、地方での住宅取得、高齢者同居や2世代住宅への融資の拡大をはかること。

ウ. 住宅の買替え円滑化、老朽・狭小住宅の建て替えを促進するため、中古住宅取得、増・減築への公的融資の拡充・増額をはかること。

（平成10年～平成11年）

2. 老後生活の基本的な生計を支える安心・安定の公的年金制度を確立する。

(3) 1999年の財政再計算期に向け次の制度改革を行う。

① 年金積立金の運用については、安定確保を基本に労使代表が参加した場をつくり、運用委員会や民間運用機関、投資委員会、受託責任、情報開示等のあり方について具体的な法整備の準備を行う。また、社会保険制度の主旨を踏まえ被保険者への還元融資事業を維持する。

（平成11年～平成12年）

2. 老後生活の基本的な生計を支える安心・安定の公的年金制度を確立する。

＜年金積立金の運用について＞

① 年金積立金の運用については、安定確保を基本に労使代表が参加した場をつくり、運用委員会や民間運用機関、投資委員会、受託責任、情報開示等のあり方について具体的な法整備を行う。

② 社会保険制度の基本精神に立って、被保険者への還元融資等の事業を継続する。

4. 勤労者がゆとりある適正な負担で、良質な住宅を手に入れることのできる政策を推進する。

(5) 公庫・年金等の公的セクターによる住宅建設資金等融資制度を維持し、住宅の質を重視した長期固定金利型の政策誘導型融資制度を拡充する。公的セクターによる、ゆとり・ステッパー償還の制度は、廃止する。

（平成12年～平成13年）

3. 老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度を構築する。

① 次回改正までの当面の改革については、基礎年金と報酬比例年金の枠組みを堅持しつつ、世代間扶養を基本に、公的年金の信頼回復に努める。

② 新たに発足する「年金資金運用基金」は、次のとおり運営する。

ア) 年金積立金の運用については、安定確保を基本とし、労使代表の参加する運用委員会と投資委員会、受託者責任、情報開示等につき制度整備をはかる。

イ) 住宅等の融資事業については、現在の事業内容を点検し、社会保険制度の基本精神をふまえ、現役被保険者の立場に立った事業の展開をはかる。

ウ) 労使が拠出した保険料を活用して建設した施設については、運用実績を抜本的に検討し、労働団体や自治体による利用計画等を含めて、国民資産として積極的な活用をはかる。

3. 勤労者がゆとりある適正な負担で、良質な住宅を手に入れることのできる政策を推進する。

① 社会経済情勢の変化に応じた住宅金融の見直しをすすめる。

② 公庫・年金等の公的セクターによる住宅建設資金等融資制度を維持し、住宅の質を重視した長期固定金利型の政策誘導型融資制度を拡充する。

③ 住宅ローンについて、担保物件の処分価格と償還との差額の請求権を放棄する「ノンリコースローン」の普及・一般化を推進する。

3. 老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度を構築する。

(1) 次回改正までの当面の改革については、基礎年金と報酬比例年金の枠組みを堅持しつつ、世代間扶養を基本に、公的年金の信頼回復に努める。

⑨ 「年金資金運用基金」は、労使の代議を参加させ、次のとおり運営する。

a) 年金積立金の運用については、安定確保を基本とし、「運用の基本方針」に基づき受託者責任、情報公開等を徹底する。

b) 住宅等の融資事業については、現在の事業内容を点検し、社会保障制度の基本精神を踏まえ、現役被保険者の立場に立った事業の展開をはかる。

c) 労使が出した保険料を活用して建設した施設については、運用実態を抜本的に検討し、労使団体や自治体による利用計画等を含めて、国民資産として積極的な活用をはかる。

1. 勤労者がゆとりある適正な負担で、良質な住宅を手に入れることのできる政策を推進する。

(6) 持家取得の支援に偏っている現行の税制金融上の優遇措置を是正するとともに、社会経済情勢の変化に応じた住宅金融の見直しをすすめる。

① 家賃・ローン利子税額控除制度を創設する。(詳細は「経済政策・税制改革」参照)

② 公庫・年金等の公的セクターによる住宅建設資金等融資制度を維持し、住宅の質を重視した長期固定金利型の政策誘導型融資制度を拡充する。

③ 住宅ローンについて、担保物件の処分価格と債務との差額の請求権を放棄する「ノンリコースローン」の普及・一般化を推進する。

(平成16年～平成17年)

3. 老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度を構築する。

(17) 年金積立金の運用のあり方については、労使の代議を参加させ、次のとおり運営する。

① 年金積立金の運用は、当面、以下の還元融資の実施で市場運用枠を削減するとともに、国債などの債権運用により元本確保、安定運用を基本とする。

② 市場運用にあたっては、情報公開の徹底と併せて、運用結果について5年ごとの財政再計算時に厳格な評価を行い、結果責任を明確にする。

③ 次世代育成支援策の一環として、年金積立金から若者に対して低利子奨学金の貸し付け制度を創設する。

④ 積立金による被保険者へのバリアフリー対応の住宅融資、自己啓発費用への融資などを実施する。

⑤ 労使が出した保険料を活用して建設した施設については、運用実態を抜本的に検討し、労使団体や自治体による利用計画等を含めて、国民資産として積極的な活用をはかる。

新聞の記事

S 3 5. 8. 2 8	読売新聞	社説「社会保障の充実に期待する」
S 3 5. 1 0. 8	読売新聞	社説「年金制と積み立て金の運用」
S 3 8. 9. 7	朝日新聞	社説「厚生年金の還元融資」
S 3 9. 8. 7	読売新聞	社説「住宅難に強力施策を」
S 3 9. 9. 2 7	朝日新聞	社説「思い切った住宅政策を」
S 4 0. 5. 8	朝日新聞	社説「一万円年金と今後の課題」
S 4 0. 6. 9	日本経済新聞	社説「住宅対策にも重点主義盛れ」
S 4 0. 6. 2 1	毎日新聞	社説「年金制度のつぎの課題」
S 4 0. 8. 1 2	毎日新聞	社説「国民年金の充実を望む」
S 4 0. 8. 1 6	日本経済新聞	社説「国民年金改正の問題点」
S 4 3. 1 2. 6	朝日新聞	社説「年金積立金運用の改善をはかれ」
S 4 3. 1 2. 1 0	毎日新聞	社説「年金をどう充実するか」
S 4 4. 2. 1 8	朝日新聞	社説「新住宅五カ年計画の策定に当って」
S 4 4. 1 2. 9	毎日新聞	社説「年金時代の幕開く」
S 4 5. 5. 2 7	毎日新聞	社説「住宅対策に全力投球を」
S 4 5. 5. 2 8	朝日新聞	社説「住宅政策の答申実現に努めよ」
S 4 7. 9. 1	朝日新聞	社説「年金積立金の運用改善に望む」
S 4 7. 9. 1	毎日新聞	社説「年金積立金の運用に望む」
S 4 7. 1 0. 5	日本経済新聞	社説「余暇対策を計画的、総合的に進めよ」
S 4 8. 4. 3 0	朝日新聞	社説「住宅ローンを後退させるな」
S 4 9. 7. 2 9	読売新聞	社説「余暇利用施設の開発に本腰を」
S 5 0. 4. 2 5	朝日新聞	社説「年金の保養基地計画を見直せ」
S 5 2. 1 1. 7	日本経済新聞	社説「公的余暇施設を見直せ」

社会保障の充
実に期待する

うやうやりと感念を改めて、福扯國家建設への積極的な態度を打ち出すことが大切である。わが國の社会政策は、年金、医療、生活保護など一応の形はとつてゐるが、その内では西歐の福利國家に比するに國體にふさわしいとはいへない。従つてわが國として、無国籍移民を招き入れる今日の好機をとらえて、西歐の水準に一歩近づけることが當國の義務なのである。

備を行なうものである。一體どのような種類の施設
 の必要性は懸念されなかつたが、将来を考へ
 ると非常に重要である。厚生省はこの財源
 につき、出国民年金の積み立て金を運用する
 ことを考へているが、これは積極的な意
 意を表したい。膨大な年金基金の自主運営
 の確立という面からも必要が描圖である。
 いずれにせよ、こうした社会保障の政策
 を推進するには経済計画など諸政策との関

厚生省の案の中心は、生活保護の充実、医療保険の改訂、国民年金制度の整備充実、児童手当の増大対策の徹底である。いずれもいままで不満の多かった施策を改めようとするものが多い。当然な対策である。特に生活保護では、その扶助基準を二六〇引上げ、けるのが注目されるが、国民全員の生活水

進歩を志する者があるいはまた國の平和この國體をどうに調整するかなん題である。いままでの政府、与黨の新政策に對する考え方など、社会黨は財政的な限度で手出し種度にするといふ意見を發つ。これでは極度國體の確固も危殆に瀕して終つ。

學が上昇している現状ではやむを得ない措置だといえよう。

増であるため、大蔵當局は批判的のようである。しかし、この程度の施策は財源の面に對論はあるが、政府の強い決意があれば不可能とはいえない。政府が國期的な幸福達成にふみ切るのを期待したい。

社説 年金制と積み立て金の運用

きよ山閣議院年金の積み立て金運用について、社会保険制度審議会が政府に対する要請を述べた。この審議会では、国民年金の積み立て金は、本来総合的な年金を設計するべきが、当面それが無理なので、養老保険部と特別勘定を作り管理するのが望ましいとの結論を出している。

この結論は、最近提出する各種の年金、保険金の積み立て金運用に関する検討に、決定的な解決の方向を示したもので、かけ金を出す側の国民の立場を尊重したのが特色である。それだけに、全体としては国民年金に統一であるといえよう。

来年四月からはじまるきよ山閣議院年金の積み立て金の運用については、政府と若者の意見が一致しないために、各方面からいろいろな意見が出ている。現在養老保険部での一元的な運用を主張する養老保険部運用審議会と、養老部と特別勘定の運用を主張する国民年金の積み立て金の運用を主張する国民年金運用審議会とは全く対立している。こんどは、社会保険制度審議会の要請は、これらの意見に調整を加え、年金基金の将来を考えたからとりあえず行なうべき具体案を示したものである。国民の納得を得るために政府としても、当然この要請をとり入れるよう考慮してほしい。

国民年金の積み立て金は、五年後は二、千九百億円、昭和九十年には三兆六千億円に達すると推計され、その金額は驚くべきほど巨額である。そこで、これを社会保険の充実という目的にそって運用するためには、適当かつ有利な手段を加え、国民の向上という特別な配慮が必要なのである。しかも、この積み立て金は、国民や中小企業主などの多様な家計から、強制的に取立てられるという二重の負担の多い性格をもっている。従ってこれを郵便貯金の点で大蔵省が、金融財政の全体的な運用の観点から、これを調整するとは必要ないであろう。だが、こうした国家的な調整を加えるには、いまの養老運用部には、機構、運営の両面で欠陥が多すぎる。

最近の養老運用部の実情を見ると、ここで取り扱った年金はきわめて膨大なものとなっていて、その運用については各方面から批判の火の手が上がっている。その年金の合理的なまた効率的な運用という面では、再検討すべき余地が多いのである。それは単に養老運用審議会の改組というような程度のものでなく、制度上の改革が必要で、既になっているのである。この点では、こんど要請を踏まえて、養老運用部の早急な改革を考慮してほしい。

こんどは社会保険制度審議会の要請が指しているように、国民年金は社会福祉のためのものであり、国家資金が必要であるという観点から、その性格は違う。年金積み立て金の運用は、あくまでも国民のためのものであるのを忘れてはならない。

昭和35年10月8日

読売新聞 社説

厚生年金の
還元融資

厚生會は、三十九年度の重要施策として環境衛生の整備をとりあげ、とくに、し尿処理施設の増設に力を入れることになっているが、それに必要な財源として、厚生年金の還元融資のワケを拡大すること、また貸出し積立金の回収分も、さらに厚生福祉関係への融資財源に充てるような方法を講ずるなどの二点を、大綱當言に要求する方針を伝える。

し、原處理施設のように国々および地方自治体が直接に責任を負つておこなふなければならぬ仕事、を、厚生年金の遺失賠償、まかなうのは、被保険者の生活向上に直接役立つ施設に使うといふこの融資の性格からみて無理があり、むしろ一般の財政援助融資資金のなかで、面倒をみる方が、筋が通つてゐると考へられ、とも、それはともかくとして、厚生年金の還元融資のワケを拡大することは、厚生省だけでなく、厚生年金保険加入者の多年にわたる

「さういふことは、
なげきはあつた。」

厚生年金は加入者も今日では十五萬人をこえ、保険料収入も年間千六百億円に達している。このほか国民年金の保険料四百二十八億円その他をあわせて、年二千億円をこえる保険料収入を資金運用部資金にくりいれ、年率六分五厘平均で運用することになっている。もつとも、この運用をめづつては、資金運用部資金のなかに年金特別勘定を設け、郵便貯金など二級の資金運用部資金とは別に、預貯者側の意見もきき、有利に運用すべきだといふ年金関係者からの強い要求があり、三十六年当時、厚生、大蔵両省の間で折衝がおこなわれたけれども、大蔵省は、特別勘定の設置は事務機構がほう大になり、事務費のロスを招くだけと強く反対し、結局、還元配分のワケをこれまでの二五％から三五％に拡大するのにと妥協したいきつてがある。

大體としては、年金資金は資金運用部資金の重要な部分を占めているために、これを特別勘定にすることは、財政投融資計画の一元化を阻害する結果になるのを避けて承知しなかつたのであらうが、社会保障制度審議会のかつての答申のように、これら保険関係の資金は社会保障基金として加入者の直接利益となるように運用すべきである、との強い考えかたもあり、とくに厚生年金積立金は明年既に三兆円を越え、ピーク時には三兆円を越えるものであるだけに、その運用方法をめぐ

ଆମର ସ୍ୱାଧୀନତା ପାଇଁ ଆମେ ଯୁଦ୍ଧ କରୁଛୁ ।

厚生省が現在の二五%の還元費づくを拡大せよと要求するが、却て与えられたのは、年金資金の自主運用はせずと、特別勘定の設置も現状ではおそろしく困難と云ふことである。還元費の増大はきつひあはたのである。

もうとも現行二五％といつても、異議の運用では、たとえば今年度などは、年金保険料収入の三五％にあたる五五・一二二億円のうち、年金福祉事業団と特別地方債融資には四億圓が還元されたけれど、残り五十二億圓は一般財技なみに上下水道やし尿処理に融資されたといういきさつもあるもので、それなうは一周のこと、還元融資のながでし尿処理施設をどう厚生大臣の考えかたも生れたのであらう。その辺に、大蔵省の財源のやりくりの窮屈さが目に見えるのであるが、前にもふれたように、し尿処理の起債などは一般財投の問題であり、還元融資はやはり保険加入者の直接利益となる住宅、福祉その他の施設に充當し、かつ資金力乏を可能範圍で拡大するまづつとめるべきであらう。

既金運用部資金のなかの年金資金の運用をみると、八割近くは、住宅、環境整備、中小企業などに融資されていて、三、四年前とはかなり変つていなければならないけれども、厚生年金の性格からして、加入者の老齢融資を拡大するものと自然推移されてよいと聞か。

昭和38年9月7日

朝日新聞 社説

社説 思い切った住宅政策を

政府、自衛隊は、米海軍を編成に當つての軍需産業として、住宅政策を大々く推進しようとしてゐる。國民経済が復興段階から先進國の水準に近づいてゐるうちに、國民生活の基礎である住宅の建設が著しく立滞してゐる実情からみて、住宅政策は思い切った強化策を講じなければならぬ。住宅不足は物価騰貴とともに、高度成長が國民生活に与えた最も大きな不満足である。この不満足はあらゆる方面に波及してゐる。

公営住宅の強化を

住宅の不足はいろいろな原因がある。戦災による住宅の損失、経済の高成長がもたらした人口、商業の都市への過度集中、家族制度の崩壊による世帯分離、土地の供給のアンバランス、それから生じた地価の騰貴などがあげられるが、何と云つても政府の住宅政策の貧弱である。これは大言不韋といつても可い。同じ被災を受けた西ドイツなど欧州各國が、いさよ住宅復興に着手して、この問題をほとんど克服してゐる事実をみても、わが國の地価が騰貴したことは明らかである。

おそき昔ながら政府、専断が住宅政策を最も重視して取上げたことは歓迎されてよいから、

むしろ今日まで政府が住宅政策に全く目をうつてきたわけではない。住宅の建設と

地価の騰貴を抑制しない限り、一世帯一住宅の計画は到底実現は不可能である。

このように根本問題の再検討はどうしても必要だが、当面の施策についても幾分の整備がある。

建設省が提唱した持ち家政策と、不動産投機の問題は、著者は一応明白だが、要約には問題がいろいろある。第一、既に建設省が提唱して今日の住宅政策の方向として受容しようとするのである。第二、東京、大阪など大都市地帯においては、何をいふまでも土地の効率的利用が重要である。それを大いに促すには、土地の個人所有を促進する必要がある。土地の細分化を促進し、都市計画に無関係な市街地を作ることを禁ず。これからの都市住宅は個々の住宅建設よりも、土地の共同利用による中密度な住宅の建設が本筋だとする。また不動産投機の高揚に地価騰貴を招くおそれの多い政策はこの際見直しである。

この見地からすれば、住宅政策は何よりも公営住宅の増強に努めるのが肝要となる。新しい高層ビルを建てて間口を広くするよりも、現在ある住宅を改修し、住宅公園、地方公社の財政資金の投入を強化拡大し、最も重要な向上をはかる方がはるかに現実的である。自分土地に自分の家を建てたいという欲求は人一倍であるが、都市の住宅政策はこれに迎合してはならない。公営住宅の長期貸付による分譲

こそがこれからの方向であるべきで、持ち家問題は都市の無秩序な発展によるスプロール化や交通手段の増大を招くおそれがある。民間資金導入の意図はわかるが、見方によつては住宅建設を民間に開放させる政府の責任がそれと見えてゐない。

われわれは住宅政策の本筋はあくまで公営住宅の強化に努めるべきと強く主張せざるを得ないのである。

現行制度の盲点

建設省の主要要求をみると、公営住宅にも力を入れていることがわかる。だが、現行の公営住宅が持つように進めべき事業をこの際見直す必要がある。同省の計画によると、公営住宅は本年度六万六千戸を建設する予定で、これは本年度より六千戸増である。戸数増のほかに質の面でも考慮が払われているが、これを實現するためには現行制度を根本的に見直しを要する。

最も問題となるのは地方公共団体の財政負担の問題である。本省でいへば計画をたてても、実施段階である地方公共団体が財政の逼迫を余儀なくされては、建設が停滞することは明らかである。地方団体の負担負担は工事費で平均一〇％、用地費で五〇％に達しており、大抵の建設は建設費だけでは賄えず、地方団体の負担が不可欠となっているのが現状である。従つて当面建設費を大幅に増正するどころか何より必要で、これが解決しない限り公営住宅の建設を返上する地方団体が続出する。

る恐れがあり、住宅政策は大きくつまずく。

公営、公営住宅についても、建設費は大幅な増加が計画され、公営は本年度より一九九千戸増の六万五千戸、公営住宅は二万戸増の十五万戸が本年度予算要求されてゐるが、これも規模や単価の増大が前提となる。とくに公営住宅の建設費は全く現状と遊離しており、用地費に至つては築地五割以下に落ち込んでゐる。倍増に単価を上げる必要がある。

戸数増と単価増が実現してもこればかり机上の計画で、これを實現可能かどうかはかつて用地取得にあるところではない。昨年成立した新住宅市街地開発法により、大規模市街地開発事業には土地の取得権、賃貸権が認められたものの、制度ができてすでに一年たったが、開発事業が実施されているのは三件ほどに過ぎない。事業主体である地方団体に資金調達の力がないからである。これを進めるには住宅金融公庫の用地費融資機能を引上げる必要がある。

以上のよう公営の住宅建設を進めるための盲点を解消させるには膨大な財政資金が必要であるが、来年度の財政難からして、どこまで財政資金の投入が可能なのかよくわからず、住宅政策の成否に取るべき方針となる。本日に政府が住宅問題に取り組む決意があるのなら、思い切った予算増額をやるべきである。かけ声だけでは家は建たないのである。

社説

一万円年金と今後の問題

国会の憲法改正案の一つである厚生年金法改正案が、昨日衆院を通過したので、前国会以来の大きな出来事になった。二万円年金に減額の手がつけられた。

衆院を通過した改正案は、野党側の要求をかなりとり入れ、政府原案を修正して、国民負担率を引き上げ、保険料率を引き下げるとともに、年金額のインデックス規定より明瞭にするなど、手直しされている。最大の争点となっていた調整年金(厚生年金の一部を企業年金で代する制度)については、労組の同意案件を明確にして十一月から実施の道が開かれた。

現在の日本国三十五歳の年金額(二十年間総で平均月収三万五千円の人)の場合、これに二万円に引き上げられるわけで、現に年金をうけている約四十六万人の受給者はもちろん、近く受給資格を得る人達にとっても負担にちがいない。日本の社会保障制度のなかで、高齢者の生活保護を目的とした年金制度が、たゞそれは保険制度にふさわしく立てられている現状からみても、今回の改正は当然の改正とはいえず、むしろ社会保障の一大前進といえるであらう。

厚生年金の改正は昨年いささか騒動したおもな原因は、調整年金の取りあつかいからであったが、この点は法案成立後も、実施は労働関係の話し合いにゆだねられてゐる。野党、労組側の調整年金に対する態度は、社会党、総評案

が原則的に反対、民社党、同盟系は調整案をめぐり案内法をめぐりた討論を、とうとうとどめた。もちろん、社会党、総評内部でも、原則論は別にして現実の問題として、厚生年金と企業年金の調整の問題は回避できないという意見がきこえてくる。こういふ、こうした情勢の終化がたかく野党案と労組の背景になつてゐた。

調整年金の実施は、ぐうかえし言うまでもなく、労組の同意を条件としてゐるが、適用者の立場からいふことはその同意は、調整一時金が今後どうなるか、とうとうとどめよう。調整一時金の企業年金化は最近かなり進んでゐる。つまり、多くの企業ではまだ実施してゐない。実施してゐる企業の場合でも、調整一時金制度をそのままにしてゐるものが多い。したがって年金に切りかえてゐるものもある。つまり企業によつて、企業年金の導入はまちまちで、具体的には実施方法は企業の実情に即してきまつてゐる。

ただ、一般的にいふと、今年度の調整一時金を企業年金とすることは無難なところはない。とうとうとどめよう。企業年金は調整一時金を生計資金にしたり、延年後の生活資金に必要だと考えたりする。この調整を無視することではならぬ。したがって、調整一時金の年金化は漸進的に進めなければならぬ。

法改正案のいまひとつの問題は、積立金の運用の問題である。現在でも積立金の一部は、労働関係の福祉の面に使われてゐるが、その大部分は大蔵省の資金運用部を通じて財政投融資計画にまわされてゐる。社会資本の蓄積の低い現状では、それをもえないうちから、今後積立金の増加にともなつて、財政中心の運用は当然再検討されねばならない。

この問題は労使ともに取りあげており、労主側は民間資本の蓄積の立場から、また労組側は労働者の福祉増進の立場からそれぞれ大きな関心をもちてゐる。政府当局も積立金の運用には細心の考慮をほうへすべきであらう。

昭和40年5月8日

朝日新聞 社説

住宅対策にも 重点主義盛れ

佐藤改進黨内閣にて最も重要な議題の一つは、住宅対策である。たゞそれは首相が唱える人間尊重や社会開発にしても、まず国民の生活の本拠を安定させることが前提となるはずであり、国民の生活の本拠を安定させるためには、良質な住宅が大量に供給されて住宅難の問題が解消するのだからである。

住宅難が昨今も相変わらず深刻で、その解決が多数国民の切実な願望であることは、いまでもないであろう。その点では、さる三月に公表された総理府統計局の「三十八年住宅統計調査の結果の概要」からしても明らかである。同調査によれば、同居世帯数は三十八年十月一日現在で約六十六万世帯もあり、前回の調査時である三十三年度に比べて、わずかに六万世帯の減少をみたに過ぎない。それだけではない、一人当たり平均床面積が二・〇〇畳未満の世帯は百三十万世帯、二・〇〇畳以上二・五畳未満の世帯は百八十万世帯もある。また、水道設備の

一

ある住宅は、全体の六七・九%にとどまり、都市ガスや炊事用燃料に便する住宅は五百一十二万戸、全体のわずか三五・二%である。さらに、水洗便所を使用する住宅となるべく、表に百八十七万戸、全体の七・二%という驚くべき低い数字が現われている。

もとより、調査時からすでに二年近い今日では、事情はいくらか変わってきているに違いない。しかし、それにしては、根本的な問題の解決にはほど遠いことは、いまさらいふまでもない。

実情がさうである以上、当面の住宅難を早急かつ大膽に緩和し、さらに住宅不足の完全解消を実現することは、尋常一環の手段をもつてはきわめて困難であるといわざるを得ない。しかも、今後、生活水準が上がってゆくにつれて、たとえ結婚年齢が低下したり、世帯分離が活発になったりすると、住宅に対する需要が一段と増加するであろうことを考へるなら、住宅問題の解決は、困難どころか、至難といふことにならう。したがって、住宅対策の推進には、当然、くわがが必要である。そのくわがとは、平凡なようではあるが、やはり、重点主義を強く打ち出して、住宅供給不足から生ずる矛盾を少しでも調整してゆくことである。

重点の置きどころは、なんといっても低所得層向けの住宅供給を、国の責任において、うんとあつやくすることである。わが国の場合、政府の住宅対策は、形式的にみるかぎり、実にきまびよく整備されているといつてはできる。建設省所管では、月収二万円未満の低所得層向け第三種公営住宅から、中堅所得層以上向けの住宅公園の賃貸ならびに分譲住宅にいたるまで、所得水準に応じた住宅が供給される仕組みになっており、また、住宅金融公庫による一般個人向け事業主あるいは地方公共団体その他に対する住宅建設資金貸し出しがある。四十年代からは、地方住宅供給公社による住宅供給がこれに加わり、勤労者の住宅取得に役立ち、ここになった。建設省所管以外では、厚生省所管の厚生年金住宅、労働省所管の雇用調整住宅、農林省所管の入植者住宅、さらに、至れり尽くせりの状況である。

しかし、至れり尽くせりの状況は、あくまで、見かけ倒しではない。とうとうのは、所得水準に応じて供給されるはずの住宅の数があまりにも少ないからである。そこで、理解に苦しむような事態が現実には起きている。一種あるいは二種の公営住宅からはみ出た低所得層が、住宅公園の供給する賃貸住宅に入居した中堅あるいはそれ以上の所得層よりも、はるかに高額の家賃の負担を余儀なくされている姿がそれである。

一種あるいは二種の公営住宅にはいりきれない所得層が、次善の策として希望するのは、筋からいけば、住宅公園の賃貸住宅であろう。ところが、所得水準からいって、住宅公園の賃貸住宅には、普通の場合、入居資格がない。そのために、もっと生活条件がわるく、もっと家賃の高い、民営のアパートや貸家に、高額の礼金や敷金を納めたうえで住まざるをえないことになる。しかも、子供ができたなら出る約束をさせられるとか、あるいは、一年ごとに契約を更改し契約更新ごとに礼金を納めなければならぬとか、そういった条件を貸借人が無理に受けなければならない場合も、少なくない実情である。

これらの矛盾、つまり、本来ならば家賃負担は低くしていかねばする低所得層の方が中堅以上の所得層よりもはるかに高額な家賃の負担を余儀なくされているという矛盾は、結局のところ、形式的な住宅政策の整備に走って幾花主眼に陥った従来の住宅政策の貧困からくるものである。その矛盾を克服するためには、

国の責任をどうして、低所得層向けの住宅供給量を早急に増大させる以外にはないであろう。また、そうなることは、民営の貸家やアパートの賃借の条件も、賃借人の側からみて、もっと改善されたものになりえよう。

最近では、なにごともデラックス化する風潮があり、住宅公園の建設する賃貸住宅にも、そういう傾向が若干みられるようになってきた。しかし、住宅供給の実情からすれば、そういう傾向は考えものであり、再検討を要する。そうした多少とも程度の高い住宅へはいりこむような階層には、むしろ、自力建設を求めていかねばならず、さしずめ、こんど地方住宅供給公社の増設などは、そうした層の自力建設需要に対応するところにあるべきである。

住宅の絶対数が極度に不足している以上、国や地方団体の住宅向け財源配分をなるべく多くする必要があるので、むしろ、このことであるが、同時に、一口に住宅向けといっても、どこに重点を置くべきかを、よく考へるのだからではない。住宅公園の供給する賃貸住宅も含めて、低所得層向けの住宅供給量の増加を積極的にはかるべきである。当面は、それが望ましい住宅対策のあり方であろう。

昭和40年6月9日
日本経済新聞 社説

「日本の現代国史」 藤生田

る。一帯にこれを厚生年金の水増しをもって

る。一考にこれを厚生年金の水準にもつて、
ゆつのは無理としても、現在の倍額程度に
は引き上げてもらいたいと思う。その際固
題になるのは、給付改修に必要な財源をど
うするかである。現在の保険料は、二十
十千が三十四千まで月額百円、三十五
以上は、百五十円のフラット割になってい
るが、被保険者の負担能力とどの程度の優
待料引上げに耐えるか、あるいはフラッ
ト割を改めて、保険料の所得比例方式を考
へるべきか、といった点は、慎重に検討され
なければならぬ。国庫負担は、現在、保
険料引上げ時に保険料の半額であるが、こ
の負担の引上げも、厚生年金の負担率との
割合を以て考慮されるべきである。いすれ
にしても、国民年金の給付を改善しようとす
る以上、国も被保険者も、若干の負担増加
は覚悟しなければならぬ。

年金の調整とスライド

あるが、福祉年金は二つのさざえとなつてゐる。国民年金の中心は年金であるが、無拠出の福祉年金をひきよめて引き上げるとは、拠出意欲に好ましくない影響を与えるから似まねはならない。たが、福祉年金の受給権者より、扶養者の収入がふえたために、これまでもらつてゐた福祉年金が打ち切られるまでは困る。物価の上昇に对应するところ、そうした打ち切りの被害を免れないよう、福祉年金の充実と所拠出額の緩和に努めるべきである。

国民年金の改革と並行して、解決を急がねばならぬ問題も少なくない。その一つは、厚生年金と企業年金の調整である。今回の厚生年金法改正に当たって、経営者側は、厚生年金といふ公的年金と、企業の私的年金や一時金が、相互に関連なく飛渡し、企業に過重な負担となるのを防止するため、厚生年金の報酬比例部分を、企業年金で代行できるようにすることを株主主張して来た。これに対し、労働者は、社会保障制度の柱として、この調整に反対し

には、被保険者の三分の一以上の同意のほか、被保険者の三分の一以上を組織する男親があるときは、その男親の同意をえなければならぬといふになっている。したがって、企業にも、男親にも、同意を強制するわけではないから、国家の規定に反対する理由はないと思うが、なお男親、と野党の相互理解を深める必要がある。

また、年金共済の正被保険者としてスライド制の導入がある。年金をもらうていて、物価の上昇によつてその実賃面額が下がつてゐたら、生活・保険の機能も減退する。この年の厚生年金の改正に当たつて、衆議院は付帯決議でスライド方式にする結論を早く出すことを要望している。

スライド制といつても、消費物価、消費水準、年金・生活保護基準などのいづれを基準にするかという問題があるが、年金支給者の生活を守るために、スライド制をいかにして年金に導入するかを、専門の機関がすみやかに検討すべきである。これは、

妻の座をどうするか

さらに、五人家族の老親企業、従業員に、厚生年金を適用すること、と言ふ際、いへよう。これらの企業では、従業員に給与が低いために年金財政の負担が重くなること、事業主の保険料負担能力が低いこと、従業員間の移動がはびこつてつみかへく、保険事務をめんどうにするこゝとなんが、厚生年金の適用を困難にしているうたが、被用者年金の統一的なためにも、検討を急ぐべきである。

これに反して、被用者の妻をどうするかという妻の座の問題も、真実に臨むうえ結論を出す必要がある。現在のところ、厚生年金などの被用者保険の加入者の妻が、国民年金に入るかどうかは、妻の任意になつており、加入しているものは六分の一くらいにすぎない。国民年金には、保険料の半分の国庫負担がついているから、加入したほうが有利だが、無関心のせいか、加入している被用者の妻はきつめて少ない。被用者の妻にも独立の地位を与え、一人の被保険者として補助適用の対象にせよ、という意見も少なくない。しかし、そ

保者に於て、要を適用し、保険のワケのなから、保つて貰ふが如いになつて、国民年金関係者の間では、国民年金に強制加入させる要望が激しいやうである。いふまでもなく、年金における養の恩恵の増進に、男子よりも不利な立場にある養をなすべきである。

最後に、厚生年金と国民年金の積立金の運用について、田の方を説明せようとするべきである。昨年、社会保険審議会が厚生年金改正について行なつた審議のなかで、被保険者は、現在よりさらに有利な運用がなされ、保険料負担が軽減されることと、資金運用部から独立して管理することとを要請してゐた。また、公積金は厚生年金制度の運用に資するものとして運用せられてゐることに、低利に運用し、押提施配の他の元金をはなれ、有利に運用して、保険料を下げるなどの施設をなすものとして、完全な反対する考えながら、この点に關する全く相反する考えながら、この点に關する国民の方針はきまつてゐるまいやうである。福祉部元の中身を言及せられてゐるが、国民年金の厚生年金の積立金運用について、田の方針を説明するに、必要である。

子供の加算など、いくつかの改善が行なわれた。福祉年金の受給者は、現在二百八十万人以上にのぼっているが、いずれも低所得

つづけたため、けっきょく、一年間校尉することになり、園祭の失敗は許されることになった。改正法によると、年金の調整

国民年金についてももちろん必要だが、一
万円年金を実現した厚生年金について、ま
ず結論を急ぐべきである。

の場合、厚生年金のなかで妻を独立させるか、国民年金のほうで被保険者にするか、という問題があるわけである。厚生年金国

国民年金の充実を望む

民間の積立年金である厚生年金が大幅に改定され、いわゆる二万円年金が実現したのについで、同じ民間の農林漁業や自営業者の年金である国民年金の充実が要求されている。国民年金審議会は、このほど給付改定に関する中間報告をまとめた。国民年金の中身はほぼ決まっていたが、老齢年金の額は保険料を十五年掛けでも月にわずか三千円、四十年でも三千

五万円にすぎない、十八歳未満の子供を養育する者に支給される母子年金も、二万円程度である。今回の中間報告では、二十五年掛出した場合、老齢年金額を現行の月額二万円から五万円に引き上げ、夫婦で二万円年金にすることを要請している。厚生年金の給付額もさきほどの改定で平均二割以上上がったのであるから、それとバランスをとる意味でも、この程度の

引き上げは当然である。

ただし、給付改定に当たって問題となるのは、それに必要な財源をどうするかである。厚生年金の場合も、給付改定のために保険料をかなり大幅に引き上げているのであるから、国民年金の保険料も、ある程度の増額はやむをえないかもしれない。しかし、国民年金の被保険者には、既得権者が多いことを十分考慮する必要がある。給付額の引き上げは結構だが、そのために、若い保険料を被保険者が苦しめるようなことがあってはならない。国民負担率の引き上げとともに、被保険者の負担能力を簡単に検討してもらいたい。国民年金の被保険者は、同時に国民健康保険の被保険者でもある。その国民健康保険の保険料も、この数年米価暴落に上っており、保険財政の赤字がふたつある現状から見て、なお引き上げられる公算が大きい。こうした負担増も、国民年金の保険料改定に当たって、考慮に入れられるべきである。

国民年金のなかの無拠出の福祉年金も増額しなければならぬことは、報告の指摘するとおりである。福祉年金の受給者は現在二百八十八万人を越えており、いずれも低所得者である。国民年金の中心は無拠出年金であり、無拠出の福祉年金を大幅に引き上げるとは、拠出者の拠出意欲に好ましくなく、影響を与えるから、増額はならぬが、これまでもらっていた人が、少々収入がふえたからといって、打ち切られることのないよう、給付制限をゆるめるべきである。障害者物価の上昇に見合った給付額の改定も必要であろう。ただ、拠出側と無拠出側という両者のものが、同じ国民年金のなかに共存している姿は正常とはいえない。無拠出の福祉年金は、年金保険ではなくて、むしろ生活保護的な色彩の強い福祉制度といえよう。福祉年金をどうするかは将来の問題として検討する必要がある。

さらに、国民年金の積立金をどう運用するか、という問題がある。こんどの審議会では、国民年金の保険料は郵便貯金のような任意のものとは異なり、強制的な積立金であるから、積立者に還元融資すべきだ、との意見が出ている。しかし、年金の積立金については、既述に還元融資して、被保険者の福祉面を充実せよとの主張と、有利に運用して保険料を下げるなり、保険給付をよくせよとの主張が対立している。これは、国民年金だけでなく、厚生年金についてもいえることである。三十九年度末に、国民年金の積立金は千五百億円、厚生年金のそれは一兆九百億円を突破している。その運用について、国の方針を明らかにすべきである。

昭和40年8月12日

毎日新聞 社説

社説

国民年金改

正の問題点

老後の厚生生活の保障として、日本社会保険制度の中で年金制度の遅れが欧米諸国に對し特に目立っている。今後、日本の人口構成が急速に高齢人口の比増加へと向かうことを考えれば、老後の所得保障の役割をなす年金制度の遅延はまさに緊急問題である。

この課題に對し、被用者を対象とする厚生年金はこの六月から大幅に拡充され、いわゆる「一千万年金」が実現した。しかし厚生年金の対象にならない商店、農漁民などを相手とする国民年金は従来のまま増え続けている。その年金給付額は二十五年間保険料を納めて六十五歳から受ける月額が二万円といわずかなものである。

厚生年金との均衡上も給付額の大増引き上げは当然である。このほかに国民年金給付額が、たとえば現行二万円の給付が五万円にふよめな引上げを厚生大臣に中間報告したのは既に既述の事である。

である。この報告をもとに厚生省は四十年一度実施を目ざし、早急に具体案を策定するつもりである。

ただその場合、莫大な増額を要する引き上げは、国民年金の第一は給付額を引き上げ、保険料を引き上げ、ハネ返りなるを要しないのである。老後の所得保障を要する被用者、被保険者自身が負担を要するのとは異なる問題である。

しかし最近、国民年金の保険料引き上げの動きもあり、いかに社会保険充実のためとはいえ、いかに負担増が重なるものかといふことが高まって、これを懸念すべきでない。特に国民年金の対象には無所得者が多く、また国民年金は厚生年金のうちに事業主保険料負担の制度もない。それらのことから、保険料引き上げは被保険者の負担増をいさうざり考えたうえに案をつねることが必要である。そのためにはまた国民負担増額を覚悟してかかればなるまい。

第二は、積立金運用のあり方である。これについて審議会が、国民年金積立金は低所得者層から強制的に集めたものだから運用の比率を引き上げるべきだと報告している。厚生省も同じ考え方のようである。この意見は、もっとも

な点があるが、この問題は運用の比率をふやすことではないのか、それよりも有利に積立金を運用した方が被保険者にとって好ましいかという基本的な問題に立ち返って、どうも検討し直すことを望みたい。

第三は、目先の改正問題にとどまらず、この将来の国民年金制度の姿を想定し、年金制度全体の長期構想を固めておく必要がある。このことは、就業構造の変化が激しい被用者の比が増加するにつれ、国民年金から厚生年金へと移っていく被保険者がふえることが想定されるからである。そうなる国民年金財政の維持はかなり困難になってくるであろう。その将来の問題点を考え、さらに年金制度全体の長期構想を固めつつ当面の改正に取り組む態度が必要である。

昭和40年8月16日

日本経済新聞 社説

年金積立金運用

の改善をはかれ

厚生省はこのほど大蔵省に国民年金と厚生年金の積立金の運用方法を大幅に改善するよう申し入れた。わが国の公的年金は、制度として未成熟なので、年度ごとに給付費用を調達する賦課方式でなく、将来の給付に備えて資金を積立てる積立方式をとっている。三十六年に国民年金制度が実施され、従来からあった民間企業で働くものを対象とする厚生年金と合わせて、国民皆年金制がとられたが、いまのところ保険料のうち年金給付費として使われるのはごく一部で、大部分はその運用利子とともに積立金として蓄積されている。

この両年金の積立金は四十二年度だけで約六千億円ふえて、総額三兆三千億円ほどになる見込みである。これは郵便貯金のように国民が任意に貯蓄するものではなく、保険料として強制的に貯蓄させられているものだ。したがって安全確保でしかも有利な運用をすることが必要であるし、被保険者、国民の福祉増進に役立つ運用がおこなわれなければならない。このような公的年金の性格からみて、われわれは厚生省の主張する方向で運用を改善するのが適当だと思う。

国民、厚生両年金などの積立金は現在、資金運用部資金法により大蔵省資金運用部に年六・五%の利率で預託され、郵便貯金などといっしょに管理運用されている。そしてその四分の一を住宅、上下水道、病院福祉施設などへ還元融資し、残りは国の財政投資計画の資金として使われている。このやり方は安全確保ではあるが、決して有利な運用とはい

えない。これは国債の応募者利回りが年七%近いこと、自主運用が認められている国家公務員共済組合などが、組合員らに貸付けた残りの資金を、平均七%の利回りで運用する実績をあげていることからみても、明らかである。来年度から年金制度を充実し、給付月額を現行の倍以上に当る二万円程度に引き上げるとすると、国民の支払う保険料の引き上げは避けられない。この際財政に向けられる積立金の利率を七%程度に引き上げれば、利子がふえる分だけ保険料を上げなくてもすむことになる。

積立金を資金運用部に預託したうち、社会福祉施設などへ還元融資する割合が、四分の一しかない点も改善すべきであろう。還元融資が押えられているために、各市町村が保健所などを新設する計画のうち、この融資を受けているのは三五%程度にすぎない。企業が社宅などを建てるため、政府に代って資金運用部から借入れた資金を運用している年金福祉事業団に対して借入れを申請しても、その三、四割しか借りられないのが現状である。その残りのうち道路など公共投資に使われる分については、その利益が間接的に国民にはね返ることにはなる。だが還元融資を十分やらないで、これを産業育成に向けるというのはスジが通らないのではないか。

このほか年金積立金の運用内容をはっきりさせるため、資金運用部に特別勘定をつくるという主張も妥当である。年金積立金は財投資金の四分の一近い重要財源だが、従来のようにドンブリ勘定では、その一部を有利に運用しても年金には返ってこない。また特別勘定の貸出しを回収した場合、年金の財源に回すことも出来る。これらの年金積立金の運用は保険料、保険給付の水準に大きな影響がある。他の資金と区別した方がよいと思われる。

昭和43年12月6日

朝日新聞 社説

年金をどう充実するか

―厚生省改正案の問題点―

社説

厚生年金と国民年金に關する、厚生省の改正案がまとまった。社会保険審議会の厚生年金部会と、国民年金審議会は、同年金制度の改善について、先に意見を出したが、今度の改正案は、この意見をかなり取入れており、関係者の要望に、ある程度応えているといえる。

まず、年金の給付額、とくに、その中核である老齢給付については、月額で、厚生年金は二万円、国民年金では、夫婦合せて二万円を目録に、それぞれ引上げることになった。すなわち、厚生年金では、平均報酬額三万五千円、保険料納付期間が二十四年で、老齢年金がもらえる。国民年金の場合は、保険料納付期間二十五年で、定額部分八千円、未納で二万六千円、これに所収比例部分の四千五百円を足して、夫婦で約二万円の老齢年金を出さう、というのである。厚生年金では、夫だけが独立の被保険者であつて、妻は給付の加算の対象にす

ぎ、夫婦を合めた年金であるから、国民年金の夫婦分を、厚生年金の給付と同じ水準にそろえたのは、バランスがとれているといえる。

もう一つ、厚生年金の場合、労働者側が被保険期間二十年のものには、改正後たに二万円の年金を支給せよ、と主張しているが、改正案では、この時期が若干延びている。この点は、四年金の保険料の引上げ幅とも、今後、論議を呼ぶものと思われ、いすれにしても二万円年金は、物価や生活水準が急激に上昇しつつある今日、早急に実現する必要がある。

また、年金を加速して、物価の上昇に際して、年金の実際の価値を減らすのを防止しているのも、重要な解決の一歩を踏出したといえる。改正案では、初年度を基準に、消費者物価が五パーセント以上上昇した時は、定額部分の額、その昇率をかけた額を、暫定加算額として、年金額に加えることにしている。これは、いわゆる完全自動スライド制ではないが、その前段階の措置であり、物価上昇に対して自動手段を待たぬ

年金生活を送るために、当然、実施しなければならぬ施策である。それはまた、物価上昇の折りから、年金に対する被保険者の不満、不安感を一掃するためにも、急務といわなくてはならない。

保険料を再検討せよ

そのほか、厚生年金において、現在でも六十五歳になれば、退職しなくても、老齢年金をもらえるが、これをさらに緩和して老齢年金の支給資格期間である二十年を短たした六十歳以上のものには、在職していても、報酬が二万円未満の低所得者であれば、定額部分相当額（被保険期間二十年で月額八千円）の老齢年金を、支給することになった。国民年金でも、所得比例制を新設したり、制度発足当時、任意加入しなかったために、年金制度から除外されている高齢者に、再加入の道を開いている。また、福祉年金についても、年金額の引上げ、所得制限の緩和、あるいは、東京地方裁判所で、憲法違反の判決を下された夫婦別給制度、夫婦ともに老齢福祉年金をもらえる場合、年金の額をそれぞれ三千円減らすの制限などの、改善を行なっている。これら一連の措置は、まず、問題といつてよい。

しかし、今度の改正案には、問題点も少なくない。たとえば、保険料率を、厚生年金の場合、現行の千分の五十五（一般男子から六十五歳、国民年金は、現行の月額三万五千円（二十五歳以上）と三万円（三十五歳以上）の二水準の保険料を一本化して、五万五千円に引き上げる。国民年金の保険料は、この引上げて、一律に二・二倍ないし二・七倍に上がるが、このほかに、年収七十万円以上のものは、所得比例部分の保険料を負担しなければならぬ。したがって、夫婦を合算すると、定額部分の千五百円、所得比例部分の三万五千円を加えて、月額十四万四千円と、一筆に三倍近く上がることになる。物価が上がるから、年金額も引上げなければならぬ、それには、保険料負担を、ある程度上げざるを得ないわけだが、それが余りにも重く、生活に圧迫することになる。

金の場合、現行の千分の五十五（一般男子から六十五歳、国民年金は、現行の月額三万五千円（二十五歳以上）と三万円（三十五歳以上）の二水準の保険料を一本化して、五万五千円に引き上げる。国民年金の保険料は、この引上げて、一律に二・二倍ないし二・七倍に上がるが、このほかに、年収七十万円以上のものは、所得比例部分の保険料を負担しなければならぬ。したがって、夫婦を合算すると、定額部分の千五百円、所得比例部分の三万五千円を加えて、月額十四万四千円と、一筆に三倍近く上がることになる。物価が上がるから、年金額も引上げなければならぬ、それには、保険料負担を、ある程度上げざるを得ないわけだが、それが余りにも重く、生活に圧迫することになる。

積立金の運用改善を

しかし、年金部門の充実には、二つの重要な前提があることを、指摘しておきたい。その一つは、現行の社会保険制度の不合理を改め、ムダを一掃することである。たとえば、いまの医療保険は、多くの不合理があり、医療費の異常な増大は、保険制度の崩壊の危機を招き、他の必要な社会保険制度の発展を妨げている。医療保険以外にも、メスを入れるべき問題は、少なくない。財政緊縮化を理由に、必要な施策まで縮小せよとするのは、もちろん妥当ではないが、逆に、社会保険であるからといって、国民の納付すべき国庫の歳入や不合理な使いが、許される道理はないはずである。

また、この改正案の施行は、厚生年金が来年十一月、国民年金が四十五年一月なので、初年度の支出は、四十六億一千四億程度であるが、四十五年以降の平年度は、五百八十億に上るものとみられている。わが国の社会保険制度は、西欧先進諸国に比べて、まだまだ不十分であり、とりわけ年金部門の立派さは著しい。そのうえ、高齢人口の急激な増加、心身障害の原因となる事故の急増を考えると、年金制度の充実には、もっと国庫を投入することは、国民的な要請といつてよい。

あるが、四十五年以降の平年度は、五百八十億に上るものとみられている。わが国の社会保険制度は、西欧先進諸国に比べて、まだまだ不十分であり、とりわけ年金部門の立派さは著しい。そのうえ、高齢人口の急激な増加、心身障害の原因となる事故の急増を考えると、年金制度の充実には、もっと国庫を投入することは、国民的な要請といつてよい。

運用への労働代表の参加、高利回り運用、還元融資のワシの拡大などを要請している。厚生省でも、還元融資のワシを、現行の二五から三割に上げることを、積立金の便益を明確にするため、特別決定を設けることを、財政当局に申入れている。

年金積立金は、四十三年度で、厚生年金と国民年金を合わせて、約六千億円の保険料が積立てられ、同年度の累積額は、三兆二千余億円に達する見込みである。これまで、年々あふれる分のうち七割は、資金運用部資金として、財政投融資などに使われ、残り三割を、社会福祉関係施設の建設などに、還元融資しているのである。しかし、年金は、国民の老後その他の保障を目的としたものであり、その積立金の大半を財政投融資に回すことに、保険者である国民から、異論が出ているのは、当然といつてよいであろう。今度の改正によつて、厚生年金も、国民年金も、保険料を大幅に引上げざるを得ないといえれば、年金積立金の運用を再検討することは、被保険者の威力を得るために、必要といふべきであろう。年金は、自分たちが保険料を積立て、自分たちの福祉を高めるために運用されている、といふことを、被保険者に明確にしてこそ、その発展が期待されるのである。

昭和43年12月10日

毎日新聞 社説

新住宅五カ年計画の策定に当って

建設省は、現在実施中の住宅建設五カ年計画が、最終年度の四十五年に一応の目標を達成できる見込みがついたので、引続き四十六年度からの第二次五カ年計画の作成に着手するという。これは、住宅建設計画法により、昭和四十一年以降は、五カ年を一期とする住宅建設計画を作成することになっているので、当然の措置であるが、公共事業関係の長期計画が、二、三年ごとに修正を余儀なくされている実情からみれば、とも角、所期の目的を達しそうだという点で、評価されてよいと思う。

だが、これでは国の深刻な住宅難が解決するわけでは決してない。住宅対策は、今後なお長期にわたって強化しなければならず、新五カ年計画は、現行計画をさらに上回り、しかも、質の向上、難住近接、地価の安定と用地の確保など、新しい観点から、総合的に策定されねばならない。

現行の五カ年計画が達成される見込みがついたといっても、その内容は、決して満足すべきものではない。この計画は、昭和六十年までの必要な住宅建設戸数を二七百万戸と見計し、とりあえず、四十五年までの第一次建設を七百六十万戸としたもので、これがいわゆる「一世帯一住宅」のキャッチフレーズとなつたのだが、計画に当って、財源の都合上、九十万戸減の六百七十万戸に修正されたことを忘れてはならない。計画戸数そのものが大幅に値切られていたのである。しかもその内容をみると、公的施策によるものは全体の四割に過ぎず、六割は民間の自力建設に依存している。また、現在までの達成率も、公的資金によるものは五〇%、民間資金の分が五九%で、公的住宅の率は低く、民間の自力による伸びに助けられての目標達成なのである。

さらに、量の確保に重点がおかれたため、狭小過密住宅が多いこと、民間建設分が、建築基準法を無視した違法、粗悪なものが多いことなどからいって、決して良好な住宅が建設されたとはいえないのである。このような点から、わが国の住宅事情は、まだまだ劣悪で、今後の政府施策に待つ点は多々あるといわねばならない。

民間おんぶ政策への疑問

新五カ年計画は、六十年までの必要戸数を三千万戸とみて、四十六年以降、五年間に七百五十万戸前後を建設する方針のようである。われわれは、こ

の目標が単に現計画の延長に過ぎないのならいろいろな疑問を持つ。なるほど戦後今日まで、民間の自力による建設戸数は、常に総建設戸数の六割を越え、順調な足取りをたどってきた。しかしこれからは、宅地の入手は非常に困難となるうし、建設コストの上昇もあって、一般のサラリーマンが、家を建てることはむずかしくなる一方である。すでに、今後はマイホームは建たないと指摘する学者も多いようである。はたして民間おんぶの政策で、計画が遂行できるかどうかは疑わしい。まして七百五十万戸のうち、公的資金による比率を現行計画より低く抑え、民間建設を促進させる意向のようだが、これでは其の住宅難緩和にはならないだろう。住宅政策の基本は、なお当分の間、政府施策の住宅をできるだけ多く建てる必要で、とくに自力ではいかんともしたい低所得者層への住宅供給に力を注ぐべきである。

むしろ量と並行して、質の向上に努めることも必要である。現行計画では、小世帯について九畳、一般世帯については、十二畳以上の居住水準を確保することを目標としているが、六十年の時点では、住宅規模は一人一個室のほか、各世帯に居間や、食事室などの共同室を確保し、平均で八五平方メートルをめざし、住宅の中高層化、不燃化、便所の水洗化などが検討されている。住宅という以上、せめてこれくらいの水準を達成したいのは当然で、新計画ができるだけ、これに近づくことが望ましいのはもちろんである。だが、公的資金による量の確保と同時に、質の向上をはかるには国家財政の現状からいって、かなりむずかしい面がある。政府が余程の決断で、住宅問題の解決に当らぬ限り、これらの計画や目標は到底達成できないだろう。

このほか、都市の再開発による職場と住宅の近接、建設資材の値上げや技術者不足からくるコスト上昇に対処するため、住宅建設の工業化の促進、民間の自力建設を援助するための住宅金融の円滑化や減税、民間デベロッパーの育成など、住宅政策が当面する問題は数多い。とくに住宅政策上最大の難点である地価の安定には、最大の努力を傾ける必要がある。今後の住宅政策は、建設省だけで策定されるのではなくて、住宅建設計画法の精神にのっとり、政府全体の責任として総合的に樹立されるべきことをこの際強調しておきたい。

昭和44年2月18日

朝日新聞 社説

— 今後の問題点を考える —

平金時代の影響が開かれた」といふこともあつた。具体的な改正内容としましては、いづかの曲調がなめられ

る。たゞは厚生年金の場合、現在是被用者として働いている限り、六十五歳にならなければ、在職老齢年金をもらえないのにならない。六十歳以上で標準報酬が二万円未満であれば、標準報酬二万円ないし二万二千円のものには、年金の八割を支給することにし、それ以上も段階をつけて、最低二割を出すことにしている。配偶者や子供に対する加給年金額、障害者や遺族年金の最低保障額なども、引上げられている。これらの改定は、働く此所得の老人、障害者などにとって、朗報であることはいふまでもない。

自己業者を対象とする国民年金に於いて、母子および単母子年金、遺族年金の給

だが、今回の改正の最大の意義は、国民年金に所得比例制が導入され、厚生と国民の四年年金を通じて、二万円年金が受給したことにある。すなわち厚生年金では、来年から新しく発生する受給者の老齢年金の月額を、平均二万円に引上げるとともに、国民年金では、夫が走郎保険料と所得比例保険料を、妻が走郎保険料を、いずれも、四格期間である二十五年間納めた場合は、その年金月額は、夫婦合わせて二万五千円になる。もともと国民年金は、厚生年金よりも約二十年遅れて充足したので、まださき出郎老齢年金をもらっているものはいないが、厚生年金は来年から、二万円年金の受給者が発生するわけである。

スライドと積立金運用
しかし、年金給付の充実とともに、早急に検討しなければならない課題がいくつかある。その二つは、スライド制の確立である。物価上昇によつて最も手首を受けるのは、年金生活者である。今日もこうしている年金も、物価が上がりれば価値が下がり、生活の切下げを余儀なくされる。また、人間の寿命の伸びによる高齢人口の増加と、年金制度の飛躍に伴い、年金生活者は今後半を過つて急増するであろう。昨年、社会保険審議会がまとめた意見書でも、年金の実質的な価値が、一定率以上に減少した場合には、それを上げる措置が必要であり、自動スライド制について、早急に検討

四十三年度には、六兆三千百圓が預託され、獨立金の総額は、三兆三千百圓の巨額にのほつてゐる。今年度末には、四兆四千萬圓なる見込みである。しかも、年々よめる獨立金の七五割は、財政投融資に使われ、老人福祉センター、保育所のような、被保険者やその家族の福祉に直接寄与する生活面への割入融資分は、二五割にすぎない。これに対してかたてから、年金は国民の老後その他の生活保障を目的とし、そのために保険料を拂つていたのであつて、財政投融資の原資をまかなうためにきつ出してゐるのではない、という異議や、獨立金の大半は、被保険者の保険料であるから、その運用について、被保険者にもっと発言権を

もう一つ指摘しておかなければならないのは、きわめてわずかしが年金をもらっていないか、すでに高齢に達しているために年金をもらっていない人たちの福祉対策がある。国民年金のなかの振き出の老齢基礎年金は、七十歳以上のうちで、所得制限にかからぬ七割の低所得の老人に支給されているが、その年金月額も、今度の改正で引上げられても千八百円にすぎず、とうてい生活を保険するには足りない。これを年々引上げてゆかなければならないのは、もちろんである。だが、厚生年金にも加入しておらず、きよ出制の国民年金にも、高齢のために加えてきず、年金の源流に全く浴して

また、働く意思と心身の能力をもつ高年層の就業を、さらに促進する必要がある。西欧先進国では、老齢年金の支給開始年齢は、六十五歳ないし六十七歳なのに、わが国は、六十五歳年金は二割あり、五十五歳から減額老齢年金を支給せよ、という高年層にある。それは、高年層が自分の能力を正かしく、適正な収入を得られる仕事上の環境が、狭いから仕方がない。彼らのための環境開発、奨励を、ぜひ、一層の努力が望まれるのである。

このことは、立憲れていたわが國の年金が、すなわち西歐水陸に到達しようとしてゐることを意味している。厚生省の調べによると、老齡年金額の平均は、イギリスは一九六八年の時局で、六十五歳から月に三万七千四百四円、西ドイツの戰前年金では、やはり六十五歳から三万六千八百一円であるが、わが國の場合は、支給開始年齢が六十歳あるから、これで推算すると、イギリスは二万三千四百四十四円、西ドイツは二万三千八百一円になる。こうみると、年金額に関する限り、ほぼ西歐並みになりつゝあるといふことが出来る。

を出すと必要としているのである。もちろんスライド制といつても、消費物価指数、消費水準、現金などの、いずれをスライドの基準にするか、それらの指数がどれだけ変動したら、スライドするか、スライドに必要な原因を、それがどれだけ負担するか、各期の年金を一世に引くか、と云ふといった問題がある。これらについて、すみやかに結論を出す必要がある。

社会保険審議会の意見書で、これまで関係者が繰返して要望されてきた自主運用、他の資金との区分管理、運用に対する劣使、代表の参加などが、また改善されていないことを非難し、すみやかに実施せよ、といつてゐる。今度の兩年半の改正によつて、保険料もちつと引上げられるから、獨立金はさらに増加する。したがつて、保険料を獨立してゐる被保険者の期待と協力を得るために、最も有効に獨立金を運用するよつ、制度の轉換時を急がなければならぬといふ。

二百四十万人もいる、とみられている。こうした老人たちにとっては、二万円年金などというても、それは無縁の制度であり、マボロシの年金にすぎない。彼らは、家族の扶養を受けるか、自分で何とかせいで家計を補助するか、極端に転落すれば生活保護を受けるほかはない。

そうだとすれば、年金のこの不測を相うために、医療と就業の面で、彼らをもっと支援しなければならぬ。老人の生活を脅かすものに、病気になる時の医療費の負担がある。東京都ではとしかから、老人医

住宅対策に全力投球を

社説

住宅地帯建設の住宅部

会が、今後の住宅政策の基本的なあり方についてその結論をまとめた。通行住宅五十年計画は、今年度で終了するが、閉塞中の建設費は約七百七十億のうち、民間の四百五十億は、一戸半に達したものの、公的住宅は計画の九割で済まされねばならぬ状態である。しかも、ムード・ブームによる建設費の暴落や、家族化の進行、住宅需要は今後も一方である。そこで住宅政策の当面は、住宅を内政の最重要課題として取りあげ、国をあげて推進せよ、といっている。西独など先進国に比べ、財政力の不足の立派な住宅建設が妨げられたのに比べ、我が国の政策はよくなるとは言えておらず、この当面の課題は当然緊急である。当然のことのように思われる。

新中策は、第二次五十年計画（四十六一五十年）の建設住宅を公的住宅三百八十億を、民間住宅五百五十億の

建設費を目標とし、都市開発費に対する公的住宅の適期的な供給増進、社会開発費の削減、非地の開発、民間住宅の強化などの施策をあげ、いままは三百億世帯以上を建設する住宅政策を、完全に解明すべきと述べている。公的住宅の削減を改善して、住宅政策に必要とした優先順位を、なすべきのきめ細かな措置を待たしている。

この大きな主題は、これまでも、各方面から出された主張に共通する点が多く、この二つをとっても、至極もっともな内容のように思われる。しかし、われわれが懸念するのは、この新中策があまりにも当然のことと判断して、そのために、かえって政府が持つべき、結果として、政府の努力目標だけに終わるはしないかという点である。

たとえ、住宅の国策という概念一つをとってみても、個々の住居や、社会の住宅水準など、時と場合、どのようにも異なる問題である。一方、住宅問題の困難性を考えれば、対策のこの一つをとってみても、簡単に実現できるとは思えない。一口に住宅の確保といっても、最近のような地価の暴上がりの中では、有効な対策があるわけではない。したがって、この新中策のような住宅政策は、すべて政府が、本腰を入れて問題に取り組むのであれば、何一つたり及ばず、それだけでもないものである。その点からすれば、この新中策では、ぜひ必要な対策に上って具体的な措置をした方がよかったのではない。

都市化の激しい地域での大規模ニュータウンの開発や、都市の再開発による高層住宅の建設は、法にも整備され、今後その活用が期待されるが、地価や人件費、資材費の暴上がりとともに、家賃が跳ね上がるのは、何としても防がねばならない。東京周辺の公団住宅ですら、通勤一時四、五、六千円の家賃が普通になり、再開発の市街地開発では、三万円以上というようなことになると、月収十万円をこえるごく少数のサラリーマンでなければ、入居できなくなる。

最近の住宅統計調査によれば、東京、大阪その他の大都市の住宅需要は、おとんとくに「狭小過密住宅世帯」の数が、いよいよ減少をみせていない。一方、一般的な生活水準の向上につれて、居住条件への要求も高まる傾向にある。こいつらに反動して、今後の住宅建設は、買と建と双方を満足させるものでなければならぬが、資金面を考えれば、その辺の兼ね合いが、一帯の問題であろう。

高所得者層が、安い家賃の公的住宅に住みながら、一戸、低所得者層の多くが、狭くて敷の悪い民間賃貸住宅に住んで、高い家賃を払わなければならない現状は、住宅政策の貧困以外の何物でもない。政府は、一世帯一住宅を政策の入口としてきたが、安くて住みよい住宅は、現在では高所得の手の中にかゝり、この域にならぬ。このまじい現実を克服するため、政府は全力を投入しなければならぬ。

昭和45年5月27日

毎日新聞 社説

住宅政策の答申実現に努めよ

来年度から第二次の住宅建設五カ年計画が実施される。建設省ではこの新計画策定に当り、今後の住宅政策の基本的なあり方について住宅地審議会に諮問していたが、その答申案が住宅部会でようやく決った。

わが国の住宅事情は、世界の先進諸国にくらべてもっとも立遅れている。現行五カ年計画は一世帯一住宅のキャッチアップのものと、住宅難の解消をめざして策定しながら、結果的には、なお狭小過密などの住宅難世帯が全国で二百五十万戸以上にのぼっている有様である。とくに大都市地域の低所得者や勤労者の住宅難は深刻である。なぜ住宅難が一向に改善されないのかについては幾つかの原因がある。

人口の急激な都市集中、世帯の細分化、地価の高騰などが考えられるが、こうした事態を招いた最大の要因は、わが国のこれまでの財政資金の配分が、産業とその基盤整備に重点を置き、国民福祉の基本であるべき住宅政策をおろそかにした点にあるといえる。その証拠に、第一次計画の決定に当り、七百六十万戸を必要とした答申に対し、予算配分の際、これが六百七十万戸に削減されているし、公的資金による住宅戸数も三百七十万戸から、二百七十万戸に落されている。そして公営住宅といわれるように、建設戸数の六割を民間の自力建設に依存してきたのである。

第二次計画策定に当って、審議会はこの点を重視し、第一次計画が過少であったこと、公的資金による住宅建設戸数が少なすぎるなど、政府の姿勢を強く批判し、総戸数、公的資金住宅の内容などについてきびしい注文をつけているが、これはまことに当然のことといわねばならない。

次に審議会は、次の五カ年計画の建設戸数を九百五十万戸とし、うち公的資金によるものを三百八十万戸として政府に要望している。九百五十万戸は、新経済社会発展計画にはば目標をあわせ、住宅難の

解決を図ろうとしているが、実際には千百万戸以上が必要とみられる。また、民間と公的資金による比率も、従来同様六対四の割合にしているが、現下の住宅事情からみて、公的住宅の建設戸数はもっとふやすべきである。なほ民間の自力建設は、所得水準の向上などから、これまでは予想以上に順調だった。しかし、大都市圏で年率二五%もの異常な地価高騰が続き、建設コストの上昇、金融引締めの影響による銀行などの住宅ローン撤退の動きからみて、今後のマイホームの建設は容易ではない。

とすれば六割を民間に依存するのでは、住宅難の解消は達成できぬ恐れが多分にある。ただ答申が、公的資金による住宅を、大都市地域に重点的に建て、しかも公営、公団、公社などが直接建てるものを多くし、住宅金融公庫による一部貸付けなどを少なくした点と、公的資金による住宅は分譲よりも、主力を賃貸に置くよう述べているのは当を得ている。これにより公的資金による賃貸住宅が実際には相当増加し、都市勤労者の住宅難が幾分でも緩和される方向が明確になったといえよう。

答申はその他、民間住宅対策の強化や、宅地造成などのための社会開発銀行の設立、住宅用地の確保、公営住宅入居者の抽選制度の改善、家賃制度の改正など、相当キメの細かい施策をあげているが、これらはおおむね妥当な内容である。

ただ住宅政策の最大のガンである土地対策への提案が物足らぬが、これは同審議会でも別途土地政策を審議中のため、その方に委ねたためであろう。

問題は、この答申を政府がどれだけ尊重し、実際の政策として生かすかにある。住宅問題は、いまや内政上もっとも重要な課題であることを十分に認識し、政府が一丸となって総力を結集して取組まねば、到底解決はできない。各省間のセクショナリズムを排し、重点的に財政資金を投入して、一日も早く住宅問題の解決に努めるよう強く要望する。

昭和45年5月28日

朝日新聞 社説

年金積立金の運用改善に望む

植木蔵相と堀見厚相が三十日、大蔵省の資金運用部資金の金利引下げに伴い、厚生年金および国民年金について四十八年度以降、福祉還元措置を拡大することなどで合意した。

資金運用部の預託金利は、貸出金利とともに一口から引下げられ、預託金利はこれまでの六・五%から六・二%となった。厚生年金と国民年金の積立金は四十六年度末に資金運用部預託金の約三・五%を占めただけに、利下げによって大きな影響を受けることになる。

わが国の公的年金制度は国民皆保険制度をとっている。しかも、厚生年金と国民年金の場合には、保険料のうち給付金を除いた分が積立金として全額、資金運用部資金に預託される。年金積立金は、四十六年度末で約六兆四千億円に達した。つまり、この資本が長期間、強制的に蓄積される仕組みである。

こんどの利下げは新規分のみ適用されるので、厚生金は四十七年度で約十億円、四十八年度で約四十億円の収入減になると見計っている。が、年金積立金がこれからふえるにつれて、このままでは収入減がますます大きくなってゆく。利下げに伴って、特別の配慮をするのは当然のことといわなければならない。

大蔵、厚生両省間の話し合いで決ったことの一つに、還元融資の拡大がある。毎年の厚生年金、国民年金積立金の増加額の四分の一は年金福祉事業団などに還元融資されているが、この比率が三分の一に引上げられることになった。

厚生省は、この措置などによってふえるワケを利用して、さしあたり来年度に中小企業従業員向けの住宅融資制度を新設し、老人向けの大規模保養・観光施設をつくる計画だという。これは改善にはちがいないが、このうち住宅融資制度は、政府が別の面で充実すれば、必ずしも還元融資を使わなくても済むのではないか。還元融資は、一般会計や財源計画では不十分な老人福祉施設などに重点的に使うべきだ

と思う。

還元融資分を含む年金資金全体についても、両省間で配分を定める了解がついた。年金資金などから住宅、生活環境整備、厚生福祉施設の三つの分野に三分の二、これに文教施設、中小企業、農林漁業を合わせた分野に八五%を配分することをメドにする、というのである。

これも前進ではあるが、財政投融資計画で運輸通信、道路、地域開発、国土保全、災害復旧などに、まだかなりの年金資金が回されている。これらの資金はほかから調達し、年金積立金はより直接、国民福祉の充実に役立つ分野に回すべきだ。

だが、最も重視しなければならないのは、年金制度そのものの充実である。厚生省は四十八年度にきよ山制年金の給付水準を倍くらいまで引上げ、その実質価値が低下しないよう、スライド調整を導入することなどを考慮しているようだ。歳相はこれらを検討することを約したといわれるが、政府は、この問題にもっと積極的に取り組むべきである。

厚生年金、国民年金とも二万円年金の建前にはなつたが、厚生年金の年金額は月額平均一万六千円にとどまり、国民年金は「十年年金」の五千円の給付がはじまったばかりだ。現行方式では、加入期間が短いために経済的措置がとられている人達や、発足が遅れたので制度に加入できなかった高齢者には大きな格差がある。そのうえ、わが国の公的年金制度は、経済社会の要請への対応策があまりにも貧弱だ。これらの点は、早急に改善すべきである。

また関係者の一部から最近、年金の「積立方式」を「賦課方式」に改めるべきだという提議が、繰返しおこなわれている。が、厚生省は、今後受給者が急増するので、積立金をとり崩すと将来の負担が急増し、世代間の負担が不公平になる、という程度の反論しかしていない。問題は、単なる年金財政論としてでなく、政治論として提起されている。政府は、これに真正面から答えるべきであらう。

昭和47年9月1日

朝日新聞 社説

年金積立金の運用に望む

年金積立金の大幅な資金運用部預託利率を、低金利政策の一環として従来の六・五%から〇・三%引下げる、という大蔵省の方針が、七月に明らかにされて以来、厚生省当局、年金関係審議会などが強硬に反対し、政治問題に発展する情勢にあったが、厚生、大蔵両省の話し合いがようやくまとまり、九月一日から予定通り実施されることになった。

一致して反対したのは、年金積立金は年金給付の財源を確保するためのものであるから、有利運用を第一義的に考えなければならず、物価上昇で年金積立金が減価している今日、預託利率を引下げることは、年金財政に重大な被害を与え、国民的な要請である年金の充実を不可能にする、という理由からであった。そのうえ年金積立金は自由選択による郵便貯金などと異なり、被保険者や事業主から

強制的に徴収した保険料の集積であり、超長期の預託が可能で安定した資金で、他の資金とは性格の違ったものであるのに、画一的に預託利率を下げるのは不合理というはかなく、それによる積立金の減価は国で補てんすべきである、という強い意見が、関係審議会から出ていた。そうした年金関係者の要望にもかかわらず、預託利率が引下げられたことは、年金関係者にとっては、まことに遺憾というほかはない。

だが、今回の預託利率引下げに伴う年金積立金の運用面では、いくつかの改善がみられることも認めなければならぬ。たとえば積立金の還元融資のワクを、預託増加額の従来の二五%から三三・三%に引上げて約千六百億円ふやすとともに、これまでは住宅などに限られていたのを、新たに個々の被保険者に対する住宅資金貸付けをも還元融資対象事業に加えることや、大型保養地をつくる、といった構想も、年金制度の魅力を高めるものといえよう。また、財政投融資の使途についても、被保険者の福祉を直接的に増進する住宅や生活環境施設や厚生福祉施設への配分を、従来の年度間預託総額の五六・一%から六六・六%に引き上げているのも、年金関係者の要望にこたえたもの、ということができる。

しかし年金の本質論からすれば、厚生年金にせよ、国民年金にせよ、高齢者や遺族や障害者のような所得を喪失したり

激減した人たちの生活を守る所得保障制度であり、被保険者や事業主から強制的に保険料を徴収して積立てているのも、より高い年金を給付することを目的にしているのである。年金積立金を財政投融資の原資の中の一つとみる立場からするならば、低金利政策をとる以上、年金積立金をも一律に扱わざるをえないとしても、社会保障制度としての年金の被保険者や受給者の立場からすれば、積立金の運用はよりよい年金を受けるといふ目的のための手段にすぎず、財政投融資の資金調達のために年金の保険料を積立てているのではない、といわざるをえない。

同時に還元融資のワクの拡大や、それによる施設づくりも、年金制度の副次的な目的であって、主目的は年金給付水準を高めることによって被保険者たちの生活を保障することであり、年金受給者や被保険者など多くの国民が何よりも切望していることは、低い現在の年金の大幅改善であることを忘れてはならない。

今回の預託利率引下げに伴う年金資金の運用面では、積立金の有利運用を確保するよう配慮するそうであるが、〇・三%の引下げによる年金積立金の損失は、七年の既預託分の六・五%運用の期限が切れれば、少なからぬ額に達するであろう。来年度を目標とする厚生、国民両年金の改正に当たっては、以上の点を真摯に考慮し、年金給付の画期的改革に政府あけての努力を要望したい。

昭和47年9月1日

毎日新聞 社説

余暇対策を計画的、総合的に進めよ

社説

出たところ、各府庁の四十
八年度予算の概算案では
「余暇対策」に配する額が
前年度より増加している。これは、余暇対策の重要性が認識され、行政の面で余暇対策が推進されていることを示している。しかし、余暇対策は、単に行政の面で推進するだけでは不十分である。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

望まれる行政機構の整備

経済成長に伴う所得水準の向上、休日
三日制など余暇時間の増大に加え、公害
による生活環境の悪化から、一時的にも
余暇の確保が求められている。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

衡のとれた施策を推進しようというなら
いは、同じく行政機構の整備を要する
のである。

四十八年度予算をめぐる各府庁の重
要な課題としてあげられるのは、余暇
対策である。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

これについて参考になるのは米国の余
暇行政機構である。米国では、余暇
行政機構が、余暇行政の中心として
機能している。

米国の動きを参考にすると、余
暇行政の整備は、余暇行政の中心
として機能している。余暇行政は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇行政は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇行政は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

きめ細かく地域に施設を

それにしても、観光を目的とした大規模な
施設整備をめぐって行政機関に頼る
のではなく、地域住民の自発的な活動
を促すことが重要である。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

この国民生活の質を向上させる
ために、余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。余暇対策は、国民生活の質を向上させるための重要な施策であり、計画的、総合的に進めなければならない。

住宅ローンを後退させるな

金融引締めが浸透につれて、都市銀行の窓口では個人向け住宅ローンを抑える動きが次第に目立つようになってきた。民間の金融機関は、一昨年から昨年にかけての超金融緩和期に大衆化路線を掲げ、住宅ローンを「目玉商品」にして個人預金者に微笑をふりまいた。が、その大衆化路線も急速に色あせたものになりかかっている。

住宅ローンは、近年めざましく伸びてきた。大衆の住宅需要がきわめて根強く、半面、金融の基調が慢性的な資金不足から資金過剰へと大きく変ったに伴い、金融機関が消費者金融に重点を置く必要を感じだしたからだ。その結果、都銀、地方銀行、信託銀行など全国銀行の貸出し残高に占める住宅ローンの比率も、五、六年前の〇・二%内外から昨年末現在では三・〇%へと向上した。とりわけ、昨秋以降、銀行側の積極的な姿勢が潜在需要を喚起し、住宅ローンは貸出し増加額の一七%程度を占めるまでにふくらんでいる。

しかし、住宅ローンの急増とはいっても、問題にならなかったような状態に比べてのことで、先進諸国と比べて著しく立遅れていることは否めない。たとえば、住宅資金の調達先をみると、アメリカや西独で民間金融機関の比重が七割前後と高いのに対し、わが国の場合は二割前後にすぎない。さらに、金融機関の企業金融優先の態度から、住宅ローンは四十年代前半までつねに金融情勢に左右され、金融窮迫期にはきまって資金量がけずられ、条件もきびしくなるというパターンを繰返してきた。質量とも貧弱な、つけたりの限界金融として考えられてきたといえよう。

都銀の場合、日銀の強力な窓口規制を受ける四月にはいつて、住宅金融についても別荘やマンションなど不要不急の貸出しを抑え、選別融資するよう支店に指示している。とくに五、六月は企業の決算資金やボーナス資金の需要がふえ、しかも先行き引締め強化や設備投資需要の台頭が予想されるため、住宅ローンを厳格的に圧縮し、一件四、五百万円に小

口化せざるを得ない情勢だという。これでは最近の地価高騰、建築費の上昇からみて、住宅取得など、とてもおぼつかないといわねばならない。

このような住宅ローンの貸ししぶりは、金融機関がいまだに旧来の限界金融的な考え方から脱皮していないことを示すものではあるまいか。

つい先日、全国銀行協会連合会のスポークスマンが、来月に予定された長期金利の改定にからんで、住宅ローン金利の小幅引上げをほのめかし、大蔵省の強い反対で、一転、据置きを表明するという醜態を演じた。それも同じ根から出たものである。

全銀協の横田会長は最近の就任あいさつの中で「インフレ克服、福祉型経済への転換に全面的に協力しなければならぬ」と語った。福祉社会実現のための金融界の役割は、豊富な民間資金を福祉向上の線に沿って配分し、円滑に流すところにある。とりわけ、立遅れの目立つ個人部門にできるだけ低利の資金を回し、大衆預金者に利益を還元することが最大の課題だ。大蔵省、日銀の指摘をまつまでもなく、企業金融を抑え、住宅ローンを質量とも後退させないよう最大の努力を尽すべきである。

そうでなければ、金融機関の大衆化路線は単なるPRに終り、商社に続いて大衆の非難と不信を招きかねまい。と同時に、今回の引締めで銀行に住宅ローンを削減する動きがみられるのは、住宅ローンの確保には当局による説得や誘導だけでは不十分なことと示唆している。金融窮迫期にも住宅金融ないし消費者金融を圧縮しないためには、原資の確保、資金調達の新しい制度を早急に設けることが不可欠だと思ふ。

住宅金融制度の整備については、金融制度調査会が部会を設置して問題点を整理し、連休明けから実質討議を進める予定である。いまのところ、期間三年程度の中期預金や住宅債券の創設などが浮び上がっているが、金融機関の利害関係が複雑にからむだけに、大衆の福祉にいかに関与できるかという立場から論議を深めることを望んでおきたい。

昭和48年4月30日

朝日新聞 社説

余暇利用施設の 開発に本腰を

長かったツユが明けて、全国的に盛夏となった。子どもたちも夏休みに入って、待ちかねたように海へ山へとくり出す家族連れが目につく。週休二日制はかなりの会社で、もう当たり前のように定着しているし、夏季休暇もだんだん長くとれるようになってきた。「店員慰労のため休みます」という商店の連休のはり紙も珍しくなくなった。とにかく、多くの人々が休もうと思えば、十分に休みがとれる時代になった。

ところが、その休みを楽しく、充実して過ごすとなると、現実とはたんに厳しくなる。列車の切符は徹夜で並んで買わなければならない。そうでなければ、満員の客席で何時間も立ちこん坊の糞便を強いられる。排気ガス公害に目をつぶってマイカーで出掛ければ、炎天下渋滞でいらいらのし

通しとなる。目的地に着いても、海は汚れているか、いもを洗うようにこんでいるか、のどちらが多い。山の宿も、昔のように安くない。すっかり不愉快になって、わが家に舞い戻る始末になりかねない。

産業構造審議会の小委員会の調査でも、余暇の増加と、利用施設の貧困さとのギャップが浮きぼりにされている。旅館、ゴルフ場、キャンプ場など、遠出のための施設の充足度（利用希望と実際の利用との割合）は六七％と、一見かなり整っているようだが、国民が利用したがつている国民宿舎、国民休暇村、ユースホステルなど大衆的な宿泊施設は、希望者の三分の一しか泊まらない。さらに、身近な余暇利用のためのプール、体育館、運動場、図書館などは希望者の五分の一しか恩恵を受けていないという。

一億総レジャー化というのに、このようにレジャー施設の奥底は、まへにお粗末である。一方、レジャー産業は、有望株だとされている。レジャー施設への需要が、供給をはるかに上回り、高収益が約束されているからだ。しかし、それは裏を返せば、国民が最も欲している利用しやすい公共施設が不足しているということだ。

レジャーは、人間らしさを回復する手段であり、今後ますます生活に欠かせないものとなることははっきりしている。ところが、いまなお、お役人たちは、余暇やレジャーの調査、研究をもっともらしく発表するが、肝心の施設作りは遅々としている。論議より、国家的プロジェクトによる施設作りを国民は望んでいる。

昭和49年7月29日

読売新聞 社説

年金の保養基地計画を見直せ

福祉充実を旗印とした大掛かりな開発計画が進められている。年金福祉事業団の「大規模年金保養基地」づくりがそれである。

この「基地」は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った勤労者に対し、健康増進、園芸、教養、宿泊などの保養施設を総合的に整備しようとするもの。

が、厚生年金および国民年金の被保険者である勤労者、自営業者やその家族も利用できるようにして、日常生活における緊張をほぐし、余暇の健全な使い方に役立たせることを目的としている。

このため、現在、厚生年金と国民年金を合わせて十一兆四千億円を超えている年金積立金の「還元融資」の対象となり、五十

年度の財政投資計画では百三十億円が計上された。一カ所の規模は土地が三百三十万、投下資金が二百億円（四十八年価格）と予定されている。

厚生省は、「基地」としてまず北海道大沼地区、岩手県田老地区、新潟県津南地区、兵庫県三木地区を指定した。今年になつて、さらに和歌山県紀南地区を指定したが、近く高知県横浪地区も追加することになっている。同省は全体として、十一カ所程度とする方針だという。

年金福祉事業団は当初、決まった四カ所の用地取得をすませているが、このほど、とりあえず三木地区の基本計画を厚相に提出した。厚相の承認が得られると、設計にかかり、着工する契機となる。事業団は他の「基地」についても、それぞれの地域の特性を生かしながら、どのような内容にするかなどを調査している。

しかし、この計画が打ち出された当時といまとは、情勢が大きく変わった。発想の前提となつた列島改造構想は色あせ、結局立ち消えとなつてしまった。公共投資は、総需要抑制のために最近まで、きびしく抑制されていた。その半面、年金積立金の伸びが鈍化し、一時ほどのゆとりがなくなりかけてきている。この傾向は、年金受給者が急増しつつある国民年金でとりわけ目立ち始めている。

政府はこの情勢に対応するため、計画を

見直すべきではないか。「基地」は、従来なかつた型の福祉施設である。これをつくる意義はあるものの、はじめの計画は人気とりのねらいもあつて、ふるしきをひろげすぎた。もつと、地道なものに改める必要がある。

指定地区をこのままどんどんふやし、つきつきと建設工事にかかるのは問題だ。むしろ、既指定のところから、思い切つて数をしぼつて、現状でどの程度のことができるか、また「基地」づくりに伴つてどのような課題が出てくるかなどを見極めるべきであろう。

たとえば、第一号の三木地区についてさえ、水が確保できるのかどうか、経営が成り立つだけの利用者が期待できるかなど、疑問が少なくない。場合によっては、目標としている完成時期をのぼすことも考慮しなければならぬまい。

計画の実施は、慎重にやるべきである。元利償還しなくてもよいカネをつかうのだから「基地」づくり自体はそうむずかしくないだろう。だが、せつかく建設してもあまり利用されないでは困るのである。できたとの運営をどうするか、今後の大きな検討課題だ。

その際、老人の利用を優先させるという公約を忘れないでほしい。年金積立金の「還元融資」で、新型のレジャー・センターはつくらないでほしいと思う。

昭和50年4月25日

朝日新聞 社説

行政管理局が発表した「余暇交通公的施設などに関する調査」は国や地方自治体が運営する余暇施設で、登録された現象が起きたり赤字を出すなど深刻な問題を指摘していることを明らかにした。調査は全国七万施設のうち、休閑、ホール、公民館、青少年センターなどをのりわゆる日常施設と国民体育村、ユースホステルといった広域施設の合計三百施設を対象にして、示唆に富んだ指摘が多い。

広域施設はもともと、田畑、園施設も多くは国庫補助や財投資金の助成を受けている。が、施設をつくる

-84-

会計検査院の指摘

昭和54年度

第2章 所管別又は団体別の検査結果

第2節 団体別の検査結果

第15 年金福祉事業団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

業務委託手数料の算定について

年金福祉事業団では、厚生年金保険又は船員保険の被保険者が自ら居住するための住宅の建設又は購入に必要な資金を当該被保険者の事業主等又は公益法人(以下これを「転貸者」という。)を通じて貸し付けており、昭和54事業年度中の貸付額は86,646件3192億3330万円に上っているが、このうち85,894件2466億0240万円は株式会社第一勧業銀行ほか469の金融機関(以下「代理店」という。)に委託して貸し付けており、これに係る初年分の委託手数料として約21億6500万円を支払うことが見込まれている。

しかして、この手数料について検査したところ、次のとおり、代理店における委託業務処理の異態からみて、これに適用する手数料率に引下げの余地があるものと見受けられた。

すなわち、上記の委託業務の内容は、借入申込みの受理及び審査、資金の貸付け(貸付決定を除く。)、貸付金の管理、回収並びにこれらの附帯業務であり、代理店は転貸者を直接の相手方として、当該転貸者が被保険者に転貸するのに要する資金(以下「転貸資金」という。)を貸し付けているが、貸付契約は転貸を受ける被保険者ごとにそれぞれ1件として締結する取扱いとなっている。そして、代理店に支払う手数料は、当該代理店が貸し付けた転貸資金に係る利息(54年中は利率を年6.5%として算定した額、55年以降は実収利息)又は延滞損害金の額に、1件の貸付契約金額が2000万円以下の場合には17%(55年1月以降は16%)、2000万円を超え5000万円以下の場合には13%(同12%)、5000万円を超え1億円以下の場合には10%(同9%)、1億円を超える場合には7%の利率をそれぞれ乗じて得た額となっているが、転貸資金は上記のとおり被保険者単位に契約して1件当たりの貸付契約金額が最高500万円(同庶務旋中に高齢者が含まれているなどの場合は最高120万円まで加算することができる。55年4月以降は最高550万円、加算額最高180万円)であるため、上記手数料率のうちの最高の利率(17%、55年1月以降は16%)が適用される結果となっていた。

しかし、転貸資金は、貸付案件ごとに個別の事務処理を要する他の資金と異なり、貸付対象が被保険者の個人住宅に限定されていること、貸付金額も被保険者期間の長短により定まること、近年、信用保証制度も整備されていることなどのため、その貸付業務は画一的に処理できる要素が多く、代理店における実際の委託業務処理をみても、多数の貸付案件を一括して事務処理しているのが実態である。しかも、近年、取扱件数が著しく増加し、かつ、転貸資金の貸付けを主たる業務とする公益法人の取扱量が多くの傾向が強まっており、その結果、貸付契約1件当たりの業務処理手数は著しく低減していると認められた。

しかして、手数料率の改定については代理店の合意を要することから、昨年においても、年金福祉事業団は代理店と折衝を重ね、その結果、55年1月から1%引き下げるなどの処置を講じ、なおその後も検討を続けていたが、本件手数料の算定は早急に上記の実態に即したものに改める必要があり、そのようにしたとすれば支払手数料を相当程度節減できると認められた。

上記についての本院の指摘に基づき、年金福祉事業団では、55年10月に本件転貸資金に係る代理店の手数料率を56事業年度から取りあえず12%とすることとして各代理店に通知した。これにより、代理店に対する支払手数料は、54事業年度の代理店における貸付実績を対象に計算すると、初年分で約5億4000万円程度節減されることとなる。なお、同事業団では、今後更に調査検討のうえ、手数料率を段階的に改定することとしている。

平成9年度

第3章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況

第1節 国会からの検査要請事項に関する検査状況

平成9年12月、国会法等の一部を改正する法律(平成9年法律第126号)が成立し、同法により、国会の各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができることとされた。これに対応して、会計検査院法(昭和22年法律第73号)が改正され、会計検査院は、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができるとされた。

10年1月から10月までの間に、国会法第105条の規定による要請を受諾したものは公的宿泊施設の運営に関するもの1件であり、これについては検査を実施してその結果を報告した。その報告の概要は次のとおりである。

公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成10年4月22日
検査の対象	厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団(以下、これらを「設置者」という。)が設置した次第に示す宿泊設備を備える370施設(以下「公的宿泊施設」という。)を対象として検査を実施した。
検査の内容	施設の設置状況、施設の運営状況及び運営のあり方についての調査検討
検査期間	平成10年4月～9月
報告を行った年月日	平成10年9月28日

1 要請の概要

衆議院決算行政監視委員会において、平成10年4月22日、歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件の調査に関し、会計検査院に対し、会計検査を行いその報告を求めることが協議決定され、同日衆議院議長から会計検査院長に対しその要請がなされた。

要請を受けた内容は次のとおりである。

(1) 検査の対象

次に掲げる機関が設置運営する宿泊施設(運営を委託しているものを含む。)

〔1〕 厚生省(社会保険庁)

〔2〕 郵政省

〔3〕 雇用促進事業団

〔4〕 簡易保険福祉事業団

〔5〕 年金福祉事業団

(2) 検査の内容

〔1〕 施設の設置状況

〔2〕 施設の運営状況

〔3〕 運営のあり方についての調査検討

会計検査院は、同日検査官会議において上記の要請を受諾することを決定し、要請に係る検査を実施して、9月28日、その結果について会計検査院長から衆議院議長に対して報告した。

2 検査の実施状況

(1) 検査対象とした公的宿泊施設

厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団(以下、これらを「設置者」という。)が設置した次第に示す宿泊設備を備える370施設(以下「公的宿泊施設」という。)を対象として検査を実施した。

設置者	施設種別	検査対象箇所数
厚生省(社会保険庁)	健康保険保養所	25
	健康保険健康福祉センター	11
	船員保険保養所	31
	船員保険福祉センター	4
	厚生年金会館	21
	厚生年金休暇センター	16
	厚生年金健康福祉センター	23
	国民年金健康保養センター	48
	国民年金会館	2
	国民年金健康センター	7
	小計	188
	郵便貯金会館	15
	郵便貯金総合保養施設	2
郵政省	小計	17
	勤労者職業福祉センター	4
	勤労者福祉センター	2
	勤労者野外活動施設(8型)	32
	勤労総合福祉センター	25
	全国勤労青少年会館	1
	中小企業レクリエーションセンター	6
雇用促進事業団		

勤労者リフレッシュセンター		1
小 計		71
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター	79
	簡易保険会館	2
小 計		81
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	13
合 計	／	370

(2) 検査の方法

検査に当たっては、検査の対象とした公的宿泊施設について、その設置者及び施設の運営を受託している公益法人から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、検査の対象とした370施設の17.5%に当たる65施設については、現地に職員を派遣して実地検査を行った。また、官公庁、各種団体等から説明を受けたほか、関連する資料や文献を参考とするなどした。

3 検査の結果

(1) 総論

ア 公的宿泊施設の設置・運営の目的

公的宿泊施設は、社会保険の被保険者等の福祉の増進、郵便貯金の普及等、施設種別ごとに法律上定められた目的のもとに設置・運営されている。

イ 公的宿泊施設に関する閣議決定等の状況

臨時行政調査会(第2次)の最終答申(昭和58年3月14日)を受けて、昭和58年から59年にかけ数回にわたり、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団(当時)及び年金福祉事業団の設置する会館、宿泊施設等の新設は原則として行わないことなどの閣議決定が行われている。

また、厚生省が設置する施設については、上記の各閣議決定の対象とはされていないものの、行政管理局(当時)の行政監察(58年報告)を受け、その後は新設されていない(行政監察の対象とならなかった施設種別や当該時に計画決定済であった施設を除く。)

(2) 設置状況

ア 公的宿泊施設の概要

(施設の規模等)

平成8年度末における366施設(8年度末で未開業の4施設を除く。)の規模は、客室数計12,694室、宿泊定員計41,187人である。

昭和61年度(年度末施設数334施設)以降の10年間で、施設数は32施設(9%)の増加となっており、客室数と定員数はそれぞれ2,897室(29%)、9,135人(28%)増加している。

(健康増進機能への重点化)

61年度以降に建設された公的宿泊施設では、厚生省所管の施設を中心にテニスコート、プール等のスポーツ施設を併設した多機能型の施設が多く、従来の宿泊保養を中心とした単機能型の施設と機能面で差異が認められる。

イ 設置手続と建設費等

公的宿泊施設の設置手続は、設置箇所の選定から基本構想、施設の設計、建設工事等の段階を経て行われることになっており、この設置手続には地方公共団体からの設置要望等及び地域の旅館組合等との調整が含まれている。

土地取得費及び当初建設費の累計は、それぞれ212億69百万円、575億78百万円に上っている。また、平成8年度の増改築費は、555億23百万円となっている。そして、これらは、基本的に社会保険の保険料等を財源としている国の特別会計から支出されている。

(3) 運営状況

ア 運営の仕組み

多くの公的宿泊施設では、設置者が公益法人等に施設運営業務の全般を委託している。そして、施設運営の損益は、運営受託者に帰属している(簡易保険福祉事業団の全施設(直営)と雇用促進事業団の一部の施設を除く。)

イ 利用状況

公的宿泊施設の8年度における総宿泊者数は約850万人で、近年その数は横ばいである。また、国内旅行の延べ宿泊者数に対する公的宿泊施設の総宿泊者数の割合は、1.4%程度である。

公的宿泊施設の定員稼働率は、郵便貯金会館、簡易保険保養センター及び簡易保険会館が70%台から80%台と稼働率となっているのに対し、他の施設種別ではおおむね40%台から60%台となっており、近年は公的宿泊施設全体でわずかながら低下傾向にある。なお、民間の旅館及びホテルの定員稼働率は、それぞれ40%程度、60%程度である。

ウ 利用者

(被保険者等の優先利用と利用者の確認)

公的宿泊施設では、被保険者等に対して、その他の一般利用者比べて安い料金を適用するなど、被保険者等の優先利用を図ることとしている施設が多い。

しかし、被保険者等であることの確認状況について調査したところ、その確認方法等が十分でない施設が見受けられた。

なお、郵便貯金会館等は、郵便貯金の普及のための施設とされているため、利用者の区分を設けていない。

(被保険者等の利用割合)

平成8年度における実際の総宿泊者数に占める被保険者等の割合を、利用者の区分を行っている施設についてみると、全体では83%となっているが、設置者、施設種別ごとにはかなりの差異が見られ、総員保険保養所等のようにその割合の低い施設種別も見受けられた。

(利用料金)

利用料金は、当該施設の運営経費、経営状況、地域の同種施設の料金との均衡などを考慮して設定されている。また、利用者の区分を設けている施設では、一般利用者には割増料金を設

定している。

公的宿泊施設と民間の旅館・ホテルの料金水準については、設置者又は運営受託者が実施した周辺類似施設との料金比較に関する調査結果によると顕著な傾向は見いだせなかった。

エ 運営経費及び国の負担等

(運営経費及び国の負担)

1施設当たりの年間運営費用は8年度で平均5億97百万円で、近年はわずかに減少する傾向にある。

また、別途、大規模な維持修繕費、固定資産税、土地借料の一部の費用について、国の各特別会計が直接又は間接に負担しているものがあり、その合計は8年度で169億08百万円に上っている。

その他、施設の運営者に対して、設置者から施設の備品が無償で貸し付けられたり、国の特別会計から委託費等が交付されていたりしているものがある。

なお、前記の増改築費を含めると、施設の毎年の総支出に占める国の特別会計の直接又は間接の負担額の割合は、本院の試算によれば過去5年間の平均で28.3%となる。

(税制上の取扱い)

公的宿泊施設については、その土地や建物が国有財産であるため固定資産税が非課税となっていたり、施設を運営している法人が特殊法人又は社団、財団等公益法人であるため法人税が株式会社等である民間の旅館・ホテルと異なっており非課税又は低税率となっていたりなどの取扱いを受けている。

オ 運営の収支

8年度の1施設当たりの収支は、収入が5億81百万円、支出が5億97百万円となっている。運営に係る収支率(支出/収入又は費用/収益)が100%を超え、いわゆる赤字となっている施設は180施設あり、このうち81施設が110%を、更に39施設が120%を超える状況となっており、なかには150%を超える施設も5施設見受けられた。

(4) 運営のあり方についての調査検討

(行政改革との関連)

(ア) 各省庁等では、前記の各閣議決定の対象施設については、閣議決定当時既に着工していたり、計画が進行中であったなどの理由により建設を続行した施設を除き、新設は行っていないとしている。

(イ) 最近新設された郵便貯金総合保養施設(9年4月に1施設が開業。更に11年度に1施設が開業予定)及び勤労者リフレッシュセンター(10年3月に1施設が開業)について、各施設を設置する郵政省及び雇用促進事業団では、施設の内容や性格から、前記の各閣議決定に反しているものではないとしている。

(ウ) 厚生省では、前記の行政監察を受け、当時計画決定済みのものを除き、新設は行っていない。ただし、行政監察の対象とならなかった施設種別についてはその後も新設されてきた。

同省は、現在、公的宿泊施設関係予算の大幅な縮減、新規設置の抑制、既存施設の一層の運営の効率化等を進めている。

(エ) 雇用促進事業団及び年金福祉事業団については、行政改革の一環として廃止の方針が9年6月に閣議決定されている。同事業団廃止後の施設の取扱方針の検討状況を見ると、雇用促進事業団の施設については、労働省が今後の取扱いについて検討しているところであり、年金福祉事業団の施設については、地元道県に対して施設の利用方策及び資産の取得について検討を依頼しているが、10年8月現在、合意が得られた施設はまだ見受けられない。

(収支の状況)

公的宿泊施設の運営における損益(収支)は、基本的には運営受託者にとつての損益(収支)であり、運営上の損失が国の特別会計や事業団の負担に直結する仕組みとはなっていない。しかし、運営上の損失が著しく大きく、その状態が継続している施設については、運営受託者の財政面の制約から運営の継続に支障を来し、ひいては事業の目的を達成できなくなるおそれもある。したがって、このような施設については、収益に及ぼす要因と費用に及ぼす要因を十分把握し、収支の改善見込みなどを適切に予測することが重要である。

(利用状況と利用料金)

公的宿泊施設の稼働率は、全般的に見れば平均的な民間の旅館の水準を上回っているが、一部において稼働率の低い施設も見受けられる。

郵便貯金会館等を除く公的宿泊施設においては、事業の目的を踏まえて、被保険者等を施設本来の利用者と位置付けて、それ以外の一般利用者と取扱いを区別しており、特に利用料金では、一般利用者には被保険者等より高い料金を適用している。

一般利用者の料金の設定に当たっては、運営収支への影響、周辺類似施設との料金比較と並んで、国の特別会計の負担状況を考慮することが必要と考えられる。

(事業の評価システム)

公的宿泊施設の設置・運営に係る国の特別会計の負担は、最終的には社会保険等各制度の被保険者や事業主の負担に帰着している。

したがって、これらの施設事業に対して保険給付等に充てることができる貴重な保険料等の財源を使用していることを考慮し、施設事業の運営、とりわけ国の特別会計からの負担に関しては、最終的な負担者の十分な合意を得ることが重要と思われる。

この点について、各省庁等は、運営等に関する会合を開き最終負担者等から意見を聞くなどしている。

また、公的宿泊施設の事業の評価に当たっては、事業全体の費用と便益を把握する見地から、被保険者等の福祉の増進など事業の本来の目的の達成度の測定基準や、国の特別会計の負担状況等に関する評価指標についても開発を検討する意義が大きい。

(まとめ)

公的宿泊施設については、民間同種施設の充実などを背景として、臨時行政調査会の答申や閣議決定において新設の抑制方針が示され、以降の新設施設は、従来の宿泊保養といった単機能型から健康増進機能等を併せ備えた多機能型へと変化してきた。

一方、各種社会保険の給付と負担を巡っては、制度のあり方を含めて様々な議論がなされており、資金運用面では、簡易生命保険を含めて、金利の低下や収益率の低迷など厳しい環境にある。

このような状況の下で、被保険者等の支払保険料などの限られた財源を用いて、被保険者等の福祉の増進などの目的を、有効かつ効率的に達成するためには、今後の公的宿泊施設の設置・運営の課題として次のような事項が考えられる。

[1] 施設の稼働率や収支の状況は、それぞれの施設の設置・運営の有効性又は健全性を示す重要な指標であるので、設置者においてこれらを十分把握し、稼働率が著しく低かったり、収

支が著しく悪い施設については、その原因を十分究明した上、今後の事態の改善や事業継続の可能性あるいは統廃合の要否等を検討する必要がある。

〔2〕 被保険者等は設置目的上施設の本来的な利用者であり、また、その多くは費用の最終的な負担者であることから、このことを十分念頭に置いた上で施設の運営を行う必要がある。

〔3〕 事業運営に最終負担者の意見を反映させるためには、まず、現在の仕組みを積極的に活用することが重要である。

〔4〕 事業の評価を適切に行うためには、設置者において業績評価制度の確立や内容の充実が望まれる。その際、国の特別会計の負担状況と、事業の便益が誰にどれだけ及んでいるかなどについて把握する努力も必要である。

〔5〕 今後とも閣議決定等に沿った措置を採ることはもとより、閣議決定等の対象とされていない施設についても、民間同種施設の充実、利用者のニーズ等公的宿泊施設を取り巻く状況や、国の特別会計の財政見通しなどを十分考慮した上で設置・運営する必要がある。

なお、雇用促進事業団については、新法人への移管に合わせて設置施設の今後の取扱いについて速やかに処理方針が決定されることが望まれる。また、年金福祉事業団については、大規模年金保養基地業務から撤退方針が決定しているもので、速やかに関係者と合意の上、設置施設について適切な処理がなされることが望まれる。

いずれの公的宿泊施設においても、施設の設置・運営に関わる者、施設利用者及び財源の最終負担者だけでなく、地方公共団体、地域住民、さらには民間の同種事業者など多くの人々も様々な利害関係を持ち、相互に影響を及ぼしていること、公的宿泊施設の中には、宿泊機能のみならずその他の機能を併せ持つものが少なくないことから、公的宿泊施設のあり方について幅広く議論がなされることが肝要である。

- [1] 貸付事業において、貸付件数が減少し、延滞金が増加していること
- [2] 施設事業において、利用者が減少し、地元道県への施設譲渡が進んでいないこと
- [3] 資金運用事業において、欠損金が増加していること

3 検査の状況

(1) 貸付事業

(貸付事業の概要)

事業団は、厚生年金保険、船員保険、国民年金(以下「厚生年金保険等」という。)の被保険者及び受給者の福祉の増進を目的として、次の貸付事業を行っている。

- [1] 厚生年金保険等の被保険者に対し、住宅の建設又は購入に要する資金を貸し付ける被保険者住宅資金貸付(昭和48年度に貸付開始)
 - [2] 厚生年金保険の適用事業所の事業主等に対し、被保険者の福祉を増進するため必要な住宅、療養施設、厚生福祉施設等の設置又は整備に要する資金を貸し付ける福祉施設設置整備資金貸付(昭和36年度に貸付開始)
 - [3] 厚生年金保険等の年金受給者に対し、年金受給権を担保として、生業、住居等に要する小口の資金を貸し付ける年金担保資金貸付(昭和50年度に貸付開始)
- そして、事業団は、これらの貸付けを直接又は業務委託手数料を支払って金融機関に委託している。

(貸付事業の財源)

貸付事業は資金運用部からの長期借入金を財源としており、11年度末現在の借入金残高は9兆0620億余円となっている。また、資金運用部からの借入利率と被保険者住宅資金の貸付利率との逆差を軽減するため、例外的に、昭和55年度から63年度までの間に、年金特別会計から政府出資金計9560億円を受け入れ、貸付事業の財源に充当している。

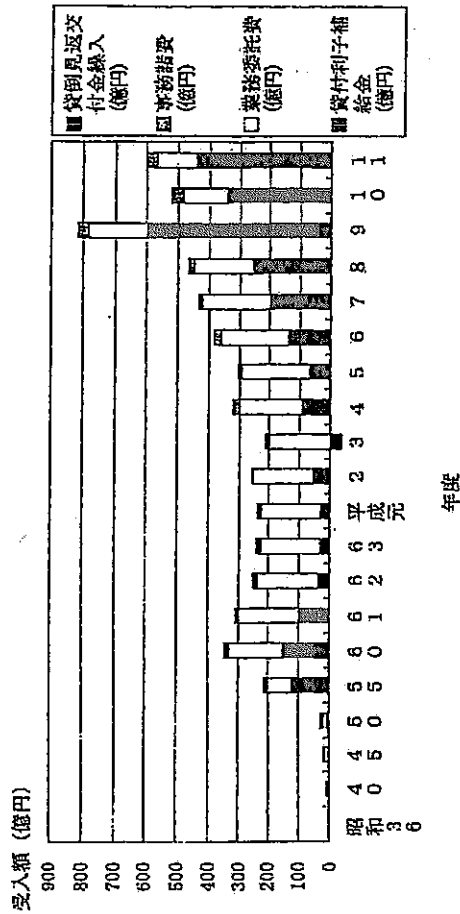
(貸付事業の費用)

事業団は、貸付事業において、利子補給に要する費用、業務委託に要する費用、事務の執行に要する費用及び債権の貸倒償却に要する費用に充てるため、毎年度、年金特別会計から政府交付金を受け入れている。その額は平成11年度末までの累計で7700億余円に上り、この内訳は、貸付利子補給金3422億余円、業務委託費3974億余円、事務諸費238億余円(注2)及び貸倒戻金返入金繰入65億余円となっている。

政府交付金の受入額の推移をみると、図2のとおり、近年、貸付事業に対する政府交付金の額が増え、特に貸付利子補給金の交付額の増加が著しい。

これは、市中金利の低下に伴い、7年度以降、貸付先の被保険者等から毎年度1兆円を超える繰上償還を受けたものの、資金運用部への繰上償還が原則として認められていないことから、近年の金利下降局面においては、この繰上償還された高い借入利率の資金を従来より低い貸付利率の貸付金の財源とせざるを得なかったためである。この結果、貸付利子補給金の交付額は、6年度134億余円、7年度197億余円であったものが、8年度252億余円、9年度598億余円へと急増し、10年度は339億余円にいったん減少したものの、11年度は再び438億余円に増加している。

図2 貸付事業に係る政府交付金受入額の推移

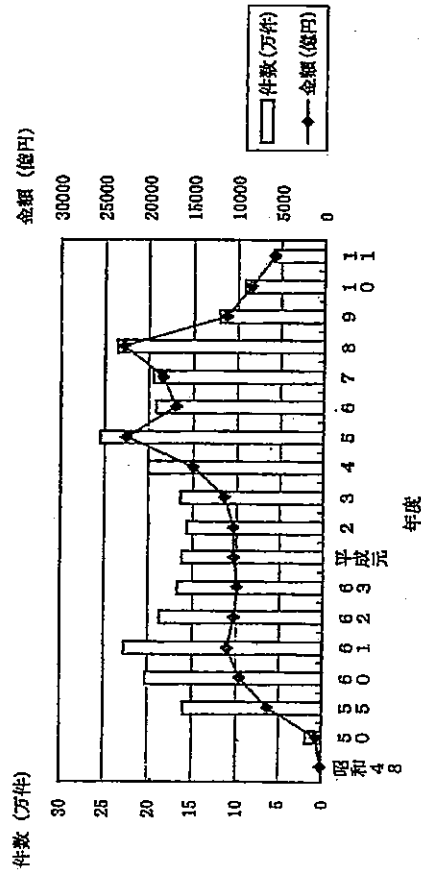


(貸付事業の実績)

11年度末までの貸付決定の累計は585万余件、28兆9834億余円で、貸付残高は165万余件、9兆7925億余円となっている。

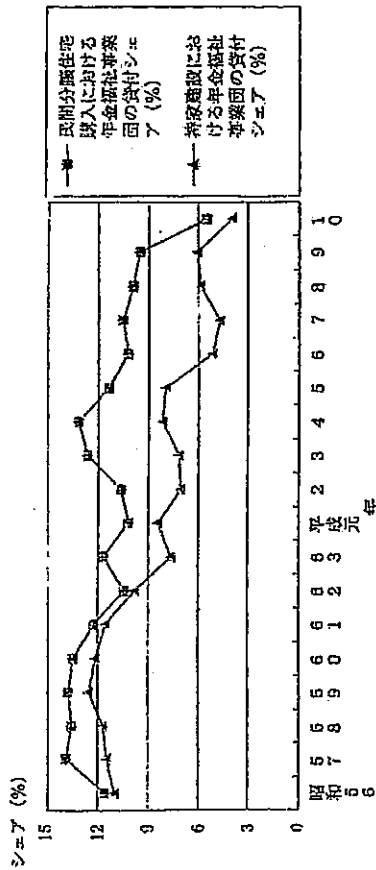
11年度末における貸付残高の96%を占める被保険者住宅資金貸付の実績は、図3のとおり、貸付決定件数では5年度の25万余件、貸付決定金額では8年度の2兆2958億余円をピークに近年は減少傾向にある。そして、11年度においては5万余件、5803億余円であり、ピーク時と比較すると件数で77%、金額で74%の減少となっており、被保険者住宅資金貸付に対する需要が大幅に減退している。

図3 被保険者住宅資金貸付の決定件数・金額の推移



また、民間分譲住宅の購入、持家の建設に要する借入金全体の額に占める事業団の被保険者住宅資金貸付金のシェアは、図4のとおり、昭和50年代末期にそれぞれ13%、12%でピークに達した後、徐々に減少して、平成10年においてはそれぞれ5%、4%とピーク時と比較すると約3分の1となっている。

図4 民間分譲住宅購入・持家建設に要する借入金額に占めるシェアの推移



(延滞状況)

延滞状況の推移を見ると、表1のとおり、近年、延滞額及び延滞率ともに増加傾向にある。また、貸倒償却額の推移を見ると、事業団の廃止が閣議決定されて以降、回収の見込みがなくなったものについて、事業団が積極的に貸倒償却の処理を進めていることもあってその額は増加している。

表1 (単位: 百万円)

年度	7	8	9	10	11
年度末貸付金残高(A)	9,877,785	10,541,733	10,807,534	10,322,443	9,792,567
6箇月以上延滞の元金残高(B)	11,408	17,981	26,491	33,856	37,514
延滞率(B)/(A)	0.11	0.17	0.24	0.32	0.38
貸倒償却額	184	86	110	305	323

(2) 施設事業

(施設事業の概要)

大規模年金保養基地(通称グリーンピア、以下「基地」という。)は、厚生年金保険等の受給権者が生きがいのある老後生活を送るための場を提供するとともに、これらの年金制度の被保険者等の余暇利用に資することを目的として設置されたものである。
基地は、全国に11基地13箇所(注3)設置されており、その規模は敷地面積が315haから438haと広大で、主な施設は、ホテル、テニスコート、プール、研修室等の保養施設及び教養文化施設で、これらが組み合わされた総合施設となっている。
基地の運営については、事業団では、財団法人年金保養協会に4箇所(注4)を、基地を設置した県に9箇所(注5)を委託しており、受託者は箇所ごとの独立採算制で基地運営を行うこととしている。
なお、基地の所有者として負担すべき減価償却費、固定資産税、維持管理に係る森林維持管理費、修繕費及び森林火災保険料については事業団が全額を負担している。

(基地の建設費用)

事業団が11基地の建設に要した費用の昭和48年度から平成11年度までの累計額は、1934億余円となっている。その内訳は、土地取得費403億余円、建設工事費1530億余円である。これらの建設費用のうち1914億余円については、資金運用部からの長期借入金で賄っている。

そして、事業団では、この長期借入金を償還するため、元金分として11年度末までに年金特別会計から政府出資金1105億余円、利息分として政府交付金1287億余円、計2392億余円の交付を受けている。
なお、10年度以降の施設整備については、事業団を廃止する閣議決定を受けたこともあり、資金運用部からの長期借入金で賄っていたものを年金特別会計からの19億余円の政府出資金で賄っている。

(基地の維持管理費等)

基地の維持管理費等について、事業団では、11年度までの累計で202億余円を要している。その内訳は、固定資産税98億余円、人件費41億余円(注6)、委託費30億余円、森林維持管理費19億余円、修繕費9億余円、森林火災保険料2億余円となっており、その財源は年金特別会計からの政府交付金で賄っている。

また、基地の減価償却累計額(除却額を含む。以下同じ。)は、11年度末で622億余円となっている。この減価償却累計額は、基地運営の仕組みが委託先の独立採算制で事業団には基地の運営収入が計上されないため、減価償却累計額相当額がそのまま事業団の貸借対照表に欠損金として計上されることとなり、これが毎年増加している。

(施設事業の実績)

基地の開業以来の利用状況についてみると、表2のとおり、11年度末までの累計で、日帰りの利用者数は2824万余人、宿泊利用者数は860万余人、計3684万余人となっている。また、過去10年間の利用者数の推移では、日帰り利用者、宿泊利用者を合わせた全体の利用者数は、3年度の261万余人をピークに、近年は減少傾向にあり、11年度では201万余人に減少している。

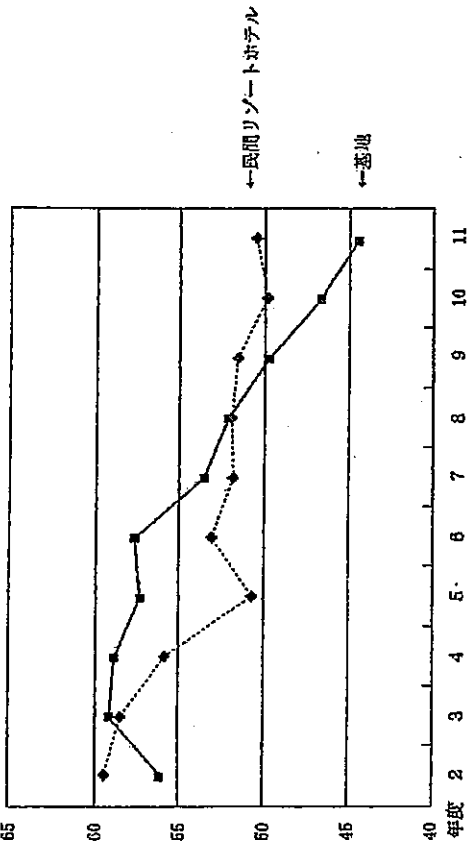
表2 (単位: 万人)

区分	年度	昭和55~平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	累計
日帰り利用者	1119	196	199	186	180	173	161	161	151	149	145	145	2824
宿泊利用者	248	58	61	62	61	63	61	65	62	59	56	56	860
計	1368	254	261	249	241	236	222	227	213	208	201	201	3684

基地の稼働率(宿泊定員に対する宿泊利用者の割合)については、図5のとおり、3年度には59%あり、民間リゾートホテルの稼働率58%と同程度に順調であったが、7年度以降は、民間リゾートホテルの稼働率がおおむね50%とほぼ横ばいに推移しているのに比べ、基地の稼働率の下落幅が大きく、11年度には44%にまで低下している。

図5 定員稼働率の推移

稼働率(%)



(基地業務からの撤退)

事業団は、前記の特殊法人等の整理合理化の閣議決定により、施設事業から撤退することが決定されている。これを受けて、事業団では、基地が所在する道県と施設の譲渡について折衝を行っている。しかし、地方財政が厳しい状況の中にあることから、12年6月末までに事業団に対して道県から提出された譲渡受入れの意向確認の最終回答では、譲渡受入れを回避した道県はなく、道県への譲渡は困難な状況となっている。

厚生省では、譲渡の促進を図るために、12年4月に「大規模年金保養基地業務に関する基本指針」(平成12年厚生省令第270号厚生省年金局長通知)を策定し、これを受けて、事業団では、12年7月に「大規模年金保養基地業務からの撤退に関する実施要領」を制定している。これにより、基地所在の地方公共団体又はこれに準ずる法人等に対しては、一定の条件の下に時価評価額から最大2分の1を減額した対価で譲渡できるとし、さらに、地方公共団体等への譲渡が見込まない場合には、民間団体への時価による譲渡も視野に入れその促進を図っていくこととしている。

(施設の減額譲渡及び運営停止)

横浜基地の一部である竜地区(40ha)については、11年2月から閉鎖されていたが、12年8月に公共的、公益的施設としての利用を条件に4億8200万円(時価評価額9億6244万円)で地元中学校法人に譲渡されている。

また、中央高原基地については、利用者数が大幅な減少を来していることなどのため、現在抱えている多額の累積赤字の解消の見込みが立たないとして、受託者である岐阜県から運営を停止したい旨の申出があり、12年4月末に運営を停止している。そして、事業団では、残務整理終了後の12年6月から地元竜地区の重那市等に施設の管理を委託しており、12年度分の管理費用として4994万5000円を見込んでいいる。

(施設事業の欠損金の処理等)

前記の竜地区については、譲渡により売却損14億5000万円が生じ、これに竜地区の減価償却累計額7億5000万円を加えた22億5000万円が、竜地区の欠損金として事業団に計上されることとなる。また、現在譲渡されていない11基地全体に係る減価償却累計額が11年度末現在で615億5000万円と

り、これに12年度の減価償却費と竜地区の22億5000万円を加えた額が事業団の貸借対照表に欠損金として計上されることとなる。

これらの欠損金については、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成12年法律第20号)に基づき、事業団の解散時に年金特別会計からの出資はなかったものとして処理することとなっている。

また、事業団が基地の建設のために資金運用部から借り入れた長期借入金の残高は、11年度末現在で808億5000万円あり、これに利息306億5000万円を含めた1115億5000円については、事業団の解散後、基金において年金特別会計からの政府出資金及び政府交付金による償還が34年度まで続くこととなっている。さらに、当分の間、基地の維持管理費等も基金において継続して負担することとなる。

(3) 資金運用事業

(資金運用事業の概要)

年金積立金は、全額が資金運用部へ預託されており、11年度末現在で144兆2604億5000円となっている。

事業団の資金運用事業は、資金運用部からこの年金積立金の一部を預託金利と同率で借り入れ、これを市場で運用することにより借入金金利を上回る有利な運用を図るものである。

資金運用事業には、その目的により次の2事業がある。

【1】年金福祉事業団法に基づき、事業団の貸付事業等を将来にわたって安定的に実施する資金を確保するための資金確保事業(昭和61年度に運用開始)

【2】年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和62年法律第59号)に基づき、運用収益を積立金として国庫に納付することにより、厚生年金保険及び国民年金の年金給付財源の強化を図るための年金財源強化事業(昭和62年度に運用開始)

市場における運用方法としては、信託銀行との単独運用指定金銭信託契約、生命保険会社との生命保険契約等により運用を委託する方法と、事業団自らが、投資顧問会社の助言を得ながら安全性の高い債券等に限定して運用する方法がある。

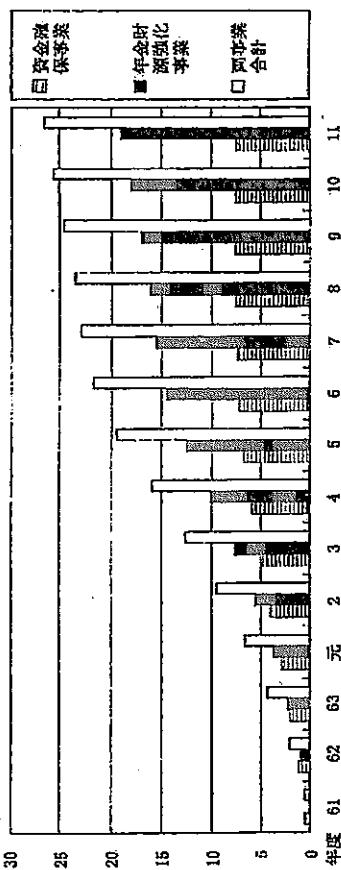
(資金運用事業の原資等)

資金運用事業の原資は、全額資金運用部からの借入金であるが、元金の償還については、資金確保事業では、5年間据置き後の5年間の元金均等償還で半年賦(3月末及び9月末)払い、年金財源強化事業については、7年間据置き後の一括償還を原則としている。また、利払いについては、両事業とも、借入日時点の財政金利を償還完了時まで適用する長期固定金利で、年2回払いとなっている。

借入金残高の推移をみると、図6のとおり、毎年度増加しており、11年度末現在で資金確保事業が7兆5670億円、年金財源強化事業が1兆9860億円、両事業合計で26兆7530億円と多額なものとなっている。

図6 借入金残高の推移

金額 (兆円)



(単位:兆円)

年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
資金確保事業	0.500	1.100	2.050	2.900	3.950	5.000	5.905	6.795	7.235	7.490	7.567	7.567	7.567	7.567
年金財源強化事業	—	1.000	2.270	3.800	5.600	7.950	10.240	12.665	14.615	15.565	16.188	17.186	18.186	19.186
両事業合計	0.500	2.100	4.320	6.700	9.550	12.950	16.145	19.460	21.850	23.055	23.753	24.753	25.753	26.753

また、11年度末現在の運用資産残高は、資金確保事業が7兆0031億余円、年金財源強化事業が18兆4870億余円、両事業合計で25兆4901億余円となっている。

(資金運用事業の費用等)

資金運用事業の費用としては、資金運用部に対する借入金利息、自家運用に係る投資顧問会社の助言に対する手数料等の運用諸費、その他これら運用事業に係る事業団の人事費等の一般管理費がある。そして、委託運用機関からは、運用に伴う手数料等の諸費用を控除した金額が、運用収入として事業団に支払われている。また、借入金利息、運用諸費については運用収入を充て、それが不足したときは運用元本を取り崩して支払い、一般管理費については、年金特別会計からの政府交付金により賄われている。

事業開始から11年度末までの資金確保事業及び年金財源強化事業の主な収益及び費用の累計額は、次のとおりとなっている。

ア 資金確保事業

収益が運用収入2兆9398億余円、政府交付金収入129億余円、費用が借入金利息3兆4803億余円、運用諸費159億余円、一般管理費133億余円となっており、11年度末現在で5568億余円の欠損金が生じている。

イ 年金財源強化事業

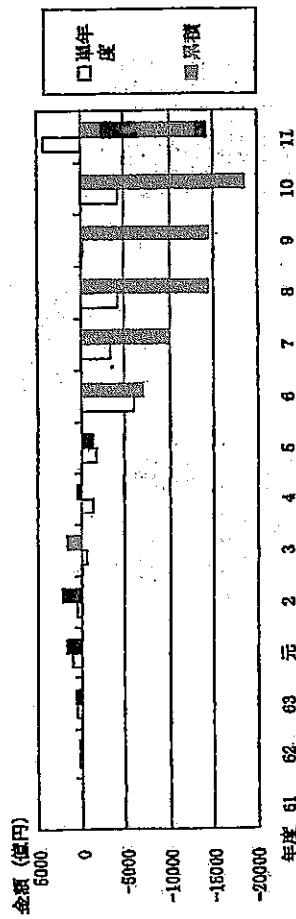
収益が運用収入5兆8716億余円、費用が借入金利息6兆7030億余円、運用諸費1億余円、そして4年度における国庫納付済額132億余円となっており、11年度末現在で8447億余円の欠損金が生じている。

(資金運用事業の実績)

運用実績について、実現収益額(注7)から借入金利息を控除した損益である簿価ベースの利益損益の推移をみると、図7のとおり、両事業合計では3年度から10年度まで単年度利益損益が生じている。そして、累積利益損益は、両事業合計では2年度末において2332億余円の累積利益をピークとして、それ以降は累積利益を取り崩し、徐々に累積利益損益が増加しており、10年度末において累積利益損益は1兆8486億余円とピークに達している。

なお、11年度においては、単年度利益損益を計上したことから累積利益損益はやや減少し、両事業合計で1兆4011億余円の累積利益損益となっている。

図7 両事業合計の利益損益(単年度、累積)(簿価ベース)



(単位:億円)

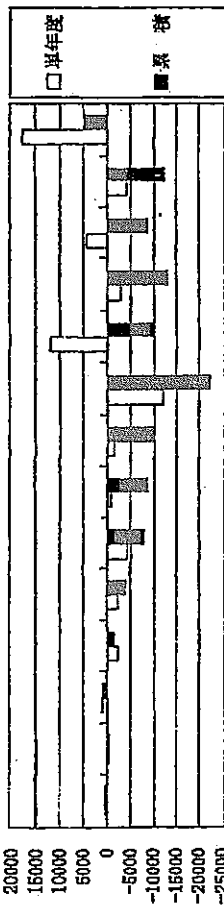
年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
単年度	30	185	603	1015	517	△539	△1282	△1737	△5777	△3128	△4133	△190	△4051	4474
累積	30	195	799	1815	2332	1792	530	△1207	△4984	△10111	△14245	△14434	△18486	△14011

上記のような資金運用状況となった背景は、元年度をピークとしたバブル経済が崩壊し、株価の急落、低迷、それに連動して市中での金融商品の運用利回りも低下の一途をたどるなどしたことが挙げられる。また、資金運用事業の原資が、資金運用部からの長期固定金利での借入金であるために、金利上昇局面では市場金利と比べ割安になり利益を生む傾向があるが、金利下降局面では逆に割高となり利益損を生む傾向がある。

一方、総合収益額(注8)から借入金利息を控除した損益である時価ベースの利益損益の推移をみると、図8のとおり、累積利益損益のピークが6年度にあったものの、11年度末現在では、11年度中に国内の株価が上昇したことなどから、両事業合計で5385億余円の累積利益差となっている。

図8 両事業合計の利益差損益(単年度、累積)(時価ベース)

金額(億円)



年度 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
単年度	211	△283	1108	△2201	△2107	△4095	△732	△1253	△12042	12149	△2889	4599	△3948	177
累積	196	△113	863	△1426	△3595	△7883	△8760	△10089	△22267	△9940	△12994	△8432	△12381	53

(単位:億)

(事業目的の達成状況)

資金確保事業における運用収益の積立金については、事業団の貸付事業等の財源に充て、ため必要があるときは、貸付事業等に繰り入れるものとされている。そして、4年度においては、積立金は1128億余円に達していたが、貸付事業等への繰り入れは、年金積立金の原資見込み及び貸付事業等の需要見込み等を勘案した結果、その必要性が認められずとして繰り入れられなかった。その後、当期損失金が継続したため積立金が縮小し、6年度からは欠損金を生じて、11年度においても欠損金は解消されておらず、結果として貸付事業等への繰り入れは一度も実施されていない。

年金財源強化事業については、厚生年金保険及び国民年金の年金給付財源の強化を図るために、事業団は、この事業開始から5年を経過した次の年度(平成4年度)から毎年度、前年度の決算の完結の際利益剰余金を処分して積み立てた、年金財源強化事業の積立金の5分の1相当額を納付しなければならぬとされている。しかし、4年度において、積立金663億余円の5分の1相当額132億余円を国庫納付したのみで、その後、5年度から11年度まで、欠損金が生じている状況となっており、国庫納付は行われていない。

(4) 事業団の解散及び業務の承継等

事業団は、前記のとおり13年4月1日の基金の成立時に解散することとなり、その一切の権利及び義務は、基金が承継することとなっている。各事業の承継の枠組みは、次のとおりとなっている。

ア 貸付事業

基金は、事業団の解散後、事業団の既取償権の管理回収を行うほか、被保険者住宅資金貸付、及び福祉施設設置整備資金貸付のうち分譲住宅に係る貸付については、別に法律で定める日までの間(次々回(平成21年)を予定)以降の財政再計算が行われる際に業務の承継状況を踏まえて検討し、結論を得る。)、引き続き政府交付金の交付を受けて新規貸付を行うこととなっている。

そして、年金担保資金貸付、及び福祉施設設置整備資金貸付のうち病院、老人ホーム等の療養施設に係る貸付については、社会福祉・医療事業団において実施し、福祉施設設置整備資金貸付のうち厚生福祉施設に係る貸付については、廃止することとなっている。

イ 施設事業

基金は、事業団の解散後基地を承継し、別に政令で定める日までの間(10年間程度)においてその譲渡を行うものとし、それまでの間は管理を行うこととなっている。

ウ 資金運用事業

基金は、事業団の解散後事業団の資金運用事業の運用資金を承継して管理運用するとともに、資金運用部に対する償還を確保かつ円滑に行うこととなっている。

また、年金積立金については、従来、資金運用部に金額を預託する義務があったが、13年4月1日からは全額自主運用に移行することとなり、基金は、年金積立金の寄託を受けて運用を行い、その収益を国庫に納付することとなっている。

4 本院の所見

事業団は、昭和36年の設立以来、今日まで39年を経過したが、その事業運営についてみると、前記のとおり、3事業については次のような状況となっている。

(1) 貸付事業については、平成11年度末までに年金特別会計から政府出資金9550億円及び政府交付金7700億余円を受け入れて事業を実施してきた。そして、これまで被保険者の福祉の向上に貢献してきたものの、被保険者住宅資金貸付については、近年、住宅金融公庫が経済対策として貸付限度額を引き上げたり、地価の下落に伴い住宅分譲価格が低下したりしたため、同公庫の貸付けのみで必要資金を賄える場合が多くなったことなどにより、需要が大きく減退している。また、繰上償還に伴う貸付利子補給金としての政府交付金の額が増えたり、遅滞金が増加したりしている。

(2) 施設事業については、11年度末までに年金特別会計から政府出資金1125億余円及び政府交付金1489億余円を受け入れて事業を実施してきた。そして、事業開始当初、基地は被保険者等の需要に適合していたものの、近年は需要の変化に対応できなくなったり、立地条件が悪化したりしたために、利用実績が減少している。また、基地の減価償却累計額及び売却地の維持管理費等も引き続き負担することとなっている。したがって、基地の減価償却累計額及び売却損については、事業団の解散時に国の出資を減額する処理が予定されている。

(3) 資金運用事業については、11年度末までに年金特別会計から政府交付金130億余円(一般管理費)を受け入れて事業を実施してきた。しかし、運用に係る市場環境の悪化等もあって、5年度以降は欠損金が生じており、国庫納付等の所期の事業目的が十分に達成されていない。

以上の3事業を総合すると、年金特別会計から11年度末までに、政府出資金計1兆0675億余円、政府交付金計9320億余円、合計1兆9996億余円に上る多額の年金財源が投入されてきた。また、11年度末現在における事業団の貸借対照表計上額は、資産合計35兆5877億余円、負債合計36兆0786億余円(うち長期借入金残高35兆8959億余円)、資本合計△4909億余円となっており、欠損金は、貸付事業及び施設事業において1568億余円、資金運用事業において1兆4015億余円、計1兆5584億余円と多額に上っている状況である。

事業団の事業実績の低下や多額の欠損金の発生については、社会経済情勢の変化や事業実施の仕組みに起因する点があるものの、近年の少子・高齢化の進展などにより公的年金財政がひっ迫している現状にかんがみ、業務を承継する基金においては、より一層の適切な効果的な事業運営の推進に努めることが肝要である。

本院としては、今後、新たに設立される基金が事業団と同様に検査対象になることから、基金の各事業の運営について上記の点に留意して検査に努めていくこととする。

(注1) 3法 国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)、年金資金運用基金法(平成12年法律第19号)及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成12年法律第20号)

(注2) 事務経費238億余円 貸付事業と施設事業に係る事業団職員の人員比により、あな分するなどして算出した金額である。

- (注3) 11基地13箇所 大沼(北海道)、田老(岩手県)、南東北(岩沼地区(宮城県)、二本松地区(福島県))、津南(新潟県)、中央高原(岐阜県)、三木(兵庫県)、紀南(和歌山県)、安浦(広島県)、横浪(高知県)、北九州(八女地区(福岡県)、久木野地区(熊本県))、指宿(鹿児島県)各基地
- (注4) 4箇所 大沼、津南、三木、指宿各基地
- (注5) 9箇所 田老、南東北(岩沼地区、二本松地区)、中央高原、紀南、安浦、横浪、北九州(八女地区、久木野地区)各基地
- (注6) 人件費41億余円 この人件費は、事業団職員の人件費であり、貸付事業と施設事業の人員比によりあきらかに算出した金額である。
- (注7) 実現収益額 利息、配当金、資産(債券、株式等)の売却により発生する損益など、簿価の変動を伴う収益。実現収益額＝利息・配当金収入＋資産の売却損益(売却—取得価格)
- (注8) 総合収益額 実現収益額に期末時点の資産の時価評価による評価損益を加味した収益。総合収益額＝実現収益額＋評価損益増減(当期末評価損益—前期末評価損益)

総務庁の指摘

住宅に関する行政監察 結果報告書

――公的資金による住宅を中心として――

平成2年5月

総務庁行政監察局

6 年金積立金逓元融資及び財形持家融資に係る転貸貸付事務手続の簡素化等
(勸告)

国民の持家取得を助成するための公的融資としては、住宅金融公庫融資のほか、年金福祉事業団による年金積立金逓元融資の一環としての被保険者住宅資金貸付と雇用促進事業団による財形持家融資とがある。

年金福祉事業団の行う被保険者住宅資金貸付制度は、年金積立金逓元融資（年金積立金の一部を活用して翌年にわたって保険料を負担している被保険者の福祉を向上し、もって年金制度の円滑な運営に資する融資）の一環として行われているものである。

この制度により厚生年金保険の被保険者が貸付けを受ける場合は、事業主又は厚生大匠の承認を受けた公益法人を通じた転貸貸付を原則としているが、事業主又は公益法人を通じて貸付けを受けることが著しく困難な者については、年金福祉事業団から直接貸付を受けることができることとなり、その貸付業務は現在住宅金融公庫等に委託されている。なお、国民年金の被保険者についても年金福祉事業団から直接貸付を受けることができることとなり、その貸付業務は住宅金融公庫等に委託されている。

また、雇用促進事業団が行う財形持家融資制度には、住宅を建設・購入して勤労者に分譲しようとする事業主、事業主団体又は福利厚生会社（以下「事業主等」という。）に対して雇用促進事業団が融資する財形持家分譲融資と住宅の建設・購入等を行う勤労者に対して必要な資金を雇用促進事業団、住宅金融公庫等が融資する財形持家個人融資の2つの制度があるが、融資の大部分は財形持家個人融資に係るものである。

財形持家個人融資は雇用促進事業団が事業主等を通じて勤労者に住宅資金を融資する転貸融資が原則であるが、事業主等を通して融資を受けることのできない勤労者については、住宅金融公庫等の直接融資を受けることができるとなされている。

今回、被保険者住宅資金制度による転貸貸付及び財形持家個人融資に係る転貸貸付の状況等について調査した結果、次のような問題がみられる。

- (1) 年金積立金逓元融資による被保険者住宅資金貸付
- ① 被保険者住宅資金貸付は事業主又は公益法人を通じた転貸貸付が原則であり、公益法人も全部道府県に設立されるに至っていないことにより、転貸貸付を受けることが著しく困難な者は少なく、金貸付けの約4分の3は公益法人を通じた貸

付けとなっている。

しかし、公益法人を通じて転貸貸付を受ける場合には、公益法人が事業主に代わり諸手続を行うこともあって申込手数料及び償還管理手数料が必要となり、借入申込者にとっては事業主転貸貸付及び住宅金融公庫等への委託分の貸付けの場合に比して費用負担が必要となっている。

② 公益法人等における転貸貸付手続等についてみると、

① 耐火構造以外の中古住宅購入資金貸付の申込みについては、必要書類として売買契約書等の外に買主との間で合意書の提出が義務付けられているが、貸付の決定に際しては売買契約書の提出のみで十分と考えられること、また、当該売買契約書について紛争が生じた場合であっても年金福祉事業団は、売買に係る責任関係について介入する余地はないことから合意書を敬する必要性に乏しい。

① 公益法人の中には年金記号番号の承認のため、借入申込者から毎に提出を義務付けられていない厚生年金被保険者証等又は年金手帳の写しの提出を求めているものがある。

① 年金福祉事業団は、毎年度借入申込の審査のために事業主あるいは公益法人から徴する書類として、法人登記簿謄本、定款又は寄付行為、収支決算関係書類等を定めているが、受託金融機関の中には収支決算関係書類のみとしているところもあり、年金福祉事業団、住宅金融公庫及び受託金融機関は法人登記簿謄本、定款又は寄付行為等を毎年度徴する必要性に乏しい。

(2) 財形持家個人融資

① 財形持家個人融資のうちは転貸融資の実績は、事業主が本融資利用に積極的姿勢を示さないことなどから、昭和62年度で貸付計画率の6.2パーセントと低調なものとなっている。

② 福利厚生会社のうち一定要件を満たし労働大臣の指定を受けているもの(2社)(以下「指定福利厚生会社」という。)は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、取扱金融機関に対して毎年度1回出資会社全部の構成員名簿の提出が義務付けられており、さらに、借入申込の都度転貸平定勤労者を雇用する個々の出資会社について、毎年度1回提出している構成員名簿とは別に同内容の構成員名簿を取扱金融機関を通じて提出することとされているが、それら構成員名簿にはその使用目的からして不必要な項目が含まれている。

また、指定福利厚生会社は、毎年度当初の転貸貸付金の借入申込の際に借入申込書の添付書類として法人登記簿謄本及び定款を提出することとされているが、これら従業員の更替、事業内容等の変更の有無にかかわらず毎年度徴する必要性は乏しい。

③ 指定福利厚生会社は、雇用促進事業団及び取扱金融機関に提出する貸付資金交付請求書及び転貸報告書について1人1案ずつ作成し、それぞれに同社の住所、社名、代表者名を記入・押印することとされており、事務煩雑となっている。

したがって、厚生省及び労働省は、以下の事項について、それぞれ年金福祉事業団及び雇用促進事業団を指導する必要がある。

(1) 年金独立金還元融資による被保険者住宅資金貸付

① 公益法人を通じて転貸貸付に係る申込手数料等については、還元融資の趣旨に即して費用負担の軽減を図ること。

② 公益法人が、中古住宅購入資金貸付の申込者から徴している合意書については提出を省略することにも、借入申込者から徴している厚生年金被保険者証等又は年金手帳の写しについては可能な限り省略すること。

また、事業主あるいは公益法人が毎年度借入申込時に添付が義務付けられている法人登記簿謄本及び定款は提出を省略すること。

(2) 財形持家個人融資

① 財形持家個人融資制度について、事業主等に対する啓り普及、周知を積極的に行うなど利用促進方を講ずること。

② 雇用促進事業団が指定福利厚生会社に対して毎年度及び借入申込の都度提出を求めている構成員名簿については、記載項目の合理化を図ること。

また、指定福利厚生会社に対して毎年度当初の借入申込時に添付を義務付けている法人登記簿謄本及び定款は、内容の変更のあった場合のみの提出とするなど合理化を図ること。

③ 指定福利厚生会社で作成することとされている貸付資金交付請求書及び転貸報告書の記入様式は、転貸平定勤労者及び転貸の相手方ごとの氏名、交付請求金額等を一覧表方式にするなど簡略化を図ること。

年金に関する行政監察－厚生年金を中心として－（勧告のポイント）

勧告先：厚生省（勧告予定日：平成10年9月18日）

○ 適用業務の適正化

適用漏れ事業所に対する現行の適用勧奨の仕組みには限界・パートタイマーの適用に関し、法令上明確な規定なし

<勧告要旨>

- ① 職務権限による適用の仕組みの導入の検討
- ② パートタイマーに係る被保険者適用対象範囲の法令による明確化

○ 福祉施設事業の見直し

被保険者のための福祉施設（118歳）は、赤字施設増加（31歳中3歳が赤字）
築後20年経過施設が多く（43）、今後、建て替え等発生見込み

<勧告要旨>

- ① 経営コストの改善の徹底。収支均衡の見込みのない施設施設の廃止検討
- ② 建て替えは、事業の採算が確実に見込まれる場合に限定して実施

○ 厚生年金基金に対する支援の充実

小規模基金を中心に、資産運用成績の悪化等から財政悪化。連合会は資産運用のノウハウを有しているが、個別基金に対する資産運用の指導・支援未実施

<勧告要旨>

小規模基金等の資産運用に関し、連合会による新たな支援措置等の検討

○ 年金福祉事業団の事業の見直し

事業団設置の大規模年金保養基地（13歳）は、8施設が累積赤字（累積15億円）
所在道県に対する譲渡の交渉は進んでいない

<勧告要旨>

道県への緊急施設条件の提示による処分の実施や民間等への売却の検討

年金に関する行政監察 －厚生年金を中心として－結果（要旨）

（勧告予定日：平成10年9月18日）
（勧告先：厚生省）

監察の背景事情

- 厚生年金（老齢年金）は、被保険者（民間の雇用者）であった55歳以上の者に対し、基礎年金（国民年金）に上積みして年金を支給するものであり、老後における所得保障の主要な柱
- 少子化・高齢化の進行に伴い、現行の厚生年金給付水準を維持するとすれば、平成17（2005）年度には現在の2倍の水準の保険料負担が必要（厚生省試算）。このような、厳しい厚生年金の財政見込みにかんがみ、被保険者の適用の徹底とともに、厚生年金保険料等を財源とする各種の福祉施設事業の見直しや厚生年金基金の経営の安定化が重要。また、簡便決定に基づく年金福祉事業団の各種事業からの撤退等の円滑かつ確実な実施が必要
- 対象機関：厚生省、陸奥県、北海道庁、都道府県（16）、社会保険事務所（26）、施設（51）、厚生年金基金（24）等
- 担当部署：行政監察局、重区行政監察局（7）、行政監察事務所（9）

【調査結果】

1 適用業務の適正化

（厚生年金の的確な給付や年金保険料の負担の公平の観点から、適用事業所・被保険者の適用を的確に行うことが重要）

(1) 適用漏れ事業所の把握・適用業務の適正化

（適用事業所は、①常時5人以上の従業員を使用する事業所（一部業種を除く）、②①のほか、③国、地方公共団体、法人であつて常時従業員（非常勤社員を除く）を使用する事業所等

- 厚生省は、適用漏れ事業所の適用に努めるよう都道府県を指導
- 調査した26社会保険事務所が平成8年度に新たに把握した未適用事業所数は、1事務所平均 238 P3 L 4~9 L29~33
- 未適用事業所に対する適用状況を把握している3社会保険事務所では、把握した未適用事業所 849事業所中 348事業所（41%）は調査時点でも適用できていないなど、現行の適用判断の仕組みには限界

○ 未適用事業所に対する適用状況を把握している3社会保険事務所では、把握した未適用事業所の P4 L 6~13

69%は調査時点でも未適用のまま。積極的に適用勧奨を実施している事務所でも、把握した未適用事業所 849事業所中 348事業所（41%）は調査時点でも適用できていないなど、現行の適用判断の仕組みには限界

<勧告要旨>

職務権限により適用する仕組みの導入について検討すること。

(2) 適用漏れ被保険者の把握業務の適正化

（厚生年金の被保険者は、適用事業所に使用される55歳未満の者。ただし、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等は除外）

- 短時間就労者（パートタイマー）は、近年、著しく増加し、雇用期間等就労実態も多様であるが、被保険者の適用については法令上明確な規定がなく、厚生省は最長の文書により都道府県を指導
- 最長文書では、①勤務時間及び勤務日数等が同種業務を行う一般従業員のおおむね4分の3以上ある者を原則、②これ以外であっても就労形態等を総合的に判断して適用を判断することとされているが、26社会保険事務所中23事務所は、上記①のみにより判断

＜ 勧 告 要 旨 ＞

パートタイムに保る被保険者の適用対象の範囲を明確にし、法令で規定すること。

2 福祉施設事業の見直し

〔厚生年金福祉施設や年金保険施設については、国の負担額を減額するため、要設の施設の必要性の再検討、厳しいコスト意識に基づく経営の合理化・効率化が重要〕

- (1) 厚生年金福祉施設事業の見直し
〔厚生年金保険料を財源とする厚生年金福祉施設の設置（平成10年4月現在118施設）は、厚生省が実施。施設の運営は、例年厚生年金事業連合会等に委託〕
○ 平成8年度、調査した31施設中13施設は赤字（うち、11施設は累積赤字）
P32 L18-20
P32 L27-31
また、施設の部門別収支等経営分析を行っていないなど経営改善努力は不十分
○ 厚生省は、今後、施設の増設は行わない方針。一方、118施設中建設後20年を経過し、今後建て替え等を見込んでいる施設が43施設。この中には赤字施設も含まれている。
P33 L 8-9

＜ 勧 告 要 旨 ＞

- ① 外部の専門家を活用した経営分析の実施及びその結果を踏まえた経営コストの改善の徹底を図ること。
特に、赤字を計上している施設について、早急に収支改善を図り、収支均等の見込みのない施設については廃止を検討すること。
② 施設の建て替えは、周辺地域における立地条件を十分把握するとともに、事業の需要が確実に見込まれる場合に限定して実施すること。

(2) 年金保険福祉施設事業の見直し

厚生省は、厚生年金、国民年金及び健康保険の保険料を財源として、カルチャーセンターとスポーツセンターとの機能を有する社会保険センター（平成9年度末現在30施設）及び社会保険健康センター（同40施設）を設置。同センターは公益法人に運営委託（法人の独立採算）
厚生省は、同センターを用いて実施する健康づくり・生きがい対策に関する事業等に対して、委託費を交付（平成8年度交付額：約43億円）

- 社会保険センター及び社会保険健康センターにおける事業（講座等）実施に係る利用者の受給料は、近隣類似施設の7割程度の額に設定。厚生省は、各センターに1施設当たり4,000万円程度の委託費を交付
P54 L25-30
なお、調査した20施設とも累積赤字を計上（1億円以上11施設、最高2億6,000万円）
P55 L 1-5
○ 受給料を類似施設の7割程度に設定していること、原則として一律に委託費を交付していることの合理性は乏しい。
P54 L30-33

＜ 勧 告 要 旨 ＞

施設運営の合理化、効率化を推進し、事業委託費について廃止を含め、その在り方を見直すこと。

3 厚生年金基金に対する支援の充実

〔厚生年金基金（平成8年度末1,883基金）は、厚生年金を上回る年金給付等を行うことが目的。近年の経済金融情勢による資産運用成績の悪化等から、小規模基金を中心に基金の財政が悪化しており、基金経営の安定化が急務〕

- 平成8年度、基金の増減金算定の基礎である予定運用利率は5.5%であるが、小規模基金を中心に調査した24基金の平均運用利率は1.88%（全基金の平均運用利率2.73%）
P64 L 3-22
- 厚生年金基金連合会（連合会の運用資産約3兆円、8年度運用利率4.94%）は、運用のノウハウを有しているが、個別基金に対する資産運用に係る具体的な指導・支援までには未実施
P64 L23-32

＜ 勧 告 要 旨 ＞

小規模基金等における資産の運用について、厚生年金基金連合会による新たな支援措置等効果的な運用方策について検討すること。

4 年金福祉事業団の事業の見直し

- 年金福祉事業団は、①大規模福祉施設の設置及び運営、②被保険者等に対する各種資金の貸付等、③資金運用部からの借入金と原資とする資金の運用を実施
〔年金福祉事業団については、平成11年の財政再計算に合わせ、年金基金の運用の新たな在り方につき結論を得て廃止することが閣議決定されており、それに伴って、大規模福祉施設業務及び貸付事業から撤退するものとされていることから、これらの円滑かつ確実な実施が必要〕
○ 大規模福祉施設事業（全国13施設）については、厚生省は、施設所在道県に協賛する方針
P77 L2-P78 L7
年金福祉事業団は、具体的な事業条件の提示に至っていないが、赤字施設の増加、土地面積の増大（100万坪以上）等から、撤退には困難が見込まれる状況
○ 貸付事業については、閣議決定に基づく撤退方針は、部内検討段階
P78 L18-19
年金福祉貸付事業については、借入期間中、借入者の年金支給額の全額が返済に充てられる仕組みとなっているため、返済期間中に生活が破綻し、生活保護を受けている例
P79 L14-25
○ 資金運用事業については、資金運用委託機関（信託銀行、生命保険会社等）の評価基準を策定し、評価結果に基づき、運用委託額を定めているが、当該評価基準、評価結果等についてのディスクロージャーは不十分
P80 L20-30

＜ 勧 告 要 旨 ＞

- ① 施設事業については、(i)施設の土地・建物について、施設所在道県に対し、早急に具体的な撤退条件を提示・協議することによりその速やかな処分を図ること、(ii)施設所在道県等地方公共団体からの撤退要望のないものについては、民間等への売却による処分を検討することについて年金福祉事業団を指導すること。
② 貸付等事業については、事業の廃止について早急に検討するとともに、それまでの間における年金福祉貸付事業に係る貸付条件の緩和について速やかに検討すること。
③ 資金運用事業については、運用委託機関の評価基準、評価結果等に関するディスクロージャーを推進するよう年金福祉事業団を指導すること。

5 その他の勧告事項

厚生年金福祉施設、年金保険福祉施設の業務運営の適正化等

(P26-P28, P45-P48)

前 書 き

特殊法人は、社会資本の整備や政策的な融資、社会政策的な事業の展開を担うなど、行政の一翼を担う法人であり、行政改革の一環として、その見直しは避けては通れない課題となっている。

これまで、臨時行政調査会や臨時行政改革推進審議会において、特殊法人の事業内容やその運営等につき、様々な角度から合理化のための提言が行われ、政府は、行政の減量化と新たな時代への要請にこたえる観点から、その実施に取り組んできた。さらに、与党の行政改革推進本部を中心として、特殊法人の見直しが進められ、その成果を受けて、政府は、法人の廃止・統合から共通的な運営改善等まで、幅広い特殊法人改革を推進しつつある。

このような一連の特殊法人の改革論議の中で、特殊法人のディスクロージャー、すなわち財務内容の公開が強く求められることとなった。これにより個々の法人の経営内容が明らかにされ、多額の公的資金を受けて展開される事業に対する評価も進み、より本質的な改革を進展させることが可能となるからである。

総務庁行政監察局は、平成8年12月に行った勧告に基づいて、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案を取りまとめるなど、特殊法人のディスクロージャーの推進に一定の役割を果たしてきた。同法案の成立により、すべての特殊法人について、民間の上場企業以上の水準で財務内容の公開を行う新たなディスクロージャーが、平成8会計年度分から実現し、本格的に特殊法人の経営内容を把握・分析する基盤が整うこととなった。

この調査は、このような成果を踏まえ、特殊法人の財務の状

特殊法人に関する調査結果報告書

— 事業団の財務内容等を中心として —

年金福祉事業団

平成12年7月

総務庁行政監察局

目 次

第1 総合評価	
Ⅰ 総合評価	1
Ⅱ 総合評価チャート図	9
第2 説明	
Ⅰ 財務の構造	13
Ⅱ 事業内容とその課題	24
Ⅲ 子会社・関連会社・関連公益法人等の状況	46
第3 資料編	51

況をより分かりやすく明らかにするとともに、各法人が担う事業や事務を、いわば経営分析的な観点から評価することを目的として実施したものであり、従来の行政監察のような個別的な運営の改善を求める報告は行っていない。むしろ、特殊法人が当面する大きな問題点や課題を財務的な側面から明らかにすることにより、その経営状況を全体的に評価することに力点を置いた。

さらに、この報告書の公表を、幅広く特殊法人の在り方の見直しを進めるための一つの出発点と位置付けた。今日のような社会経済の大きな転換期においては、国民のニーズや評価を基盤として行政施策の方向付けがなされるよう、広範かつ十分な情報提供を行うことが、行政の説明責任として求められているからである。

また、21世紀に向けて中央省庁等改革が進められつつある中、政策評価や業績評価の新たな手法の確立が重要な課題となっている。施策等の効率性、経済性はもとより、その有効性も含めて適切な評価を加え、行政の新たな取組にいかしていく方策の確立を目指していかなければならない。そのような評価は、当然、財務的観点のみにとどまるべきものでもないが、この調査における新たな試みは、今後の評価手法の検討の先駆けとしての役割をも果たすことを意図している。

この報告書で取り上げた「年金福祉事業団」は、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の資金の一部を資金運用部を経由して借り入れ、これを原資としつつ、両特別会計からの出資金や交付金により、資金運用事業、貸付事業及び施設事業を行う法人である。このため、この調査は、その収支の構造等を明らかにしつつ、事業運営の効率性等を検証していくことを、財務分析とその評価の重点としている。

第1 総合評価

1 総合評価

1 公的年金制度と 年金福祉事業団との関係

国は、公的年金制度に基づき受け入れた資金を厚生保険特別会計及び国民年金特別会計（以下、両特別会計を併せて「年金特別会計」という。）を設けて管理しており、年金特別会計の積立金（平成9年度末現在で約134兆円）については、その全額が資金運用部に預託され、財政投融資の財源とされている。

年金福祉事業団（以下「年福事業団」という。）は、財政投融资からの借入金、年金特別会計からの出資金や交付金により、資金運用事業、貸付事業及び施設事業を行っている。平成9年度末現在、年福事業団の資産は34兆4,082億円に上っており、その7割近くが資金運用事業の運用資産、3割が貸付事業資産であり、これら2事業に関する資産が年福事業団の資産のほとんどを占めている（図1-3参照）。

2 資金運用事業

(1) 資金運用事業の現状

年福事業団が行う資金運用事業は、その実施目的により、年金財源強化事業（運用収益を国庫納付することにより年金の給付財源を強化するための事業。昭和62年度開始）と資金確保事業（年福事業団が行う貸付事業等の資金を確保するための事業。昭和61年度開始）の二つに分かれている。

両事業の運用資産額は、平成9年度末現在、簿価ベースで、年金財源強化事業が16兆3,175億円（時価ベースでは16兆6,921億円）、資金確保事業が7兆882億円（同7兆3,900億円）となっている。これらの運用原資には、財政投融資資金（資金運用部に対する年金特別会計の積立金の預託金利と

同率の金利で年福事業団が借入れ）が充てられているが、貸付期間が長期で貸付利率が固定の有利子資金であるため、金利低下局面において過去の高い借入利率の資金を運用せざるを得ない状況が生じ、資金運用部への利払いが収支を圧迫する構造となっている。

資金運用事業の実績（簿価ベース）をみると、年金財源強化事業は平成3年度から、資金確保事業は平成4年度からそれぞれ利益が生じている。その結果、両事業とも、それまでの利益剰余（平成3年度末現在において、年金財源強化事業が663億円、資金確保事業が1,130億円）を取り崩し、累積欠損（平成9年度末現在において、年金財源強化事業が9,631億円、資金確保事業が4,804億円）を計上するに至っている（図II-4及び図II-5参照）。

時価ベースでみても、両事業とも、累積欠損（平成9年度末現在において、年金財源強化事業が6,423億円、資金確保事業が2,010億円）が計上されている。

なお、平成10年度末現在において1兆2,381億円の累積欠損が計上されているが、厚生省は、11年度に入ってから株価が好調であったことにより収益は改善し、11年度決算において、これまでの累積欠損は解消され、黒字に転じる見通しであるとしている。

年福事業団の運用資産の構成割合については、いわゆる5:3:3:2規制（国内債券等5割以上、国内株式3割以下、外貨建資産3割以下、不動産2割以下）が設けられており、実際の主な運用資産（時価ベース）は、平成9年度末現在において、国内債券等が12兆6,797億円（資産全体の52.7パーセント）、国内株式が5兆9,537億円（同24.7パーセン

ト)、外国株式が3兆6,637億円(同15.2パーセント)とな
っている。

これら運用資産ごとの収益率(注)の推移をみると、平成
7年度から9年度にかけて、国内債券の収益率は低いなが
らも比較的安定して推移(5パーセント台)しているのに対
し、国内株式はプラスからマイナスに転じている(26パーセ
ント台がマイナス13パーセント台)。また、外国株式は高め
で推移しているものの、その振幅は大きいものとなっている
(50パーセント台から37パーセント台)(図Ⅱ-3参照)。

これは、国内債券の利回りの低下傾向、国内株価の低迷、米
国株価(年福事業団の保有外国株式の大半は米国株)の好調と
いったそれぞれの運用資産の市場の動向(図Ⅱ-7～図Ⅱ-
11及び表Ⅱ-2参照)を反映した結果となっている。

(注)収益率は、運用元本に対する運用後の元本の増減(評価損益
を含む。)の割合を表すものであり、年福事業団では、運用資
産ごとの収益率の公表を平成7年度から行っている。

このような運用状況の下で、年金財源強化事業の運用目的
である運用収益の国庫納付は平成4年度に133億円行われ
ており、資金確保事業の運用収益の貸付事業等への繰入られ
行われていない。

(2) 資金運用事業の課題

このような現状にある資金運用事業の在り方については、
「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年6月6日閣
議決定)において、年金資金の運用の新たな在り方につき結
論を得て、年福事業団を廃止し、資金運用部との関係を含
め、担当機関の在り方を長期的かつ専門的な見地に立って、
別途検討することとされた。これを受けて、厚生省は、年福
事業団の解散(平成13年4月予定)と同時に設立予定の年金

資金運用基金(以下「新法人」という。)に新たな資金運用
事業(厚生労働大臣から寄託された年金資金の管理及び運用
を行い、その収益を国庫に納付することにより、公的年金制
度の運営の安定化に資することを目的とする事業)を担わせ
ることとしている(図Ⅱ-6参照)。この新制度の開始に
伴い、年福事業団の年金財源強化事業及び資金確保事業は終
了(注)することとなる。

(注)新法人は、年福事業団から承継する年金財源強化事業及び資
金確保事業の資金については、両事業に係る財政投融资資金の
償還が終了するまでの間、管理及び運用を行うこととされてい
る。

資金の運用成果は、運用資産の種類及びその構成割合など
運用手法の選定や経済動向に左右されるものであるが、資金
運用事業が年金事業を安定的に実施するための収益の確保に
資するものである以上、これらについて適切な判断が求めら
れる。新法人においては、年福事業団におけるこれまでの事
業実施から得られた経験を踏まえ、新たな資金運用事業を効
果的に運用していくことが課題である。

3 貸付事業

年福事業団は、財政投融资資金を主な財源として、厚生年金
保険又は国民年金の被保険者等に対する住宅資金、老人福祉施
設等の設置又は整備に要する資金等の貸付けを行っており、平
成8年度末現在の貸付残高は10兆5,417億円に上っている。

近年、市中金利の低下に伴い、貸付先から年間1兆円を超え
る多額の繰上償還が行われているが(図Ⅱ-13参照)、繰上償
還された貸付金は、金利低下局面においては従前より低い利率
で新たな貸付けに充当せざるを得ない状況となっている。この
ように長期・固定による金利リスクを年福事業団が一方的に負

う構造の下で、利息収支の損失は拡大傾向で推移（図Ⅱ-14参照）し、この損失は、年金特別会計からの交付金により補てんされる仕組みであることから、年金特別会計の負担も増大する状況となっている。

これに対し、年福事業団は、従来、財政投融資資金の借入利率とほぼ同じ利率で貸付けを行っていたが、平成8年度後半から、借入利率に上乗せした利率で貸付けを行い、年金特別会計の負担の抑制に努めている（上乗せ金利差を一般住宅貸付けで見ると、平成9年1月は0.31パーセント、12年3月は1.43パーセント）。

なお、貸付事業については、平成9年6月6日の閣議決定において、適切な経過措置を講じた上、撤退することとされている。これを受けて、厚生省では、次々回以降の公的年金制度の財政再計算の際に、事業の実施状況等を踏まえて検討することとし、別に法律で定める日までの間、新法人に住宅資金の貸付けを行わせる方針である。

4 施設事業

(1) 事業に係る資金の流れ

年福事業団は、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、被保険者であった者又は受給権者の福祉の増進等を目的として、大規模年金保養基地（以下「保養施設」という。）を設置（13か所）しており、保養施設の運営についてはすべて財団法人年金保養協会又は県に委託している。

保養施設の整備に要する費用は、財政投融資資金の借入れ（平成8年度末までの累計額 1,893億円）で賄われており、その元金の償還には、年金特別会計からの出資金（同 873億円）が充てられ、また、利息の償還（同 1,129億円）及び修

繕費等の保養施設の維持管理費（同 116億円）には、年金特別会計からの交付金が充てられている（図Ⅱ-16参照）。

このように年金特別会計からの出資金は、保養施設の土地・建物等に置き換えられるもので、資産形成に充てられる資金である。一方、交付金は毎年の経費として費消される性質の資金である。

(2) 事業運営の状況

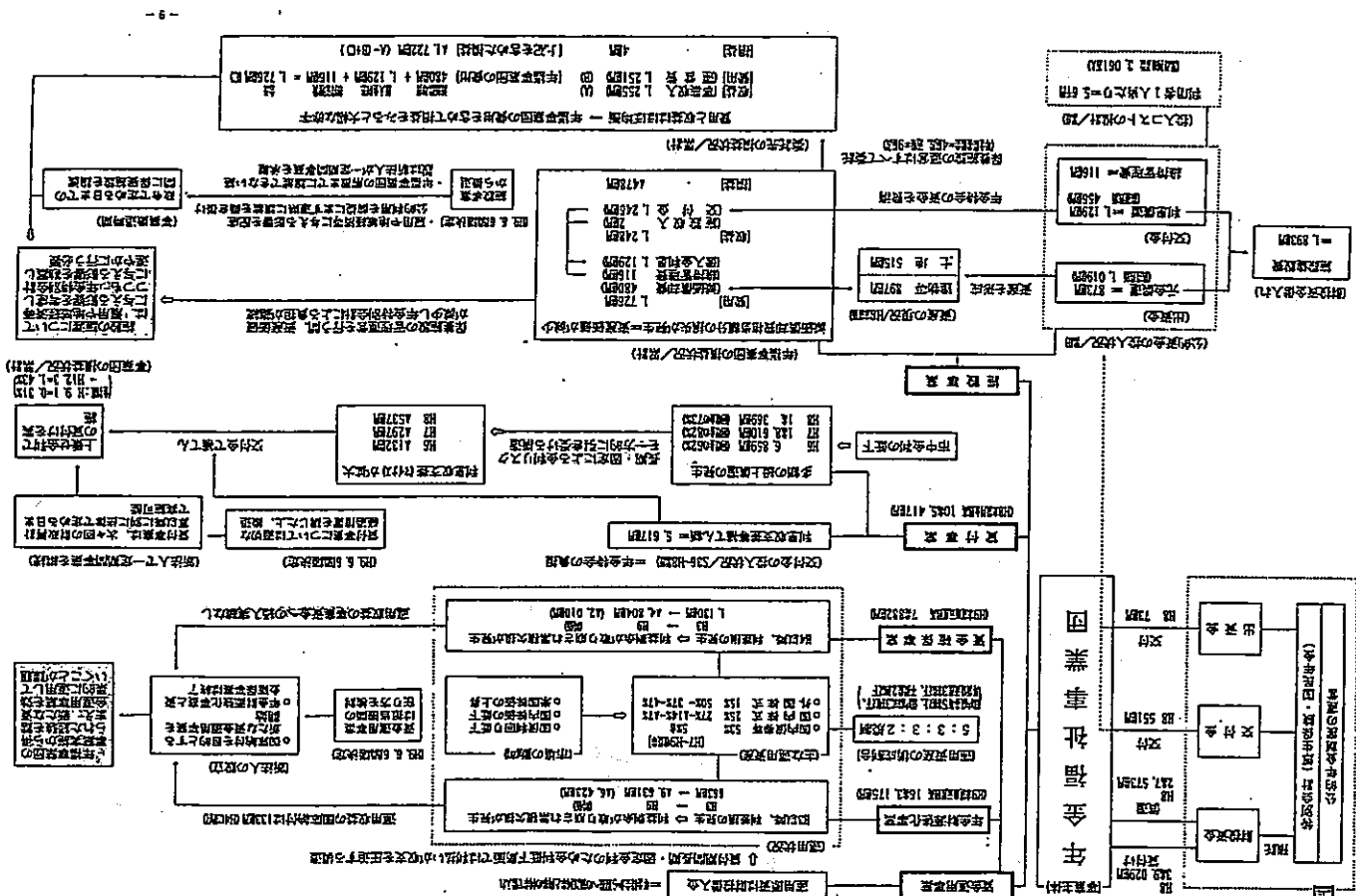
施設事業に係る年福事業団の損益の状況をみると、収益（平成8年度までの累計額 1,248億円）のほとんどすべてが年金特別会計からの交付金（同 1,246億円）であり、これにより、費用（同 1,726億円）のうち、借入金利息（同 1,129億円）及び施設の維持管理費（同 116億円）が賄われている。しかし、保養施設の減価償却費（資産の除却損を含む。）については、これに見合う収益がないことから、毎年度、減価償却費相当額の損失が発生しており、その累計（同 478億円）が欠損となっている（図Ⅱ-17参照）。これは、年金特別会計からの出資金により形成された建物等の資産の価値の減少分であり、実質上、年金特別会計からの出資金の価値が年々減少していくことを意味している。

次に、保養施設の運営委託先の経営状況について、その損益を平成8年度までの累計額で見ると、収益が 1,255億円、費用が 1,251億円とほぼ均衡している。しかし、年福事業団の費用（借入金利息、維持管理費及び減価償却費）として計上されている 1,726億円を運営委託先の費用に加えて損益をみると、1,722億円の赤字である（図Ⅱ-18参照）。

(3) 施設事業の課題

施設事業については、平成9年6月6日の閣議決定によ

二 検討事項(ナ) 年福前事業団の損益計算の状況(億円)



り、撤退が決定されている。これを受けて、厚生省では、年福事業団の解散までに譲渡できない保養施設については、新法人が施設事業を承継した後、政令で定める日までの間に譲渡を行うこととする方針である。年福事業団では、現在、雇用や地域経済等への影響に十分配慮しつつ撤退する観点から、公的な利用を前提として、まず施設所在道県への譲渡を働き掛けていくが、これまでのところ譲渡が実現した保養施設はない。

保養施設の譲渡が進まない場合は、建物等の資産価値が減少していくとともに、引き続き管理運営を行う間、維持管理費の年金特別会計による負担が続くこととなる。

したがって、保養施設の譲渡については、雇用や地域経済等に与える影響を考慮しつつも、年金特別会計に与える影響を勘案し、速やかに行う必要がある。

(注) 年福事業団の施設事業については、平成10年9月18日、総務庁長官から厚生大臣に対し、①保養施設の土地・建物について、施設所在道県に対し、早急に具体的な譲渡条件を提示・協議することによりその速やかな処分を図ること、②施設所在道県等地方公共団体からの譲渡要望のないものについては、民間等への売却による処分を検討することにつき年福事業団を指導するよう勧告を行っている。

行政改革・特殊法人改革における指摘

行政改革に関する第5次答申—最終答申—（昭和58年3月14日）抜粋

第2章 現業・特殊法人等

3 特殊法人等の整理合理化

(1) 整理合理化方針

特殊法人等及びその事業について、社会・経済情勢の変化に対応して的確な改革を進めていくため、次のような措置が必要と考える。

イ. 事業類型別視点

(ア) 政策金融関係法人については、金融構造の変化を踏まえ、民間にゆだねても差し支えない分野については、縮小あるいは撤退する。

また、近年、政策金融機関の経営状況は著しく悪化し、さらに、政策金融機関に対する利子補給や出資額が漸増している状況にかんがみ、基準金利による貸出しのウエイトが高い機関については収支相償を基本とした経営を行うほか、貸出利率が極めて低利で一般会計や特別会計から多額の利子補給、出資等の出ているものについては、他の政策手段との均衡に配慮しつつ、財政負担を軽減する方向で見直しを行う。

(エ) 施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則的に中止するとともに、既存施設については、運営の民間委託を進める等経営の効率化を進める。

また、これらの施設を管理する法人については、経営の効率化と施設の利活用を図る見地から、可能なものについては民間法人化する。

(2) 具体的措置

ケ. 厚生省関係法人

(ウ) 年金福祉事業団については、被保険者住宅資金貸付けに関し、借入申込み手続きの簡素化を図るなど利用者の便を図るとともに、大規模年金保養基地の新設を原則として中止し、運営の民間等への委託を行う。

(5) 行政改革に関する当面の実施方針について（抜粋）

（昭和59年1月25日閣議決定）

臨時行政調査会の答申（以下「答申」という。）に関連する行政改革の実施については、既に、その基本方針が、昭和57年9月24日付け閣議決定「今後における行政改革の具体化方策について」及び昭和58年5月24日付け閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（以下「新行革大綱」という。）等において定められているところであるが、これらの基本方針に基づく当面の改革実施方針は下記のとおりとする。

記

3 特殊法人等

(3) 特殊法人等の事業の縮小等

17 年金福祉事業団

被保険者住宅資金貸付けの借入申込手続きを昭和59年度から簡素化する。

また、大規模年金保養基地について、建設中の基地以外の新設は今後行わず、かつ、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。

(7) 行政改革の推進に関する当面の実施方針について（抜粋）

昭和59年12月29日
閣 議 決 定

行政改革については、既にその基本方針が、昭和58年5月24日付け閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」、昭和59年1月25日付け閣議決定「行政改革に関する当面の実施方針について」（以下「59行革大綱」という。）等において定められているところであるが、これらの基本方針に基づき昭和60年度において講ずべき措置を中心とする当面の実施方針は、下記のとおりとする。

記

2 公社、特殊法人等

(4) その他の特殊法人等

その他の特殊法人等については、昭和60年度において、次のとおり整理合理化等を進めるほか、59行革大綱に基づき、その他の事項についても着実に推進する。

ウ 特殊法人等の事業の縮小等

特殊法人等について、別紙1のとおり事業の縮小、重点化等を図る。

エ 特殊法人等の活性化方策

特殊法人等及びその事業の存続の必要性についての定期的な見直し等59行革大綱において定められた特殊法人等の活性化方策については、政府部内における連絡調整の充実を図りつつ、各省庁において、各法人の経営の実態に即し、引き続き所要の措置を講ずる。

別 紙 1

特殊法人等の事業の縮小等

20 年金福祉事業団

大規模年金保養基地については、既定の方針に沿って、建設中の基地以外の新設は行わず、昭和60年度に開設する施設についても、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。

特殊法人の整理合理化について

〔平成7年2月24日
閣議決定〕

「当面の行政改革の推進方策について」（平成6年12月25日閣議決定）に基づき、行政の減量化と新たな時代の要請に応えるため、特殊法人について総合的な見直しを行い、下記のとおり整理合理化を推進する。

記

1 事業の合理化、効率化等

(1) 個別法人

各特殊法人について別紙のとおり、事業の合理化、効率化等を図る。

(2) 事業別

ア 公共事業関係については、社会資本の整備水準、厳しい財政事情及び受益と負担の関係を勘案し、引き続き適正な事業執行に努めるとともに、建設費及び管理費の節減等の経営合理化を進める。

イ 政策金融関係については民間の補充に徹することとし、政府系金融機関の在り方について引き続き検討を進め、早急に結論を得るものとする。

ウ 施設関係については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則として行わないこととするとともに、既存施設についての運営の民間委託等経営の効率化を進める。

エ 各特殊法人の海外事務所相互間の連携・協調を密接にし、業務体制を効率化するため、海外事務所の共同化に努める。

2 統廃合及び民営化の推進等

○ 科学技術振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターとを統合する。

○ 日本たばこ産業株式会社については、塩専売制について所要の措置を講じて廃止し、塩専売事業を民営化する。そのため、今後の塩事業の在り方について早急にたばこ事業等審議会の結論を得る。また、会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って売却を進める。

㊤ 日本体育・学校健康センターについては、学校給食用の承認物資を平成10年度末を目途として段階的に縮小廃止するほか、体育施設の運営に関し、大倉山ジャンプ競技場の地方移管等、経営の効率化を進める。

㊦ 社会福祉・医療事業団については、福祉と医療の密接な関連性にかんがみ、福祉貸付と医療貸付に区分されている勘定を統合し、資金の効率的な運用、利用者の利便の向上等を図る。

貸付業務について、福祉貸付における民間委託の導入、総合的な電算システムの構築等により、事務の一層の効率化を図る。

㊧ 年金福祉事業団については、還元融資事業等について、業務委託手数料の引下げ、事務の効率化等を図るとともに、住宅融資を行う転貸法人の運用益について、被保険者への新たな還元策を実施する。

大規模年金保養基地については、地元の意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。

㊨ 環境衛生金融公庫については、ニーズの変化、制度の利用状況等を踏まえつつ、特別貸付の整理合理化に努める等により、財政支出の抑制等を図るとともに、各種データのコンピュータ処理の推進等により、貸付事務等の一層の効率化等を図る。

㊩ 社会保険診療報酬支払基金については、レセプト電算処理システムの構築及びレセプトの各保険者ごとへの振分・集計業務の技術的な機械化により、審査・支払業務及び振分・集計業務の合理化・効率化を図るとともに、職員数の抑制に努める。

㊪ 心身障害者福祉協会については、診療所の保険医療機関としての指定、業務の民間委託の推進等により、国庫補助金の縮減、業務の効率化等を図る。

㊫ 森林開発公団については、水源林造成事業について、水源かん養機能の強化と環境面への配慮の観点から、森林の整備手法の多様化と、広葉樹を活かした長伐期施業を行う事業への重点化を行う。また、大規模林業園開発林道事業について、着工路線の早期完了に努めるとともに、環境面への配慮として環境アセスメントの導入と環境保全工法への転換を図る。さらに、分収造林契約の管理におけるOA化の推進等による業務の効率化に努める。

㊬ 農用地整備公団については、平成10年度を目途に、広域農業開発事業及び畜産基地建設事業を廃止する。また、OA化の推進による工事の設計・

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）抜粋

特殊法人等の整理合理化について（抄）

〔平成9年6月6日
閣議決定〕

特殊法人等については、「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）、「行政改革プログラム」（平成8年12月25日閣議決定）等に基づく事項に合わせ、下記の方針により整理合理化を推進する。

記

1 特殊法人

（2）年金福祉事業団

平成11年に行われる年金の財政再計算に合わせ、年金資金の運用の新たな在り方につき結論を得て、廃止する。

資金運用業務については、資金運用部との関係を含め、担当機関の在り方を長期的かつ専門的見地に立って、別途検討する。

大規模保養基地業務からは撤退し、また、被保険者向け融資業務については、適切な経過措置を講じた上、撤退する。

○ 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業及び組織形態について講ずべき措置
年金資金運用基金	事業について講ずべき措置 【年金資金管理運用業務】 ○次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。 その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよう努める。 【大規模年金保養基地（グリーンピア）】 ○平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。 【年金加入者住宅等融資業務】 ○住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。
	組織形態について講ずべき措置 ○次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。

大規模年金保養基地事業及び年金住宅融資事業の関係規定

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)抄

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2～6 (略)

○国民年金法(昭和34年法律第141号)抄

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2～6 (略)

○年金福祉事業団法(昭和36年法律第180号)抄

(目的)

第一条 年金福祉事業団は、厚生年金保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

(資本金)

第三条の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第三十八号)附則第三条の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(業務の範囲)

第十七条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)第七十九条及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十四条の施設のうち、保養のための総合施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行うこと。

※ 法制定時(昭和36年)の第一号の規定

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)第七十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行うこと

※ 昭和48年改正後の第一号の規定

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)第七十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十四条の施設のうち、保養のための総合施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行うこと

二 次に掲げる者に対し、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者(以下この号において「被保険者等」と総称する。)の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行うこと。

イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主

ロ イに掲げる事業主で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ハ 被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの

三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行うこと。

イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため又は直系血族その他の政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。)の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。)の貸付けを行うもの
当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)住宅資金

ハ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの 住宅資金

四 (略)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用(第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うため必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

○年金福祉事業団法施行令(昭和36年政令第414号)抄

第1条 年金福祉事業団法(以下「法」という。)第17条第1項第1号の政令で定める施設は、保養のための総合施設で厚生大臣が立地条件、規模等を考慮して指定するものとする。

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成12年法律第20号)抄

(承継施設業務)

第十一条 基金は、基金法第二十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、第一号第一項の規定により承継した保養基地資産の譲渡を行うものとし、それまでの間、旧事業団法第十七条第一項第一号に規定する施設(以下「保養基地施設」という。)の運営又は保養基地資産の管理を行う。

2 前項の政令で指定する日を定めるに当たっては、当該政令の公布の日から起算して二年を超え三年を超えない範囲内の日を選定するものとし、当該政令は、この法律の施行の日後二回目に行われる財政再計算(附則第七条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一条第四項及び附則第八条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十一年法律第百四十一号)第八十七条第三項の規定に基づく再計算をいう。附則第二条第一項において同じ。)の結果に基づき所要の措置が講ぜられる日まで公布するものとする。

(承継融資業務)

第十二条 基金は、旧事業団法第十七条第一項第二号から第四号まで及び次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、基金法第二十四条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2 基金は、別に法律で定める日までの間、基金法第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付けを行うこと。

二 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行うこと。
イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は日本勤労者住宅協会その他厚生年金保険の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるもの(ハにおいて「事業主等」という。)で自ら居住するため又は直系血族その他政令で定める親族(以下この号において「直系血族等」という。)の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者(基金の解散等)

除者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。)の貸付けを行うもの 当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。) 住宅資金

ハ 自ら居住するため又は直系血族等の居住の用に供するため住宅を必要とする厚生年金保険の被保険者で事業主等から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なもの 住宅資金

3 基金は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(追加出資)

第十六条 政府は、承継一般業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、基金法第四條第二項の規定によるほか、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

2 基金は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(交付金)

第二十一条 政府は、基金法第三十九条の規定によるほか、予算の範囲内において、基金に対し、承継一般業務に要する費用(第十二条第二項に規定する業務を行うため必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

附 則

(別に法律で定める日の検討)

第二条 第十二条第二項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日後二回目以降の財政再計算が行われる際に、同項に規定する業務の実施状況等を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

2 (略)

○年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)抄

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の解散等)

第三条 基金は、管理運用法人の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務

は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定め、承継計画書において定めるところに従い、その時において管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 基金の解散の際現に基金が有する権利のうち、管理運用法人及び機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、解散時において国が承継する。

3 (略)

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 管理運用法人 基金が有する権利及び義務のうち次に定めるものの以外のも

二 機構 年金福祉事業団業務承継法第十二条第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに年金福祉事業団業務承継法第十三条に規定する業務に係る権利及び義務

5～7 (略)

(年金資金運用基金法等の廃止)

第十四条 次の法律は、廃止する。

一 年金資金運用基金法

二 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

年金積立金管理運用独立行政法人法においては、

① 平成18年4月1日の年金資金運用基金の解散時において、グリーンピア事業をいずれかの法人に承継して行わせる旨を規定していないこと

② 同日をもって、グリーンピア事業の根拠法(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律)を廃止すること

により、グリーンピア事業を平成17年度末をもって廃止することとしている。

事業関連法人の役員数

法 人 名	役 員 数	うち厚生労働省出身者数	
			うち 常 勤
(特) 年金資金運用基金	人 4	人 3	人 2
(財) 年金保養協会	9	1	1
(社) 全国年金住宅融資法人協会	14	2	0
(社) 関東年金福祉協会	10	0	0
(財) 年金住宅福祉協会	8	1	0
(財) 年金住宅ローン協会	8	1	0
(財) 東京労働者福祉厚生協会	11	0	0
(財) 全国勤労者福祉協会	8	0	0
(財) 日本労栄協会	10	0	0
(財) 年金融資福祉サービス協会	7	1	1
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	23	3	1
(財) 全国社会保険共済会	8	0	0
(財) 日本船員住宅協会	13	2	0
道府県(財)又は(社)年金(住宅)福祉協会(24法人)	277	0	0
合 計	410	14	5

※ 公益法人概況調査等より、平成16年10月1日現在の数字を記載。

なお、厚生労働省出身者数は、厚生労働省(旧厚生省)課長相当職以上の経験者で、退職後10年未満の間に役員に就任した者の数である。

新全国総合開発計画（昭和44年5月30日 閣議決定）
（目標年次は昭和60年度）

2-4 観光レクリエーションの主要計画課題

- (1) 自然観光レクリエーション地区の整備および大規模海洋性レクリエーション基地の建設
国民総生活時間に占める戸外レクリエーション時間が、昭和40年の年間501億人・時より、昭和60年の1,015億人・時へと約2倍に拡大するなかで、消費水準の向上、機動性の増大も伴って、レクリエーション需要は大幅に増大し、その形態も大きな空間を必要とするレクリエーション活動の比重が高まる。

このような傾向のなかで、自然観賞、登山、ハイキング、スキー、スケート等山岳、森林を対象にしたレクリエーションに必要とされる自然観光地域の総面積は、昭和60年に約500万ヘクタールとなる。レクリエーション活動を快適に行なうために、自然観光地域のなかで、大規模かつ集中的に、ガス、水道、電気等の施設利用が可能なキャンプ場、ホテル、ヒュッテ、スケートリンク、ゲレンデ等の施設が完備した自然観光レクリエーション地区約5万ヘクタールを整備する。

一方、水泳、ヨット、モーターボート、釣り、スキンドайビング等海洋性レクリエーションの比重も高まり、このため、昭和60年に全国で必要とする海岸線延長は約1,000キロメートルとなる。このような需要に対応するため、海岸線の整備を図るとともに、約10キロメートルにおよぶ人工海岸の構成を中心として、ヨットハーバー、海中公園等の施設を含む大規模海洋性レクリエーション基地を数か所建設する。

大都市圏内においては、必要な自然観光レクリエーション地区、海岸線、海洋性レクリエーション基地等の確保を図るが、需要を十分には満たすことができず、また、自然観光地域の遠隔地化が進むことにより、北海道、東北、北陸、山陰、四国、九州、離島等変化に富んだ自然観光地域の開発が促進される。また、自然観光地域は、交通通信のネットワークにより相互に連結されるとともに、都市観光とも一体化し、魅力に富んだレクリエーション地域となる。

これら自然観光地域の開発整備に当たっては、自然との調和に十分配慮しなければならない。

昭和48年版

運輸白書

Ⅳ 観光

第1章 国内観光

第1節 国民の観光レクリエーション

1 観光レクリエーション活動増大の背景

(1) 消費支出の動向

近年の高度経済成長による国民所得の上昇につれて消費の支出形態には変化が生じてきている。

IV-1 表 余暇関係支出 単位：円

支出項目	昭和42年	昭和46年	46/42 %
(雑費) 電車・汽車賃	5,798	7,938	137
(娯楽費) 印刷物(除教科書)	11,492	18,466	161
聴取娯楽料	3,952	5,679	144
他の娯楽用品	10,369	19,975	193
他の娯楽費	22,070	37,834	171
(うち旅行費)	7,341	13,514	184
こずかい	50,328	83,388	166
つきあい費	2,173	2,870	132
(食料費) 外食費(除学校給食)	18,843	34,769	185
(住居費) ラジオ・テレビ購入費	7,337	19,842	270
(被服費) スポーツ用品	1,434	2,193	153
レジャー関係支出計	141,137	232,954	165
消費支出計	684,855	1,049,699	152
レジャー支出比率(レジャー関係支出/消費支出)	20.6%	22.2%	—

注 (1) 総理府「家計調査年報」による。

(2) 1世帯当年額

(3) 旅行費とは原則として宿泊費のみである。

(4) 電車・汽車賃には定期代を含まない。

昭和48年11月

運輸省 編

総理府の「家計調査報告」によると、消費支出中に占める食料費の割合（エンゲル係数）が減少の傾向を示すとともに雑費、住居費の割合が増加しており、特に余暇関係費支出の伸びは〔IV—1表〕のように、各支出項目とも大きく増加しており、消費支出に占める余暇関係費支出の割合は、昭和42年の20.6%から46年の22.2%へと1.6ポイント増加している。また、個人消費支出は〔IV—2表〕のとおり、42年の23兆5,545億円から47年は47兆1,039億円とこの間約2倍となったが、このうちで1泊以上の観光レクリエーション活動に消費される額は、同じく42年の5,125億円から、47年には1兆1,825億円と約2.3倍に増加しており、個人消費支出の伸びを上回っている。また、1泊以上の観光レクリエーション消費額の個人消費支出に占める割合も、この間に2.18%から2.51%へと増加している。

IV—2表 観光レクリエーション消費額（推計）

単位：億円

年	項 目	個人消費支出 (A)		1 泊以上の観光レクリエーション消費額 (B)		B/A (%)
		実 数	指 数 (42年=100)	実 数	指 数 (42年=100)	
42		235,545	100.0	5,125	100.0	2.18
46		412,949	175.3	9,752	190.3	2.36
47		471,039	200.0	11,825	230.7	2.51

注 (1) 観光レクリエーション消費額は、総理府「全国旅行動向調査」（昭和42年、47年）、「家計調査年報」等の資料より推計したものをを使用した。

(2) 個人消費支出は、経済企画庁「国民所得統計」による。

(2) 労働時間の短縮

所得水準の上昇や消費構造の高度化とともに、労働時間の短縮も依然進んでいる。常用労働者30人以上の企業における労働時間の推移をみると、〔IV—3表〕のとおり、月間の総労働時間は36年の201時間から47年の184.7時間と、この10年間に16.3時間の減少となっている。

次に、週休2日制の実施状況を、労働省の「賃金労働時間制度総合調査」（従業員30人以上の企業約5,000社を対象）によつてみると、〔IV—4表〕にみる

IV—3表 労働時間の推移

単位：時間/月

年	時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
36		201.0	179.3	21.7
40		192.9	176.4	16.5
45		187.7	169.9	17.8
46		185.7	169.9	15.8
47		184.7	169.3	15.4
47—36		△ 16.3	△ 10.0	△ 6.3

注 (1) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

(2) 対象は規模30人以上の企業である。

IV—4表 週休2日制実施企業数の割合

単位：%

従業員 年度	全 体				1,000人以上
	30人～99人	100人～999人	1,000人以上	1,000人以上	
45	4.4	2.4	8.1	26.1	
46	6.5	3.3	12.4	37.8	
47	13.2	8.8	21.1	52.0	

注 労働省「賃金労働時間制度総合調査」による。

ように、45年には調査対象企業のうち4.4%の実施であったものが、47年には13.2%と8.8ポイントの増加を示している。これは適用労働者比率では、36%となり、特に大企業では企業比率で5割強、適用労働者では6割強に達している。しかし、内容的には月1回制や隔週制、月2回制といったものが多く完全週休2日制の実施はまだ低いといえる。また週休2日制実施状況を企業の規模別で見ると、従業員が1,000人以上の大企業は52%と高いが、30人から99人までの企業規模にあつては8.8%と低く、企業規模によつて大きな差がみられる。しかし、週休2日制への関心は民間はもとより官公庁においても高まつており、本格的な週休2日制の到来は近い将来に期待される。

(3) 意識の変化

総理府の「余暇と仕事に関する世論調査」（IV—5表）によつてみると、41年には「仕事1本に打ち込み、余暇はあまり必要でない」とする人が全体の

単位：%

IV-5表 仕事と余暇についての考え方

年 齢	仕事と余暇についての考え方					
	仕事一本に打ち込み、余暇はあまり必要ではない	仕事には人並みにやり余暇も楽しみたい	仕事は人並みにやり余暇も楽しみたい	仕事もやるが、余暇を楽しくむこうことをおきたい	この中にはない	この中にはない
41	22.1	20.3	35.1	7.4	15.2	
47	9.9	25.5	49.2	9.5	6.0	
41	20代	11.5	26.9	38.5	11.5	11.5
	30 "	20.9	27.9	27.9	11.6	11.6
	40 "	24.3	22.9	31.4	5.7	15.7
	50 "	23.1	15.4	40.4	5.8	15.4
	60歳以上	25.0	10.0	40.0	5.0	20.0
47	20代	3.8	28.0	54.4	12.4	1.4
	30 "	9.5	28.2	50.1	7.3	4.9
	40 "	12.3	27.2	47.7	8.1	4.7
	50 "	12.6	22.8	50.0	7.3	7.3
	60歳以上	13.4	15.1	39.1	14.0	19.0

注 総理府「労働時間、余暇等に関する世論調査」(41年7月)及び「週休2日制・余暇に関する世論調査」(47年7月)による。

22.1%もいたが、47年の調査では9.9%と大きく減少しており、一方、なんらかの形で余暇を楽しみ、又は活用していきたいとする意識が増加している。また、年代別にみるとこの傾向は、若年層ほど強くなっている。

次に、余暇が今よりふえた場合の希望をみると休日の場合は「旅行」や「日帰り行楽」をあげる者が、余暇利用の現状に比べてかなり増加し、また「趣味」をあげる者も多く、今後は活動的、積極的な余暇利用の志向を示している。

2 観光レクリエーション活動の状況

(1) 観光レクリエーション量

国民の観光レクリエーション活動量は、年々増大の傾向を示している。総理府の「全国旅行動態調査」(46年10月から47年9月)によると1泊以上の観光レクリエーション活動を行ったものは、国民全体の40.4%であり、国民1人当たり平均0.75回の1泊以上の観光レクリエーション活動を行ったことになってい

る。これは36年の2.14倍に当る。また、47年の観光レクリエーション量を推計すると〔IV-6表〕のとおり8,700万人回となり、42年以降5年間で1.45倍と大幅な増加となっている。

IV-6表 観光レクリエーション量 (推計)

項 目	年						
	42年	43	44	45	46	47	
1泊以上の観光レクリエーション (百万人回)	60	65	75	106	83	87	
指 数 (42年=100)	100.0	108.3	125.0	176.7	138.3	145.0	

注 総理府「全国旅行動態調査」(昭和42年、47年)等の資料により推計したものを使用した。

また、後述の如く、海外旅行者も年々大幅に増加しており、47年は対前年比45%増の1,392,000人が海外旅行を行った。このうち、約103万5,000人が観光を目的としており、観光レクリエーション量8,700万人回の1.2%に当る。

また、日帰り観光レクリエーション活動を日本観光協会「大都市住民の観光レクリエーション」(46年9月から47年8月)によつてみると、東京、名古屋、大阪の3地区では平均60.8%の人が何らかの日帰り観光レクリエーションに参加しており、参加者の平均回数は東京3.2回、名古屋4.4回、大阪4.2回であった。

次に、1泊以上の観光レクリエーションの1回当りの日数と旅行費用をみると、〔IV-7表〕のとおり、旅行日数は3日程度で大きな変化はないが、旅行費用は2.5倍と増加している。旅行費用のうち、交通費及びその他の旅行費は

IV-7表 1泊以上の観光レクリエーション1回当りの内訳

項 目	年			36年			42			47		
	36年	42年	47年	36年	42年	47年	36年	42年	47年	36年	42年	47年
旅行日数	3.28日	3.12日	3.17日	4,954円 (100)	8,267円 (167)	12,583円 (254)	1,499 (100)	2,726 (182)	4,201 (280)	1,923 (100)	3,136 (153)	4,364 (227)
旅行経費	3.28日	3.12日	3.17日	1,532 (100)	2,405 (157)	4,018 (262)						
交通費												
宿泊費												
その他の旅行費												

注 (1) 総理府「全国旅行動態調査」(昭和36年、42年、47年)による。

(2) () 内は、36年を100とした指数である。

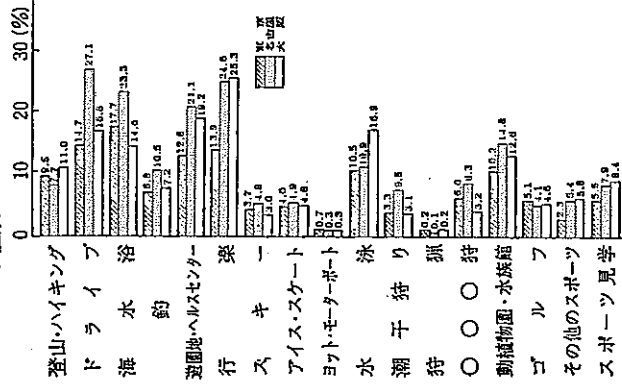
IV—8表 観光レクリエーションの目的的構成比

単位：％

目 的	42 年		47 年	
	男女計	男	男女計	男
登山・ハイキング・キャンプ	16.9	17.7	12.0	12.8
海水浴・ヨット等	3.7	3.9	1.7	1.8
その他のスポーツ	6.9	6.9	7.0	7.2
見物・見学	6.3	6.9	3.3	3.8
娯楽・休養	36.1	33.5	37.0	34.4
親類・友人	19.1	18.2	20.3	20.0
社 会	24.3	28.0	27.4	30.7
参 詣	3.6	2.6	3.3	2.1
其 他				4.2

注 総理府「全国旅行動向調査」(昭和42年、47年)により、再集計した。ただし、42年と47年とは調査項目に若干のずれがある。

IV—9図 日帰り観光レクリエーションの種類 36年のそれぞれ2.8倍、2.6倍となつてい
るが、宿泊費は2.3倍と他の費目に比べて増加率が小さい。



注 日本観光協会「大都市市民の観光レクリエーション」(昭和48年3月)により作成。

(3) 観光レクリエーションの同行者

1泊以上の観光レクリエーションの同行者をみると、〔IV—10表〕のとおり、「家族」が全体の40.6%で最も多く、36年の調査に比べて約13ポイント増加している。全般の傾向としては、家族、友人、知人等の小グループの旅行が、職場、地域等の団体旅行より多くなっている。

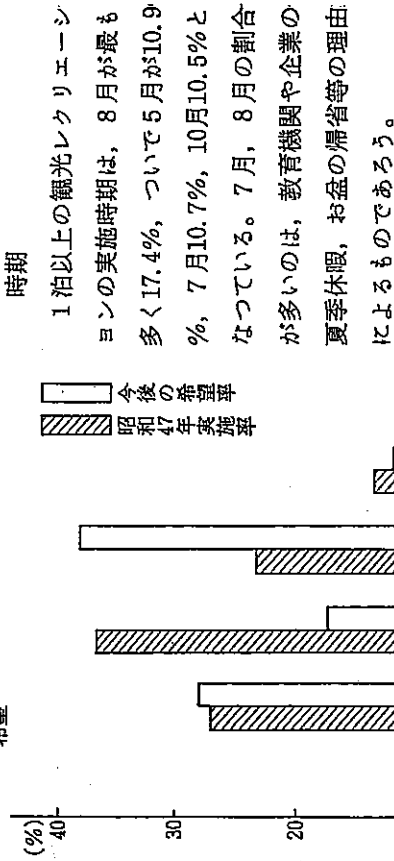
IV—10表 1泊以上の観光レクリエーションの同行者の種類別構成比

単位：％

年	同行者なし	家族	友人	職場	学校	地域・旅行団体	その他
36	23.9	27.3	8.2	17.2	6.4	8.8	8.2
43	18.2	33.9	11.4	17.8	4.4	7.9	6.4
47	14.8	40.6	12.7	17.6	2.8	11.2	0.3

注 総理府「全国旅行動向調査」による。

IV—11図 旅行の時期別実施率と今後の希望



(4) 観光レクリエーションの時期
1泊以上の観光レクリエーションの実施時期は、8月が最も多く17.4%、ついで5月が10.9%、7月10.7%、10月10.5%となつていて、7月、8月の割合が多いのは、教育機関や企業の夏季休暇、お盆の帰省等の理由によるものである。
一方、今後の旅行希望時期は、〔IV—11図〕のとおり春28.3%、夏17.2%、秋37.8%、冬11.5%であり、夏は47年の実施率36.5%に比べて希望が約20%も少ない。

IV—12表 観光旅行の利用交通機関
単位：%

交通機関	45年	47年
鉄道	59.5	65.6
バス	36.3	40.0
航空機	5.3	3.8
船舶	8.1	10.6
自動車	18.9	26.9
営業車（レンタル車を含む）	2.5	10.9
不明	0.4	1.6

注（社）日本観光協会「観光の実態と志向」（昭和48年）による。

26.9%、「営業車」の10.9%の順になつており、「自家用車」と「営業車」の利用者が大きく伸びている。これは自家用車の普及とともに旅行形態が小グループ化したこと、自動車の機動性が旅行者に好まれること等によるものである。

(6) 観光レクリエーションの利用宿泊施設

1泊以上の観光レクリエーションで利用した宿泊施設をみると〔IV—13表〕のとおり、「ホテル、旅館」は全体の約半分の48%を占めて第1位であり、次いで「親戚・知人宅」の24.7%となつており、親戚・知人宅が多いのが注目される。

IV—13表 観光レクリエーションの利用宿泊施設

ホテル 旅館	国民宿舎 ユースホステル	民宿	寮 保養所	親戚 知人宅	その他
48.0	4.5	8.1	9.1	24.7	5.6

注 総理府「全国旅行動向調査」（昭和48年）による。

く、一方、秋は47年の実施率23.0%に比べて約15%多い。

(5) 観光レクリエーションの利
用交通機関

1泊以上の観光レクリエーションで利用した交通機関をみると、〔IV—12表〕のとおり、47年は「鉄道」を全体の65.6%が利用してお

り相変らず第1位である。次いで

「バス」の40%、「自家用車」の26.9%、「営業車」の10.9%の順になつており、「自家用車」と「営業車」の利用者が大きく伸びている。これは自家用車の普及とともに旅行形態が小グループ化したこと、自動車の機動性が旅行者に好まれること等によるものである。

第2節 観光施設

1 観光レクリエーション施設

前節で述べたように、消費支出の高度化、自由時間の増加、余暇意識の変化等により国民の観光レクリエーション活動は近年著しい伸びを示しており、国民の日常生活の重要な一部を形成するに至っている。

一方、これを受け入れるための観光レクリエーション空間は極めて不足しており、これが既存の観光地への人々の大量集中をもたらし、旅客輸送施設の混雑を招くとともに観光地における観光公害なるものを引き起している。また、無秩序な観光開発により自然の破壊をもたすケースも生じている。

このため、観光レクリエーション環境の保全に留意しつつ、国民大衆が自然の中で手軽に観光レクリエーション活動を満喫できる観光レクリエーション地区の整備を早急に進めていく必要がある。

このような状況にかんがみ、48年度予算においては、高度福祉社会の実現のため、各種レクリエーション施設の整備を進めるための施策が数多く発足した。運輸省においては昭和46年度から実施された市町村の行う比較的小規模のものとして整備する青少年旅行村の補助制度と並んで都道府県が行う大規模の観光レクリエーション地区整備のための新しい補助制度が設けられた。

(1) 観光レクリエーション地区

主として大都市から発生する大量の観光レクリエーション需要を吸収する観光レクリエーション地区の中核的な施設の整備を行う地方公共団体に対して補助金を交付し、観光レクリエーション地区の整備の促進を図っている。

この制度による補助対象施設及び補助率は、〔IV—14表〕のとおりである。

48年度は、群馬県武尊山地区の整備事業に着手するとともに岡山県奥津地区では49年度事業のための実施設計を行うこととしている。これらの地区は、工事に着手してから5か年で完成する予定であり、県が国の補助金を受けて行う事業の規模は約20億円である。

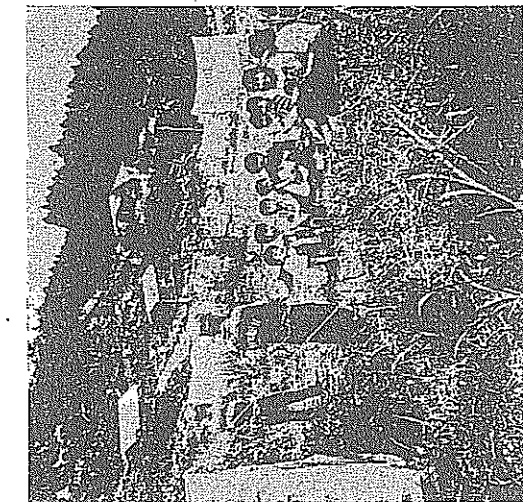
IV—14表 観光レクリエーション地区内施設整備に対する補助

補助対象施設	補助率
キャンプ場、ピクニック緑地、遊歩道、汚水処理施設、廃棄物処理施設	2分の1
スキー場、サイクリング道、スキー場、管理棟	3分の1

このようにして整備が進められる観光レクリエーション地区は、都道府県が事業主体となつて中核的なレクリエーション施設を整備するの
で、国民大衆が手軽に利用でき、汚水処理施設や廃棄物処理施設の完備した清潔な環境の確保されたものと

なる。

(2) 青少年旅行村



青少年旅行村は、青少年の健全な旅行の推進をはかり、あわせて過疎地域の振興に資するものとして、自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむことのできるように、キャンプ場、広場、遊歩道、中央管理棟などを整備するものであり、主として次のような条件を備えた地域に設置している。

ア 自然環境が良好であること

青少年旅行村

- イ 大都市又は地方中核都市からの利用が比較的容易な距離にあること
 - ウ 人口が減少していること
 - エ 既存の施設や一般民家の活用がある程度見込まれること
- 青少年旅行村は、運輸省の補助金を受けて地方公共団体が整備するものであり、46年度から実施しており、既に31か所の青少年旅行村が開村している。48年度には引き続き17か所の整備を行うこととしている。

47年夏開村した16か所の青少年旅行村の利用者数は約20万人であり、7月、

8月の夏休みの時期の利用数が75%を占めている。利用者の内訳は、青少年が約80%で大部分を占めており、利用の形態は団体によるものが70%となつてい

生涯教育・文化遺産面で

[illegible][illegible]

多様化対策 欧米より10年の遅れ

(解説4国「今日の断面」に)

[illegible]

昭和60年の余額施設必要量			
	現在施設数	60年必要量	60年不足量
公園	12,200	587,200	575,000
二子	3,500	42,900	39,400
テニ	4,000	36,800	32,800
スチ	700	38,400	37,700
スキー	100	1,700	1,600
市民会館	46,800	675,100	628,300

(注)公園は都市公園、テニスコートは正式競技
がでる体育館は132㎡以上でプールとともに
一般開放可能なもの、スキー場はアルペン
スキーがでるジャンプを有しているもの。

レジャー欲求、60年に3倍半に

年間休日 155日

昭和60年

身近な施設ふやせ

庭機審
答申

昭和49年8月3日

朝日新聞

利用率、体育館46倍・公園41倍へ

企業も姿勢転換の要

[illegible]

は、長期的、総合的な政策が必要だ、と強調した。

市況によると、現在の都市公債は二万五千萬元所しかないが、これが昭和六十年には五十八万七千萬元所、いざ四千万円所しかない一般公開プールは三万六千八百八十四万円、四万六千八百八十分の収支能力しかない国庫宿舎は六十七万五千円、百人分も必要になるとして、

[illegible]

また、田中地方自治の發達の
の校則は隨處の監督、保護保
入されたその境界を失ひ、
「行政五年生會社」の
「行政」は、
「行政」は、
「行政」は、

は、この「排他」に注意。他人との接触を断つものであるはずだとしてい

昭和60年の余額施設利用者はこんな
 風に増える(余額部会報告中から)

国営の公園 及び利用 数	60年の予 定利用 数	増率 倍率
茨城館に行く	0.23回	1.49回 6.5 倍
博物館に行く	0.25	2.28 9.1
公園へつくる	0.09	3.72 41.3
テニスを する	0.98	10.09 10.6
体育館を利用する	0.34	15.76 45.4
プールに行く	0.64	5.08 7.9
スキーをする	0.31	3.69 11.9
旅行をする (国営公園行く)	0.14	1.74 12.4
各館を歩くに行く	1.57	3.56 2.3

(注) 60年の利用予間は余額部会第7センターの
 アンケート調査をもとに余額部会が推計したも
 の

昭和49年8月3日

日本經濟新聞

生活重視へ転換を 余暇行政のあり方答申

産構審部会



今座調署余監部全長

長今出席は、目下、今後の
 慶應義塾学生会の総選挙、国会
 衆院同日と衆院先行のありで、
 定めて、中絶速断に答申し
 た。またこの答申と合わせて昭
 和六十年に原稿と作成したわが
 が関余衆の期票、を提出した
 だ。答申は精査して、〇〇我共
 余衆空間を拡大の案、速断、百割
 などの苛政、暴虐、暴行時間政策

今慶義塾学生会会長

の導入、余衆閣連運の拡充、特
 色ある地域文化の発展、余衆閣
 する国際協力、の推進、生きが
 なる労働力の提供、を、実現し
 ており、この答申を、一、
 省をはじめ、時代が、最も、の、
 余衆閣、を、出、の、
 ら、(中)、
 ら、(中)、
 三、
 今回の選挙は、昨十月に、

[illegible]

産業構造審議会余暇部会答申全文

答 申 前 文

余暇総覧

社会・産業・政策

通商産業省余暇部会編

ダイヤモンド社

昭和48年10月23日付産業構造審議会諮問第36号「今後の余暇の動向と余暇行政のあり方いかん」に対し、別添のとおり答申する。

10月26日第1回部会以来、当部会は4小委員会及び各小委員会に付属する21分科会において220名の委員をもつて、就業調査検討を行い、小委員会の開催回数14、分科会の開催回数160余に及んだ。

自由時間と所得の増大に伴い、価値観や生活ニーズの変化が予想される今後の社会において、ますます重要な余暇の問題を如何に位置付け、如何に行政に反映させるべきかは、人間生活の全側面に係る難問である。これに答えるには、歴史、哲学、宗教、社会科学、医学、海外事情等をふまえ、労働、家庭生活、地域社会、産業活動を含む社会全体のあり方を検討する必要がある。

われわれは、このような基本的認識に基づき、次の4テーマについて出来る限り幅広く検討を行った。

- ① 現代と余暇
- ② 外国の余暇と余暇政策
- ③ 余暇関連産業の現状と将来
- ④ 余暇問題への公的対応

余暇は人間生活の根本に係る極めて複雑な問題であり、個人の価値観、人生観、世界観の相違により、さまざまな認識がありうる。このため、十分な検討を尽くすことは、本来的に困難であるが、現在及びうる限りの知恵を結集し、内外に例がないほどの広範多岐にわたる検討結果をとりまとめたものが本答申である。

今後、本答申の趣旨に従い、官民一致して、余暇政策の推進をはかるとともに、一層の検討を加えることが必要であると考えられる。

産業構造審議会余暇部会委員名簿

第3分科会—余暇の現状と展望—		第2分科会—余暇の余暇と余暇政策—	
委員長 井田 上丸 忠 徳 壽	東京大学 教授 東京大学 助教授	委員長 村山 上本 陽一郎 信	東京大学 助教授 東京大学 教授
主査 田 石 弘 徹	日本興業銀行 常務取締役 日本興業銀行 常務取締役	主査 河野 山 健 一	新日本製鉄 調査部長 学習院大学 教授
委員 石 井 川 一 平 淳	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員	委員 香 藤 本 正 尚 啓 夫	余暇開発センター 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員
委員 石 上 野 光 廣 太 郎	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員	委員 杉 中 永 野 夫	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員
委員 江 岡 緒 加	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員	委員 岡 緒 加	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員
委員 江 岡 緒 加	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員	委員 岡 緒 加	日立総合計画研究所 主任研究員 日立総合計画研究所 主任研究員

第2部 外国の余暇と余暇政策

第2小委員会

委員長 津 青 井 江 小 兼 栗 祖 父 江	日本交通公社 社長 朝日新聞 編集委員 日本経済研究センター 専務理事 東京大学 教授 日本経済研究センター 専務理事 立教大学 教授 明治大学 教授	委員 田 多 辻 辻 土 長 泰 本	東京大学 助教授 余暇開発センター 常務理事 東京大学 教授 日本交通公社 常務理事 日本貿易振興会 理事 日本交通公社 副社長 東京大学 助教授
委員 田 多 辻 辻 土 長 泰 本	日本交通公社 社長 朝日新聞 編集委員 日本経済研究センター 専務理事 東京大学 教授 日本経済研究センター 専務理事 立教大学 教授 明治大学 教授	委員 田 多 辻 辻 土 長 泰 本	東京大学 助教授 余暇開発センター 常務理事 東京大学 教授 日本交通公社 常務理事 日本貿易振興会 理事 日本交通公社 副社長 東京大学 助教授

第1部 現代と余暇

第1小委員会

委員長 宗 正 石 上 江 大 岡 黒 河	日本興業銀行 頭取 読売新聞 編集委員 西武百貨店 グループ 総合企画部長 東京工業大学 教授 東京大学 教授 青山学院大学 教授 社会工学研究所 所長 新日本製鉄 調査部長	委員 猪 早 夫 伺 平 淳 光 正 章 紀 力	余暇開発センター 主任研究員 日立総合計画研究所 所長 東京大学 教授 日本興業銀行 常務取締役 NHK放送世論調査所 主査 立教大学 教授 NHK放送世論調査所 主任研究員 東京工業大学 教授
委員 猪 早 夫 伺 平 淳 光 正 章 紀 力	余暇開発センター 主任研究員 日立総合計画研究所 所長 東京大学 教授 日本興業銀行 常務取締役 NHK放送世論調査所 主査 立教大学 教授 NHK放送世論調査所 主任研究員 東京工業大学 教授	委員 猪 早 夫 伺 平 淳 光 正 章 紀 力	余暇開発センター 主任研究員 日立総合計画研究所 所長 東京大学 教授 日本興業銀行 常務取締役 NHK放送世論調査所 主査 立教大学 教授 NHK放送世論調査所 主任研究員 東京工業大学 教授

第1分科会—歴史の中の余暇—

主査 岡 梅 遠 藤 元 男	青山学院大学 教授 余暇開発センター 主任研究員 元 明治大学 教授	委員 田 章 雄 入 主 守 元 男	立教大学 教授 立教大学 教授 立教大学 教授
-------------------	--	-----------------------	-------------------------------

第2分科会—余暇の概念規定—

主査 大 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	東京大学 教授 東京医科大学 名誉教授 東京教育大学 名誉教授 中央大学 教授 横浜国立大学 教授	委員 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	立教大学 教授 立教大学 教授 立教大学 教授
-------------------------	---	-----------------------	-------------------------------

主査 大 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	東京大学 教授 東京医科大学 名誉教授 東京教育大学 名誉教授 中央大学 教授 横浜国立大学 教授	委員 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	立教大学 教授 立教大学 教授 立教大学 教授
-------------------------	---	-----------------------	-------------------------------

主査 大 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	東京大学 教授 東京医科大学 名誉教授 東京教育大学 名誉教授 中央大学 教授 横浜国立大学 教授	委員 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	立教大学 教授 立教大学 教授 立教大学 教授
-------------------------	---	-----------------------	-------------------------------

主査 大 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	東京大学 教授 東京医科大学 名誉教授 東京教育大学 名誉教授 中央大学 教授 横浜国立大学 教授	委員 島 崎 前 吉 渡 迎 俊 男	立教大学 教授 立教大学 教授 立教大学 教授
-------------------------	---	-----------------------	-------------------------------

第3部 余暇関連産業の現状と将来

第3小委員会

委員長 杉 秋 浦 敏 三 介 日本長期信用銀行 頭取
秋 阿 田 部 三 夫 日本長期信用銀行 常務取締役
坂 阿 田 部 三 夫 野村総合研究所 常務部長
石 今 川 浩 三 夫 名古屋大学 助教授
今 蛸 津 名 三 夫 日本レナカカーサービス 社長
木 清 利 三 夫 トヨタ自動車販売 常務取締役
関 博 忠 三 夫 東京銀行 常務部長
三和銀行 常務取締役
法政大学 教授
王子製紙 副社長

第1分科会
主 松 飯 田 部 三 夫 名古屋大学 助教授
阿 崎 才 三 夫 野村総合研究所 常務部長
梅 沢 重 忠 国民経済研究協会 常務理事
余暇開発センター 主任研究員
三和銀行 調査部長代理

第2分科会
主 雄 三 治 法政大学 教授
白 井 明 富士急行 社長
沖 野 明 三和銀行 調査部長
岡 小 明 国民経済研究協会 研究員
小 菅 元 三 夫 ペンションシステムデベロップメント 常務取締役
作 古 義 三 夫 小岩井産業 常務取締役
重 成 男 第一ホテル 新設ホテル開設準備部長
関 口 明 三菱金貨協会 調査部長
ミナミ商事 企画部長

第3分科会
主 宏 司 裕 正 三 夫 日本長期信用銀行 調査部長
坂 正 三 夫 西武不動産 観光部長
沖 小 三 夫 伊藤忠商事 常務取締役
川 上 三 夫 セントラルスポーツクラブ 理事長
佐 白 三 夫 東京映画 社長
石 哲 三 夫 日本余暇文化振興会 常務理事
産経学園 企画部長

第4分科会
主 秀 一 守 一 豊 専修大学 教授
中 村 山 村 奥 朝日新聞 調査部長
青 奥 古河鉛業 経理部長

小 林 作 事 林 作 事
酒 進 正 一 郎 柴 正 一 郎
沼 正 一 郎 村 正 一 郎

鶴 田 俊 正 国民経済研究協会 主任研究員
能 村 龍 太郎 太陽工業 社長
日 丸 哲 也 東京理科大学 助教授
丸 山 利 矩 ヤマハ発動機 普及本部主任

第4部 余暇問題への公的対応

第4小委員会

委員長 勝 青 石 磯 伊 内 梅 北 順 柴 高 中
田 山 井 村 藤 田 田 岡 田 田 橋 村
龍 三 一 吉 夫 八 主 守 義 直 衛 均 均
俊 三 一 吉 夫 八 主 守 義 直 衛 均 均
三 一 吉 夫 八 主 守 義 直 衛 均 均
井 村 藤 田 田 岡 田 田 橋 村
磯 伊 内 梅 北 順 柴 高 中
田 山 井 村 藤 田 田 岡 田 田 橋 村

並 西 野 野 萩 藤 松 水 山 山 山
木 尾 坂 村 原 島 田 野 田 田 本
良 出 三 弘 孝 宙 幸 一 夫 三 郎 雄 次 郎
三井情報開発 専務取締役
住友信託銀行 常務取締役
東京理科大学 助教授
大成建設 企画部長
日本航空 総合監査部長
余暇開発センター 主任研究員
名古屋大学 教授
三井不動産 企画部長
日本遊園協会 副会長
サンケイ新聞 論説委員

第1分科会
主 夫 一 彦 男 日本不動産銀行 調査部長
高 磯 村 村 橋 東洋大学 教授
磯 奥 高 野村総合研究所 研究員
奥 高 日本不動産銀行 調査部長代理

松 官 武 義 凱 健 児 幸 史 見
余暇開発センター 主任研究員
東京女子体育大学 助教授
第一勧業銀行 検査部長代理

第2分科会
主 正 一 介 政 義 名古屋大学 教授
水 青 甲 北 野 山 斐 岡 正 一 介 政 義
E X 愛知県 企画部 企画部長
愛知県 企画部 企画部長

杉 山 元 治 広 康 彦
日本不動産銀行 調査部長
日本不動産銀行 調査部長
日本不動産銀行 調査部長

第3分科会
主 出 男 和 章 三井情報開発 専務取締役
西 尾 川 取 専修大学 助教授
西 尾 川 取 専修大学 助教授
西 尾 川 取 専修大学 助教授

小 門 転 法 輪 正 厚 圭 也 司 圭
電通 総合計画調査研究部 研究員
日経広告研究所 研究員
東海大学 教授

第4分科会
主 慎 八 主 守 義 直 衛 均 均
熊 田 田 岡 田 田 橋 村
梅 沖 小 佐 泉 藤 克
伊藤忠商事 常務取締役
伊藤忠商事 常務取締役
伊藤忠商事 常務取締役

高 丹 中 真 吉 明 敏 章 雅 勝 柴
日本不動産銀行 企画部長
三井物産 企画部長
中村製作所 代表取締役
日本経済新聞 常務理事
朝日新聞 常務理事
朝日新聞 常務理事

第5分科会 —消費者保護—

主査 横山 進 夫 大蔵省 経済企画委員会副委員長
天野 祐 吉 MADRA チーフプロデューサー

岸 並 尚 志 日本不動産銀行国際部部長
高 崎 尚 志 弁護士

第6分科会 —日常性余暇—

主査 高橋 英 均 武蔵大学 助教授
磯 村 英 一 東洋大学 教授
川 瀬 望 二 住友信託銀行 調査部副長
楠 本 洋 二 EX都市研究所 代表取締役

河 野 信 之 YMCA体育館 副館長
菅 原 礼 義 東京教育大学 教授
田 中 弘 義 積水ハウス 常務取締役
万 仲 晃 東京電力 労務部生活課副長

第7分科会 —自然環境・地域社会との調和確保—

主査 野村 好 弘 東京都立大学 助教授
竹 内 保 雄 明治学院大学 助教授

中 村 芳 男 全国自然保護連合 理事長
前 田 豊 彦 長野県 企画室次長

第8分科会 —国際化への対応—

藤 島 宇 宙 日本航空 総合監査部長
江 口 雄次郎 野村総合研究所 主任研究員
桜 井 雅 夫 アシア経研研究所 主任調査研究員

内 藤 錦 樹 日本交通公社 調査部主任研究員
浜 野 安 宏 浜野商品研究所 社長

1 はじめに

戦後の驚異的経済成長を通じて、幕末以来の国民的悲願であった欧米先進諸国へのキャッチ・アップが生産力や所得水準において、おおむね達成された現在、われわれはそれなりの満足を抱いて新しい課題を模索するとともに、高度産業社会が持つ諸矛盾の根深さに強い不安を抱いている。例えば寒さから解放され、曲がりなりにも一応の物的豊かさを享受できるようになった今日、自由主義、民主主義の定着とも相まって、より人間的な複雑多岐にわたる欲求や可能性が国民生活の前面に現われている。こうした事態は、多様な価値観や生活様式を生むだけでなく、いわゆる「現代社会の諸問題」を生んでおり、都市の環境悪化や労働意欲喪失をはじめ欧米諸国に見られる暴力、麻薬、犯罪、精神病、ギャンブル、セックス等の逸脱行為さえ現象の問題となりつつある。

また、資源・人口などの地球規模の制約条件が新たな複雑さ、厳しさを加え、一部では終末論的危険さえ論じられている。

このような現実を前に、われわれは其の豊かさとは何か、生活の充実とは何か、世界や後の世代のために何ができるかといった人間社会の根本課題に直面しており、新しい生活設計をせまられている。

わが国の経済社会を長期的に展望すると、資源エネルギーの確保、国際競争力維持のための技術開発、立地問題など産業経済基盤の安定のために克服すべき困難は大きい。自由時間と所得の増大が予想され、これにより解放される国民的エネルギーをいかに生活の充実へと昇華していくかは余暇のあり方に大きく依存している。

広義の余暇とは、単なるヒマやアソビではなく、生存の基礎的必要を満たすための種々の拘束から自由になった人間及び社会の持つ可能性や機会の総体であり、その用い方こそ人間の個性や一國の文化を基本的に規定していくものである。

余暇の充実を通じる文化の創造は、何よりも国民一人一人の努力の尊重ねに期待される。このため、公的な対応に当たっては、まず人間と社会の本質への深い洞察に基づいて現代社会における余暇の問題を的確に位置づけたいうえで、慎重な政策展開が要求され、基本的には余暇のための基盤や環境の整備に限られるべきであらう。

2 わが国余暇の現代的課題

(1) わが国経済社会の現状と余暇

- ① わが国は、戦後四半期にわたる重化学工業化を中心とした高度経済成長により、国民の基礎的生活要求を充足し、西欧並みの一応の物的生産水準に到達することができた。しかし、高度産業社会に共通にみられるように、物的繁栄の影に、わが国社会においても、労働意欲の喪失、精神不安などの現代社会病とさえいわれる諸問題のきざしが感じられはじめている。また、その過程における都市、住宅をはじめとする生活基盤整備の立遅れなどが、欧米先進諸国に比し、一層その問題の解決を困難

にしている。

われわれは、この問題に対し、安定した充実した社会とは何かをあらためて問い直し、真に豊かな余暇社会への道を模索しなければならぬ。このような状況において、まずなされなければならないことは、多文化、複文化しつつある国民の余暇ニーズの的確な把握であり、つきにこれに基づいた長期的総合的視野に立った対応がなされなければならない。

② このような観点から、今後のわが国の余暇を充実させるために特に留意すべき課題は次の諸点である。

第一に日々の生活に落ち着きや安らぎを取り戻し、明日への活力を養うための生活基盤の整備と休日制度の普及とである。

第二に市民生活を充実させ、豊かな余暇を可能にするための精神的な準備をととのえることである。

第三に国民ニーズの変化に適合し、余暇生活の充実をはかるため、国民生活の基盤をなす経済運営を生産の拡大から生活内容重視型へ、量から質への転換をはかることである。

(2) 遠い豊かな余暇社会への道

今後、わが国は国民ニーズに適合した豊かな余暇社会への道をめざさなければならない。しかし、わが国においては、欧米先進諸国が共通して直面している諸問題とともに、生活基盤、余暇基盤の整備の遅れ、資源エネルギーの顕著な制約など、わが国独自の問題を解決しなければならないという二重の困難が存している。そしてこれら困難な問題の解決なくしては「豊かな余暇社会」は遠く、かわいいうものとなる。

① 産業化の進んだ欧米諸国においては、当初余暇は労働の対価に位置づけられ、余暇問題は、余暇領域で対処できるということで、余暇時間と余暇施設供給を中心に検討されてきた。しかし労働の場における機能主義、目的合理主義のいきづまりにより人間性の喪失が進んだ結果、余暇生活は、労働に対する疲労回復とともに、不安、不満のはけ口になり、豊かな余暇生活には遠いものとなってきた。従来のように、労働時間と余暇時間が分離していた状態から、労働と余暇の併存的傾向が強まりつつある現在においては、時間と所得の両面で生み出される余裕を単に余暇活動の中で消費することだけでは必ずしも人間の全体性、生きがいの回復に結びつくものではない。労働の場における生きがいを見出し得ない状況のもとで余暇の充実のみに力を入れることは、結果的に、労働生活にも余暇生活にも失望を与えることとなる。

わが国の労働の場においても、単調労働、職種職位の硬直化・老令化・画一的平等主義といった労働意欲を喪失させる兆候があらわれてきており豊かな余暇の創造のためには、労働の場における生きがい問題の解決がなされなければならない。

② 産業化・都市化を進める過程で、われわれは莫大な配慮を加えることなくして、さまざまな生活機能、生活技術を家庭から次々と社会に移行させてきた。わが国の伝統的生活機能、生活技術をこの四半世紀のうちに急速に消失させたことは、大きな問題といえよう。しかし、週休二日制、長期休暇制度などによる自由時間の増大により、家庭生活はその重要性を増し、かつて家庭生活に組みこまれていたすぐれた生活機能、生活技術を社会から家庭に呼び戻し、受動的な消費生活から、創造的、主体的

的な家庭生活に切り換えることができれば幸いである。

③ 欧米諸国においては、1960年代の経済社会環境の安定していた時期に余暇基盤の投資を終え国民の時間重視的な余暇機会を確保したといえる。

しかし、わが国においては、産業基盤整備に主力が注がれ、余暇、生活基盤の整備が立遅れているにもかかわらず、週休二日制などにより自由時間は増大しようとしている。このように欧米諸国の場合と異なる環境のもとで余暇社会を迎えなければならないが、長期的見地からみれば、やはり欧米諸国と同様に、経済的支出をさほど必要としない余暇のための基盤を整備する必要がある。そして、このことがわが国の余暇を、所得消費的なものから時間重視的、省資源的な落ち着きとゆとりを持つたものに切り換えていく近道となる。

④ さらに、このような余暇生活の充実のためには、さまざまな精神的準備が必要とされよう。このため、家庭、学校、地域それぞれにおいて主体性の確立、創造や探求の喜び、隣人への思いやり、公共的責任感など、個人の生活を楽しみ、共同の生活を快くするための知恵や技術を伝達し、蓄積する多様な方法を開発していかなければならない。

(3) 安定的成長下の日本的余暇の方向

① 従来のわが国の余暇は、貧困な住宅事情、公園、緑地などの生活基盤的社会的資本整備の遅れなどにより、「日常性からの脱却」に中心が置かれ、所得消費型余暇に傾斜していた。しかし、今後における自由時間の一層の増大は、従来のような所得消費型余暇中心から日常生活に密着した時間重視型余暇へと変化をもたらすこととなる。

自由時間の増大は、人々の日常生活における生活時間を増すことになるので、これに対して地域社会、家庭などでの日常性余暇の充実をはかるため、抜本的な土地政策、都市、住宅政策をはじめとして公園、緑地などの生活、余暇基盤の整備などを行わなければならない。さらに日常性余暇の増大は、日常生活圏そのものの意識をも変化させることとなる。家庭、地域、職場のあるべき姿についての日本的伝統の見直しを含め、再検討されることとなる。

② わが国の産業経済は資源エネルギーの高輸入依存率、高い人口密度などの制約要因が顕著であるため、今後省資源化、省エネルギー化の方向に進まざるを得ず、これは単に経済、産業の問題にとどまらず、余暇生活にも大きな影響を与えよう。しかし、省資源化、省エネルギー化の方向は、生活の質的充実と対立するものではなく、むしろ、これまでの物理的拡大を求めてきた国民の生活ニーズを質的充実へ変えていく絶好の機会といえよう。

(4) 立遅れたわが国の余暇政策

① 欧米先進諸国の余暇政策は1960年代の初期から始まり、単純に比較するならば、わが国の余暇政策は、欧米先進諸国に比べ10年以上の遅れがある、といえる。欧米先進諸国においては公共部門が中心となって幅広い余暇政策を講じてきた。アメリカ合衆国においては、屋外余暇資源調査委員会が「余暇開発2000年計画」を、西ドイツにおいては、ドイツオリンピック協会が「ゴールデンプラン」及び「第2の道」を、イギリスにおいてはスポーツ委員会が「コミュニティ・スポーツ計画」を、

フランスにおいては官民共同で「ラングドック・ルシオン計画」をそれぞれ勧告し、余暇環境の整備を著々と進めてきた。これら各国においては、自由時間の増大に伴い、閑大な余暇エネルギーが生じ、これまでの既存の余暇空間では吸収することが不可能となつたの確かな予測のもとに日常の地域社会及びリゾート地域の中に余暇需要に応える余暇施設を整備、充実する政策が展開されてきた。

さらに、福祉国家スウェーデンにおいては医療費の削減をも目的として1970年から10カ年計画で食事と医療とスポーツを組合せた「食事習慣の改善とスポーツ運動」を通じて、医療予防としての健康増進に力を注ぎ、また、フランスでは1971年から始まった「第6次経済社会発展計画」において、余暇政策の目的として余暇の前の平等、余暇の前の自由、及び余暇の社会化を定めるとともに、具体的な政策目標として余暇の格差是正、余暇教育などをはじめとする九つの目標をあげている。

このように欧米先進諸国の余暇政策は、1960年代の量的拡大から質的充実へと転換をはじめつつある。

② 一方、わが国の場合には、経済、産業の面においては、生産力の拡大、所得水準の上昇をめぐして積極的な政策が展開されてきたが、福祉、余暇の面においては、大幅な立遅れがみられた。このため、今後、土地問題、住宅問題などの特殊日本的要因を考慮しながら、長期的総合的な見地から、余暇を行政の中において積極的に位置づけていかなければならない。

3. 今後のわが国余暇行政の方向

(1) 基本的方向

福祉社会をめざすわが国において、国の基本的政策のなかで、国民生活の重要な側面として、余暇問題を積極的に位置づける必要がある。

そして、国民ニーズの的確な把握に基づく慎重な政策展開が必要であるが、単に、国民ニーズに受動的に対応するだけでなく、大胆なヴィジョンを提示して、国民的討論の契機をつくるなど積極的な国民的コンセンサスを獲得してゆく態度でのぞむことが望ましい。

(2) 行政の役割と限界

① この基本的方向をもとに、今後の余暇政策を推進するにあたっては、余暇についての行政の役割及び限界を明確にしなければならない。

第一に個人の主体性と行政との関係である。現代においては、国民の余暇ニーズの多様化、複雑化、余暇活動の大衆化現象などに伴い、余暇は極めて社会的、公共的側面を有しているが、本来、余暇は自由な自己実現の場であり、個人の主体性、自由裁量性に委ねられるものである以上、行政分野としてはこれに対応でき得るような場及び機会の確保、整備に限るべきである。

第二に行政部門と民間部門の適正な役割分担の明確化である。基本的には民間の活力と創意を生かすべく分野であり、行政部門の果たすべき役割としては国民ニーズを基礎とした余暇の長期的展望の策

示及び生活基盤整備などの市場メカニズム機能を期待しにくい分野に限られるべきである。さらにこれらの分野においては、国、都道府県、市町村などそれぞれ行政レベルの役割を明確化することが必要である。余暇活動が地域社会と密接に結びついていることから考えると、余暇施設の供給などの実行主体は地方公共団体とし、国は、これらを誘導、援助すべき立場にあるといえる。さらに余暇活動と地域社会の形成との間には相互依存性が強く、地域社会が人間の生活の場において果たす役割の重要性にかんがみ、地域社会の役割、機能について再考することが必要であろう。

② 余暇行政と他の行政との調和、調整

従来の余暇行政は、観光行政、体育行政、レクリエーション行政などの一環としてそれぞれ行われてきたが、今後の余暇行政を推進するにあたっては、第一にわが国余暇の現代的課題をふまえ、それらの行政を整合的に行う必要がある。第二に余暇行政の基礎となる社会保障行政、土地、都市、住宅行政などを積極的に推進する必要がある。第三には、自然環境保護など関連施策との調和、調整を考慮しなければならない。

(3) 政策提言

上述したような行政の役割と限界を明確にしたうえで次のような施策を講じなければならない。

① 余暇生活の充実を図るため、公共的余暇空間を拡大しなければならない

④ 日常性余暇については、コミュニティ余暇施設を中心にその拡大に努めなければならない。

コミュニティを中心とした日常生活圏での余暇活動の充実を図るため、(1)コミュニティ・スポーツ、(2)趣味、(3)集会、(4)遊び、(5)散歩、(6)自然とのふれあいのための施設、空間の確保、拡大に努めるとともに、老人、主婦、身体障害者などのハンディキャップ層が余暇享受の機会をもてるよう社会的配慮がなされなければならない。

なお、これらの施設、空間の十分な量の確保には、長期間を要すること、空間そのものの絶対的不足が考えられることなどから、量の拡大と併行しつつ、(1)学校施設、企業施設、遊休地、道路などの既存空間の有効利用、(2)コミュニティ・センターのような集会、スポーツ、趣味、娯楽などの多角的機能を有する施設の整備を検討することが必要であろう。

⑤ 非日常性余暇については、歴史的文化的遺産及び自然環境の徹底的な保護、保存に努めなければならない。

今後、長期休暇制度の導入などによる自由時間の増大に伴い、長期滞在型余暇の需要が増加するものと考えられる。このために大規模リゾートなどの基盤整備を計画的に進める必要があるが、地域の歴史的文化的特性を無視した画一的開発や自然環境の破壊は徹底的に防止されなければならない。

⑥ こうした公共的余暇空間の拡大にあたっては施設の配置、設計、運営、管理などのソフト面を充実する必要がある。

従来、公共施設の整備がとくに画一的に進められた結果、その施設の配置、設計、運営、管理などについて、利用者の便宜や地域との調和への配慮が充分であつたとはいえない。これらソフト

面の充実にあたっては民間の協賛の団体の意欲や活動を奨励するなどの施策を講ずるとともに、民間企業のマーケティング力、経営力を生かすなどの方策を検討すべきであらう。

- ③ 公共的余暇空間の拡大のために必要とされる財源の調達方法を多様化するとともに、財源に関して地方自治体の主体性を確立する必要がある。

財源調達については、一般財源のみでなく、欧米で実施されているような目的税の活用、利用者の料金負担、公費の発行などを含めて幅広い観点からの検討が必要とされよう。

また、財源配分にあたっては、コミュニティ余暇施設の充実をすすめるために、地方自治体の財源確保が重要な課題とされており、これに対する財源措置を強化していくことが望まれる。

- ④ 完全週休二日制の普及促進と長期休暇制度の導入を推進するとともに、適正な時間政策を講じなければならない

- ① 豊かな余暇生活の前提として、完全週休二日制の普及と長期休暇制度の導入を推進する。

今後の多様化する国民の生活ニーズに充分対応し、豊かな余暇生活の前提となる余暇時間を確保するため、欧米先進諸国の例に照らしても、完全週休二日制の普及と長期休暇制度の導入を推進する必要がある。

なおこれら休暇制度の推進にあたっては、サービス業、中小企業など実施上問題のある分野について、その対応策の検討が早急にすすめられなければならない。

- ② 上記休暇制度の普及とともに、週休二日の休日調整、長期休暇取得時期の調整について検討をすすめる必要がある。

現在においても、ゴールデンウィーク、盆、年末年始などにおける余暇施設の混雑にみられるとく、余暇活動が一定時期に集中する傾向が強い。資源の効率的利用、あるいは余暇活動の充実という点からみて、土曜、日曜の画一的な週休二日制実施や長期休暇取得時期の集中を避けるための方策を検討する必要がある。基本的には、フレックス・タイム制度のような一日内の調整だけでなく、個人が週休二日なり長期休暇の時期を弾力的に選択してゆく過程で、休日調整が図られる環境をつくる方向で検討をすすめるべきであらう。

- ③ サバティカル・イヤーなどの超長期休暇制度のあり方について総合的に検討をすすめる必要がある。

超長期休暇制度の検討にあたっては、学者、専門家にみられる研究休暇や一部企業等にみられる教育休暇などにとどまらず、職場を退職した老人や家事、育児の時間がかからなくなった主婦などの余暇を含めて考える必要がある。このあり方については、人間の生きがい、人間能力の開発など幅広い観点から慎重に検討することが必要であらう。

- ④ 生活の楽しさを増し、余暇を充実させるために必要な知識、情報の拡充を図るべきである

- ① 生涯を通じて学習、教育の機会を多面的に確保すべきである。

従来の学校教育制度は、人生のごく限られた期間における限られた目的のための知識情報の修得の機会として用意されているにとどまり、生涯を通じて国民が、その機会に選択的に参画できるシ

ステムとはなっていない。このため、今後はアメリカやイギリスにおいて実施されているオープン・スクールシステムの導入、各中学校の機能拡大、コミュニティ・カレッジの設置などの施策を積極的に検討する必要がある。

- ② 余暇を中心とした生活教育機能を確保すべきである。

余暇生活の充実のための知識として自分で工夫して何かをつくるという手づくり余暇活動や手軽にいっつもできる生活のなかでのファミリー・スポーツなどを行う場を用意し、指導員やプログラマなどのサービスを拡充することが望ましい。

- ③ 多様な余暇関連情報の提供機能を確保する必要がある。

人々の余暇欲求の多様化に伴ない、余暇情報への需要も多様化、個性化している。しかるに現状では、マスメディアを媒体とする一方通行の限られた商業情報を利用できるにすぎない。

国民の多様な余暇活動のニーズに応えるため多様な個別的情報を提供する公共的余暇情報提供機関を設立するとともに、余暇情報提供システムに関する官民共同の全国ネットワークを実現することが望ましい。また、的確な情報提供の前提として、余暇に関する基礎的調査研究を推進する必要がある。

- ④ 特色ある地域文化を振興し、文化主導、生活主導による地域社会の再興を図ることにより過密化した都市人口の地域分散を促進すべきである

- ① 地域文化振興の指導者たりうる人材を確保する必要がある。

今後の文化的創造への可能性を拡大するためには、特色ある地域文化を振興する必要がある。しかし、この地域文化の振興を進めるためには、地域ごとに、生活基盤を充分に整備するとともに、これをにぎる有能な人材を確保しなければならぬ。そしてその際には、財政的配慮とともに、教育制度、定年制度などの見直しを含め、幅広い観点から有能な人材確保のための方策を検討すべきであらう。

- ② 地域文化の振興のためのモデル都市として、豊かな人間生活都市を建設することが望ましい。

特色ある地域文化の振興を軸として、人口の地域分散を推進するために、過密化した都市人口を誘引するにたる魅力ある生活基盤を整備したモデル都市の建設が望まれる。このような都市を建設するに当たっては、学問、芸術等の関連施設を整備し、文化的集積をすすめるとともに、自然環境との調和を重視し、近接する自然地域の保護の拠点となるよう心がけるべきである。

- ③ 余暇に関する国際協力を推進するとともに、国際的常識を修得出来る環境づくりをすすめるなければならない

- ④ 国際的常識を修得出来る環境づくりをすすめる必要がある。

日本人の余暇活動が国際的に展開されるに伴い、海外での旅行者や進出企業の行動に関し、種々のトラブルが増加している。

学校教育や、社会教育、あるいは、日常生活やビジネス、さらには各種の文化交流機関等を通じ、諸外国の言語、文化、伝統を広く学べる環境づくりに努めるべきであらう。

㊤ 余暇関連の基礎的研究、情報提供、情報提供、余暇資源開発、余暇資源保護などの面において総合的な国際協力を推進すべきである。

余暇活動のグローバル化は、個人、とくに大衆文化交流に大きな役割を果たしている反面、誤解やトラブルの原因にもなる。したがって、余暇に関連する基礎的研究、情報提供、秩序ある余暇資源開発などの諸側面の総合的国際協力を推進するとともに国際的文化遺産や貴重な自然資源の保護の徹底をはかる必要がある。

㊦ 安定かつ充実した生活の基盤を形成していくため、経済成長重視から生活内容重視へ経済運営の転換をはかるとともに、生きがいを感じ得る労働内容や社会的貢献をなし得る企業行動のあり方などを検討していくべきである

㊧ 国民ニーズの多様化、高度化に対応するように、経済社会の資源配分を転換していかねばならぬ。価値観の変化や余暇時間増加によって、人々のニーズは大きく変容を遂げていく。この結果、人の生活次元での活動が量、質両面にわたって拡大していくため、これらの活動を支援していくように資源配分を従来の生産重視から生活内容重視へ転換させていく必要がある、マクロ経済全体の再編成が促されざるを得ない。住宅をはじめ、公園、余暇施設など、生活周辺の環境の整備、改善を進めるために、固定資本投資の配分などについて従来の経済政策の進め方を変更させていくことはもとより、過密都市、過疎問題の解決をはかるように国土空間の再編成を軌道に乗せていくべきである。

㊨ サービス経済化に対応するため、余暇関連産業を中心としたサービス産業の健全な発展をはからなければならぬ。

国民ニーズの変化は市場機構を通じて、余暇関連産業の台頭をもたらし、わが国経済のサービス経済化を進めていく。しかし、サービス産業の担い手が圧倒的に中小企業であり、労働集約的で大量生産方式にならないことなどからサービスの質の向上、供給の安定化などをはかるため、今後、十分な調査研究を行う必要がある。

㊩ 余暇関連産業の健全な発展のために、消費者保護の徹底をはからなければならない。

余暇関連機器による事故の防止などの安全対策の徹底をはかるとともに、サービス価格の安定化、適正化をはかる必要がある。

また、最近増加しつつある会員制などの契約慣行については、十分な実施把握を行うとともに、会員権の保護、資金調達のあり方、非会員の享受のあり方などを含め、幅広く検討を行う必要がある。

㊪ 人々の生きがいを高めるために労働及び企業組織のあり方を検討していくべきである。

日本人の生きがいが、余暇生活の充実のみでなく、労働の場における充実感に強く関連することと考え、人々のこうした欲求に応じていくように、新しい時代に対応する労働内容の質的向上を推進していかねばならない。このためには、ルーチン化、機械化しつつある労働プロセスを知識労働の拡大、労働自己管理の推進などを含め、再検討するとともに、労使協賛制度などにみられる労働者の経営参加のあり方についても、検討していく必要がある。働く人々が自らの労働の社会的意義を感じ得るよう、企業経営のあり方を検討しなければならぬ。

第1章 総論

はじめに

余暇時代とか、余暇社会ということが、いわれるようになったが、余暇はあくまで、個人個人に属する問題であると同時に、人間の本能とも深くかかわりあい、その内容は複雑多岐なものである。したがって、余暇を一概に論ずることは、きわめてむずかしく、その当然の帰結として、余暇問題をめぐる論議はつきないであろう。

長い歴史を通じて、日本人の余暇は、家庭生活と限られた地域生活を除いては、すべて「与えられる」という恩恵のなかでの存在であった。生活の中で主体的に余暇を享受できたのは限られた一部の階層にすぎず、余暇は社会上下の階級によって規定されるもので、必ずしも平等の原理とはいえなかった。

このように、日本人の余暇は、多くが従属的、恩恵的な条件の中で、長い間位置づけられてきたといえる。しかし、戦後の経済成長を通じて、自由時間が増大し、所得が上昇するにつれて、余暇は一般大衆のものとして開放され、人々は余暇に対して主体性をもつことができるようになった。

しかしながら、余暇を主体的に獲得したとしても長い間余暇が労働に付随して、恩恵的にしか与えられてこなかった人々にとっては、休日におけるテレビやゴロ寝にみられるように、それを積極的に、主体的に生活の中に組み入れていくことに、むしろとまどっているのが現実の姿といえよう。それは、増大する余暇を受け入れるに足る諸条件が失われつつあることに負うところが大きい。住宅事情は貧しく、仕事は機械化され、公習に飽きされ、あるいは道路からは「クルマ」に追われるというように社会的要因も複雑に絡みあって、人々は、人生の充足感を見出しえないまま、人間性を喪失しがちになっている。これは、差別的には、余暇という「自由時間」の増大や経済の成長、都市化の進展などによって、生活のバランスが大きく変わってきたことに起因するものといえる。

人生の充足感とは、生活の中で労働と余暇と家庭とが相互に補完し合いバランスのとれたときに見出されよう。生活の中で余暇の比重が高まっているが、それでも、“仕事こそ生きがい”とする生活態度はまだ日本の社会の根底にあることは否定できない。

一方、余暇の利用が精神的にも肉体的にも「人間の成長」にきわめて必要であることも広く認識されてきた。“仕事が生きがい”とする考えにしても、余暇時間の少なかつた時代とは異なり、余暇を生活の中に主体的に、積極的に組み入れることができるのはじめて仕事における満足も得られるであろう。

こうした意味から、現代はきまじり余暇の観点から労働を含む生活全般を見直し、より豊かな人間生活を再構築すべき時期にきている。そして、その場合、最大の眼目は、真にやり豊かな人間生活づくりのためには、余暇から取り残される人を出さないということにおかなくてはならない。

今や余暇はすべての人々が享受しうるもので、その機会はずべての人々に均等であればならない筈である

第4部

余暇問題への公的対応

る。また、その機会均等の上に立って文化的創造への道を探索していくことが望ましい姿といえる。

以上のような基本的姿勢のもとに、次の九つのテーマに分けて「余暇問題への公的対応」を検討してきたものである。

1. 余暇行政の理念
 2. 公共的余暇資源供給の現状と方向
 3. 日常性余暇の開発
 4. 余暇情報提供
 5. 余暇関連技術システムの開発と改善
 6. 消費者保護
 7. 自然環境、地域社会との調和確保
 8. 国際化への対応
 9. 文化的創造への公的役割
- 上記の検討を通じて、とくに再認識された点は、個人の主体性の確立とともにごく身近な日常生活の見直しとその充実化をはかることの重要性と緊急性である。

こうした問題認識の上に、すべての人々に均等に開かれたより高次元なミニマムを確保していくためには、公的対応が必要とされよう。

ただし、先に述べたように、余暇は本来、個人個人の領域に属する問題であって、それぞれが主体性をもってはじめて、創造の可能性、喜びが生まれるのであり、公的対応が余暇のすべての問題に対処しえないことは、いうまでもない。

第1節 余暇行政の理念

① 余暇は本来個人の自由裁量に委ねられるものであるが、同時に現代では、一般大衆が享受するものとして、極めて社会的な側面を強く有するようになった。このことは、余暇のマニフェスト現象化によって、個人の余暇活動が社会的な資源配分、利用に大きく係りだしたということにほかならない。

現代の余暇問題は、単に個人的な領域の中で処理、解決されうるものではなく、個人、産業そして行政が相互に関連する社会的な広がりにおいて位置づけられねばならないのである。公共部門あるいは行政としても、その対応姿勢を明らかにし、総合的なフレームのもとに余暇問題を政策的に取扱い時期に來ているといえる。

② 余暇問題は都市計画、観光、道路、体育など国民生活のほとんどの領域と関連が深いにもかかわらず、従来、それらの行政分野でも余暇ないしレクリエーションという角度からの視点が欠けていた。

したがって、既存の各種行政分野を余暇の視点からあらためて見直し、整理する必要がある、また、余暇環境の整備を通じて、豊かな生活環境を形成するところに余暇行政の意義が見出されよう。

そして、余暇行政を推し進める基本的理念としては、余暇が国民レベルでの生活の豊かさの基盤の一つであり、国民福祉の観点から重要な一分野を占め、余暇生活の充実がとりもなおさず福祉の向上につながるべく、余暇行政を推し進めるべきである。

③ 余暇が人間生活の豊かさの基盤の一つであるということは、産業活動の論理を越えた「生きる」という論理の展開としてとらえられるべきものであって、経済的・産業的なフレームのみでは把握できない。余暇問題を既存の産業社会体制における行政の立場と役割の中だけでとらえる姿勢と、よりトータルな人間社会の基本問題として歴史的ないしは長期的な観点にだててとらえようとする姿勢とでは今後の行政の方向は大きく違ってくる。

これまで余暇は、せいぜい勤労の疲れを癒すためのものという程度のいわば労働の残余・生涯の附屬物としての意味しか与えられていなかったが、今日では、週休2日制の普及など生活の中での自由裁量部分が、増大する傾向にあり、余暇は、国民生活の中でより積極的な意義をもつようになっている。余暇時間の増大が従来の日曜行楽型のレジャーの拡大のみに向かうか、コミュニティ・レジャーを志向するかは、今後の余暇の姿を大きく左右することになる。

④ これまでの日本人の余暇への対応は、余暇が「日常的」なものでなく、「特別的」なものであり、旅行のように「カネ」をかけて、地元社会から脱出するのでなければ余暇でないという傾向が強かった。

しかし、余暇時間が大幅に増大し、また、余暇が大衆レベルで展開されるようになると「特別的」なものだけでなく、コミュニティにおける余暇活動が重要な意義をもってきた。

さらに、住宅事情の貧困、職場における疎外感の増大、家族生活の分裂、老人、主婦などハンディ・キャップ層の増大などといった社会的問題が“on-foot-area”または“bicycle area”といわれるコミュニティのなかにおける余暇空間の供給整備をより一層重要な課題としている。このコミュニティ・余暇施設は、民間営利企業による供給が最も期待しにくい領域であり、ここにおいて行政が担うべき役割は大きい。

したがって、日常生活の多様な局面の中に行政課題を見出し、これを生活ないしは余暇のサイクルという視点から見直し、総括するという観点、今後の政策運営に必要となるであろう。

⑤ そして、さらに、次の段階として、長期休暇の普及にとともに余暇の行動圏も拡大し、長期滞在型の余暇需要の増大が予想される。このための施設は公共性が強いものである。したがって、機会均等の観点から当面コミュニティ・余暇施設の充実を最重点課題としつつも、今後の余暇時間の増大に応じた広域的なあるいは大規模な余暇資源の供給も、公共部門に期待するところが大いである。また、都市化の進展に伴い、人々の自然への接近欲が一層たかまざりつつあることなどから、自然地域の環境の保護保全のための投資や自然地域住民との融和のための公共施設整備等が今後かなり必要となるであろう。

⑨ 余暇行政の役割としては、余暇享受は機会均等であるべきという原則にもとづき、時間配分政策の立ち退れを正し、かつ、余暇資源の開発・供給の条件を整備して、所得、時間、施設、技術、ハンディ・キャップ等における余暇享受機会の格差の解消を図るところにある。

したがって、今後の余暇対策の方向としては、完全週休2日制、長期休暇制度等を積極的に指導、促進して、時間配分政策を確立するとともに、余暇資源の開発、供給のための施策として、まず、資源配分、正化の原則を明らかにし、民間に対する誘導、助成による開発の秩序を確立する一方、マーケット・メカニズムがはたらかないもの、あるいは開発と保全の調和などマーケット・メカニズムに委ねることが適正でないものを中心として、公共が自ら余暇ミニマムの確保に努めることが必要である。

公共財としての余暇資源供給（ミニマムの確保）に当っては、今後の余暇活動がますます日常化し、広域化しながらアウト・ドア志向を強めていく点を考慮し、余暇時間量とその活動範囲との関連で、コミュニティ・ミニマム、リージョナル・ミニマム、ナショナル・ミニマムの三つのレベルで進めるべきである。

⑩ 余暇政策が国民の生活に最も身近な問題を対象とし、レクリエーション活動が著しく地域的性格を帯びること、資源開発と環境保全の関係においては、地域住民の意向を重視反映させることが必要であることなどを考えれば、公共的余暇資源供給における実行段階は、県・市町村等の地方公共団体が主体である。中央政府はこれを誘導、援助する立場にあるといえる。

いずれにしても、公共的余暇資源の供給にあたっては、公共レベルの内部で総合的に調整していくことが必要であり、同時に国民の余暇生活を秩序化、面一化するような余暇管理にならないことが要請されよう。

さらに、余暇活動の増大に伴って直面する公害、地面、住宅、エネルギー、教育等の諸問題に対しても、公共部門としては積極的に対応策を講じていくことが必要である。

第2節 公共的余暇資源供給の現状

① 余暇資源の概念、内容についてのコンセンサスは未だ十分とはいえない難いが、これを余暇活動と資源の種類、性格との対応関係によって体系的に把握することは可能である。

ただしその場合も、余暇活動とその他の生活行動との区分が不明確な上、同一資源が同時に他の目的にも利用されている場合が多いことから、当該資源をめぐり他の利用分野との間の配分、調整を考慮して行くことが必要である。

こうした資源配分における公共部門の役割は、通常、公共財や価値財の供給、ならびに外部経済効果の助成と外部不経済効果の除去に限定されるが、この点は余暇資源についても同様である。

② わが国は、独特の風土的条件から自然景観や歴史的遺産に恵まれており、これに対する公共主体の保護

規制の体系も一応整っているが、年々とも増大する開発需要その他による人為的影響から守るためには、現状の体制では十分とはいえない。

③ 余暇施設の配置状況を知るための相対的な尺度として、施設ごとの充足率（現在量/必要量）をとってみると、日常性余暇施設（11種類）全体で平均28%、非日常性余暇施設（2種類）は67%となる。施設別では、集会施設、遊戯場、ギャンブル施設、劇場、各種学校、宿泊施設など、概して民営分の比重の大きいものの充足率が高く、公共性の高い教養文化、スポーツ施設などは低いが、特に公園の充足率は著しく低い。地域別には、関東、近畿など大都市周辺における不足状況が目立っている。

また、施設運営の主体は、国、地方公共団体、特殊法人、財団法人、株式会社、組合、個人などさまざまであるが、その公共的性格、利用者の範囲、設備やサービスのレベル、費用負担方式などに着目すれば、これを公的施設（ミニマムの確保）、企業の副業的施設（社員の福利厚生と企業のPR活動）、民間専業施設（グリーン車のサービス）の三つに大別することができる。教育、文化、集会、体育などの各分野についてみると、何れも公共性が強いことから従来は公的施設による運営が中心であったが、最近余暇活動の普及や多様化に伴って、より高水準で選択性の高いサービスを受け得る民営専業施設の活動が、スポーツ施設や各種学校などにおいて多くみられるようになってきた。

しかし、文化（博物館等）、集会、公園緑地、社会福祉などの諸分野では、独立採算の事業が成立しにくい関係から、やはり公共施設に依存せざるを得ない事情にある。このほか、公共部門における新しい動きとしては、民間資金の導入による「複合的コミュニティ施設」の建設があげられる。

一方、交通手段の面では、多くの分野で全トリップに占めるレジャー目的の伸長が目立つほか、日常生活圏や余暇エリア内の新しい余暇交通として、サイクリング道路や露地の整備事業が目される。

④ 余暇施設利用上の特色をみると、①現在では文化施設、子供中心の余暇施設および宿泊施設の利用率が高く、将来の伸びが大きいのはスポーツ施設である。②特定法令層について注目されるのは、既婚婦人の利用率が低いこと、老人の利用施設が旅行、観劇、集会施設などに偏っていることなどである。③余暇環境に対する満足度調査では公共的施設に対する不満が民間施設のそれを上回っている。④余暇活動の阻害要因は、平日の時間不足、休日の不足、施設の不足、費用過大の順となっているなどがあげられる。

⑤ ソフトウェアの開発の現状についてみると、余暇問題に関して、従来余暇空間の開発、施設の整備など、ハードウェアに重点がおかれ、ソフトウェアの分野の立遅れが指摘される。特に、①資源評価手法については、全国的規模によるデータの整備と体系的評価手法の確立、②開発計画手法の面では、個々の計画技術と、でまがった余暇空間を育成的に運営経営して行くための手法、③余暇教育の分野では、指導者養成システムの確立、特に育成主体の組織化とこの面における行政サイドからの助成、④余暇情報の分野では、国レベルの余暇問題総合研究機関の設置、などが強く要望されている。

⑥ 次に、公共的供給体制と運営方式の実態についてみると、余暇資源供給の公的主体としては、国、地方公共団体のほか、事業団、公益法人、第8セクターなどがある。これらの中で直接的供給主体として最も重要な地位を占めているのは地方公共団体であるが、最近では地方公営企業や地方公共団体の出資にかかると公益法人、第8セクターなどの企業体の形をとるものが増加してきた。

これらの公共部門による余暇関連事業の規模の増大も最近目ざましいものがあるが、たとえば、国の予算においても余暇関係予算額の昭和49年/昭和48年度の伸び率は約40%に達し、一般会計全体の伸び約20%、財投会計の伸び約14%をはるかに上回っている。

また、財源については、民間資金（銀行借入、利用者負担金等）のウエイトが大きくなり、たとえば、国立公園事業費（昭和46年度）428億円のうち256億円（60.5%）は、民間部門からの調達であった。

このように国、地方公共団体とも、余暇関係予算の伸びは大きいというものの、絶対額では未だ小さく、余暇施設に対する公共投資規模の拡大は重要な課題である。

⑦ わが国の余暇行政が直面している課題は、次の8点に大きく要約されよう。

④ 行政における余暇関連部門の比重

従来、行政全般の中で余暇に関する分野の占める比重は相対的に小さかったが、とくに成長から福祉への経済政策の転換が叫ばれるなかで、豊かな福祉社会を実現するためには社会保障のレベルアップと同時に人々の多様な余暇要求に積極的に応えていくことが必要であり、また、産業構造のなかでレジャー部門のウエイトが大きくなりつつあることに対応した民間部門の誘導、育成等も望まれる。

⑤ 公共的余暇資源の配分

従来の公共的余暇資源配分政策では、自然保護地域の取得や維持管理に向けられる資金が乏しく、また、体力的に恵まれな人々に対する配慮が足りないなど偏りがあるが、資源配分の適正化を期するためには、資源のもつ真の価値を正當に評価することにより、公共政策の対象を限定して重点的に投資や規制、助成を行うとともに、民間部門で運営できるものはできるだけ民間に委譲することなどについても再検討すべきである。

⑥ 余暇行政の統一性と総合性

行政が各省庁ごとにタテワリ的に行われているため、地域としての総合的配属に欠け、また同種の分野で重複もみられるが、今後は国と地方、地方相互間の事務分担を修正し、また、各省庁間の分野を調整していくことが必要である。

第3節 政策の方向

戦後の高度成長下で、所得と自由時間が増大し、余暇活動はとみに活発化しつつあるが、一方では種々の矛盾も生じ、人々は労働のなかにも余暇のなかにも十分な主体性を確立できないまま、生きがい求めてまどっている。

そこで、われわれは余暇問題を一つのきっかけとして、余暇の視点から、生活全般を見直し、より豊かな人間生活づくり、ひいては文化的創造への道を拓くために公的にどう対応すべきか検討を重ねてきたものである。

もちろん、余暇は個人の主体性の問題であり、公的対応にも一定の限界があることはいうまでもない。しかしながら、余暇が広く一般大衆のものとなって、まだ日は浅く、ファシリティや情報の供給の大部分は民間部門に委ねられ、公共部門が大幅に立ち遅れているため、余暇資源供給は絶対量の不足とともに金銭消費的なものに偏っている。

とくに、民間の商業ベースに乗りにくい公共性の高い日常性分野や大規模開路の立ち遅れが目立っている。公共部門としては、商業ベースに乗りにくいこれら分野の条件整備を図るとともに自然保護、消費者保護等の観点から民間産業に対する規制、誘導助成を図り、かつ公共と民間のトータルなファシリティ、情報等の供給システムを確立することが必要であろう。

また一方では、余暇資源を有効に活用し、個人が主体性を確立することができるとするよう学習、教育の環境づくりを進めるべきである。

以上のような日本の余暇をめぐる環境を踏まえ、余暇のあり方は何世代にもわたる一面の文化の創造にかかわる問題として、長期的展望にだて、第4章以下6テーマにわたって公的対応を検討してきだが、ここに、とくに八つの公的対応を主要提言として取上げたい。

〔提言 その1〕

今後の日常性余暇開路の大きな柱として、学校施設の開放、遊休地の開放や道路の子どもへの開放等オープンスペースの有効利用を促進していく必要がある。

今後、日常性余暇の充実が重視されるなかで、とりわけコミュニティ余暇の施設整備は絶対的に不十分といわざるを得ない。特に、都市においては土地問題が大きくなるとなり、新規の設置は計画されても、実現はなかなか困難である。そこで、既存非公開施設の一般開放による解決をはかることも重要な方策といえる。

特に、最も手近かに利用できるコミュニティの中核施設として小学校などの学校施設の開放や遊休地の開放、道路の子どもへの開放等、オープンスペースの有効利用を促進していく必要がある。

この場合、管理、運営については種々の問題点を含んでおり、早急に体制の整備が必要である。

なお、学校については、「学校の開放」を越えて、当初から、コミュニティ施設としての性格を明確にし、オープンスペースシステムがアメリカやイギリスにおいて実施されているが、土地の高度利用の意味合いからも、今後、とり入れてしかなるべきであろう。

〔提言 その2〕

人々が日常生活において、スポーツや運動に親しみ、より豊かな、より健康な生活を実現するためには、手軽にいつでもできる生活の中のスポーツ、すなわち、ファミリースポーツを振興する必要がある。

ファミリースポーツとは、特に新しいスポーツではなく、家族や近隣の仲間が互いに目的に応じて、体操をすること、空地でキャッチボールやなわとびをすること、散歩やかけ足をつづけること、時には、手軽なサイクリングやハイキングに出かけることなど、身近な運動の総称である。

それは、必ずしも、施設を必要とするわけではないが、あくまでも個人の自発性、主体性を第一義とするものであり、ファミリースポーツの実践は、増大する日常性余暇の中で、健康を開発するための個人の対応の出発点ともいえよう。

人々の自発的な運動生活は、身体的な健康をめざすものであると同時に、“楽しみ”、“満足感”、“学習の機会”“人的な触れ合い”などをもたらし、精神的にも、社会的にも健康な日常生活を可能にするものとなるのである。

ファミリースポーツ振興に際し、公共としては、施設、場所などのエリアサービス、指導員やプログラムなどのプログラムサービス等の環境整備をする必要がある。

〔提言 その8〕

ホビー・タイプなど手づくり余暇活動を振興できるような機会、環境づくりを行う必要がある。

人々の余暇欲求の多様化に伴い、余暇情報への需要も多様化、個別化している。

しかるに、現状では、マスコミを媒体とする一方通行の商業的マス・レジャー情報が氾濫している。

すなわち、供給システム面からみると、商業的マスコミ媒体型情報供給システムが、相対的に肥大傾向にある反面、公共的非マスコミ媒体型の供給システムは貧困である。

したがって、人々は、商業的・最大公約数的余暇情報の供給を受けてはいるものの、個別的欲求を充足させる情報、費用効果比較情報、公共的余暇情報等については、供給不足の状態におかれており、個人が個別的余暇情報欲求をもっているにもかかわらず、そのニーズのTPOにマッチするような適切な供給はなされていない。

これを解消するためには、純粋に消費者の立場に立つた、公共的余暇情報提供システムの確立と整備が必要となる。

だが、それには、その性格上及び機構上、自ずから限界があり、従来からの民間の情報提供システムと相互に補充し合ってはじめて国民の多様な情報欲求に応えられるものといえよう。

そこで、官民相補完し、両者合わせてトータルな情報システムが確立され、十二分に機能を発揮できるようなネットワークを実現する必要がある。

〔提言 その5〕

長期滞在型余暇の需要増大に対処し、わが国の国土事情に適合した新しい手法による大規模レジャー・レクリエーションの開発方式の確立が必要である。（たとえば、瀬戸内海国民リゾート開発）

国民の余暇欲求は多様化し、長期滞在型複合余暇の需要も次第に高まっている。

しかるに、わが国は、島国でありながらいまだに本格的な海洋性大規模レジャー・レクリエーション（L/R）エリアをもっていない。

一方、大規模開発に対する、わが国の公的対応は、欧米に比べて数十年遅れている。

そこで、我が国固有の開発方式と公的対応を確立する一つの手掛りとして、瀬戸内海国民のリゾート開発構想を提唱するものである。当地域は余暇資源を総合的、かつ豊富に保有する代表的な地域にして、気候風土や文化、経済的にも一つのまとまりをもった地域であり、また、本四連絡架橋や新幹線の建設等、越前交通ネットワーク計画が進められている地域でもある瀬戸内海及びその沿岸地域を対象にとりあげ、瀬戸内海をリゾートとして、再活用する海洋性リゾート基地ネットワーク建設計画、汚染された瀬戸内海のクリーニング計画、及び沿岸地域の産業構造再編成計画を内容とする、10カ年長期総合計画として、瀬戸内海リゾート基地開発の実現を図るものである。

この開発方式は、国、地方自治体等々のレベルで推進される各種の地域開発計画のなかに余暇関連開発をビルトインさせ、それらの集積によって一つの大型L/Rエリア開発が達成されるような仕組みであり、これらの各種計画が整合性をもつような相互調整を図る機構として開発公団を設立する必要がある。

〔提言 その6〕

国民の増大する長期滞在型余暇欲求に応え、四季分散型選択的長期連続休暇制度（日本的バカンス制度）の導入をはかる必要がある。

余暇欲求の多様化に伴い、自然や脱日常性を求め、長期滞在型余暇活動が増大している。その行動範囲は、国内にとどまらず、海外にまで広がっており、週休2日制による休日では追いつかず、もっとまとまった休暇が必要とされている。これら国民の欲求に応えるために長期連続休暇制度の導入を図ることを提言する。

長期休暇については、フランス、北欧諸国などのように太陽を求めたバカンスで夏季にのみ集中しているところもあるが、わが国の場合、自然に恵まれ春夏秋冬の季節感があり、また、余暇行動の季節的局所集中現象による混雑、余暇施設のオーバーロード（資源の浪費）を避ける意味でも、四季に分散した型の長期休暇制度を考える方が妥当であろう。

さらに学校の休暇をも四季に分散し得るよう弾力性を持たせるとともに、上記長期休暇も選択性を付与することにより、家族ぐるみ余暇の享受が可能となり、本制度をより充実したものとすることができよう。

〔提言 その7〕

国際化の進展に対応し、国際社会への適応をスムーズにするためあらゆる生活の場や機会を
とらえて国際的コミュニケーションを習得出来るような環境づくりをより一層充実す
る必要がある。

国際化の進展に対応して、レジャー活動がグローバル化し、日本のレジャーが国際的に展開されるに伴い
海外での日本人旅行者や進出企業の行動に關し、種々のトラブルが増加している。

これには、わが国の国際社会との接触が急激に行なわれたことよって惹き起こされた混乱もある。

しかし、最も基本的には、言語、文化、伝統などの異質性や、わが国がこれまで余りに長く事実上鎖国状
態にあったことから来る国際的なセンスや、国際的なマナーが欠けていることに起因するといえよう。

われわれとしては、好むと好まざるとに拘らず、国際社会への適応を迫られているのであり、学校教育や
社会教育、あるいは日常生活やビジネスさらには各種の文化交流機関等を通じ、あらゆる生活の場や機会を
とらえて、国際的コミュニケーションを習得出来るような環境づくりにより一層努めるべきである
う。

〔提言 その8〕

魅力ある都市づくり

——豊かな人間生活都市の建設——

自然は生命の母体であるという基本的理念を踏まえ、自然と人間とが一体化したなかで、よ
り豊かな人間生活づくりができるような文化的集積のある、しかも自然地域へ近接するための
拠点ともなりうるような地方都市を建設する。

巨大都市の過密、地域格差の解消は、わが国における当面の大きな課題とされている。都市化の進展は、
自然を破壊し、地域の伝統的な文化・生活様式をも奪いつつある。人間は自らの手で招いた生活空間の不均
衡の中で、公害など社会的弊害に悩まされ、人間性を喪失しつつあるのが現実の姿ではなからうか。そうし
たなかで、自然環境、地域社会との調和を目指した「魅力ある都市づくり」を行うことは、より豊かな人間
生活づくりという観点からみても、大いに意義あるものといえよう。

ここにいう魅力ある都市、すなわち豊かな人間生活都市とは、自然地域と峻別するための拠点機能、地方
文化を中心とする文化的集積機能、人間のライフサイクルのなかでの“ふるさと”的機能等の諸機能をもつ
た半日常性型の都市である。子どもたちから無意識のうちに遊びながら自然を楽しみ、自然に学び、自然
を大切にするところができるような都市づくりが望まれる。

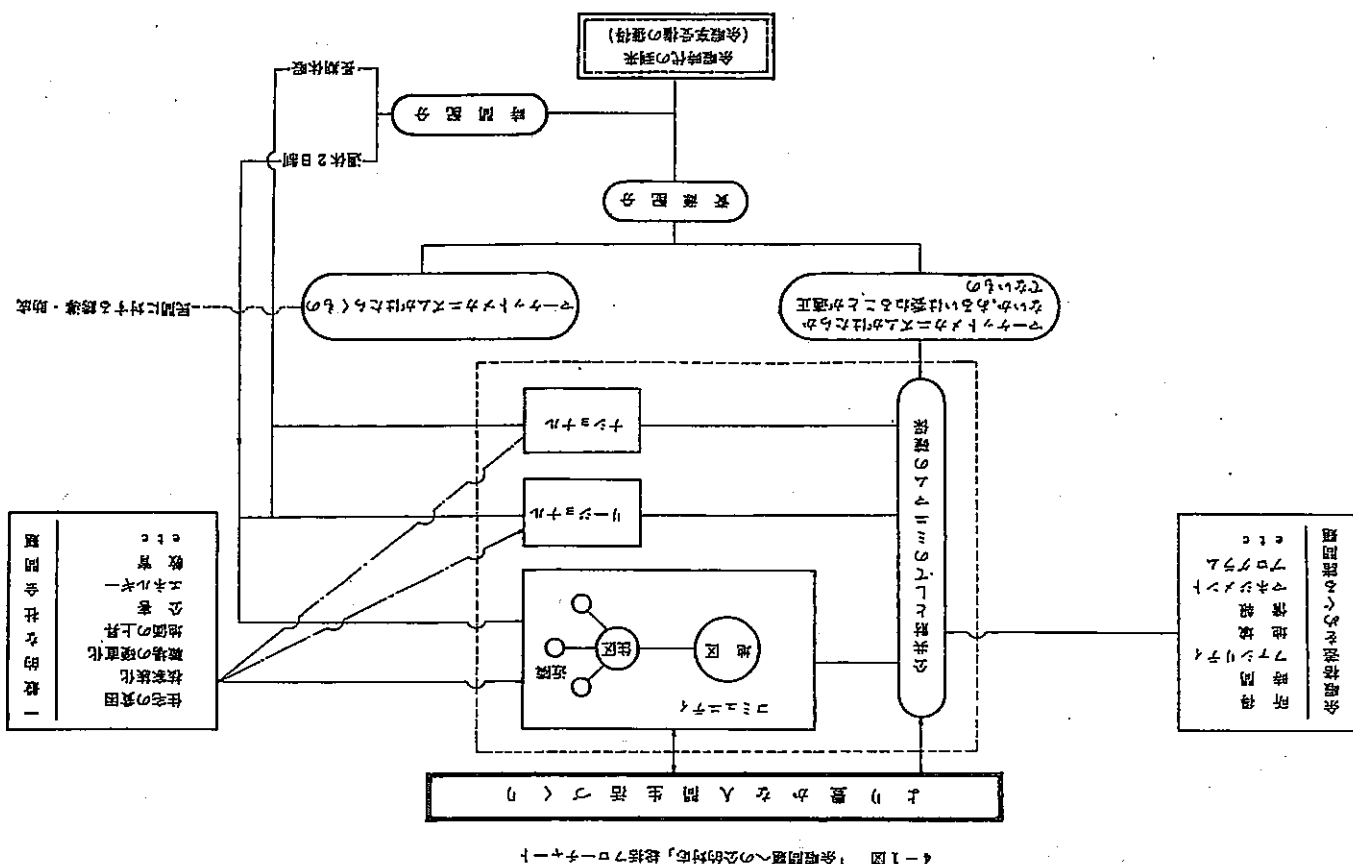


図 1-11 全世帯問題への公的対応、模範プロチャート

III 余暇公害の防止と環境保全

余暇活動、とりわけ戸外レクリエーション活動の増大によって、自然の汚染が激甚され、土地価格が高騰する等、負の効用が生み出される可能性もある。こうした弊害の中でただちに想起されるものとしては、① 海、河川、湖沼などの水資源の汚染 ② 山および森林における自然資源の破壊 ③ 騒音の発生 ④ 余暇施設利用の土地の取得に伴う土地価格の上昇などがあげられよう。

政策当局は、こうした弊害防止のための誘導策をあらかじめ用意する必要がある。これらの政策には、法的措置を伴う種々の規制のほかに、余暇供給者および余暇需要者に対する適切な「余暇教育」が含まれよう。この「余暇教育」の一つの目標は、あらゆる余暇活動が、「野生の保護」と「生活環境の保全」を前提として展開されるべきである、といういわば余暇倫理を普及徹底させることに置かれよう。また、余暇資源の供給には多くの土地を必要とすることから、放置すれば、余暇政策の展開に伴って、土地需要の増大、地価の上昇が招来されよう。

したがって、地価上昇の阻止が国家的課題とされている現状から推して、① 公有地の活用と、② 開発指定地域における開発利益にもとづく地価の上昇を防ぐ手段とが、公的余暇資源供給にあたっての不可欠の政策と考えられる。

IV 余暇資源の効率的利用

余暇活動の増大は、わが国の経済成長にどのような影響を及ぼすのであろうか。余暇活動は、経済成長にとつて、マインナスの側面とプラスの側面を合わせ有しているが、現時点では、その量的把握は困難であり、したがって、総合的効果について、にわかに、判断は下しがたい。

しかし、余暇活動の増大が、わが国経済の生産能力に与える影響を可能な限り少なくするため、資源を、より効率的に、余暇活動に振り向けることが望ましいのは明らかである。

一般に、余暇活動が生産能力に影響を与えるのは、次の四つの生産要素の配分を通じてであらう。

- ① 時間（労働力）の配分
- ② 資本の配分
- ③ 自然資源（土地、水、山林）の配分
- ④ エネルギーの配分

このうち、時間については、労働時間が、最も非効率的に使われている時（例えば土曜日、季節によっては夏期、等）に余暇を増加させることが望まれるし、資本およびエネルギーについては、他の条件を一定とすれば、省資本、省エネルギー的余暇活動が優先されることとなる。しかし、自然資源については、余暇活動の本質に関わる面でもあり、ケースに応じて、慎重な検討が必要である。

第3章 公共的余暇資源供給の現状と方向

第1節 公共的余暇資源供給の基本的考え方

I 余暇資源のとりえ方

「余暇資源」の範囲、内容は、人により場合によってかなりまちまちであるが、これは①「余暇」の概念が、多面的なため余暇活動とその他の生活行動との区分が不明確なこと、②「資源」の範囲も著しく広範囲にわたる、一般的にとらえにくいことによるものと思われる。そこでわれわれは先ずこの点について検討した上で、余暇資源を「余暇のニーズとそれに関連する資源供給との対応関係」として把握整理することとする。

1 余暇概念のあいまいさと多様性

余暇は任意時間、自由裁量的活動として定義されるが、「ひま」という言葉に象徴される「余白」、「弛緩」という面と個人の主体性ないし自由な選択にもとづく「快楽の追求」「生活の創造」という面の二つをあらわしている。しかも余暇は、歴史的にみると所得の上昇や労働時間の短縮などの生活のゆとりや豊かさによってはぐまれてきたという背景があり、それだけに生活全体の中のダイナミックなとらえ方を必要とする。たとえば次の点を見出すことはできないであらう。

(1) 余暇時間には、遊ぶ、つきあひ、学ぶ、知るといった人間の自由裁量的活動そのものが行われる時間のほか、生活必需的な行動の中の裁量的な行為に関する時間（たとえば「身の廻りの用事」の中の「入念な身づくろい」、あるいは「食事」の中の「テレビをみたり、一隊団らんしながらの食事」など）を含む。わが国でも最近後者のようないわゆる「生活の余暇化」の浸透しつつある傾向が指摘されている。

(2) 余暇は人間生活における変化欲求（活動一休息、緊張一弛緩、勉強一遊び、思考一操作といった相対応する変化、あるいは気分転換への欲求）を充足させるための場であって、これによって明日への活力の保持や創造性の開発や人間性の回復も可能になる。その意味で余暇は人間の生きがいのある生活にとって重要な意義をもっている。

以上のような観点からここでは余暇活動をできるだけ広範囲にとりあげることとするが、そうなる活動の種類はきわめて多岐にわたる、主なものに列示するだけで次のように多種多様なものが含まれる。

A 趣味的 (する、行動的) レジャー

① 旅行

イ 観光旅行 (流動型、滞在型)

名所旧跡めぐり、寺社詣で、温泉、花見、祭り、行事見物、慰安、趣味、採集、鑑賞、

訪問、帰省、墓参、遊覧、遊樂

ロ 行楽旅行

海水浴、沙千狩り、ぶどう狩り、きのこ狩り、ピクニック、ドライブ

② スポーツ

イ 山岳性

登山、ハイキング、キャンプ、スキー、狩猟

ロ 海洋性

ヨット、ボート、水上スキー、スキングダイビング、遠泳

ハ その他の野行行動

ゴルフ、スケート、サイクリング

ニ チーム競技

野球、サッカー、ラグビー、排球、籠球、庭球、卓球

ホ 個人競技

陸上、馬術、体操、水泳、武道、相撲

ヘ 趣味型

美容体操、バトミントン、ボウリング、スカッシュ、アーチェリー

③ 芸術趣味

イ 創作活動

音楽、歌唱、作曲、写生、小説、和歌、俳句、写真、日曜大工、園芸、和洋裁、手工芸、

編みもの

ロ 消遣活動

茶、花、料理、うたい、詩吟、和洋楽器、おどり、ダンス

④ 娯楽

イ ゲーム

碁、将棋、麻雀、トランプ、室内遊戯、パチンコ、ビリヤード

ロ キャンプ

競馬、競輪、競艇、オートレース、ルーレット

⑤ 社会奉仕

自治会、P. T. A.、いのちの電話、日曜学校、ボーイスカウト

⑥ 交際、外食、買物

招待、訪問、ショッピング、ホテル・レストランでの食事、ダンス、キャバレー

B 靜想的 (みる、観想的) レジャー

① 観賞、見物

スポーツ観戦、音楽、観劇、映画、動・植物園に行く、美術館に行く、レコード

鑑賞

② 学習活動

読書、研究、子供の教育、資格取得のための勉強、ディレクティング

③ 休養

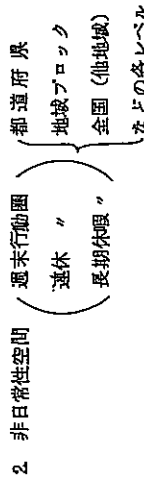
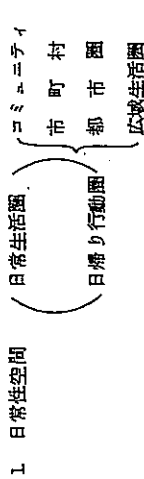
テレビ、ラジオ、新聞、子供の相手、散歩、ペット、飲酒、家族との談話、昼寝

上記は行動内容による分類であるが、これはまた次頁のようなパターンに分けることができよう。

4-1表 余暇活動の行動内容とパターンの相互関連表

	距離の長短 非日常性 日常性	資源の長短 空間利用 所得消費 時間消費	自然環境への依存度 自然依存 中間型	利用主体	産業化の立場 空間依存 施設利用 サービス受
A 動的 趣味的	① 旅行 (I) 観光旅行 (II) 行楽旅行	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
	② スポーツ (I) 山岳性 (II) 海洋性 (III) その他の野行行動	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	③ ① チーム競技 ② 個人競技 ③ 趣味型	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	④ ① 創作活動 ② 娯楽 ③ 趣味型	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	⑤ ① ゲーム ② 娯楽 ③ キャンプ	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	⑥ 社会奉仕	○	○	○	○
	⑦ 交際、外食、買物	○	○	○	○
	⑧ 観賞、見物	○	○	○	○
	⑨ 学習活動	○	○	○	○
	⑩ 休養	○	○	○	○
B 靜想的	① 旅行 (I) 観光旅行 (II) 行楽旅行	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
	② スポーツ (I) 山岳性 (II) 海洋性 (III) その他の野行行動	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	③ ① チーム競技 ② 個人競技 ③ 趣味型	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	④ ① 創作活動 ② 娯楽 ③ 趣味型	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	⑤ ① ゲーム ② 娯楽 ③ キャンプ	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	⑥ 社会奉仕	○	○	○	○
	⑦ 交際、外食、買物	○	○	○	○
	⑧ 観賞、見物	○	○	○	○
	⑨ 学習活動	○	○	○	○
	⑩ 休養	○	○	○	○

A 日常生活圏からの距離や行動サイクルの長短によって



- B 利用される資源の形態に応じて大別すれば時間消費型、所得消費型、空間利用型などの各種
- C 自然環境への依存度如何により、自然依存型、利用主体型、中間型などの名義型
- D 産業化の立場から、空間依存型、施設機器利用型、サービス享受型の各タイプ
- 前記の行動内容とこれらのパターン相互関連を示せば、ほぼ、4-1表の通りである。

2 資源の範囲の流動性

資源と一口にいっても、鉱物資源、エネルギー資源、土地資源、森林資源、人的資源などさまざまなものがあり、多種多様にわたる上、その範囲が互いに重複することもあり、一般的概念としても「人間が物質的、精神的向上の欲望を充足するために働きかけの対象としてとり上げる自然界の一部であるが常に自由に得られるものや、働きかけの手段が考えられぬものは除かれる。」と定義(平凡社:大百科事典)されるので、元来技術の発展や人間の評価に応じて変動する可能性が大きく、その具体的内容もいまいち流動的にならざるを得ない。また経済学上の用語としては「何らかの目的達成に役立ち、かつ稀少性のある競争手段の総称」として用いられ、所与の技術的制約のもとで、いろいろな用途に対する資源の配分をいかに適正に行うかということが重要な政策目標とされている。したがってこの場合は、自然界のみならず人工的施設、機器やマンパワーも資源の範囲に含まれることとなり、こうした資源の効率的利用と個人の選択の自由の要求とを両立的に実現させるためのメカニズムや方法が追求される。市場経済は、このような資源配分のための機構としていくつもの比類ない利点をもっているが、現実には市場経済の枠外に立たざるを得ない資源配分の部分も存在し、この「市場の欠落」に対しては何らかの形で政府の介入が必要となる。外部経済、外部不経済の存在、公共財、価値財、必要財などがその一例であり、前述の自然資源のうちには稀少性が特に大きく、代替性が利かないなどの理由からこうした事例に属するものが多い。

余暇資源とは、これらの資源のうち余暇活動に関連して必要となるものをいう。したがってその範囲も広くとるか、狭くとるかによってかなり幅があることは上記の資源一般の場合と同様であるが、前章で述べたように、余暇活動とその他の人間活動との境界が不明確であるという事情もあって

にいくものとなる。たとえば、① 観光レクリエーション地区の自然景観や歴史的環境に限定する場合は、② 同地区の利用施設(宿泊、サービス、飲食、野外レクリエーション・スポーツ、遊戯、娯楽、文化教育などの直接関連施設)を加える場合、③ 以上のほか、他の目的と共用される基盤施設(交通・通信、ネットワーク、関連公共施設)を含む場合、④ これらの施設サービスを提供するマンパワーも資源として扱う場合、⑤ さらに都市周辺の日常生活圏における関連施設、マンパワーなども含む場合、⑥ もっと広く、余暇関連産業の製造販売する各種機器や余暇教育、余暇情報などのサービス活動に関連する諸施設やマンパワーを含む場合、まていろいろなケースが出てくるのである。しかしこれをどこまで厳密に自然資源と歴史的環境に限ったとしても次のように二重の意味で、その具体的内容は不明確である。その第1は資源の稀少性に対する認識が強まるにつれて、余暇資源の包含する範囲が拡大する傾向を有しているからである。これはわが国が世界でもまれにみる高緯度国である上、工業開発のテンポも早いから環境破壊のおそれが増すばかりでなく、したがって、自然保護や資源保存の必要性も高くなるからである。そのほか、わが国における人間と自然の関係が最近急速に変貌しつつあるという事情もある。すなわち従来、日本では自然と一体化し、これと融和して行くという自然親和的な傾向が強く、これに対し、欧米では、自然を積極的に開発利用するという自然征服的な行き方をとってきたといわれていたが、最近の大規模開発ブームを契機として欧米的な態度への転換が急速に進みつつあるように思われるのである。

余暇資源のとらえ難さに関する第2の点は同一の資源や空間が余暇活動に利用される資源であると同時に、他の人間活動にとっても必要な資源でもあるという、重層関係であり、いかなればこれらの同じ資源のとり合いが避けられないことにもなりかねないということである。たとえば、森林、河川、湖沼、海岸、海洋などの自然資源は何れも防災、林業、灌漑、水道、発電、養殖、運輸などの目的でこれまで保全、開発されてきたものであるが観光地やレクリエーション地区では最近それが観光資源としてクロージングされてきた所も多く、そのために開発と保護の調整をめぐってトラブルが起こることもしばしばである。しかも過疎地域においては地元住民が地域経済のレベリングアップを目指して開発を主張するのに対して、国や県等の上部団体では過疎地からの観光レクリエーション需要のために自然環境の保全を企図して対立するということがしばしばある。入込客が主として日常生活圏内からである場合は住民との利害関係が一致するので問題は起こらないが、著名な観光地で、環境政策的な自動車道路が建設されるという例は案外地元の発意によることも多いのである。

何れにせよ、すぐれた自然景観地などで、産業や生活の立場と資源保存の意向とが対立する例は少なくないが、現実には各種の利害関係が錯綜するので、解決は必ずしも容易でないし、すべての場合に通の原則も打ちたてていくように思われる。ただ、4-2表のように余暇空間を自然資源、歴史的環境の指定地域とその他地域に分けて、これを自然度、開発度別7区分の地域区分と対比してみると指定地域の自然環境もAの真正自然保護地域からDの自然利用(開発)地域までの間にまたがっているでラングが上位にある程全国レベルの自然景観として保護の立場をより強く打ち出すべきだということはいえらるであろう。

4-2表 余暇空間の地域別分類と自然保護体系の対応表

指 定 地 域		地 帯 区 分									
		A ₀	A ₁	B	C ₀	C ₁	D	E			
自然公園	国立固定公園	特別保護地区	○								
	"	特別地域第1種									
	"	第2、3種									
	"	普通地域		○	○						
	和道府県立自然公園	特別保護地区	○	○	○						
野鳥生獣	鳥獣保護区	特別保護地区	○	○	○						
	特別地域、普通地域			○	○						
	休猟区銃猟禁止区域			○	○						
	保安林			○	○						
	その他の国有林野	自然休養場									
森林	国民保養温泉地	スキー場野営場									
	史跡、名勝、天然記念物		○								
	国宝、重要文化財										
	重要民族資料、重要無形文化財										
	歴史的風土										
河川、湖沼、海岸	原野、草地		○	○	○	○					
	普通林地			○	○	○					
	農用地(耕地・集落)				○	○					
	道路、宅地				○	○					
	都市の市街地						○				
市街地	工場等の密集した地域							○			

(注) 地帯区分は新全図計画による

I 厳正自然保護地区
II 自然保護地区
III 自然利用(開発)地域(自然造成地)
IV 人工開発(自然造成地)
自然系
= 中間系
= 人工系

以上の自然資源に比べれば、施設機器などの資源は、稀少性は小さく、資源としての代替可能性も大きいので、専ら経済的配慮だけで効率的な配分を行うことが可能である。他の資源との重複関係も、公共施設や交通通信ネットワークなどを除けば余り生じないであろう。

余暇施設(利用施設、遊楽施設)の主なものを例示すれば次の通りである。

(1) 余暇利用施設

① 休養宿泊施設

ホテル、旅館、別荘、会社寮、パンガロー、キャンプ場、国民宿舎、国民休暇村、ユースホステル、青年の家、少年自然の家、青少年旅行村、自然休養村、国民休養センター、国民休養地

② 運輸施設

道路、サイクリング道、自然歩道、駐車場、バスターミナル

③ サービス施設

情報センター、診療所、ショッピングセンター、従業員宿舎

④ 飲食施設

レストラン、スナック、バー、売店、喫茶店、屋台

⑤ 野外レクリエーション施設

公園、放牧場、観光果樹園、水浴場、遊歩道、レジャー農園

⑥ スポーツ施設

総合運動場、馬場、コート、ゴルフ場、スキー場、プール、マリナ、体育館

⑦ 文化教育施設

林間学校、臨海学校、幼稚園、植物園、水族館

⑧ 遊戯、娯楽施設

レジャーランド、遊園地

(2) 余暇基盤施設

① 交通ネットワーク

鉄道、道路、空港、港湾

② 通信ネットワーク

③ 関連公共公益施設

3 余暇活動と余暇資源の対応

以上のような検討結果にもとづいて、以下では、余暇資源の輪郭を余暇活動のニーズとそれに関連する余暇資源との対応という形で整理してみた(4-8表)。

先ず、余暇活動と余暇空間との関連は、これまでのところで明らかのように、観光レクリエーションタイプの余暇活動(① 旅行、② スポーツ)が自然系あるいは半自然系空間と対応しているほかは、③ 芸術趣味から ④ 休養に至るまで、専ら人工開発地域(都市系空間)に属する活動であるといえる。

次に、余暇活動と余暇施設との対応関係をみると、やはり旅行やスポーツが、多種類の施設と直接的な関連をもっているが、その他の活動はそれぞれの種類の施設とにバラバラである。余暇機器の場合は、これを類別化すれば余暇活動の種類ごとに異なる機器を利用するということになるが、ここでは個別列挙を省略した。また、人的資源については、休養を除くすべての余暇活動がこれと何らかのかかり合いをもつてあろう。

余暇資源の性格	余暇資源の種類	余暇活動との関係									
		① 余暇活動の中心となる活動	② 余暇活動の中心となる活動	③ 余暇活動の中心となる活動	④ 余暇活動の中心となる活動	⑤ 余暇活動の中心となる活動	⑥ 余暇活動の中心となる活動	⑦ 余暇活動の中心となる活動	⑧ 余暇活動の中心となる活動	⑨ 余暇活動の中心となる活動	⑩ 余暇活動の中心となる活動
余暇資源の種類	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
余暇資源の種類	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	余暇活動の中心となる活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：関係が強い △：関係が弱い ×：関係がない

そこで、この点をより包括的にとらえるためには、4-4表の右端には、余暇資源の性格を三つに分類して、これと余暇活動との関係をウエイトづけしてみた。

ここで、資源性（再生産がでないもの）とは、自然資源や人文資源など金をかけて短時間には作り出せない資源にかかるとは、施設性（再生産がでないもの）とは、それと対照的な、人工的に施設が可能なる場合を示す。

これらのうち、資源の代替性と資源中心型のウエイトは余暇空間区分の中間的なものにおいてより大きくなっている。上記の関係を4-4表のように整理すればこれは余暇産業の性格ないし立地のパターンを示すものと解することができるであろう。

すなわち、①は資源性は最も大

きいが、施設性、資源の代替性は

ともに著しく小さく、専ら自然保

護地域での活動に限られるので、

余暇産業は立地しにくく、むしろ

主として公共部門の役割に属する。

②は施設性、資源性を兼ね備え

ているが、③に比べれば、広い余

暇空間を要する関係上、日常生活

圏から離れた自然開発地域で、自

然との調和をはかりつつ、施設の整備を行う余暇産業の立地パターンを示している。

③は、資源代替性と施設性がともに大きいが資源性は低いので、余り大きな空間を必要としないタイ

プの余暇資源の提供を日常生活圏内の人工開発地域で行う産業の立地パターンである。

④は、資源性も施設性も最低であるから、①とは逆の意味で余暇産業の活動しうる余地は乏しい。学

習活動や休養などの余暇活動がこれに当る。

II 余暇問題に対する公共部門の役割と公共的余暇資源供給

1 公共部門の役割

(1) 市場機構と公共部門

余暇問題に対する公共部門の役割を述べるに先立って、一般に、資本主義経済における市場機構と公共部門の関係について概説しておく。

そもそも、資本主義経済においては、いかなる生産的資源がいかなる時、サービスの生産のために用いられるか、この生産を通じて生ずる所得がどのように分配されるか、分配された所得の処分を通じて、生産された財、サービスが人々の現在および将来の欲求の充足のためにどのように用いられるかという、資源の配分と所得の分配という経済問題は、基本的には価格体系の機能に依拠する市場機

構によって解決される。このような市場機構による解決は、若干の基本的諸条件、すなわち完全競争が支配すること、外部経済効果が存在しないこと、収穫逓増産業が存在しないこと、などの諸条件がみたされているときは、資源の最適配分をもたらすということは、現代厚生経済学の基本命題として周知のことである。

しかし、現実には、独占、寡占あるいは不完全競争が多くの産業分野において存在し、完全競争が支配的であるとはいえず、外部経済、外部不経済もかなりの分野で存在し、更に自然的あるいは地域的独占産業のような収穫逓増産業も存在している。したがって、現実においては、これらの諸要因のために、市場機構は資源の非効率的配分をもたらす。資源の効率的配分を達成するためには、これらの諸要因を除去するか、あるいは、市場機構の機能を補正する必要がある。ここに公共部門が市場機構に介入する第1のケースがある。

具体的には、独占禁止法を中心とする競争の完全化、外部経済効果に対する税、補助金政策、収穫逓増産業に対する公的規制あるいはその公企業化などである。

市場機構との関連における公共部門の役割はこれにとどまらな。公共財の提供、価値欲求の充足、所得分配の是正なども公共部門の役割である。

公共財の提供について述べよう。ここで公共財とは公共性をもった財のことをいう。では財の公共性とは何か、財の公共性とは、R・マズグリフにしたがって、(I) 消費における非排他性を、消費の外部経済性の存在と、(II) 消費からの排除不可能性の二つの性質を合わせたものをいう。全面的に、この性質をもつ財を純粋公共財というが、これについては、その消費からの非排他性のために、消費者は真の選好を表明しようとしなから、各人がその財から受ける便益の程度に応じてその費用負担を割りあてることが不可能であり、「価格づけ」のできないものであるから、本来的に公共部門によって供給されなければならない。財によっては、全面的にこの性質をもつものでも、部分的にこの性質をもつようなものがある。たとえば、一つの財で純粋に私的なタイプの便益と純粋公共財的なタイプの二つのタイプの便益を生ぜしめるような財や、広く社会全体に外部経済効果を及ぼすような財がこれにあたる。このように財は部分的公共財あるいは混合財と呼ばれるものであり、このように財は市場機構を通して供給されるとすれば、その公共性の部分については公共部分によってその費用が負担され(補助金の支給の形で)なければならないし、また、それが公共部門によって供給されるとすれば、その私的財にあたる部分の費用は料金あるいは負担金の形でその受益者から徴収されなければならない。

価値欲求の充足ということとは、消費者選好に対する干渉を意味するものであり、市場機構を通じて供給されるものであるが、個人の選好に著しく選好に加えて追加的に公共部門によって提供されるものが何らかの政策的見地から望ましいようなものである。このように財を価値財と呼ぶことができよう。逆に個人の選好に基づいて選好されるものであっても、その消費を制限することが社会的に望ましいような場合には、公共部門は法的規制か課税の方法によって消費を禁止あるいは制限することができる。これは負の価値財の場合である。

財の公共性について人が願るときに、かなりあいまいな使い方をし、また、混乱していることが多いのに注意しなければならぬ。政府企業で生産されているから公共性をもつか、生産必需品であるから公共性をもつといういい方は限りに導くものである。財の公共性という概念は上のような意味でいわれなければならない。上に公共財と呼ぶものが本来の公共財であり、その範囲を広げるとしても、それに価値財を加えたものである。

(2) 余暇問題に対する公共部門の役割

余暇問題に対する公共部門の役割としては、① 国民の余暇意識の啓発、余暇態度の転換など、余暇教育を推進すること、② 余暇享受のための社会的経済的諸条件の整備充実をはかること、③ 余暇資源の整備充実をはかること、などによって、国民に豊かな余暇生活を保証することである。

①の余暇教育としては、余暇のノウハウの提供等の余暇情報の提供、指導者の普及、手帳に使える施設の整備が中心となる。しかし、余暇教育については、これによって個人の自由な選択を妨げることのないよう慎重な態度が必要である。

②については、人々が健全にして豊かな余暇を享受できるためには所得水準の向上、週休2日制労働時間の短縮、住宅等の生活環境の整備、社会保障の充実、コミュニティの形成などの社会的、経済的諸条件の整備充実が必要である。これらは、余暇の外部条件の整備ともいべきものであり、余暇政策が、経済成長政策、労働政策、住宅政策、社会保障政策、文教政策、都市政策などの諸政策とかわりをもつ側面である。

③の余暇資源の整備充実における公共部門の役割としては次の四つが考えられる。

イ 公共財としての余暇資源の供給

多くの人々が共同で利用し、その利用から人々を排除することができないような余暇資源は、純粋公共財としての余暇資源であるが、このようなものは、本来マーケット・メカニズムにゆだねることができないものであり、それは公共部門によって供給されなければならない。純粋公共財でなくとも部分的公共財あるいは混合財としての余暇資源も公共部門によって供給することができ。ただ、この場合は、その全費用が公共部門の負担で供給されるのではなく、その費用の一部は利用者あるいは受益者によって利用あるいは受益の程度に応じて負担されなければならない。このように公共財の余暇資源の例としては、山岳、河川、湖沼、原野、海岸、海洋などの自然的資源、道路、公園などをあげることができる。

ロ マーケット・メカニズムを通して供給可能であるが、民間部門にゆだねるよりは公共部門による供給が望ましいようなものの供給(価値財としての余暇資源)

イの意味における純粋公共財ではなく、したがってマーケット・メカニズムを通して供給可能であるが、それでは社会的に望ましい余暇資源のミニマムの確保ができなから、または民間部門にゆだねれば望ましいような余暇資源のミニマムを確保するために、民間部門の肥六、低所得層、青少年、老人、身体障害者のための余暇施設の貧困化といった余暇資源供給のゆがみを生ずるような場合については、公共部門がその開発整備にあたらなければならない。

ハ、余暇資源の整備充実のための民間部門に対する誘導と助成

余暇資源の多くは、民間部門によって供給される。民間の産業によって供給される余暇資源はその性質上、何らかの外部経済効果をもつものが多い。このようなものについては、民間産業は多くの場合、内部経済化をはかっているが、これができる場合には外部経済効果を生ずる産業に補助金を与えるか、あるいは税の減免措置を講ずることが、資源配分の効率化の見地から必要である。また、余暇政策の見地からとくにその整備充実をはかる必要があるものについては、民間産業を助成する必要がある。

ニ、余暇活動に伴う外部不経済効果の除去

余暇活動に伴う外部不経済効果には消費者の側において生ずる外部不経済と余暇資源の供給側にあって生ずる外部不経済がある。前者は、盛り場や遊園地の騒音、観光地における廃棄物などの余暇公害であり、後者は、観光開発による自然環境破壊、レジャー開発のスプロール化、レジャー・スラムの乱立などである。これらの余暇活動に伴う外部不経済効果の除去につとめることも公共部門の重要な役割である。

2 公共的余暇資源供給の位置づけ

1でとらえた余暇資源の分類と前項で検討された公共部門の役割についての考え方をもとにして、ごく大まかに「公共的余暇資源」の位置づけを行ってみると4-5表のようになる。

A～Eは公共政策のパター

ンを示す。

資源の種類	公共部門の役割	資源の供給		外部効果の促進規制	
		純公共財	価値財	プラスの外部経済	マイナスの外部不経済
余暇空間	自然保護地域	C			E
	自然利用地域	B	B	D	E
	人工開発地域		A	D	E
余暇施設	自然保護地域	C			E
	自然利用地域	B	B	D	E
	人工開発地域		A	D	E
余暇機器				D	E

4-5表 公共的余暇資源の位置づけ

A 積極的に整備開発（自然

の造成、施設の建設等）

B 整備開発と利用規制を並

行（A、Oを適宜調整）

O 利用規制を中心

D 外部経済効果の促進助成

E 外部不経済効果の除去規

制

ただし、上記はあくまで概

括的な試みだけにすぎず、現実

にはもつと複雑な要因がから

み合っているため、こ

ういう単純な割り切り方

はできないと思われる。

特に次の8点については特

記しておく必要があるう。

① 余暇活動や余暇資源と他の分野との境界があいまいであると

同様、公共部門の政策も、余暇行政と

その他の分野とは密接不可分なものと

して進められる結果、政策目的や政策効果のうち余暇の分野に

けを切り離して考えることは困難なことが多い。たとえば海岸、河川、森林などの開発利用は防災防潮、産業、生活などの目的との調整が不可欠であり、むしろこれまでは余暇目的への利用はあくまで従属的ないし余白的であった。今後行政の余暇化、余暇の計画化が積極的に進められるにしても、わが国のように自然のポテンシャルが小さく（たとえば、豊高と考えられる水にしても1人当り年間降雨量はアメリカ、スウェーデンの1/5、カナダの1/50、あるいは国土の68%を森林が占めているが、原生林は1%程度にとどまる）、かつ防災の必要性が高い国では、その利用開発にあたって特に慎重な配慮を要する。

② 他の行政分野にみられると同様、余暇行政も各省庁ごとにそれぞれ別個の体制でバラバラに行われて総合調整が不完全である上、具体的な措置は下部の税制（国→県→市町村、法律→政令→省令→通達）に委ねられる場合が多いので、統一的な把握が困難である。

③ 綿密な予算編成が横行化しているため、あらゆる行政分野において民間の財源への依存度が高く、重点的な開発、規制措置が推進され難い事情にある。

以上のような制約条件のため、公共的余暇資源供給の位置づけについての例示を積極的に行うことは困難である。そこでこの点については、第2節「I」「II」において各分野ごとに個別的によれることとし、ここでは特に対象を次の4種類に絞った。

① 自然の保護と造成

② 文化財の保存と利用

③ 魅力ある都市づくり

④ 大規模レクリエーション地区の整備

これらを前節1.2で与えられた「余暇空間配置の分類」と1に示された「余暇問題に対する公共部門の役割」との相互

関連によって整

理してみると4

～6表のようにな

る。

なお、これら

の今後の望まし

い方向について

の具体的な検討は

第7章でふれる

こととする。

4-6表 公共的余暇資源供給の位置づけ

公共財としての余暇資源の供給	市場経済で供給可能な公共財に上り供給が望ましい	余暇資源の整備充実のための民間への誘導と助成	外部不経済効果の除去
自然保護地域	①		①
自然公園			
自然保護地域	②		②
歴史的環境			
自然利用（開発）地域		④	
人工開発地域		③	

3 公共的余暇資源の供給主体と費用負担

余暇資源供給における公共部門の役割をいし、その位置づけが具体的に明示されたとしても、問題になるのはどのような主体によってそれが旅行され、また、その費用負担関係はどうかという点であろう。余暇行政と一般行政の関係についてこれまで述べてきたことから分るように、この点についても余暇の分野とその他の分野の間で大きな差が認められるわけでもない。ここでは、一般的に考え方の紹介を中心として、余暇行政の場合にも、簡単に触れるにとどめ、後者についての、具体的な検討は第2節〔V〕にゆずることとする。

(1) 供給主体

現在、国と地方公共団体のほかに、政府が金額または一部出資している企業体には所有形態別、経営形態別にみて次のようなものがある（ただし、括弧内のは余暇資源供給を行っていない）。

- ① 総資本、総資産が政府の完全所有であってその経営も政府自身が行う。
..... 地方公営企業（地方開発事業団）
- ② 資本金、出資金は政府の完全所有であるが、その経営は民間にゆだねられている（ただし、経営面で政府の強力な統制を受ける）。
..... （公社）、（公団）、（公庫）、（事業団）、（特殊銀行）
- ③ 経営面で政府の統制を受けるが所有面では政府の部分的所有にとどまる。
..... 国の特殊会社、地方開発公社
- ④ 所有面で政府の部分的所有が行われているが、経営面では独立である。
..... 第三セクター

これらの企業体はその事業の運営に関して公共性とともに、企業性が要求される。企業性とは次のように二つの基準から成る概念である。

- イ 特定の事業をめぐって恒常的な支出と収入が行われること。
 - ロ 収入と支出との間のバランスが追求されること。短期的にはともかく長期的には「収支相償り」こと、ただし、「収支相償り」が余りあること、すなわち「営利性」までは追求しない。
- 政府自身が特定の事業を営む場合もあるが、これは、① そのサービス域内の者にとってその便益の程度にほとんど差がないため料金を支払う必要がない場合、② 便益がサービス域内の者にとって大きな差があっても料金徴収が技術的に困難な場合の何れかである。
- これらの政府および公企業間の役割分担は、次の通りである。

- ア 国と地方公共団体の間の行政分担は一次次に分かれるが、余暇行政にあっては生活関連行政の一環として市町村の担い役割が大きいといえよう。① 国は、それぞれの行政について企画立案し、全国的視野に立つての計画統制、調査的な事務を行い、② 府県は、個々の行政について広域的統一的な見地に立つての実施事務を行い、市町村間の連絡調整を実施し、③ 市町村は基礎的な国民生活に密着した実施事務を行う。

- ハ 公企業のメリットとしては、① 設立、改正廃止が容易にできるといふ意味で組織そのものが柔軟である、② その活動の成否が一般の行政機関に直接の影響を与えない、③ 各省庁が法令によって行動が制約されているのに比べ経営の自由をもち、民間企業に準じた機動性、能率性をもつ、④ 人事給与制度を独自に決定できるなどの点があげられる反面、① 通常の政府機関よりも権限、責任が限定され、② 政府機関のたんなる実施機関にしかすぎないなるおそれがある、などの欠点もある。上記のような諸形態のうちどれが選ばれるかは事業の性格や内容に応じてケース・バイケースに決定される。余暇行政の分野では用地の先行取得等のために、これらの公企業の有効な活用が特に期待される。

(2) 費用負担

この点についての考え方も、公共財供給あるいは社会資本整備の一般的なケースと同様、現在財源調達の手段としては次のようなものがあり、それぞれにどの程度依存するかは供給される資源の種類によって異なっている。

- ① 普通税（国税、地方税）
- ② 目的税（特定の経費に充当する目的で徴収される租税）
- ③ 受益者負担金（利用者料金）
- ④ 公債（国債、地方債）の発行
- ⑤ 国、地方公共団体間あるいは地方公共団体相互間の資金の移転（国→地方〈地方交付税、地方債与税、国庫支出金〉都道府県→市町村〈都道府県支出金〉、地方→国、あるいは市町村→都道府県〈直轄事業負担金〉など）

これらの費用分担の割合は、すべてが利用者料金によってまかなわれる場合を除き、各分野ごとに法令で規定されている（ただし、コストが一定の基準をこえる場合は市町村あるいは受益者の超過負担となる）が、主要財源の配分についての一般的な考え方は次の通りである。

イ 税と利用者料金

- ア 公共財あるいは価値財の性格の強いものは主として税に依存し、利用者料金は原則として徴収しないことが望ましい。
 - ハ 公共財の性格の弱いものについては費用負担と受益の関係をはっきりさせることにより、利用者料金に適度に依存し、税への依存をできるだけ低くすることが望ましい。
 - ロ 利用者から料金を徴収することが事実上不可能なもの、あるいは徴収コストが著しく高くつくものについては、税に依存せざるを得ない。
- 余暇行政については、今後の対象分野が、多様化するにつれて、利用者の選択性も拡大して行くことを考慮すれば、利用者料金への依存度が拡大する可能性が大きいといえよう。

ロ 普通税と目的税

目的税は普通税に比べて利用者負担の原則に近く、しかも徴収の手間がかからないというメリットがあるので、利用者が特定の階層に限られる場合にはこれを活用することが望ましい（現行税制

では、ガソリン税、都市計画税など）。しかし、公共的施設の利用頻度に応じて課税することが事実上困難なケースも多いので、その適用範囲は限定されざるを得ない。

ハ 公債の発行

資源開発や施設整備が急を要し、かつ、巨額の資金を必要とする場合は当該施設の耐用年数が長期にわたるものについては、世代間負担の公平化の観点からこれを長期公債の発行に依存することが望ましい。ただし、将来の公債償還負担を財政規模に応じた一定の限度内にとどめるべきこと、公債発行額や条件を金融情勢や、公社債市場の状況に対応した適当な水準に定めるべきことはいずれもでない。余暇行政の分野でも今後巨額の投資需要が見込まれるだけに、当面の建設資金は公債発行に依存し、その元利償還を将来の歳税によってまかなうという方式は検討に値しう。

ニ 国と地方公共団体の関係

現行地方制度あるいは地方公共団体の財政事情の現状を前提とする限り、余暇施設の整備を含め、建設投資の資金調達面では国が中心とならざるを得ないのが実情である。しかも3割自治という言葉に象徴される地方自治体の国への依存体制を解消するためには、地方公共団体の自主性を強めた場合、特定の地方団体が財政困難に陥ったときの対応策如何が問題となるであろう。ただ、地域別の財源配分については人口急増傾向の著しい大都市周辺地域における市町村財源の確保が、緊急の課題とされており、今後日常性余暇資源供給の面からも、これに対する財源措置を強化して行くことが望まれる。

第2節 公共的余暇資源供給の現状

前節で示した基本的考え方をもとに、ここでは次のような順序にしたがって現状の分析を行う。余暇資源供給の実態的側面を公共政策との関連においてとらえていくための第1のステップとして、われわれは先ず余暇活動の行われる空間を国土空間の中で位置づけた上で、その中でも特に資源性が高く代替性のきかない自然と文化財について現状を明らかにし、然る後にこれらに対する公的対応、すなわち、保護政策の体系にふれて行くこととする。

現実の余暇活動は、これらの空間の中で人間が自然に働きかけ、それを利用開発するための施設をつくることを通して実現される（あるがままの自然の喫食ですら、そこへのアプローチの手数や、満泊の施設が必要である）わけであるから、こうした施設の分布や需要に対する充足度、その設置運営の実態、あるいはそこへの交通手段を明らかにすることが、余暇資源供給の現状把握のための第2のステップとなる。

ただし、第1のステップにおける余暇資源が、稀少性の高い自然や文化財（いわゆる非日常性空間に属する）であるのに対し、第2のステップは日常性空間に属する余暇施設も包含する。むしろ第2のステップは施設性が活動の中心となるので、日常性余暇施設についての分析がより重要であろう。

さらに、第8のステップとしては、これらの余暇空間や余暇施設の利用状況の解明が求められるであろう。特に利用者の志向に対して施設等の整備が適切であるかどうか、この点に対する公共政策の対応は如何とい

ることがポイントになるであろう。

一方、余暇資源供給の現状について公共政策の立場から欠かすことができないのは、以上のほか、これらの側面におけるソフトウェア開発、ならびに公共主体の供給体制をめぐり問題であろう。前者では、多種多様な余暇資源を適正に評価し、これを人間の活動にマッチするよう計画開発運営して行く手法の体系と、教育、情報活動が主な観点であり、後者のテーマは、前節の基本的考え方とよりあげた一般原則の行政実態面に關する紹介である。

I 余暇資源のポテンシャルと保護体系の概況

1 国土の賦存条件

国土の姿を包括的に記述することは、それ自体大部の冊を以てしてもつくし難いものと思われるが、ここでは余暇資源のポテンシャルあるいは制約条件を明らかにするといふ観点から、わが国土の特色に關する質的な評価と国土全体に占める余暇空間の量的な位置づけの側面に分けて簡単に要約する。

(1) わが国土の特色

わが国土は太平洋、ユーラシア大陸の東側に位置する弧状の火山列島である。地質的には、大陸に比べて新しいが、激しい火山活動のため褶曲と断層の多い複雑な地形を有しており、本州中央部をはじめ青森山脈には2~3,000m級の急峻な山岳を擁するほか、急流で湾曲した小河川、幽深い透明な火山湖も多く、海岸線もきわめて変化に富むなど、すぐれた自然景観に恵まれている。気象は典型的な海洋性で温帯モンスーン地帯に属するため、四季の変化ははっきりしており、降雨量が多い（注）、温帯から亜熱帯の広い範囲にまたがっていることから、植物や動物の種類も豊富で、地形の複雑な変化に色をそえた豊かな自然美を形成している。

火山による褶曲の結果、地質が新しい割に、埋蔵鉱物資源の種類は多いが、何れも量的には乏しく、エネルギー資源も豊かとはいえない。しかし、米作には適しているため、人口包摂力が大きく、今や87万Km²の国土面積に対して、人口1億人をこえる世界最高の人口稠密国となっている。このよう自然環境のもとで古くから農耕を中心に人々が定着し、中国大陸から文化社会経済面で大きな影響を受けながらも、島国として孤立した生活が営まれた結果、世界でも稀にみる単一民族国家が形成されるとともに、独特の歴史的、文化的風土が醸成されるに至った。したがってこの面でも、世界に誇り得る、数多くの文化財や民族的遺産を有している。

（注） 人口1人当りでは多いとはいえないが、面積当りで見れば多雨地帯である

(2) 土地利用の現状

わが国土を、山地（山地、火山地、丘陵地）、平地（台地、低地）に大区分すると、山地は25万9,200Km²（70%）を占め、平地は11万600Km²（80%）にすぎない。さらに細区分すると、丘陵地（標高800m以下、起伏量100m以下で、谷が複雑に発達している地形）は、山地の18%（8万4,500Km²）を占め、台地（火山灰砂台地、溶岩台地、石灰岩台地、砂礫および岩石

V 余暇資源の供給体制と運営方式の実態

1 余暇資源の公共的供給体制の現状

(1) 国による供給

国においては、関係省庁がそれぞれ行政目的の中で余暇資源の開発、管理運営を行っており、余暇活動に関連する施策としては、直接的に余暇資源が供給する施策と間接的に供給する施策とに分かれるが、後者の方に重点がおかれている。

① 直接的供給施策

- イ、国立公園などのような地域の指定。
- ロ、国民公園、博物館等の国立余暇施設の整備。
- ハ、国有林を利用したスキャー場などの整備。
- ニ、芸術祭の開催、社会通信教育、教育放送（委嘱）の実施、等。

② 間接的供給施策

- イ、青少年旅行対策、特定事業への補助金交付。
- ロ、事業団、地方公共団体など事業主体への出資、融資。
- ハ、余暇関連施設の基盤整備事業への補助金交付。
- ニ、余暇関連産業の指導、誘導。
- ホ、日本体育協会等関係団体への援助、等。

これらの施策を実施している行政機

関は、4-60表にみるように、14

省庁が余暇施設の建設運営に携ってお

り、特に環境庁の管轄する施設の数に、

自然公園をはじめ、計110に及び、14

省庁全部では40をこえている。

これらについての国と地方公共団体

その他における事業分担関係を、たと

えば自然事業についてみると、4-59

表のとおりである。

(2) 地方公共団体による供給

地方公共団体が運営している余暇施

策の経営分担関係を知るために、昭和

46年1月に経済企画庁が81都道府

県に依頼して行ったアンケート調査

4-60表 各省庁で建設・運営・維持する主な余暇施設の例示

省庁名	施設建設・運営・維持の主なもの
環境庁	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、海中公園、国民公園、鳥獣保護区、野鳥の森、自然遊歩道、国民休暇村、国民宿舎、国民保養温泉、国民保養地
厚生省	国民保養センター、老人福祉センター、健康増進センター、児童館
文化庁	史跡、文化財の保護、歴史的風土の保存、国立美術館、国立博物館、国立劇場
文部省	国立青年の家、児童文化センター、国立科学博物館、国立競技場
林野庁	国有林野、国有林スキー場、自然保養林
水産庁	遊漁対策
農林省	自然保養村、農村青年活動促進施設、農村青年研修館
運輸省	ユースホステル、青少年旅行村、レクリエーション港灣、観光レクリエーション地区
建設省	都市公園、国定公園、大規模レクリエーション都市
労働省	勤労青少年ホーム、勤労青少年福祉施設
経企庁	余暇問題研究、企画調整、大規模レクリエーション基地
通産省	余暇問題研究、余暇開発センター
自治省	市町村のコミュニティ施設
総理府	青少年対策

4-59表

利用施設	個々の施設名	事業の種類
公共的 利用施設	道脇、橋、広場、園地 駐車場	環境庁 直轄事業
	公衆便所、休憩所、 展望施設	環境庁 補助事業
その他の 利用施設	案内所、避難小屋	地方公共団体 単独事業
	ホテル、旅館、 ロープウェイ、リフト	民間事業
	有料道路、スキー場 海水浴場	地方公共団体 事業

4-61表 開発経営主体別観光プロジェクト調べ

開発経営主体	既設	建設中・計画
国・各省機関	2	4
都道府県	50	47
市町村	38	18
その他公共団体	3	0
公社等	11	18
組合・協会	5	4
公益法人	12	6
民間会社	152	44
計	210	106

(注) 直復回答のため、個々の総和は計に一致しない。

の結果(4-61表)をみると、これらの県内における1カ所の建設投資額がおおむね3億円の観光プロジェクトは、計316プロジェクトは、計316(うち既設210)に達し、そのうち都道府県が開発経営主体であるものが97(既設50)、市町村51(既設38)、国6(既設2)となっている。

これらのうちには、海洋レクリエーション(海中公園他)、自然公園内施設整備(国民休暇村他)、公園緑地(都市公園他)、動植物園文化施設、交通施設(ロープウェイ他)、レジャーセンター、ゴルフ場などが含まれているが、開発経営主体の内訳を各施設別にみると、4-62表の通り(数は省略)である。

2つ以上の経営主体が共同で経営しているものの数が案外多く、その分担関係もかなりバラエティに富んでいる。

これらの事業計画は、それぞれの行政目的によって実質的には余剰には余剰に関連する各種の施設が構じられており、その施設の内訳は、次のとおりである。

- ① 青少年の育成……青少年活動の育成、指導者の育成、スポーツ・レクリエーション施設の整備等。
- ② 観光客の誘致……宿泊施設、ロープウェイ、展望施設の整備等。
- ③ 都市計画……公園、緑地、スポーツ施設の整備等。
- ④ 労働者福祉……宿泊施設、教養、文化施設、スポーツ施設の整備等。
- ⑤ 社会教育振興……公民館等の施設の整備、各種の講座等の開設等。
- ⑥ 社会体育振興……スポーツ施設の整備、スポーツ教室の開設、指導者の養成等。
- ⑦ 文化の振興……文化施設の整備等。
- ⑧ 農地の有効利用……レジャー農園等の整備。
- ⑨ 老人福祉……保養施設の整備等。

これらの諸施設の主体は、概ね次のようになっている。

市町村の施設に対しては国からの補助のほか、都道府県からも補助が行われている。

開発経営主体	1. 国	2. 都道府県	3. 市町村	4. 民間会社	5. 公社等	6. 組合・協会	7. 公益法人	8. 民間会社	9. 計
国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公社等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合・協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4-62表 開発経営主体別観光プロジェクトの分担関係(単位:億円)

△事業費2億円以上の事業が共同の場合 ①国 ②都道府県 ③市町村 ④民間会社 ⑤公社等 ⑥組合・協会 ⑦公益法人 ⑧民間会社 ⑨計

① 都道府県が主体のもの

総合公園など数市町村または都道府県域をサービスエリアとする広域的な施設。

② 市町村が主体のもの

公民館、児童公園など地域住民と密着した施設および各種教室、講座等。

最近コミュニティ活動における余暇施設の動きが注目を集めている。

③ 地方公営企業が主体のもの

五つの県が、事業目的の一つに余暇資源の供給を掲げている地方公営企業をもっている。

事業内容としては、宿泊施設の提供(8県)、別荘地の分譲(2県)、展望台、水族館(1県)、ゴルフ場(1県)、ロープウェイ(1県)である。

(3) 事業団による供給

国や地方公共団体が出資する事業団が、その事業の一部として余暇資源の供給を行っている場合がある。

① 国金額出資の事業団

イ 年金福祉の事業団……国民年金保険センター、厚生年金会館の設置、運営、大規模年金保養基地建設の計画

ロ 簡易保険郵便年金……簡易保険保養センターの設置、運営福祉事業団

② 国と地方公共団体出資の事業団

イ 雇用促進事業団……全国勤労青少年会館、中小企業レクリエーションセンター等の設置、勤労者憩いの村の計画

ロ 労働福祉事業団……休養施設の設置

(4) 公益法人による供給

余暇資源の供給を行っている公益法人はきわめて多い。文化、スポーツ、レクリエーション等の余暇施設の整備、余暇機会の提供や技術指導が数多く行われている。

代表的な例

① 財団法人国民休暇協会……国民休暇村(有料施設部分)

② 社団法人日本モーターポート連手会……勤労青少年スポーツセンター

(5) 第三セクターによる供給

第三セクターは、民間セクターの資金調達力の弾力性、事業経営の積極性、公共セクターの参加による地域住民の意識反映という両者のメリットを追求したものであるが、小規模ながらロープウェイ、遊覧バス、旅館、娯楽施設等の余暇資源供給の分野で既に多くの事業体が生まれている。

従来は特定の施設の運営を行うという小規模なものが多かった。最近では地域の開発計画の作成実施まで行うことを企図するものも出現している。

出資については、民間セクターの方が公共セクターより多いのが特色となっている。

第三セクターの運営面で、大規模開発をめざすものについては特に公共セクターの規制力の問題、

出資企業間の調整など、問題点が浮かびあがってきており、この解決なくして第8セクターの効果的な活用は期待できないといっている。

(6) その他の公共的機関による供給

閉鎖的なものではあるが、共済組合、健康保険組合等によって、職員等の福利厚生対策としての余暇資源の供給が行われている。

2 余暇資源の供給と行政目的

前項で述べたように、各行政主体、行政目的等により余暇資源供給の役割分担がある程度明確になっているものの、余暇資源供給に関連する各種の施策が各行政レベルにおいて未調整のまま行われているため、実質的な内容において適合する部分がきわめて多くなくなっているなど、マテ制行政の弊害がでてきている。

3 余暇施設の運営方式

余暇施設の運営方式については設置主体が自ら運営する直営方式と他に運営を委託する委託方式とに分かれる。

事業団の施設については直営方式が多いが、地方公共団体の場合には別々となっている。

委託方式では

(委託者) (受託者)

国、地方公共団体 → 特殊法人・団体・事業団

都道府県 → 市町村

市町村 → 地元団体

公営企業 → 民間企業

の形をとるものが多い。

公立学校開放実施上の問題点として管理運営面の問題がしばしば指摘されるが、その場合、市町村→地元団体の委託方式の積極的な活用が課題となろう。

4 余暇施設と財政

(1) 財源の確保

公共的余暇施設の整備のための財源は、現在、租税、国・都道府県の補助金、公共債(国債・地方債)の発行、財投会計からの借入等によって賄われている。

財源は国・地方公共団体、民間(個人)の8者によって適切に負担されなければならないが、当面国の財政援助の拡大、地方債等の償還財源の確保が課題となる。

国が管理する余暇施設の事業費負担の一例として、自然公園のうち国立公園の事業執行状況(昭和42~46年度)をみると、4~68歳のおおりで、昭和46年度の総事業費428億円のうち60%

4-63表 固定公園事業執行状況

(単位：百万円)

年度	昭和42	43	44	45	46
環境庁(直轄)	284	284	294	307	294
地方公共団体 (国庫補助を含む)	7,675	11,895	7,810	18,014	7,616
その他行政 公法	4,812	7,886	289	2,661	8,900
民間	28,260	18,752	14,560	10,117	25,578
計	35,581	38,317	22,458	26,099	42,888

にあたる256億円は民間資金、75億円(17.8%)が地方公共団体(国庫補助を含む)、3億円(0.6%)が環境庁直轄事業となっている。

また、さきの都道府県調査によれば、計316の施設(建設中、計画も含む)の開設資金調達は、4-64表のように多様であり、都道府県費によって開設資

4-64表 開設資金の調達の方法

資金調達源	件数
国庫資金	2
都道府県費	61
市町村費	88
雇用促進事業団	1
補助金	22
都道府県	8
地方債	11
都道府県融資	8
年金融資	8
その他公社、公益法人	6
組合、協会員金	4
入会金会費	33
一般寄付金	1
銀行等借入金	108
民間(自己)資金	98
計	316

金を調達したものが61、市町村38、国庫資金2、銀行等借入金108、民間自己資金98、で経営主体よりも地方公共団体のウェイトは小さくなっている。このように、国・地方公共団体を問わず、余暇施設への投資規模は小さく、財政援助の拡大は、重要な課題である。

(注) 重複回答のため個々の総和は計に一致しない

(2) 収支状況

国・地方公共団体等が設置する余暇施設は、その性格上、利用料金を徴収しないものから公営企業のように民間企業と同様の料金を徴収するものまでいろいろある。しかし、多くはその中間的段階にあり、使用料金を徴収する場合でも、民間施設に比較して低額である。

したがって、多くの場合、利用料金の収入のみで施設の維持管理費等の支出を賄うことは不可能であり、その差額は一般会計や特別会計で負担しているのが実情である。

ある地方公共団体の例では、収入の支出に占める割合は高いもので68%低いものでは20%足らず(いずれも46年の実績)という状況であった。

こうしたところから、環境条件の変化に伴う利用者の減少から経営悪化を招き、余暇施設の閉止、民間企業への管理運営権限譲渡に追い込まれたところもでてきている。

(3) 国の予算の規模

最後に、国の余暇関係予算の現状についてみると、4-65表のとおりである。

予算総額(本表の合計)では、48年度の1,810億円に対して、49年度は、1,828億円となっており、518億円、8.5%の増加となった。

国家予算の伸び率が、一般会計で1.97%、財政投融资特別会計で、1.44%であったことに対比すれば、かなり大幅な伸び率であるといえよう。

予算項目については、49年度は、前年度まで別の予算項目に計上されていたもので、新たに、余暇関係項目に組み替えられたもの(85項目)と新規に計上されたもの(16項目)の両者を含めて、48年度比、51項目の大幅増加となり全体で189項目を数えるにいたっている。

49年度にニューフェイスとして登場した予算項目をみると(4-65表の中、※印のもの)。

① 余暇空間の整備に係わるもの

山村振興モデル、自然歩道調査、海岸環境整備、観光レクリエーション地区整備、自転車道等整備

② 余暇環境の整備に係わるもの

レジャーコストの実態調査、観光情報システム開発、週休2日制普及に関する中小企業助成

③ 文化・教育施設の整備に係わるもの

公共図書館設備、放送利用促進設備、国立国際美術館(仮称)設立準備、演芸資料館設立調査、勤労青少年クラブ成果作品展開催委託

④ 宿泊施設の整備に係わるもの

宿泊施設整備

など、広範、多岐にわたっており、余暇関係予算が、国家予算の中に、よりや、定着しつつある様子がうかがえるといえよう。

(2)

4-65表 昭和49年度余暇関係予算一覧表 注 () 内は概算総枠(単位:千円) (1)

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比 較 増 減
総 理 府	青少年育成国民運動推進事業	279942	267632	△ 12310
	青少年対策	54756	51428	△ 3328
	青少年指導養成確保	887324	605447	218123
	青年国際交流	82860	310998	△ 18367
北 海 道	国民健康体力増進関連	9000	10000	7000
	緑地保全事業費補助	1060000	1328000	268000
福 岡 県	公園事業費補助	80000	60000	80000
	自転車道整備事業費補助	0	17000	17000
	海岸環境整備事業費補助	24848	31880	6482
	保健保全林整備費補助	906	1389	488
経 済 企 画 庁	余暇開発総合調査経費	14910	13448	△ 1467
	余暇問題関連調査研究	90000	120000	80000
	新山村モデル事業費	0	30000	30000
	都市との共同による山村振興モデル	781	882	51
環 境 庁	国民休暇村調査費	1088	1088	0
	休養地指導育成費	6454	9460	8006
	自然公園等利用普及費	525778	578550	52777
	国立公園施設整備費	1489700	1620204	130504
文 部 省	自然公園等施設整備費補助	67571	94020	26449
	国民公園施設整備費	89624	39624	0
	野鳥の森施設整備費補助	0	10778	10778
	自然歩道調査費	6210525	7931150	1721425
文 部 省	体育施設整備費補助	524257	613463	89206
	国立競技場補助	268246	335888	67592
文 部 省	オリンピック記念青少年総合センター補助			
	移動芸術祭	175281	221106	45875

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比 較 増 減
文 部 省	地方スポーツの振興	299744	264060	△ 45684
	スポーツ教室開設	21199	28814	2115
	学校開放講座開設	22560	21677	△ 883
	高齢者教室開設費補助	203980	199468	△ 4517
	社会通信教育振興経費	32282	29722	△ 2560
	社会教育施設費	3650000	4380000	780000
	青年教育振興費	27869	27497	△ 372
	青少年教育施設整備費	1258000	2220000	962000
	国立少年自然の家(仮称)の設置に必要な経費	80000	168867	188867
	国立婦人教育会館(仮称)の設置に必要な経費	50000	185700	185700
	婦人家庭教育学校費	884000	828879	△ 5521
	教育ラジオ・テレビ放送委託	269755	820001	△ 50246
	放送利用促進設備費	0	20804	20804
	国立科学博物館運営に必要な経費	522041	910926	888885
文 化 庁	国立青年の家運営に必要な経費	2288797	2604127	820880
	校庭開放振興費	239750	886960	97210
	公立図書館設備費	0	9600	9600
	教育実習施設新設経費	10902	(4784)	(6178)
	芸術文化			
	第2国立劇場調査	6092	12562	6470
	地方巡廻名作芸術展	1496	1898	△ 108
	青少年芸術普及	156808	156886	1588
	地方芸術文化活動費補助	71000	88820	17820
	芸術祭	80076	83995	8919
	移動芸術祭	175281	221106	45875

(3)

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比較増減
文 化 庁	現代美術選拔展	7,440	6,946	△ 500
	芸術関係団体補助	455,007	625,400	170,400
	文化施設整備補助	600,000	805,000	205,000
	東京国立近代美術館	229,777	173,058	△ 56,719
	京都国立近代美術館	88,807	90,418	1,611
	国立西洋美術館	148,802	164,788	15,986
	優秀映画の促進	108,824	108,268	△ 561
	文化テレビ放送	69,855	127,064	57,209
	文化財保護			
	国立劇場補助	799,257	908,282	108,975
	歴史博物館調査	84,100	105,000	20,900
	地方歴史民族資料館整備補助	117,000	218,000	96,000
	史跡等の保存整備補助	440,094	528,118	88,019
	東京国立博物館	464,882	693,168	228,381
	京都国立博物館	188,224	162,371	△ 25,853
厚 生 省	国立国際美術館（仮称）設立準備	0	1,994	1,994
	演芸資料館設立調査	0	11,745	11,745
	子ども芸術劇場	0	86,188	86,188
	奈良国立博物館	129,816	169,242	89,426
	平城宮跡保存整備	898,057	478,417	△ 854,640
	飛鳥郡原宮跡保存	598,424	548,972	△ 49,452
	史跡等購入費補助	300,000	370,000	70,000
	健康増進センター施設整備費補助金	165,000	165,000	△ 10,000
	身体障害者体育振興費	188,12	148,12	1,000
	老人クラブ助成費補助	1,020,000	1,307,866	287,866
	老人社会福祉団体活動助成費	9,788	89,54	△ 799
	老人スポーツ普及費補助	125,00	175,00	50,000
	児童館施設整備費（社会福祉施設等整備費補助金）	229,908		（結算しか決まっていな）

(4)

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比較増減
厚 生 省	児童館運営費補助金	289,710	879,850	89,640
	こどもの国協会設備整備費補助	229,68	28,881	868
	大規模年金保養基地	810,000	1820,000	510,000
農 林 省	自然休養村整備計画策定費補助	91,612	80,247	△ 13,65
	自然休養林等	845,795	850,672	4,877
	総合森林レクリエーションエリア整備	248,757	248,757	0
林 野 庁	山村地域森林漁業特別対策事業	(899,160)	(290,6696)	(206,7586)
	森林総合利用促進事業費補助	(480,000)	(528,000)	(48,000)
	生活環境保全林整備事業費補助	448,898	788,680	288,282
通 産 省 *	遊漁対策振興事業費補助	60,000	128,864	68,864
	レジャーコストの実態調査	0	5,118	5,118
	余暇情報センターの設置事業	420,61	107,002	64,941
* *	余暇関連機械システムの実態動向分析	45,85	0	△ 45,85
	余暇関連機械システムの総合評価方式の作成	85,98	49,17	1,824
	沖縄海洋博開催準備	168,210,00	197,024,05	288,1405
* *	沖縄海洋博開催（沖縄振興開発金融公庫）	110,000,00	810,000,00	△790,000,00
	観光情報開発調査	0	10,050	10,050
	国民観光PR施設整備	188,786	152,889	14,158
* *	青少年旅行村の整備	66,449	64,849	7900
	観光レクリエーション地区の整備（別途）	—	(1,082,550)	(1,082,550)
	宿泊施設の整備	—	(2820,000)	(2820,000)
* *	小型船舶操縦士の資格免許制度	20,604	82,895	11,291
	小型船舶操縦士試験用舟艇購入費補助金	82,000	82,000	0
	港湾事業費			
* *	港湾事業調査費	11,400	(4,600)	(△ 6,800)
	港湾改修費補助	562,150	(1,014,505)	(452,855)
	直轄港湾改修費	77,599	(144,115)	(△ 66,516)
* *	離島港湾事業費			

(5)

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比較増減
運輸省	港湾改修費補助	28500	(35,100)	(7600)
	海岸事業費			
	海岸環境整備事業費補助	187000	242000	55000
	離島品奥事業費補助	0	11000	11000
	地域開発基盤整備の整備			
	レクリエーション港の整備	490000	(1,480,000)	(990,000)
	ユースホステルセンター運営	18250	20548	2298
	登録ホテル旅館の整備	1018	937	△ 81
	旅行業法の関係経費	7807	7434	△ 373
	勤労者福祉施設設置費			
労働省	勤労総合福祉センター	2102500	1901380	△201120
	勤労者余暇活用福祉施設	1860000	2940000	1580000
	工業団地域勤労福祉センター	1500	1380	△ 120
	勤労青少年福祉施設設置費			
	勤労青少年福祉センター	2000	100000	98000
	勤労青少年フレンドシップセンター	50000	50000	0
	勤労青少年体育施設	1050000	1750000	700000
	勤労青少年ホーム	258500	285000	26500
	勤労婦人福祉施設設置費			
	働く婦人の家	44000	52500	8500
＊	勤労婦人センター	50000	52000	2000
	週休2日制普及促進費	8217	8686	419
	週休2日制普及促進に関する中小企業事業団の助成費	0	45000	45000
	勤労青少年余暇活動振興助成費			
	余暇活動振興資料作成費	1225	1127	△ 98

(6)

省 庁	事 項	48年度予算	49年度予算	比較増減
労働省	優良勤労青少年クラブ表彰費	7000	6440	△ 560
	勤労青少年クラブ成果作品展開催委託費	0	8008	8008
	勤労青少年クラブ活動成果発表会開催費	4200	3865	△ 335
	勤労青少年育成指導者養成費			
	勤労青少年育成指導者養成講習会費	2429	2408	△ 21
	勤労青少年健全育成全国シンポジウム開催費	7409	6817	△ 592
	働く婦人の家運営強化指導費	508	499	△ 9
	公園整備事業			
	国営公園	1850000	1250000	△100000
	都市公園			
建設省	住区基幹公園	7260000	8982000	1702000
	都市基幹公園	7888000	8402000	1064000
	緑地公園	2200000	2755000	555000
	特等公園	887000	387000	0
	大規模公園	2180000	2450000	320000
	飛鳥周遊歩道	50000	60000	10000
	自動車道事業	1462000	1987000	525000
	海岸環境整備事業	288000	806000	78000
	河川整備事業	1858000	1477500	119500
	自転車道等整備事業	0	7000000	7000000
自治省	公園及び緑化事業	10000000	18000000	8000000
	観光その他事業費	800000	800000	0
	レクリエーション・スポーツ施設	20000000	20000000	0

資料：経済企画庁調べ 単位：千円は49年度の新組予算項目を示す

はじめに

余暇は人間生活の根本に係る複雑多岐にわたる問題であるため、長期的総合的視野にたった対応がなされる必要がある。このような検討を定量的分析を含め現実的に行うには、昭和60年が一つの目安となる。

10年先を見越した場合に生活レベルにおける人間活動の可能性は大きく増大し、日常的な生活の見直しや従来の労働のあり方の再検討が積極的に行なわれるとともに、消費行動の余暇化が進行し、産業経済に量質両面にわたって大きな変化を促していく。このように国民生活に余暇が定着するにしたがってそれは量的拡大よりも、むしろ質的な変化をわが国社会全体におよぼしていくことになる。

ここでは、昭和60年のわが国余暇と経済との関連をマクロ経済フレームワークのもとに定量的な試算を行ってみた。全体の試算結果を要約するとおおよそ次のようにまとめることができる。

時間と所得からとらえた昭和60年の余暇生活条件は大欄に変化し、年間の休日数は155日、所得水準は現在のほぼ2倍を見込むことができる。この余暇生活条件の変化により、国民の余暇活動の欲求水準は、量的には現在の3.5倍に拡大し、内容的には、スポーツ、趣味、教養といった身近な余暇活動が活発になることが予想され、これら活動が日常生活のリズムの中に組み込まれることが望ましい。

しかし、このような余暇欲求、余暇需要の拡大に対し、わが国の現在の余暇施設は著しく不足している。この需給ギャップを是正するには、公共部門主導による日常生活に密着した地域の余暇・生活環境を充実することが必要である。

また、多様化、個性化する国民の余暇欲求は、消費行動の変化を通じて、余暇関連産業にも大きく影響していく。家計の余暇関連支出は、年平均10%の伸びで増大し、昭和60年には、家計支出に占める割合は昭和45年の85%から48%に達することが予想される。この結果、昭和60年に余暇関連産業の全生産額に占める比率は、21%に、また、GNPに占める付加価値額は26%となり、このうち、3%がサービス産業のため、産業構造のサービス経済化を促すこととなる。

以上のように、昭和60年には経済社会の中で余暇が重要な位置を占め、資源配分パターンも従来の生産重視から生活内容重視へと大きく転換されていくことになる。

1 昭和60年の余暇生活条件

(1) 余暇時間の変化

日本人の勤労者の現在の労働時間は、主要諸外国に比べるるとお長時間であるが、このところ週休2日制の導入などによって減少傾向を強めてきている。

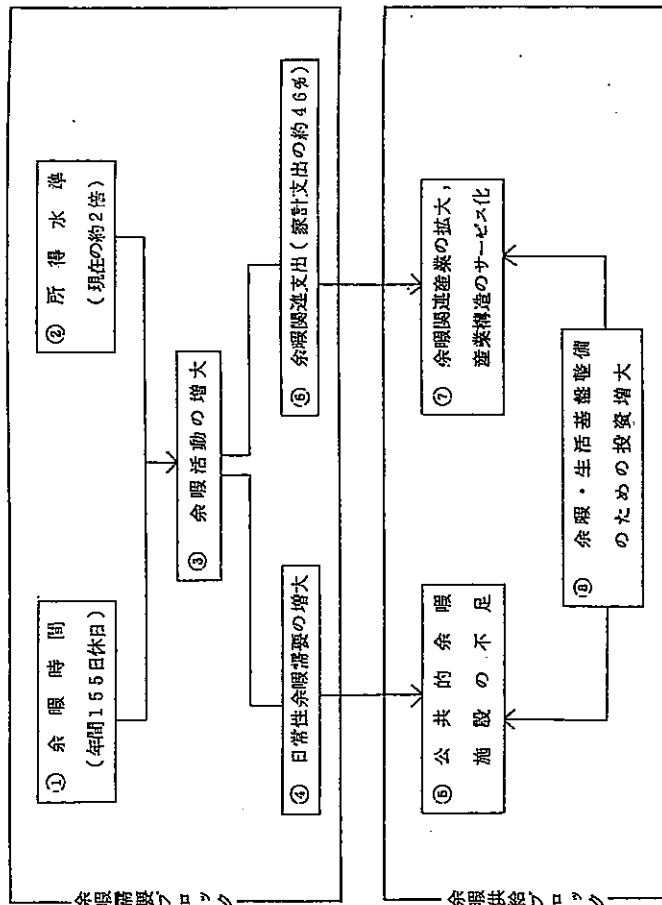
今後、完全週休2日制が、一般企業、金融機関、官庁、学校などに漸次普及・拡大し、昭和55～60年にはほとんどの勤労者が享受することになる。

一方、夏期などの連続休暇についても次第に一般化してきており、昭和55年には10日程度、昭和

資料

昭和60年のわが国余暇の 長期展望

昭和60年の余暇と経済の関連チャート



昭和60年には1.8日程度の長期連続休暇が定着をみていくことになる。この間、有給休暇(連続休暇を除く)についても、日数および取得率が上昇し、昭和60年には年間20日程度が一般化しよう。

この結果、勤労者の年間休日数は、昭和45年には80日と年間総日数(865日)の22.2%であったが、昭和60年には155日となり、全体の42.2%を占めるに至る。このような休日数の増大によって、昭和60年の通労働時間は現在の42時間からかなり減少し、34時間前後とならう。

表1 年間休日数の推移

	昭和45年	昭和55年	昭和60年
日曜日	52日	52日	52日
土曜休日	0	40	52
祝祭日	12	12	12
長期休暇	4	10	18
有給休暇等	12	15	21
計	80日 (106日)	129日 (135日)	155日

(注) カッコ内は土曜日を2回で休日1日分として計算した場合

(2) 所得水準の変化

今後の日本経済は資源制約の強まるもとで、次第に安定的成長軌道をとっていくとみられ、昭和45～60年の年平均経済成長率(実質)は7.5%前後で推移していく。従って、国民の所得水準は昭和60年に現在の約2倍を見込むことができる。しかし、昭和85～45年の10年間の国民所得が年平均実質1.1%の伸びであったのに比べ、今後はその4.4%下方回ることとなる。

2 昭和60年の日本人の余暇活動

(1) 日常性余暇生活の重視

余暇生活をめぐる時間的、所得的な条件の変化により、昭和60年には余暇活動水準は、昭和45年の8.5倍になり、内容的にも趣味、スポーツ、芸術教養などに個性的な対応を行いつつ、所得よりも時間を相対的により多く用いる時間重視型活動を増大させていく。

昭和60年における個別的余暇活動嗜好(1人当り年間平均活動回数)をとってみると、日常生活圏における余暇活動が増大するとともに、スキー、旅行など非日常生活圏における活動も依然として活発になり続けよう。

(2) 公共的余暇資源の拡充

昭和60年に必要となる余暇関連施設を推計してみると日常生活圏及び非日常生活圏における公共的余暇関連施設の大規模な整備を行う必要がある。日常生活圏では、都市公園、プール、テニスコート、体育館などの屋外余暇施設・スポーツ施設を整備し、非日常生活圏では安価な公共的宿泊施設やスキー場の整備を急ぐ必要がある。しかし大都市圏においては地価上昇が著しく、新たに土地を取得し、余暇施設を整備することは難しく、現状では昭和60年までに不足する余暇施設を新たに整備することは不可能である。そこで代替するものとして遊休地の活用、道路開放、学校の体育施設の充実とその開放、民間企業の厚生施設の開放と相互乗入れといった多重利用の措置を検討する必要がある。

表2 昭和60年の主な余暇活動予測

	現在の利用回数(A)	昭和60年の希薄利用回数(B)	B/A
美術館に行く	0.28	1.49	6.48
博物館に行く	0.25	2.28	9.12
公園でくつろぐ	0.09	3.72	41.8
テニスをする	0.95	10.09	10.6
体育館を利用する	0.84	15.78	46.4
プールに行く	0.64	5.08	7.94
スキーをする	0.81	8.68	11.9
旅行をする(国民宿舎利用)	0.14	1.74	12.4
各種学校に行く	1.57	3.56	2.27

表3 昭和60年の主要な余暇施設必要量

	現在量(A)	昭和60年の必要量(B)	昭和60年の不足量(B-A)	(施設数)
公園	122	5872	5750	
テニスコート	35	429	394	
プール	40	868	828	
体育館	7	884	877	
スキー場	1	17	16	
国民宿舎(収容人員)	(百人) 468	6751	6283	

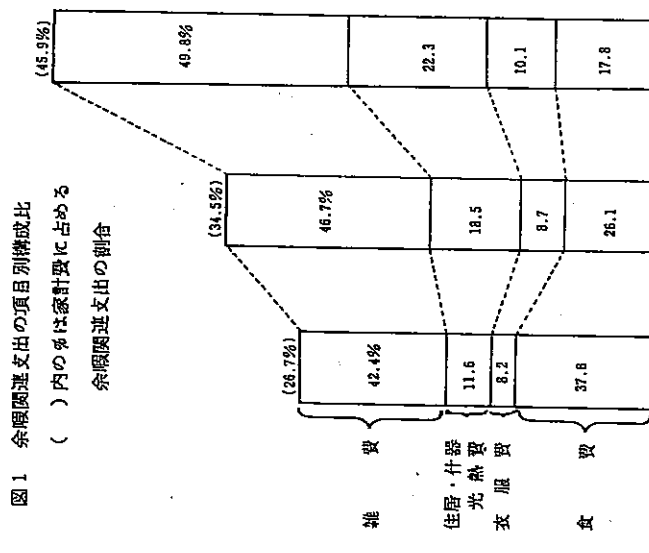
3 余暇関連支出と余暇関連産業の拡大

(1) 余暇関連支出の増大

余暇活動の拡大によって、家計の余暇関連支出は昭和60年には昭和45年の約4倍になろう。この間の年平均伸び率は約10%となり、経済成長率を大きく上回ることとなる。

家計消費に占める余暇関連支出の割合も昭和85年の26.7%、昭和45年の34.5%から昭和60年には45.9%と家計支出の約50%近くに達し、消費行動の余暇化が一段と顕著となろう。

それは、余暇関連支出といっても、狭い意味でのレジャー支出にとどまらず、衣・食・住をはじめ、生活のあらゆる領域において多様化、個性化した支出が拡大していくためである。図1に、余暇関連支出を分類した図表を示す。



(2) 余暇関連産業の動向

余暇活動は、非常に多くの産業と関連を持っていると考えられ、余暇活動の拡大はこれら産業に大きな波及効果をもたらしている。

全生産額に占める余暇関連産業の生産額比率も17%から21%に増大する。

一方、付加価値ベースでみると、余暇関連産業の付加価値額は昭和45年にはGNP比14%であるが、これが昭和60年には対GNP比率は26%に上る。

余暇関連産業のうち、商業、その他サービス業、運輸通信で

表4 余暇関連産業の推移 (構成比%)

A 生産額ベース	昭和45年		昭和60年	
	余暇関連産業	その他産業	余暇関連産業	その他産業
17	88	21	79	
B 付加価値ベース				
余暇関連産業	14	26		
その他産業	86	74		

8分の2以上を占めることにより産業構造がより一段と第3次産業化、サービス経済化していくことなる。

4 余暇基盤充実のための余暇資源配分の方角

(1) 固定資本投資の配分方角

昭和45年の総固定投資(フロー・ベース)は生産関連約60%、余暇・生活関連約40%と生産面に傾斜配分されている。

一方、昭和60年には生産関連は約45%となるのに対し、余暇・生活関連は約55%と比率を高め、生産関連を上回ることになる(表5)。

民間投資の内訳をみると、昭和45年には余暇・生活関連が約31%であったが、昭和60年には約42%と比率を高める。政府投資についても、昭和60年には余暇関連投資の比率は昭和45年の約72%から約80%へと上昇する(表6)。この結果、余暇時間の増大によって人々は、時間重層的な余暇活動を生活の周辺で行えるようになっていく。

このように昭和60年には、固定投資の配分が内容的には生産関連から、余暇・生活関連へ、投資主体別には、民間から政府へとシフトを強めていく。

表5 内容別固定資本投資の推移 (構成比%)

	昭和35年	昭和45年	昭和60年
A 生産関連	61.7	59.5	45.5
B 余暇・生活関連	38.8	40.5	54.5

表6 実施主体別、内容別固定資本投資の推移 (構成比%)

	昭和45年		昭和60年	
	生産関連	余暇・生活関連	生産関連	余暇・生活関連
A 政府	27.6	7.2	20.2	7.9
B 民間	68.9	81.1	58.4	41.6

表7 国土空間別利用の推移 (構成比%)

	昭和35年	昭和45年	昭和60年
生活・余暇関連地域面積	12.4	15.6	20.1
農工業用地面積	16.6	16.0	17.2
その他面積	71.0	68.4	62.7

別紙

厚生大臣談話要旨

(47.10.27)

人口高齢化が急速に進行するなかで、年金制度の充実が緊急の課題であることはいうまでもないが、同時に老後生活を通じて単に余生を送るというだけではなく、老人同志の共同社会を形成して生活を通じてお互の連帯感を強め、勤労を通じ生き甲斐を求め、更には子や孫と週末を共に過ごすことにより世代間の断絶を埋めるなど有意義な生活を送るための場を提供することが年金行政の一環として組み込まれる必要がある。このための施策として、生活と保養と教養と勤労のための諸施設を総合的に組み込んだ大規模な保養基地の整備を唱えてきた。

この保養基地は全国ブロック別に10か所程度、1つの施設の投下資金200億円、土地330ha(100万坪)を予定している。

この際、保養基地の設置につき建築、都市工学、医学、社会保障等各界のトップレベルの方々の御参加を願って、その経験と知識をもとに、雄大にして、かつ、精細な構想をとりまとめるため大規模年金保養基地設置懇談会を設けることとした。

この懇談会の設置の期間は47年10月より48年3月までとし、構成メンバーは別紙のとおりである。

なお、今後のスケジュールとしては、年末まで、基本的な考え方の確立をもとにおおよその構想をまとめ、来年早々具体的なプランを策定し、予算成立後早速に整備に着手する運びとしたい。

大規模年金保養基地懇談会構成メンバー

(47.10.27設置)

高山英華	東京大学名誉教授
木下茂徳	日本大学理工学部教授
伊藤喜三郎	東北工業大学教授
芦原 慎	東京大学工学部教授
渡辺 武次郎	三菱地所株式会社取締役会長
小山 昭 男	横浜国立大学教授 (社会保険審議会委員)
森岡 道 一	日立木材地所株式会社取締役社長 (社会保険審議会委員)
立花 銀 三	日本労働組合総評議会生活同紡活幹事(社会保険審議会委員)
小寺 勇	全日本労働総同盟政治福祉局部長 (社会保険審議会委員)
小林 節 夫	朝日新聞論説委員
鳴谷 亮 一	群馬大学医学部教授
小比木 啓 吾	慶応大学医学部助教授
太 等 博 邦	(財)厚生団理事長
牛 丸 義 留	年金福祉事業団理事長

(昭和47年10月 大規模年金保養基地設置懇談会提出資料)

大規模年金保養基地の設置について

1 趣 旨

人口高齢化が急速に進行し、社会経済条件がめまぐるしく変化するなかで、今日の社会の繁栄の基礎を築いた高齢者に対する老後の対策については、各方面から一層の充実強化を図る必要があるといわなければならない。このためには老後の経済的な保障として年金制度の充実が緊急の課題であることはいままでもない。これと同時に、年金生活に入った勤労者に対し、年活、勤労、保養、教養等の諸施設を総合的に整備し、これらの人々が老後生活を通じて単に余生を送るというだけでなく、生き甲斐のある有意義な生活を送るための場を提供するとともに、現役の勤労者や青少年の健康増進、日常生活における緊張緩和、増大する余暇の有効にして健全な利用等に資する場をも提供することが年金行政の一環として組み込まれる必要がある。

このような観点から大規模な年金保養基地を整備しようとするものである。

2 保養基地の内容

(1) 老人の生き甲斐は、健康と保養、勤労による社会参加意識と収入の確保、趣味と教養、生活本居たる住居の確保であろう。大規模年金保養基地は、老人の生き方をめぐるこれらの問題をとらえ、年金生活に入った勤労者に生き甲斐のある生活営めるような施設を提供する。

また、現役の勤労者や青少年層のための保養、健康増進、有効な余暇利用等に資する。

(2) 上記の趣旨から基地には、立地条件に適した自然環境の保存に十分な配慮をしつつ、主として次のような施設を整備するものとする。

① 健康と保養のための施設として

ア 積極的に健康を増進させるもの(健康増進センター、各種運動施設)

イ 心身を保養し、リクリエートさせるもの(四季の森公園)

ウ 疾病を予防し、治療をするもの(病院)を設ける。

② 勤労のための施設として、牧場、農園等を、また趣味、教養のための施設として資料館、博物館等を設ける。

③ 居住用施設として、老人向住宅、別荘マンション等を設ける。

3 整備計画

(1) 設置数 全国10カ所(北海道、東北、関東2、中部、近畿2、中国、四国、九州)
(2) 建設資金 1カ所約200億円 総額約2,000億円
(3) 整備年次 ① 昭和48年度から8カ年間で整備する。
② 昭和48年度においては3カ所(関東周辺、関西周辺を予定)について着手する。

所要資金 200億円

4 資金調達

(1) 建設所要資金

全額、年金積立金の長期借入金とする。

借入条件は、年利率6.2%、償還期限25年、うち据置期間5年、半年賦元利均等償還とする。

(2) 償還、財源

元金については厚生年金保険、船員保険及び国民年金の特別会計(以下「厚生保険特別会計等」という。)の出資金、利息については厚生保険特別会計等の福祉施設費(政府交付金)をもって充てて。

(3) 事務費

事務に要する経費については、厚生保険特別会計等の福祉施設費(政府交付金)をもって充てて。

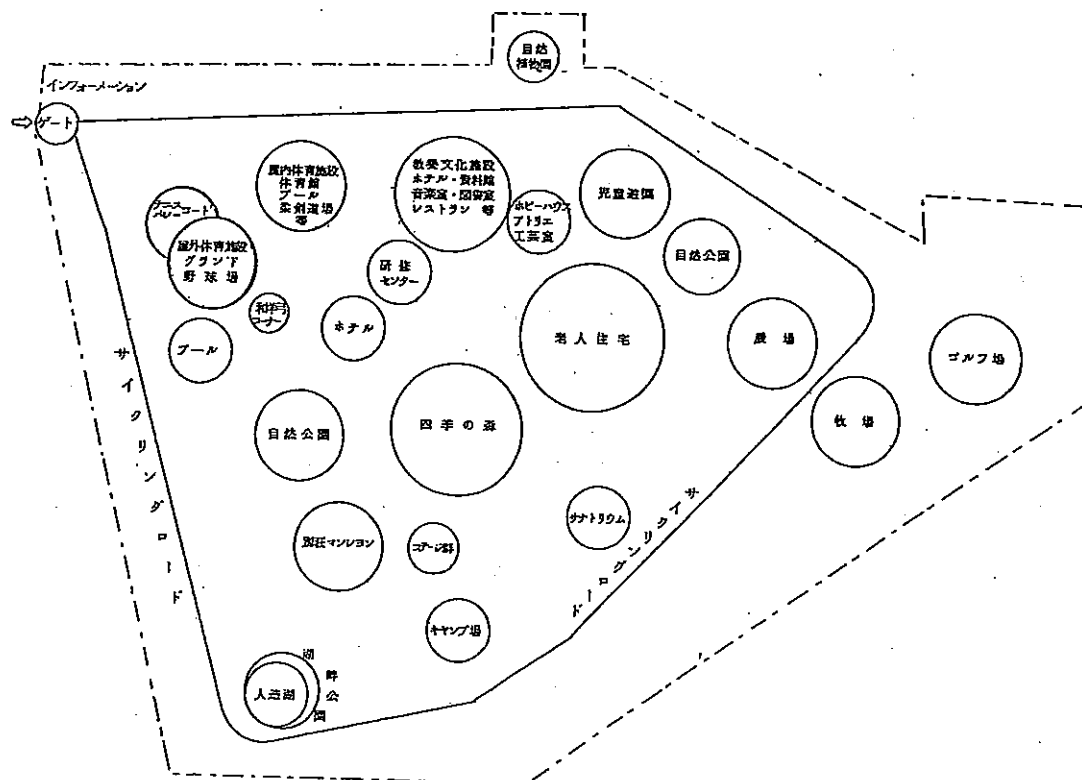
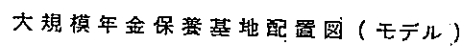
5 設置

設置主体は、年金福祉事業団とする。

6 施設運営費

運営費は、利用料等による収益をもって充てて。

-160-



大規模年金保養基地設置懇談会中間報告

(47.12.22)

(大規模年金保養基地設置懇談会)

I 総 論

1. 大規模年金保養基地の意義

近年、わが国民の平均寿命は永くなり、人生70年の時代となったその反面、老後をどう過すかが、老若を問わず、個人にとっても社会にとっても大きな問題となりつつある。老年期を如何に有意義に過すかは、生涯を通じて実りある人生を送るうえで重要な問題であり、また幸福な老人の姿は家族や社会にとっても大きな願いである。同時に家族や一般の人々にとっても増大する余暇の健全にして有効な利用は社会活動の意欲向上につながる。

現在の老人は、明治、大正、昭和の三代を生き、多くの苦難を乗り越えて今日の社会の繁栄の基礎を築いたのであるが、社会、経済の発展の恩恵を必ずしも充分に受けているとはいえない。老人の現状をみると所得の高い者は自らの老後の準備をすることができ、また低所得者層、わたきり老人等については、国、地方公共団体において種々の対策を講じてきたところであり、その充実のための施策を一段進めべきであろう。他方で、年金の受給権者等の一般の人々に対しては、従来積極的な施策が行われず、ここまで配慮の欠けるところがあった。これらの人々は、これまで社会の中核として日本の繁栄に貢献してきたものの、核家族化の進行、扶養意識の減退、定年退職の延滞などによって、物心両面にわたる不安が積み重なっている。老人対策の大きなねらいは生き甲斐対策であるが、今日においては、社会全体の力でこれを実現し福祉のための施策を拡大していかねばならない。また、同時に一般の人々については、今後余暇時間の増大が見込まれるなかでその健全にして啓蒙的な利用につき社会的な配慮が要請される。以上のような観点から、老人の生き甲斐、家族や一般の人々の有効・健全な余暇利用、老人と家族、そして一般の人々との融合のために、政府、地方公共団体等による新しい福祉対策の展開の必要性が痛感される。

厚生省が主唱している大規模年金保養基地（以下単に「保養基地」という。）の構想は、この展開の一環をなすものであり、従来、この種の施設が欠けていたためその必要性は一段大なるものがある。

この構想は、従来のような「点」としての施策乃至施設ではなく、「総合的かつ多様な」福祉対策の一環として理解され、新しい行政分野を開拓するものである。保養基地は、次のような意義を持たせるものとして、開発していかねばならない。

(1) 保養基地は、老人の総合的かつ多様な生き甲斐対策の拠点である。その内容は明るく生き生きとしたもので、次のような要素があげられる。

① この保養基地に老人が集まってくることに伴い、市民社会の仲間意識の醸成、昂揚が期待される。老人はとかく孤独になりがちであるが、老後といっても長い老後が来るのであり、これまでの経歴等を超えて互いに趣味等相通する者が集まるなど、各種の方法によってとかく失なわれがちな社会意識や仲間意識をとり戻すことが期待される。また、保養基地が国際的な老人の交流の場となれば幸いである。

② 保養基地は、老人の心身両面にわたる健康を保持し、増進するとともに健康サービスをする場でもある。

③ 保養基地は、充実した生き甲斐を得るための勤労の場及び教養・趣味等を高める場として期待される。老人のうち就労を希望する者に対しては適当な勤労の場を提供するとともに何の趣味、娯楽も持たない多くの老人のためにそれを積極的に開発することとしたい。

④ 保養基地の管理にあたっては、老人が積極的に参加することとしたい。管理への参加は勤労の効果とともに仲間意識の醸成に連り、地域社会との繋がりが生まれる。

(2) 保養基地は、老人と家族、一般の人々との交流の場として期待される。老人はとかく社会から疎外されがちであるが、保養基地において老人と家族等とが共に楽しみ相互に心の通い合いが生まれるであろう。さらに、老人が保養基地を訪れることは、老人の心身を明るくリクリエイトさせるばかりでなく、家族をも含めた日常生活における融和の効果をもたらす、親い家庭の形成に大いに資するであろう。

また保養基地は、一般の人々の有効にして健全な余暇の利用に資するとともに、老後について明るい希望を抱かせ、一般の人々のヴォランティア活動の意欲を刺激しその養成に役立つことも期待される。

(3) 保養基地は、福祉のための新しい地域開発のあり方を進めるものである。今後においては、福祉のための地域開発が推進されるべきであり、保養基地の開発は、総合的かつ新しい型の福祉開発の拠点として他の社会福祉施設、医療施設、教育施設、レクリエーション施設等と有機的な関連をもって行なわれ、さらにはこれらの諸施設の整備を促進す

る地点になることが期待される。

2. 大規模年金保養基地の利用者

(1) 保養基地の利用の対象者については、この保養基地が厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金資金によって賄われることから、主として年金の受給権者である老人を対象とし、全国これら老人のすべての人々が利用の機会をもちうるような配慮が必要である。

さらに、保険料を現実に拠出している被保険者にも年金資金の福祉施設として利益を還元すべく、その利用について充分に考慮する必要がある。これは年金制度の普及、健全な発展に一層資するものがある。

利用料金については、より多くの人が利用できるよう、また、年金受給権者が負担しうるよう適正な水準に置くこととしたい。

(2) 保養基地の施設は、訪れるすべての人々が幅広く共通に利用しうるとともに、細かい配慮のいきとどいた施設とすることが肝心である。短期利用（週単位以下の利用）、中期利用（月又はシーズン単位の利用）或は長期利用（定住を含む1年以上の利用）の利用期間、利用目的等からみれば比重の置き方については、保養基地の立地条件を勘案し、その特性を発揮するようにする。

II 大規模年金保養基地の開発

1. 開発のプロセス

(1) 近年における国民一般を対象とした新しい福祉対策への需要の高まりにがんが、保養基地の開発については年金制度の大幅改善と相まって早急にその具体化が実現されるべきである。

保養基地の開発にあたっては、より多くの人々に利用の機会を与える必要がある。このためには、地域ブロック毎に整備することを目標にするとともに、将来においては更に一層発展的な開発を進めることとしたい。保養基地の施設タイプについては、地域の社会的条件、自然的条件を考慮して決定するとともに、その特色あるバリエーションが全国各地に設置されるならば、国民の期待は一段大きなものとなる。

(2) 開発のスタートとしては、単一でなく複数のパイロット・プランを開発し、その後は実施の経過により、立地・施設の内容等につきフィードバックを重ねつつ開発を進めてい

くのが妥当である。

(3) 保養基地の開発にあたっては、長期的な投資効果を充分考慮し、また土地の取得にあたっては、将来の充実に備えようとするとともに、施設の整備は基幹的なものから漸次拡大していくのが妥当である。

(4) 保養基地の構想は、新しい行政分野を開拓するものであり、よりよい内容のものを作り、これが一つの契機となって民間、地方公共団体等における同様の施設の開発に連れあは幸いである。

2. 地域との関連

保養基地の開発にあたっては、その地域において必要としているものを充分考慮するとともに、その地域の住宅、生活関連施設、福祉施設（特に老人のための福祉施設）、医療施設、レクリエーション施設、福祉関係行政機関等と有機的に関連させ、さらに福祉開発の拠点として地域との融合を図ることが必要である。また、保養基地の開発にあたっては、周辺の乱開発を防止する策が特に必要であって、関係地方公共団体による土地利用計画等との調整が強く望まれる。

3. 大規模年金保養基地の立地条件による類型

保養基地の立地は、社会、家族との融合の観点からの配慮をすることとするが、その立地条件により1つの類型的な考え方として、大都市近郊型と遠隔地型とがある。

(1) 大都市近郊型

大都市近郊型は、短期、中期或いは長期のいずれの利用にも対応するものである。施設の選択性が高いことが望ましいことから、この種のタイプとしては施設総合型、施設集中型になる。従って、必然的に規模も大型のものとなろう。地形としては都市周辺になり、自ずと丘陵型になる。

大都市近郊型の立地にあたっては、接近性と都会性との相反する要素をどのように組み込むかが充分に検討されなければならない。また、特にこの場合には周辺地域の乱開発の誘因にならぬよう配慮されなければならない。

(2) 遠隔地型

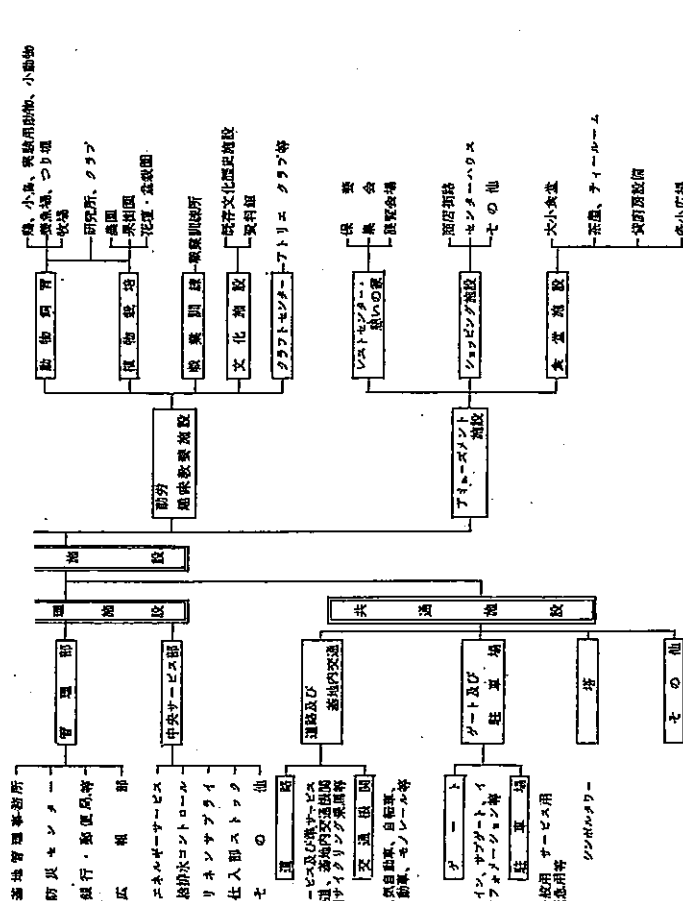
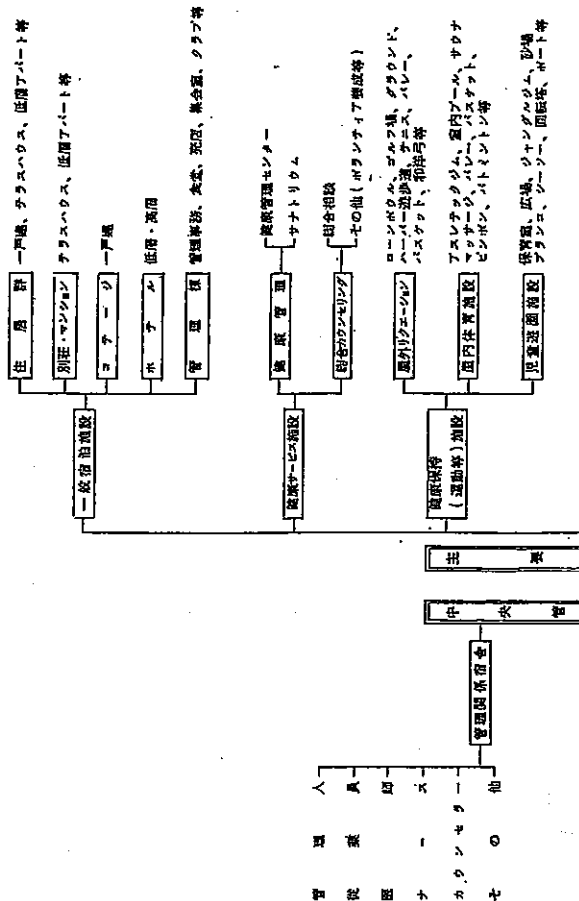
次に遠隔地型は接近性が低いことから立地にあたっては、魅力ある要素が必要である。その要素としては、人間的なものがあるが、やはり地域特性ということを考えて、自

然的な風土（気候温暖、動植物相の稀少価値、温泉等）或いは、社会的文化風土（歴史的風土、民衆、集落、宗教的風土、民芸・陶芸等）の各種の要素を保養基地の中にとり入れ、或いはまたその近辺に持つことが妥当である。これらの要素についてはその保全に積極的配慮が払われるべきである。

遠隔地型の場合には、各種のパラエティが考えられる。第1に規模のパラエティとしては、大規模な単一のもののほかに、小型基地を中心に幾つかのサブステーションを置くタイプ（複合型）も考えられる。この場合、物理的には分散しているが、システムとしてはあくまで統一性を維持する。第2に、地型のパラエティが考えられる。タイプとしては、山岳型、丘陵型、海浜型、丘陵+海（半島）型、離島型が、そのほか保養船、海外保養基地といったものもある。第3に、地域特性のほかに施設群の重点の置き方によるバリエーションもあり、健康の保持増進に重点を置く型、勤労・教育・文化に重点を置く型、レクリエーションに重点を置く型などが考えられる。

具体的に保養基地を設置する場合は、地域の健全な開発に資するよう努め、地域特性を注かしてその性格のパターンとバリエーションの各要素の組み合わせをすることとする。

大規模中央保養基地の施設別分類系統図
(立地条件により、この内容は異様に
変えられ、その規模も決定される。)



設置を要望した地方公共団体の一覧

北海道	埼玉県	大阪府	愛媛県
岩手県	神奈川県	兵庫県	高知県
宮城県	新潟県	奈良県	福岡県
秋田県	石川県	和歌山県	佐賀県・長崎県
山形県	長野県	島根県	熊本県
福島県	岐阜県	岡山県	大分県
茨城県	三重県	広島県	宮崎県
栃木県	滋賀県	山口県	鹿児島県
群馬県	京都府	徳島県	沖縄県

(合計 37 道府県)

大規模年金保養基地について

一 大規模年金保養基地の目的

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入つた人々が単に余生を送るだけでなく、生き甲斐のある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせ資することを目的とする。

二 設置の目標

昭和四十八年度を初年度として、三ヶ年に十箇所について建設に着手することを目途とする。

三 選定基準

九月二十一日現在、三十七道府県より候補地としての申出を受けて

いるが、これらの候補地については、自然条件、環境条件、立地条件等保養基地としての適性及び土地取得の可能性を調査検討するとともに、とくに取得すべき用地については、公有地であること、近接地帯について乱開発あるいは思惑買いなどがなされていないことを条件としている。

また、候補地の選定は、上記の条件に適合するもののなかから地元地方公共団体において、道路、用水その他の問題につき、相応の協力を得るための必要な措置を講じうるものについて行なうこととしている。

四 候補地

当面、三の基準に適合するものとして、次の四ヶ所のうちから三ヶ所について、本年度中に土地の取得に着手する。

岩手県、新潟県、兵庫県、北海道

残余の箇所については、所要の予算措置を講じたりも、別紙の候補地を中心として昭和五十年頃までを目途として選定する方針である。

五 年金保養センター（仮称）

保養基地を設置する十箇所以外の府県については、その脱税の要望

が極めて強いので、所要の予算措置を講じ、別途「年金保養センター

（仮称）」を明年度以降逐次整備していく計画を進めたい。

（別紙）

和歌山、高知、福岡、広島、鹿児島、岐阜、福島、宮城

大規模年金保養基地の設置及び運営に関する

全体基本計画

1 目的

大規模年金保養基地（年金福祉事業団法（昭和36年法律第160号）第17条第1号に規定する保養のための総合施設をいう。以下「基地」という。）は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の受給権者が生きがいのある有意義な老後生活を送るための場を提供するとともに、これらの制度の被保険者等の健全かつ有効な余暇利用に資することを目的とする。

2 基地の機能

(1) 基地は上記の目的を果すため、次のような役割及び機能を有するものとする。

イ 敬養、趣味等を高めるために、創作、研修等の創造的かつ自己啓発的な余暇活動を図る。

ロ 健康相談、体力測定等を通じ、心身両面にわたる健康保持及び健康増進を図る。

ハ 趣味活動、スポーツ等を通じ、心身の保養を図る。

ニ 催物、行事等を通じ、老人とその家族及び一般の人々相互間のコミュニケーションを深めること

により世代間の連帯意識を高める。

(2) 各基地は、少くとも上記の4機能を具備するものとするが、社会的及び地理的条件に応じ、その機能が適正な組み合わせとなるよう配慮するものとする。

3 基地設置箇所及び規模

(1) 基地は全国に11か所設置する。

(2) 基地設置箇所の選定に当つては、基地の効率的な運営、利用者の機会均等等の見地から、地域的に適正に配置するよう配慮しつつ、具体的な候補地について、自然条件、環境条件、立地条件等基地として適正であると判断されるものの中から土地取得の可能性を調査検討し選定するものとする。特に取得すべき用地については、公有地であることを条件とするものとする。

(3) 基地の設置に当つては、国又は地方公共団体が定める国土の利用地域の整備等に関する計画との整合性及び環境保全等自然的条件に配慮するものとする。

(4) 基地の規模は、1基地当たり約330ヘクタール（約100万坪）とする。

なお、基地は原則として地続きの一体的にまとめた用地に設置するものとし、特にやむを得ない事

情があつて、かつ、地理的、社会的諸条件を勘案し、基地の機能を適正に確保することができるときは、二地区にまたがつて基地（以下「複合型基地」という。）を設置することができるとする。

(5) 具体的な基地の設置箇所は次の11か所に設置するものとする。

なお、このうち南東北基地及び北九州基地は複合型基地とする。

大沼基地（北海道）

田老基地（岩手県）

津南基地（新潟県）

三木基地（兵庫県）

紀南基地（和歌山県）

横浪基地（高知県）

南東北基地（岩沼地区（宮城県）・二本松地区（福島県））

中央高原基地（岐阜県）

安浦基地（広島県）

北九州基地（入女地区（福岡県）・久木野地区（熊本県））

指宿基地（鹿児島県）

4. 基地の建設

(1) 建設する施設

イ 基地においては、次のような施設を総合的に整

備するものとする。

(i) 敬養文化施設

(ii) 保養（レクリエーション・スポーツ）施設

(iii) 保健施設

(iv) その他これらに附随する施設

ロ 建設する施設の内容については、各基地の実情に即応して個別に検討するものとする。

(2) 建設事業の実施

イ 年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、関係地方公共団体と下記Bの事項を文書で確認し、かつ、年金福祉事業団法施行令（昭和36年政令第24/4号）第1条の規定に基づき指定が行われた後でなければ、当該基地の用地の取得等を行つてはならない。

ロ 事業団は、事業団施設業務方法書第7条の規定に基づき当該基地の基本的な計画について厚生大臣の承認を得た後でなければ、当該基地において道路の整備、土地の造成、施設の建設等の工事を行つてはならない。

ハ 基地の建設は、原則として各基地毎に工期を2期に分けて行うものとし、第2期工事については、

第Ⅰ期工事部分にかかる供用実績及び運営状況等を
を勧奨し、検討するものとする。

ニ 基地の設置事業のうち第Ⅰ期工事は、おおむね
昭和60年度までに建設を完了することを旨とし
とする。

ホ 各基地の建設は、地方公共団体の行い関連公共
施設の整備状況、需要動向等を勧奨しながら行い
のとする。

5 各基地の基本計画の策定
事業団施設業務方法書第7条に規定する各基地の基
本的な計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

イ 基地の設置場所

ロ 基地に建設する施設の概要

ハ 基地の建設の着手及び完了の予定時期

ニ 基地の建設に要する費用

ホ 基地の運営に関する事項

ヘ 地方公共団体との関係

ト その他必要な事項

6 建設事業費及びその財源等

(1) 建設に要する費用

基地の建設に要する費用は、全国で総額2,000

億円をこえないものとする。

(2) 建設資金の調達

基地の建設に要する費用は、資金運用部からの借入
金をもつて、これに充てることとする。

(8) 建設資金の償還

建設資金の償還は、厚生保険特別会計、船員保険
特別会計及び国民年金特別会計からの事業団に対す
る出資金をもつて充当するものとする。

なお、利息相当分については、上記の特別会計か
らの事業団に対する交付金をもつて充当するものと
する。

7 基地の運営

(1) 事業団は、必要があると認めるときは、その業務
の一部を単一の公益法人に委託し、効率的、かつ、
一元的な基地の運営を確保するものとする。

(2) 基地の運営は、長期的には全体として独立採算と
する。

(3) 各基地の利用料金は、上記(2)の原則のもとに利用
者の負担能力、類似の施設の利用料金等を勘案して
決定するものとする。

8 地方公共団体との関係

- (1) 事業団は、基地周辺の道路、上下水道等、必要と認める関連公共施設の整備について、関係地方公共団体にその実施を求めるものとする。
- (2) 事業団は、基地の設置及び維持運営については、地方公共団体の積極的な協力を得て行うものとする。

基地の設置に関する要望

○昭和48年2月27日 (衆・社会労働委員会)

大規模年金保養基地の鹿児島県設置に関する請願 (床次 徳二君紹介)
(第五三一号)

○昭和48年5月31日 (衆・社会労働委員会)

大規模年金保養基地の長野県招致に関する請願 (吉川 久衛君紹介)
(第四九五一号)

昭和四十八年二月十四日受理

社会労働委員会 付託

大規模年金保養基地の鹿児島県設置に関する請願(第五三一号)

請願者 鹿児島県議会議長 佐多宗二

紹介議員 床次 徳二君

請願の要旨

わが国の人口高齢化が進む中で、特に九州における老人人口の比較は全国平均に比し上位を占めており、高齢者の老後対策の充実強化は急務である。国においては、これら高齢者の老後対策の一環として大規模年金保養基地構想があると聞くが、この設置にあたっては、風光明媚な自然の景観と豊富な温泉を最大限に活用し得る鹿児島県に設置されたい。

昭和四十八年五月十一日受理

社会労働委員会 付託

大規模年金保養基地の長野県招致に関する請願(第四九五一号)

請願者 長野県議会議長 高橋 敏

紹介議員 吉川 久衛君

請願の要旨

老人対策の大きなねらいは、生きがい対策であり、しかもこんにちにおいては、社会全体の力でこれを実現し、福祉のための施策を拡大していかなければならない。同時に一般の人々については、今後余暇時間の増大が見込まれる中で、その健全かつ序発的な利用につき社会的な配慮が要請されている。このような観点から、老人の生きがい、家族や一般の人々の有効で健全な余暇利用及び老人と家族と一般の人々との融合のために、国及び地方公共団体による新しい福祉対策の展開が必要であり、今回、国が新しい施策として打ち出した大規模年金保養基地建設の構想は、この意味において大きな意義をもたらすものと確信する。さいわい長野県は清澄な空気と荘厳な自然に恵まれ、保養基地建設には最適の地である。

ついで、保養基地の長野県招致に、特段の配慮をされたい。

○昭和48年5月31日 (衆・社会労働委員会)
大規模年金保養基地の長野県招致に関する請願 (唐沢 俊二郎君紹介)
(第五一一二号)

昭和四十八年五月十四日受理
大規模年金保養基地の長野県招致に関する請願(第五一一二号)
請願者 長野県議会議員 小林庄司
紹介議員 唐沢俊二郎君
請願の要旨
第四千九百五十一号と同じである。

社会労働委員会 付託

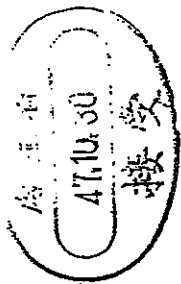
○昭和48年5月31日 (参・社会労働委員会)
大規模年金保養基地の建設に関する請願 (迫水 久常君紹介) (第二〇七号)
大規模年金保養基地の招致に関する請願 (林 虎雄君紹介) (第二二七六号)

第二〇七号 昭和四十八年二月二十三日受理
大規模年金保養基地の建設に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 佐多宗二
紹介議員 迫水 久常君

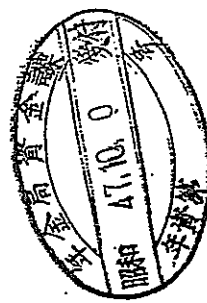
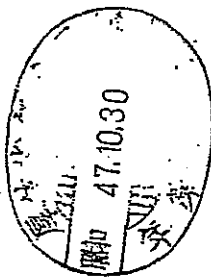
九州においては、老人人口の比率が全国平均よりきわめて上位を占めているので、高齢者の老後対策の一環として建設する構想のある大規模年金保養基地は、風光明媚な自然の景観と豊富な温泉を最大限に活用しうる鹿児島県に設置されたい。

第二二七六号 昭和四十八年五月十一日受理
大規模年金保養基地の招致に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 高橋 琳
紹介議員 林 虎雄君

長野県は清澄な空気と壮麗な自然に恵まれており、大規模年金保養基地建設には最適な地であるので、保養基地の本県招致について特段の配慮をされたい。



陳 情 書



昭和 47 年 10 月

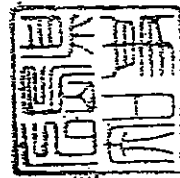
広 島 県

大規模年金保養基地を広島県内の適地に設置するよう格別のご配慮をお願いいたします。

昭和 47 年 10 月

厚生大臣
塩見 俊二 殿

広島県知事 永 野 巖 雄



要 旨

広島県は、中四国地方のほぼ中央に位置し、かつ、北部に標高1,000 m以上の山々が東西に連なる中国山脈をひかえ、南は、瀬戸内海に面しているため、気候温暖であるとともに内海には大小幾多の島々が点在し、特有の多島美をみせ、陸地部は緩傾の山地と盆地を縫って数多くの名勝溪谷が走り、四季折々の自然美に恵まれている。

また、近年広島県の産業はめざましい発展をとげ、西日本では随一の工業出荷額と人口の増加をみており、自然的・社会的条件に恵まれた発展基盤とあいまって、急速に経済的地位を高めている。さらに山陽新幹線、中四連絡架橋、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道等広域的な幹線交通網の整備も進められており、中四国を一体とした新しい広域社会経済圏形成の中核として発展をしている。

このたび国においては、大規模年金保養基地の設置を進められているが、県内には、この国の構想に見合う適地も数か所あるので、本県の立地条件ならびに本県および本県を中心とした広域的な保養基地の需要の事情を勘案のうえ、大規模年金保養基地を是非とも県内の適地に設置されるよう格別のご配慮をお願いするものである。

陳 情 書

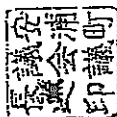
昭和47年10月20日

厚生大臣 塩 見 俊 二 殿

陳 情 書

広島県豊田郡安浦町
安浦町長 田 中 信

安浦町
議会議員 岩 田



国民レクリエーションセンターの建設について

当安浦町の瀬戸内海に面する地区に国民レクリエーションセンターの建設をお願い申し上げたく陳情致します。

理 由

当安浦町は瀬戸内海に面し、後方には国立公園野路山を控えてあります。瀬戸内海をへりこブターで観察致した結果によれば、海水が一番澄んでいると云われているばかりでなく海岸には、海水浴場に通じた場所、その他各地形を有効に利用することによって国民レクリエーションセンターの建設に最も適していると思わいたします。

別添図面に着色した部分だけでも島を含み約190万坪となります。

広島県安浦町

何卒格別の御陰識によりまして当町えの建設について格別の
御高配賜わりますようお願い致します。

厚生大臣

斎藤 邦吉 殿

宮城県知事 山本



大規模年金保養基地の設置について（申請）

置かて安らぎのある県民生活の確保につきましては、篤々格段の御指導を得て、本県におきましても鋭意努力いたしているところでございます。

さて年金行政充実の一環として大規模年金保養基地の設置について、貴省の雄大な構想に対しましては、衷心から敬慕と賛意を表するものであります。

つきましては、本計画の設置について、県内三地区から候補地として申入れがありますが、いずれも適地と思われまので御調査のうえぜひ実現されますようお願いいたします。また本県においては、これに関連する施策として長期総合計画（47年～60年）において「健康福祉村」の構想を明記しており、その受入れについては直ちに着手する素地が充分できあがっていると信じております。

予定いたします本県内の候補地は、次の三地域であります。

1. 岩沼、名取地区

当地域は、岩沼市、名取市の山側地帯にあり、自然環境にめぐまれ線のある絶佳の高原地を形成しており、年平均気温12.0℃で温暖であり降雪がなく、また交通についても、東北本線、東北縦貫自動車道に近接し、近い将来東北新幹線の利用も考えられ、首都圏からの利用圏団に入り、大都市近郊型保養基地としては最適地と見料されます。

2. 鳴子地区

奥羽国定公園地帯にあり秋田、岩手両県に隣接し、雄大な原始景観と豊かな温泉群にめぐまれ、国民保養温泉地として施設整備を進めており、国道47号線とも近接しているため、自然的な風土を生かした適地型保養基地として最適であると思料されます。

3. 亘理、山元地区

仙台から南約20kmの海岸線にあり福島県境に接し、なだらかな砂浜が長く海岸線と丘陵地帯であるが、河口や潮沼、潟原もみられ、気候も温暖であり、交通についても国道6号線、常磐線と近接しており、大都市近郊型、海浜型の保養地としては、適地であると思料されます。

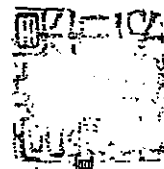
以上が県内候補地としての三地域でございますが、受け入れられる地元の熱意はそれだけまことに申し分がないことを申添え、大規模年金保養基地の本県への設置方については是非御高配を賜りますようお願い申し上げます。

陳 情 書

大規模年金保養基地（千貫山）の設置について

宮城県岩沼市の山側地帯（旧千貫村）は、上記基地を設置するの
に別紙のとおり最速の場なので、ぜひともその実現方につ
いて特段のご高配を賜わりますようお願いいたします。

昭和49年 月 日



岩沼市長 古 広

岩沼市議会議長

入江 慧 殿

大規模年金保養基地の 設置の構想

宮城県岩沼市

1 構想策定の背景と意義

「新しいふさ」とづくり」は過密や公害のない緑と森の住みよい環境と生涯にわたって不安のない福祉を受け、豊かでしあわせな暮らしができる地域社会づくりであろう。

岩沼市は昭和46年11月1日市制施行と同時に「緑と太陽のある豊かな住みよい田園工業都市」の建設を基本構想として、土地利用計画に基づき着々その成果をあげ現在に至っておりますが、地勢から大別して山側地帯（旧千貫村）は土地の乱開発はなく自然環境保全地域（千貫山）に指定され、緑のある絶佳の高原地を形成しています、（別図）この地域に自然環境を破壊しない森林公園や湖畔公園を生かした高原レクリエーション基地の開発が考えられる。

民間企業による乱開発でなく、公共の立場でこ

れを開発するには、地理的条件から国の施策で年金福祉事業団が設置する大規模年金保養基地（年金生活に入った勤労者が老後生活を通じて単に余生を送るだけでなく、生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供し、また同時に家族や一般の人々の健全・有効な余暇利用にも資することができる。）の設置に最適の場であり、是非ともその実現を期待するものである。

適地である理由を大別すると、

1 大都市からの到達性

地理的に仙台市と近距離にあり、国鉄東北本線と常磐線の分岐点、国道は4号・6号線の分岐点、バスは宮城交通・仙台市営が運行し、仙台空港がある等交通の便がよいこと。

2 土地の取得可能性

自然環境保全地域であり、開発規制等がある

ので、公共の立場で取得するのは容易であると

思料される。

3 気象

平均気温 12℃で温暖であり積雪がない。

4 地形等の自然条件

山側地帯なので、緑のある絶佳の高原で周辺の人口密度が低く、環境汚染が少ない。

5 自然的な風土

自然がそこをなわれず、幾多の景勝地がある。

金蛇ハイキングコース 千貫山ハイキングコース

志賀高原ハイキングコース

金蛇神社 つつじ園 ばたん園 セツ堤

みそぎ殿 あやめ園 展望台

大師温泉

千貫神社 隠現寺 大日堂 長谷寺 東安寺

岩蔵寺 天狗岩

2. 大規模年金保養基地

1 設置についての考え方

厚生省が主唱しているこの構想は従来のような「点」としての施策乃至施設ではなく「総合的かつ多様な」福祉対策の一環として新しい行政分野を開拓するもので、広大な100万坪の用地を必要とするが、民間業者による観光レクの開発が先行し、土地の取得性が困難化しているので、自然環境保全地域の高産利用をはかるべきである。特に老人対策は青少年層の未来設計の問題として考慮するとき、老人の幸福は老人のみの社会で、実現されるものではないので老人の問題と一般の人びとの余暇利用の二面からアプローチする保養基地の設計が必要である。

2 基地の意識

(イ) 老人の総合的かつ多様な生きがい対策の拠点で老人相互に社会意識・仲間意識の醸成が期待されるものであり、また老人の心身両面にわたる健康を保持増進する場であり同時に充実した生きがいを得るための勤労の場・趣味教養の場でもあるので、管理にあたっては老人が積極的に参加するシステムをとる。

(ロ) 老人と家族・一般の人びとの交流の場として期待される。老人はとかく社会から疎外されがちであるが、保護基地において老人と家族等と共に楽しみ、相互に心の通い合いが生れる。さらに一般の人びとの健康にして有効な余暇利用に資する。

(ハ) 総合的かつ新しいタイプの福祉開発の

拠点として他の社会福祉施設・教育施設・

レクリエーション施設等と有機的な関連をもって行なわれ、さらにはそれら諸施設の整備を促進することが期待される。

(ニ) 基地の施設タイプ

地域の社会的条件・自然的条件を考慮して、そのパターンを決定することになるが、標準的パターンにおける施設の内容を例示すると、別紙のとおりで機能別に見ると主要施設・中央管理施設及び共通施設に分かれるが、当地域における特色ある計画モデル構想については、専門的なコンサルタルツに委託する等の方策を講ずるものとする。

社第2320号

昭和49年11月6日

厚生大臣 斎藤邦吉 殿

熊本県知事 沢出一精



大規模年金保養基地選定調査について（提出）

大規模年金保養基地予定地であります南阿蘇は、阿蘇外輪山に囲まれ、阿蘇五岳を一望のもとにおさめ、広大な原野と森林、豊富な溪流、温泉、史跡、多様な動植物など豊かな自然の環境と多彩な人文資源を有する地域であります。

もとより県の基本構想におきましても、広く国民を対象とした健全なリクリエーションのための保養休養施設地域として策定しているところであります。

国におかれましては、この南阿蘇の優位性を十分御認識いただきまして、大規模年金保養基地の予定地とされておりますことに對し、まことに感謝いたしている次第であります。

南阿蘇は、九州縦貫自動車道をはじめ陸・海・空ネットワークの急速な整備とあいまって老人を中心とする各世代の人間にこそは国際的老人の交流の場として最適な地と確信しま

す。

ここに、新しい福祉開発の拠点として御指定いただきますより選定調査を提出いたします。

基地の着工等の促進に関する要望

昭和五十二年十月二十七日受理

社会労働委員会 付託

田老大規模年金保養基地の着工促進に関する請願(第一二二六号)

請願者 岩手県議会議長 館石基治

紹介議員 椎名悦三郎君

請願の要旨

田老大規模年金保養基地は、昭和四十九年三月二十日に基地設置の指定を受け、五十一年八月六日に基本計画が厚生大臣から承認されたところである。その間、当該大規模年金保養基地の構想に賛同して、用地の提供等については、地権者を初め岩手県及び下閉伊郡田老町が積極的に協力してきたところであるが、基本計画に明示された五十二年度の着工はもとより、着工の前提となる基本設計さえもいまだ発注されないことは、遺憾にたえない。

ついては、同基地は地元田老町のみならず、沿岸、県北市町村の地域開発の拠点として位置づけられており、また県民の福祉の向上に欠くべからざるものと大きな期待を寄せているところであるので、早急に着工されたい。

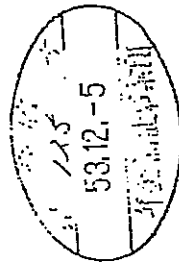
紀 福 第 11 号

昭和58年12月4日

いただくことは困難であると考えておりますが、当面御検討中の
基本計画案の厚生大臣承認申請の手続きについて早急にお進めい
ただくようお願いいたします。

年金福祉事業団

理事 長 高 木 玄 殿



和歌山県知事 仮 谷 志

紀南大規模年金保養基地基本計画
の厚生大臣承認手続きの促進につ
いて
(要 望)

紀南大規模年金保養基地の設置については、従来より格別の御
高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基地の基本計画案については貴団において、すでに財
団法人年金保養協会に委託のうえ作成され、御校討を続けられて
いることは了知しているところであります。また、大規模年金保
養基地全体について、発足以来の関連諸事情の変動のため慎重な
進行が図られていることは理解しております。

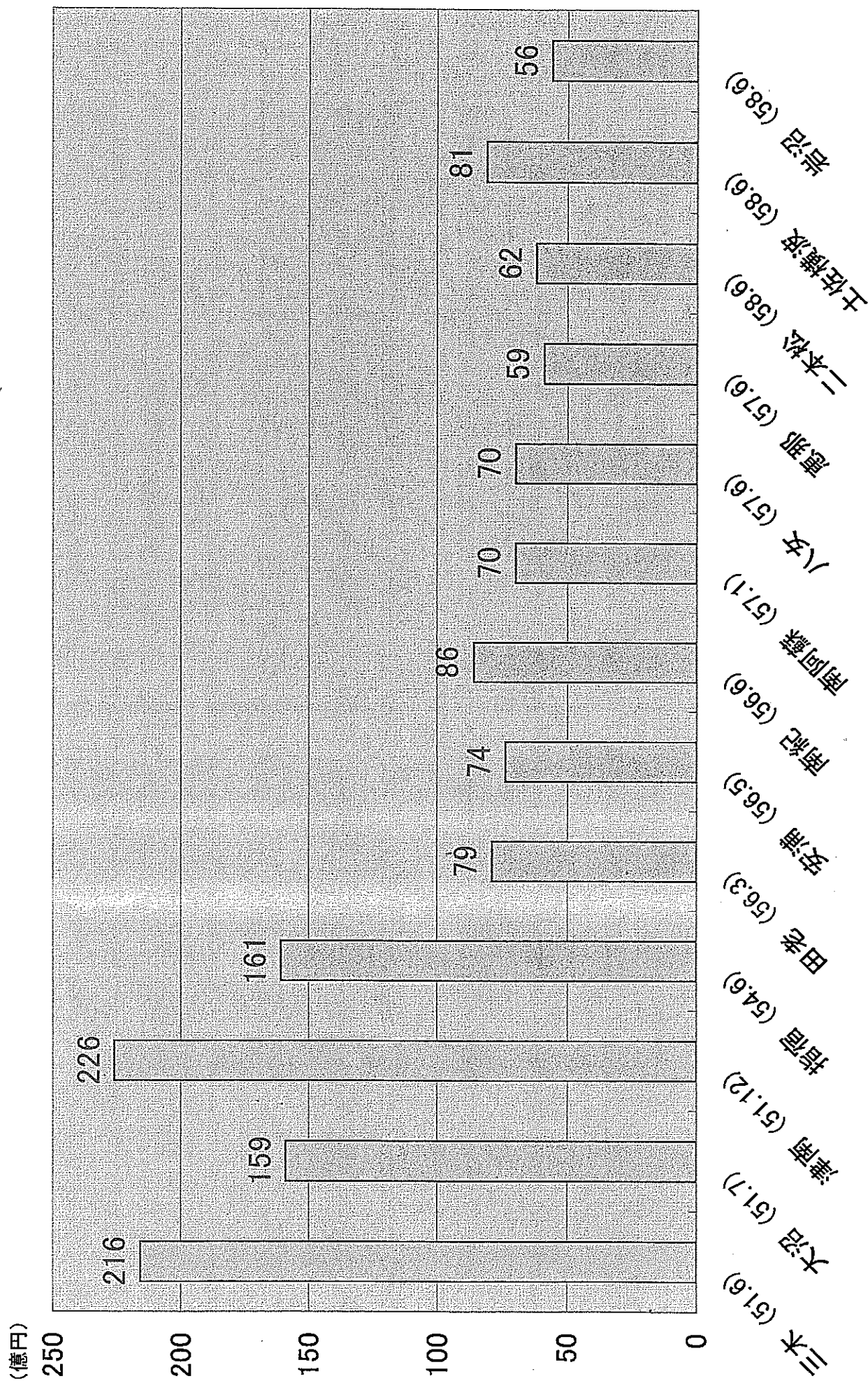
従って、当基地についても直ちに具体的な建設計画を推進して

基地の開設までの経過

	都府県名	施設名	大臣指定 年月日	基本計画 大臣承認 年月日	基本設計 発注年月日	実施設計 発注年月日	建設工事 発注年月日	運営委託 年月日	開設年月日
1	北海道	グリーンピア大沼	昭49. 3. 20	昭50.12. 24	昭51. 7. 27	昭53. 5. 15	昭53. 9. 25	昭55. 6. 30	昭55. 7. 2
2	岩 手	グリーンピア田老	昭49. 3. 20	昭51. 8. 6	昭56. 3. 16	昭57. 3. 5	昭57. 3. 5	昭60. 3. 26	昭60. 4. 13
3	宮 城	グリーンピア岩沼	昭51. 3. 24	昭57. 8. 9	昭58. 6. 16	昭59. 5. 11	昭59. 5. 11	昭63. 3. 25	昭63. 4. 24
4	福島	グリーンピア二本松	昭51. 3. 24	昭57. 8. 9	昭58. 6. 7	昭59. 5. 11	昭59. 5. 11	昭63. 3. 29	昭63. 4. 24
5	新潟	グリーンピア津南	昭49. 3. 20	昭51. 3. 31	昭51.12. 27	昭53. 8. 31	昭54. 8. 23	昭60.11. 21	昭60.12. 1
6	岐阜	グリーンピア恵那	昭51. 1. 23	昭54. 9. 6	昭57. 6. 3	昭58. 5. 25	昭58. 5. 25	昭62. 3. 27	昭62. 4. 30
7	兵庫	グリーンピア三木	昭49. 2. 12	昭50.10. 31	昭51. 6. 10	昭52. 5. 18	昭53. 1. 17	昭55. 6. 30	昭55. 7. 12
8	和歌山	グリーンピア南紀	昭50. 3. 28	昭54. 4. 7	昭56. 6. 19	昭57. 5. 28	昭57. 5. 28	昭61. 3. 26	昭61. 4. 4
9	広島	グリーンピア安浦	昭51. 1. 23	昭55. 7. 1	昭56. 5. 27	昭57. 3. 16	昭57. 6. 18	昭60. 3. 27	昭60. 4. 20
10	高知	グリーンピア土佐横浪	昭50.10. 6	昭54. 9. 6	昭58. 6. 9	昭59. 5. 7	昭59. 5. 7	昭62.10. 5	昭62.10. 22
11	福岡	グリーンピア八女	昭51. 3. 24	昭56. 1. 16	昭57. 6. 1	昭58. 6. 3	昭58. 6. 3	昭61. 7. 4	昭61. 7. 18
12	熊本	グリーンピア南阿蘇	昭51. 3. 24	昭56. 1. 16	昭57. 1. 29	昭58. 2. 9	昭58. 6. 23	昭61. 7. 3	昭61. 7. 21
13	鹿児島	グリーンピア指宿	昭51. 3. 24	昭54. 4. 7	昭54. 6. 30	昭55. 9. 1	昭56. 3. 20	昭60. 3. 27	昭60. 4. 2

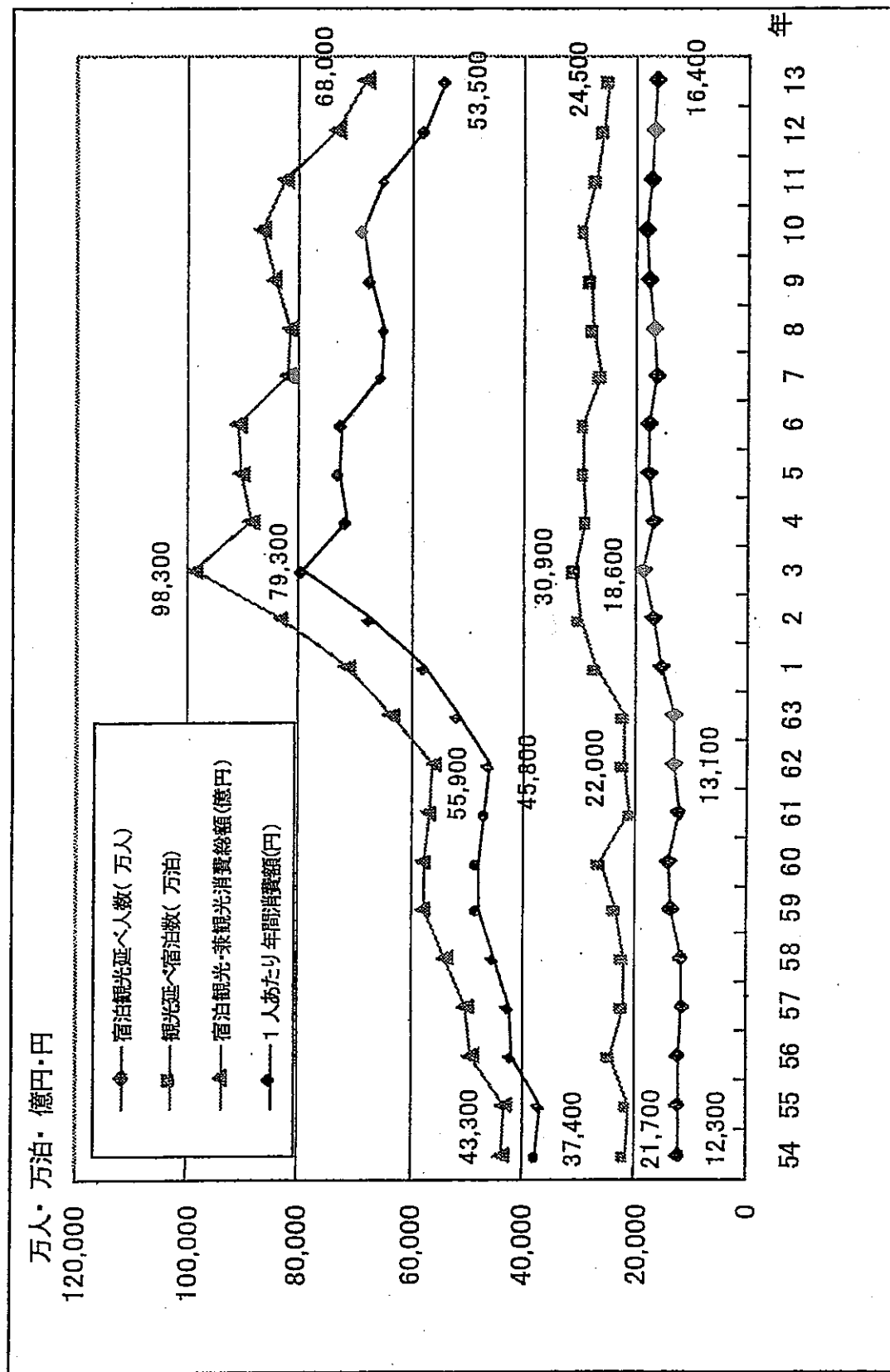
(注) 運営が県に委託されている基地（上記2～4, 6, 8～12）については、その円滑な運営を図る観点から、基地の基本設計、実施設計及び建設工事についても県に委託されており、「基本設計発注年月日」、「実施設計発注年月日」及び「建設工事発注年月日」の各欄には、旧年金福祉事業団が基本設計等を県に委託した年月日を記載している。

建設時期と事業規模



※かっこ内は、基本設計の発注年月

宿泊観光・兼観光消費総額等の推移



(注) 国土交通省「観光白書」各年版による。

大規模年金保養基地年度別利用状況(基地別年度別)

基 地 名		昭和55年		昭和56年		昭和57年		昭和58年		昭和59年		昭和60年		昭和61年		昭和62年		昭和63年		平成4年		平成5年		平成6年		平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		累 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者	日帰者	宿泊者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大 沼	日帰者	35	61	103	103	100	102	93	123	106	113	122	109	113	97	87	188	181	155	184	189	183	163	148	2,553																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

(注)大規模年金保養基地の運営は、大沼、海南、三木及び格宿の4ヶ所は財団法人年金保養協会に、その他の9ヶ所は所在地に委託され、それぞれ独立採算で運営。
中央高地区は平成12年4月末、格宿地区は平成14年5月末、南東北地区は平成14年6月末、南東北地区(二木地区)は平成14年6月末、北九州地区(久木地区)は平成15年5月末、横濱地区は平成16年3月末に運営停止。

大規模年金保養基地の存続についての要望書

大規模年金保養基地は、厚生年金及び国民年金の被保険者や年金受給者等、お年寄りから子供まで3世代が楽しめる施設として13道県に整備され、所在地域はもとより全国の方々に利用いただき、国民福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかしながら、国におきましては行政改革を推進する一環として、年金福祉事業団の廃止、大規模年金保養基地業務からの撤退、関係道県への基地資産の譲渡等を進めようとしています。

年金に係る福利厚生問題は国民福祉の見地に立って国の責任で対応すべきことであり、また国から地方へ基地の譲渡をしても、国、地方を通じた我が国全体の行政改革にはつながらないところでもあります。

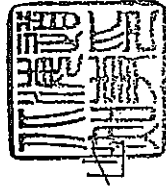
基地の運営受託県・所在道県におきましても財政状況が極めて悪化し、全力をあげて行財政改革に取り組んでいるところであり、基地の譲渡については、その根拠や財源の面からも到底受入れできない状況ではありません。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- 1 大規模年金保養基地は引き続き国の責任のもとに存続させること。
- 2 基地運営については、基地の健全経営が可能となるよう運営受託県に対しては運営費の補助を行うなど積極的な財政支援措置を講ずること。

平成10年6月26日

北海道知事 堀 達



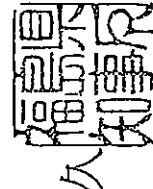
岩手県知事 増 田 寛



宮城県知事 浅 野 史



福島県知事 佐 藤 栄佐久



新潟県知事

平山征夫

高知県知事

橋本大二郎

岐阜県知事

梶原拓

福岡県知事

麻生渡

兵庫県知事

貝原俊民

熊本県知事

福島

議

和歌山県知事

西口

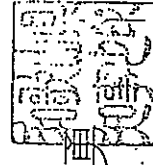
広島県知事

藤田雄山

鹿児島県知事

須賀

龍



大規模年金保養基地業務に関する基本指針

平成9年6月6日付け閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において決定された大規模年金保養基地（以下「基地」という。）業務からの撤退について、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）の趣旨を踏まえ、基地の譲渡及び管理等について、基本指針を定める。

1. 基地業務からの撤退について

(1) 撤退に関する基本的考え方

- ① 各基地は、年金資金によって整備されてきた貴重な国民的資産であることから、撤退後においても、その有効活用を図る。
- ② 各基地の置かれた状況と雇用に配慮する。
- ③ 各基地に係るこれまでの経緯と地域に果たしてきた役割を踏まえ、基地の設置されている地方公共団体等への譲渡を優先する。

(2) 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律との関係

上記法律においては、年金福祉事業団は平成13年4月1日に解散し、同事業団の解散後は、年金資金運用基金が基地を承継して、その譲渡及び管理運営を行うこととされているが、基地の譲渡については、同事業団の解散前においても、これを行うこととする。

2. 基地の譲渡の進め方について

(1) 譲渡に関する基本的考え方

- ① 基地が公的な施設として引き続き活用されることが、地域の状況や雇用等に、より配慮することとなるものと考えられることから、(3)の②に掲げる地方公共団体又はこれに準ずる法人若しくは団体（以下「県等」という。）への譲渡を優先する。
- ② 譲渡を促進するため、一定の条件の下に県等が譲渡を引き受ける場合には、不動産鑑定評価による時価から一定の減額を行う。

(2) 時価の設定

基地の時価については、不動産鑑定評価の手法に基づき、適切に算出し、設定するものとする。

(3) 減額譲渡の具体的な内容

- ① 減額は、次のような引受条件の充足の程度に応じ、時価から最大2分の1の範囲内で行うものとする。

- ・ 譲渡引受けの規模及び範囲
- ・ 譲渡後の用途の公共性の度合い及び当該用途への供用期間
- ・ 雇用の確保

② 減額譲渡先の範囲等

- ・ 道県、市町村
- ・ 基地の運営を行っている財団法人
- ・ 道県若しくは市町村が出資する法人又は道県内の公益法人（道県が譲渡先として特に適当であるとして推薦するもの）
- ・ その他、上記に類する団体（道県が譲渡先として特に適当であるとして推薦するもの）

③ 譲渡代金の支払方法

長期の分割払いによる支払を可能とするなど、弾力的に対応するものとする。

(4) 県等への譲渡が見込めない場合の対応

- ① 県等への譲渡が見込めないことが明らかなる場合、県等以外の民間団体への譲渡の検討を進める。
- ② 譲渡を進めるに当たっては、公正で透明な手続きによるものとする。
- ③ 民間団体への譲渡に関し、譲渡の方式、地域の状況や雇用等への配慮、価格や活用方法の妥当性等について審議・検討する委員会を、年金福祉事業団に設置する。

3. 基地の運営停止等について

(1) 運営委託契約の見直し

県等への譲渡が見込めず、かつ運営収支や利用状況等からみて、将来にわたり運営の継続に経済合理性を欠くと判断される基地については、運営委託契約の見直しを検討する。

(2) 運営を停止した基地の利活用

運営を停止した基地については、処分するまでの間における地元地域での利活用のための方策（民間団体に対する貸与を含む。）を検討する。

我が国における土地・住宅政策の変遷

区分	年号(西暦)	土地・住宅政策	国土・都市・建築計画	社会・経済・産業
I 戦後復興期	昭和20年(1945年)	・住宅不足(420万戸)		・第二次世界大戦終戦
	25年(1950年)	・住宅金融公庫法	・建築基準法	
	26年(1951年)	・公営住宅法、土地収用法	・宅地建物取引業法	
	27年(1952年)		・土地区画整理法	
	29年(1954年)			
	30年(1955年)	・日本住宅公団法		
II 高度成長期	30年(1955年)	・住宅建設十箇年計画		・経済自立拡充期
	31年(1956年)			・大都市圏へ人口流入
	35年(1960年)	・宅地総合対策(建設省)		・国民所得倍増計画
	36年(1961年)		・市街地改造事業	
	37年(1962年)		・全国総合開発計画、新産業都市建設促進法	
	38年(1963年)	・新住宅市街地開発法、不動産鑑定評価法	・大規模ニュータウン建設	
	39年(1964年)		・工業整備特別地域整備促進法	・民間ディベロPPER登場
	40年(1965年)	・地価対策閣僚協議会、地方住宅供給公社法		・過密過疎、地域格差
	41年(1966年)	・住宅建築計画法、第1期住宅建設五箇年計画		・都市スプロール深刻
	42年(1967年)		・新都市計画法	
	43年(1968年)	・住宅統計調査	・都市再開発法、新全国総合開発計画	・日本列島改造論
	44年(1969年)	・地価公示法		・第1次オイルショック
	46年(1971年)	・第2期住宅建設五箇年計画		
	47年(1972年)			
	48年(1973年)			
III 安定成長期	49年(1974年)	・国土利用計画法、生産緑地法		
	50年(1975年)	・大都市法		
	51年(1976年)	・第3期住宅建設五箇年計画		・積極的な財政政策
	52年(1977年)		・第3次全国総合開発計画	

Ⅲ 安定成長期	昭和53年(1978年) 55年(1980年) 56年(1981年) 58年(1983年) 60年(1985年)	・住宅地関連公共施設整備促進事業 ・農住組合法 ・住宅・都市整備公団法、第4期住宅建設五箇年計画	・地区計画制度 ・高度技術工業集積地域開発促進法 ・新都市拠点整備事業	・第2次オイルショック ・公共投資抑制 ・民間活力の活用
Ⅳ バブル期	61年(1986年) 62年(1987年) 63年(1988年) 平成元年(1989年) 2年(1990年)	・第5期住宅建設五箇年計画 ・地価等土地対策答申(臨時行政改革推進審議会) ・緊急土地対策要綱(閣議決定) ・地価等土地対策答申(臨時行政改革推進審議会) ・総合土地対策要綱(閣議決定) ・大都市地域優良宅地開発促進緊急措置法 ・土地基本法 ・土地政策審議会発足(5月) ・「土地基本法を踏まえた今後の土地政策のあり方について」(土地政策審議会答申、10月)	・民間都市開発推進機構、リゾート法 ・第4次全国総合開発計画 ・「経済社会の変化に対応した都市計画のあり方について」(都市計画中央審議会) ・「大都市地域における住宅供給の促進について」「東京等大都市地域における宅地供給対策の推進について」(住宅宅地審議会住宅部会) ・「国民生活・経済活動の高度化・多様化に対応した市街地環境整備方策に関する第1次答申」(建築審議会答申、6月) ・都市計画法(改正) ・建築基準法(改正)	・東京一極集中問題 ・地価高騰 ・公共投資基本計画(430兆円、平成3～12年) ・バブル崩壊
Ⅴ バブル崩壊後	3年(1991年)	・総合土地政策推進要綱(1月) ・大都市法(改正) ・「大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針」 ・第6期住宅建設五箇年計画 ・生産緑地法(改正)、宅地並み課税、		

V バブル崩壊後	平成 4 年 (1992 年)	・借地借家法 (改正)	・都市計画法 (改正)、地方拠点都市地域整備法 ・建築基準法 (改正)	・公共投資基本計画 (630 兆円、平成 7～16 年) ・阪神・淡路大震災
	6 年 (1994 年)	・大都市法 (改正)		
	7 年 (1995 年)	・公営住宅法 (改正)		
	8 年 (1996 年)	・「大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針 (見直し)」 ・第 7 期住宅建設五箇年計画		
	9 年 (1997 年)		・「特殊法人等の整理合理化について」(閣議決定、6 月)	・少子高齢社会
	11 年 (1999 年)	・住宅建設計画法 (改正) ・都市基盤整備公団法	・「少子化対策推進基本方針」による子育てしやすい住環境の整備を推進 (閣僚会議) ・「総合的な高齢者居住政策の基本方針」(建設省発表)	
	12 年 (2000 年)	・住宅金融公庫法 (公庫融資制度の総合的見直し)		
	13 年 (2001 年)	・第 8 期住宅建設五箇年計画		

住宅建設五箇年計画の推移

区	分	第 1 期 (昭和41～45年度)			第 2 期 (昭和46～50年度)			第 3 期 (昭和51～55年度)			第 4 期 (昭和56～60年度)			第 5 期 (昭和61～平成2年度)		
		残存する住宅難を解消するとともに、高度成長に伴う人口の大都市集中等による住宅需要に対処する。			残存する住宅難を解消するとともに、ベビーブーム世代の世帯形成による住宅需要に対処する。			住宅の量的充足を背景に長期的観点に立った住居水準の向上を図る。			大都市地域に重点を置いて引き続き住居水準の達成に努めるとともに、戦後のベビーブーム世代の持家取得需要等に対処する。			我が国の今後の経済及び社会の変化に即応しつつ、国民がそのライフサイクルの各段階、居住する地域の特性等に応じ、安定したゆとりのある住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図る。		
計 画 の 目 標	景 観	住宅難の解消 「一世帯一住宅」の実現			住宅難の解消 「一人一室」の規模を有する住宅の建設			住居水準目標の設定 ● 最低住居水準 昭和60年を用途に、すべての国民に確保すべき水準。55年までに水準未達住居の概ね2分の1の解消を図る。 ● 平均住居水準 昭和60年を用途に、平均的な世帯が確保することが望ましい水準。			引き続き住居水準目標の達成を図る。 「住環境水準」を別途設定			住居水準 ● 最低住居水準 計画期間中できる限り早期にすべての世帯が確保できることを目標とする。 ● 誘導住居水準 都市型住宅と一般住宅の2つの水準を設定。 平成12年を用途に半数の世帯が確保することを目標とする。 住環境水準 引き続き住環境水準の向上に努める。		
		総建設戸数 6,700			9,576			8,600			7,700			6,700		
		公的資金による住宅 2,700 (40.3%)			3,838 (40.1%)			3,500 (40.7%)			3,500 (45.5%)			3,300 (49.3%)		
		総建設戸数 6,739			8,280			7,698								
備 考	考 慮	公的資金による住宅 2,565 (38.1%)			3,108 (37.5%)			3,649 (47.4%)			3,309					
		【43年住宅統計調査】 全国平均で住宅数が世帯数を上回る。			【48年住宅統計調査】 全都道府県で住宅数が世帯数を上回る。			【53年住宅統計調査】 全体としての居住水準は着実に改善する。			【58年住宅統計調査】 最低居住水準未達居住の解消の遅れが見られる。			【63年住宅統計調査】 最低居住水準未達居住の世帯が11.5%残る。		

住宅建設五箇年計画の推移

区	分	第 6 期 (平成 3～7 年度)	第 7 期 (平成 8～12 年度)	第 8 期 (平成 13～17 年度)
背	景	良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図る。また大都市地域における住宅問題の解消、高齢化社会への対応及び地域活性化等に資する良好な居住環境の形成を図る。	国民のニーズに対応した良質な住宅ストックの整備、安全で快適な都市居住の推進と住環境及び生きいきとした長寿社会を実現するための環境整備、地域活性化に資する住宅・住環境の整備を図る。	21 世紀の豊かな居住を実現するため、国民一人一人が多様な選択肢の中からそれぞれの人生設計にかなった住まい方を選択し、実現できるよう、国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する。
計 画 の 目 標	住居水準	● 誘導住居水準 平成 12 年を用途に全国の半数の世帯が、その後でできるだけ早期にすべての都市圏で半数の世帯が確保することを目標とする。 ● 最低住居水準 すべての世帯が確保することを目標とする。 住環境水準の向上	住居水準 ● 誘導住居水準 平成 12 年度を用途に全国で半数の世帯が、その後でできるだけ早期にすべての都市圏で半数の世帯が確保することを目標とする。 ● 最低住居水準 特に大都市地域の借家住居世帯に重点を置いて水準未達の世帯の解消に努める。 住環境水準の向上	住居水準 ● 誘導住居水準 平成 27 年を用途に全世帯の 3 分の 2 の世帯が、22 年を用途に大都市圏の半数の世帯が確保することを目標とする。 ● 最低住居水準 早期解消に努める 住宅性能水準 耐震・防火性等に係る水準を明示。バリアフリー化の目標を設定。 住環境水準 安全性確保の指針を設定
	建設戸数	7,300	7,300	6,400
	公的資金による住宅	3,700 (50.7%)	3,525 (48.3%)	3,250 (50.8%)
	総建設戸数	7,623		
備 考	実 数	4,017 (52.7%)		
	考 考	【5 年住宅統計調査】 最低居住水準未達居住の世帯が 8.3%残る。	【10 年住宅統計調査】 最低居住水準未達居住の世帯が 5.1%残る。	住宅建設の目標量に新たに増改築の見通しを明示。

○ 第二期住宅建設五箇年計画について

(閣) 3.30 (火) 決定 (次) 3.29 (月) 了解

住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)第4条第1項の規定により、昭和46年度から昭和50年度までの第二期住宅建設五箇年計画を次のとおり定める。

第1 住宅建設の目標

現存する住宅難を解消するとともに、人口の都市集中、世帯の細分化等にもなう新規の住宅需要を充足し、あわせて国民の居住水準の向上を図るため、昭和46年度以降の5箇年間ににおける住宅の建設の目標を次のとおりとする。

- 1 昭和50年度までに、すべての世帯が、すくなくとも、小世帯については9畳、一般世帯については、世帯人員に応じ12畳以上の居住室の規模を有し、かつ、適正な構造及び設備を備える居住環境の良好な住宅に住むことができるようにすることを目標とする。
- 2 この居住水準の目標を達成するため、昭和46年度以降の5箇年間ににおいて、おおむね一人一室の規模を有する950万戸の住宅の建設を図るものとし、その所有関係別戸数は、国民の需要動向等を勘案して、持家525万戸、借家・給与住宅425万戸程度とする。
- 3 国及び地方公共団体は、すべての国民がその能力に応じた適正な住居費を負担することにより、この計画の目標とする居住水準を確保できるように努めるものとし、このため、次の施策を推進するものとする。
 - (1) 低所得階層及び都市勤労者等の中所得階層のための住宅について、公的機関による建設を促進し、または、その建設について資金上の援助を行なうこと。
また、公的資金による住宅の供給が援助を必要とする者に的確に行なわれるようその管理の適正化を図ること。
 - (2) 民間の自力による住宅建設を促進するため、金融上及び税制上の助成並びに技術上の援助を行なうこと。
 - (3) 住宅の建設は、国土の総合的な開発計画を勘案するとともに、住宅難の実態、今後の人口の都市集中等地域の住宅需要に即応して行なうこと。
 - (4) 職住の近接を図り、居住環境の改善に資するため、住宅の高層化及び市街地の再開発を促進すること。
 - (5) 新市街地における住宅建設の円滑化を図るため、公的機関による計画的な宅地開発を推進するとともに、民間による宅地開発を促進し、良質な住宅地の大量供給を行ない、かつ、新市街地における住宅地の良好な居住環境を確保するため、必要な交通施設、生活環境施設、文教施設等の公共、公益施設の整備を推進すること。
 - (6) 住宅生産の工業化に努め、住宅建築費の安定と品質の向上を図ること。

第2 公的資金による住宅建設の量

この計画における公的資金による住宅建設の量は、おおむね次のとおりとする。

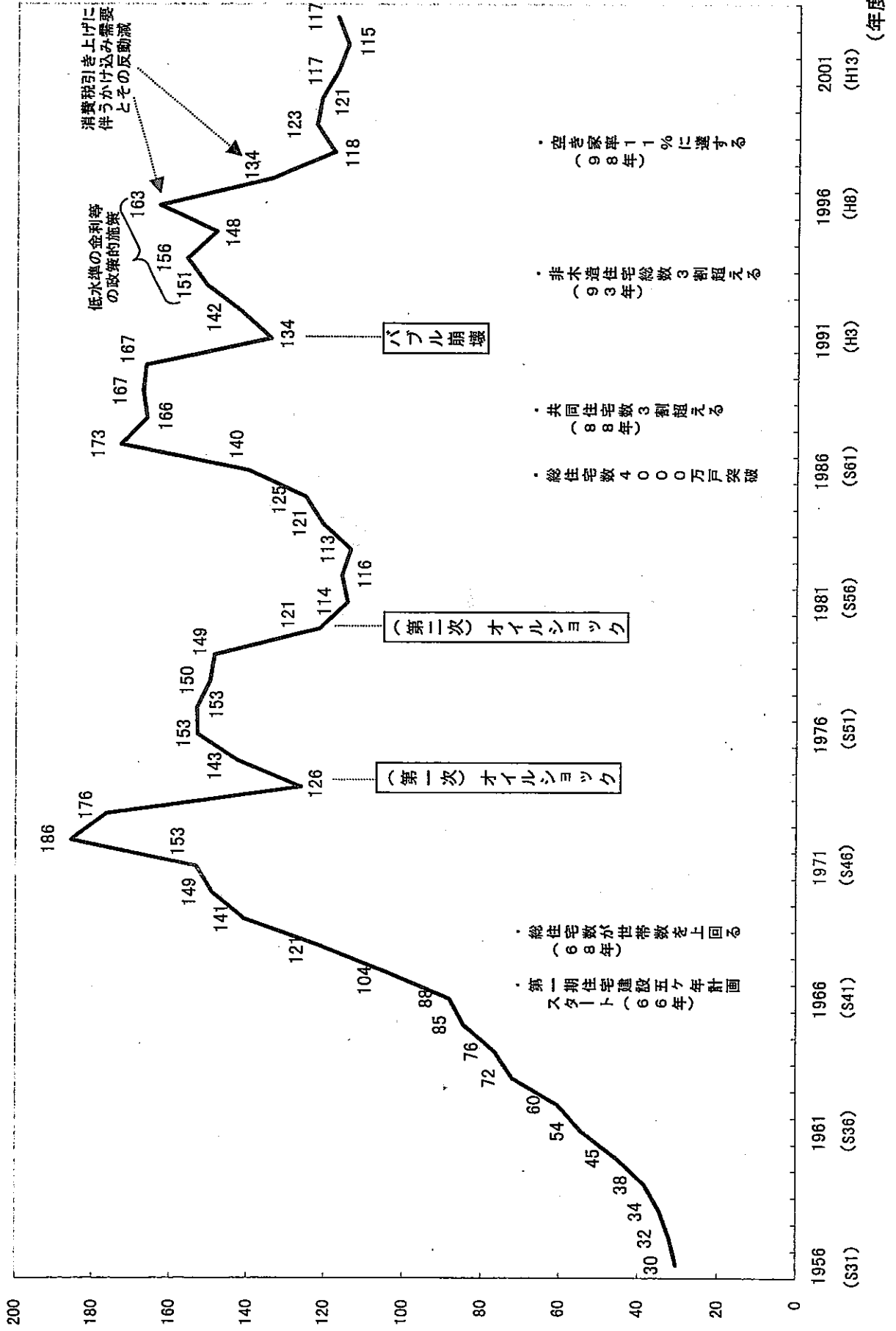
公営住宅(改良住宅を含む。)	67万戸
住宅金融公庫の融資により建設する住宅	137万戸
日本住宅公団が建設する住宅	46万戸
その他の住宅	92万戸
調整戸数	38万戸
合 計	380万戸

なお、この計画の実施にあたっては、今後の経済財政事情等を勘案しつつ、弾力的に行なうものとする。

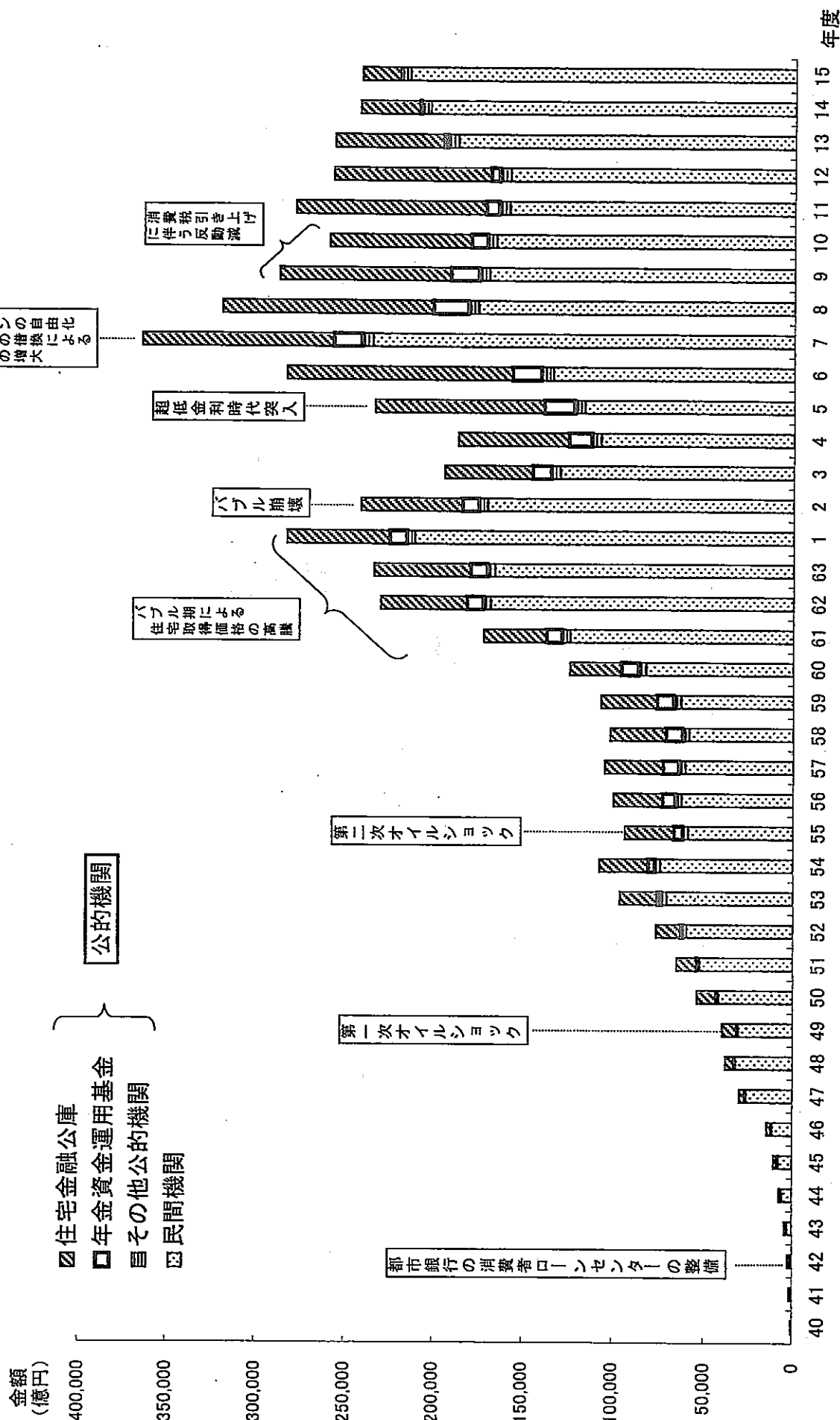
(注) 上記の調整戸数については、計画期間中において建設大臣が必要に応じ、その配分を定めるものとする。

新設住宅着工戸数の推移

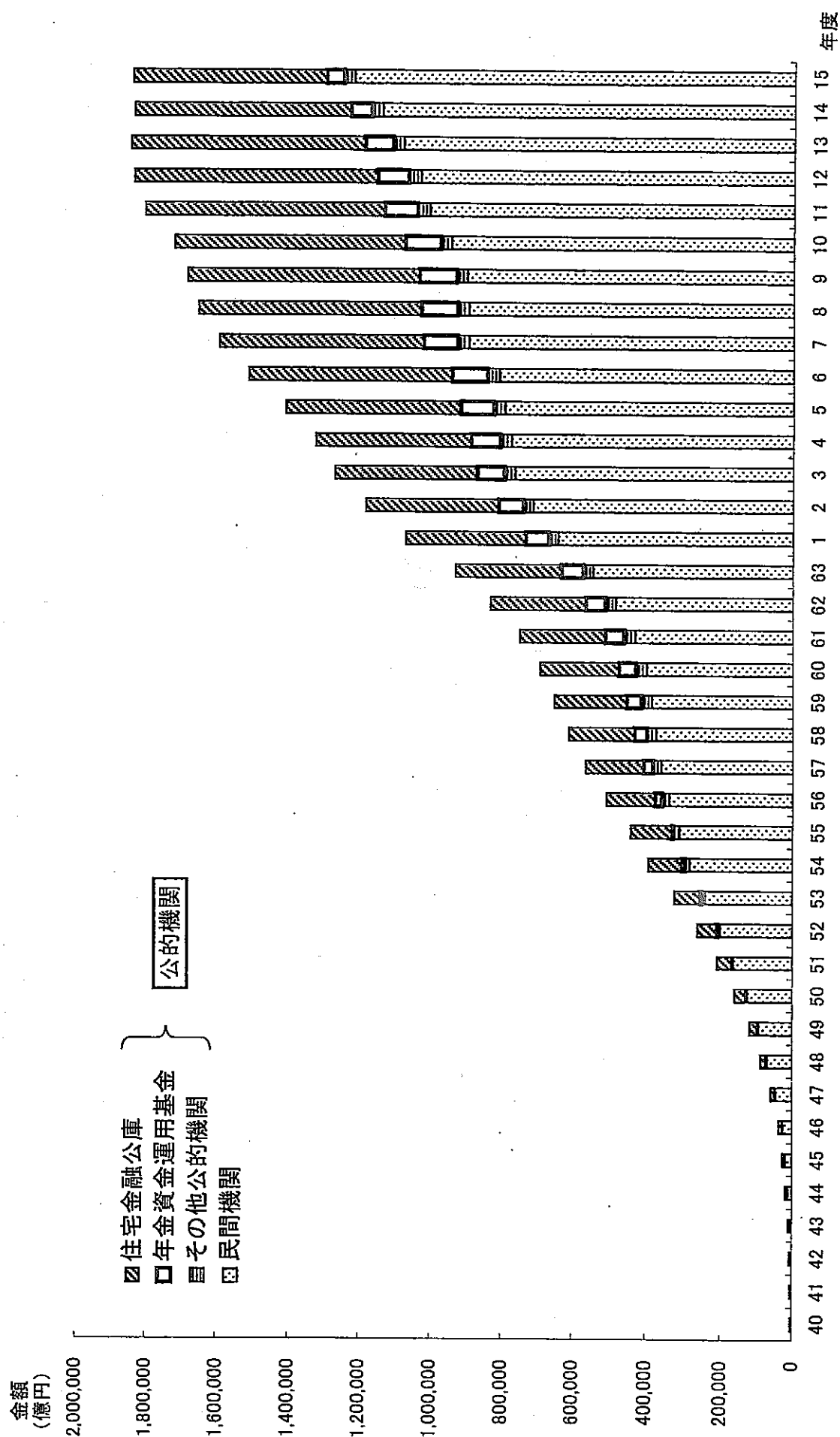
住宅着工数
(万戸)



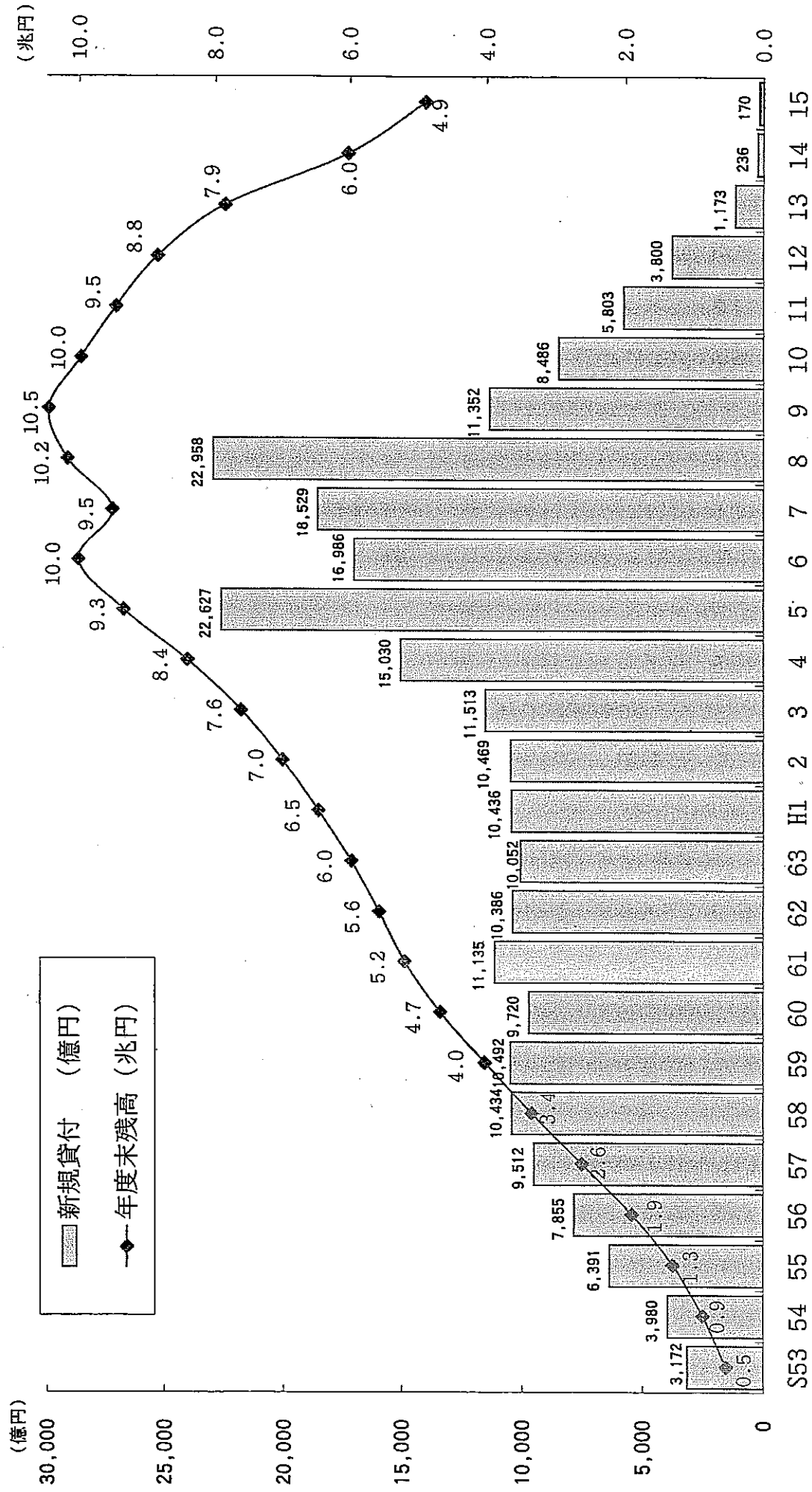
住宅ローン新規貸出額の推移



住宅ローン貸付残高の推移



住宅融資の融資額等の推移



(年度末)

年金住宅融資は・・・

- ① 厚生年金保険または国民年金に加入している方の住まいづくりのための融資制度です。
- ② 同居家族に厚生年金保険または国民年金加入の方がいる場合は、一つの住宅に複数の申込みができます。
- ③ 金利は返済計画がたてやすい長期固定金利です。
- ④ 融資額は全国どこでも同一金額です。

一般用住宅 年金加入の方が所有し、自ら居住する住宅（居住面積等により、一般住宅、大型住宅、年金バリアフリー住宅に区別されます。）

年金バリアフリー住宅 将来介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が継続できるように、あらかじめ介助スペースを確保したり、段差を解消する等住宅の基本的な構造に配慮した住宅。なお、既存住宅購入は除きます。（年金バリアフリー住宅については年金バリアフリー住宅融資のリーフレットをご覧ください。）

親孝助貸付住宅 年金加入の方が所有し、直系血族等が居住する住宅

分譲賃貸住宅 事業主等が厚生年金保険の加入の方に分譲する世帯向け住宅（分譲住宅の融資内容等はこのリーフレットの内容とは異なりますので、年金資金運用基金にお問い合わせください。）

- ◆ 現在、厚生年金保険または国民年金（第2号被保険者を除きます。）に加入している方で、次の条件のすべてにあてはまる方
- ◆ 厚生年金保険（旧船員保険、旧三共済、旧農林年金を含みます。）の加入期間または国民年金の保険料納付済期間、保険料半額納付済期間及び第3号被保険者期間を合算して3年以上ある方
- ◆ 借入申込月の前月（国民年金の方は借入申込月の前々月）までの連続する24か月間が、厚生年金保険の加入期間または国民年金の保険料納付済期間等で満たされている方

- 国民年金加入の方は、さらに次の条件があります。—
- ◆ 借入申込月の前々月に保険料の全額免除を受けていない方
- ◆ 収入月額が毎月返済する元利金（住宅金融公庫の融資返済額との合算）の5倍以上ある方
- ◆ 年金融資と住宅金融公庫融資を併せて住宅金融公庫取扱いの金融機関へお申し込みされる方

融資内容

（融資利率は平成15年1月15日適用）

住宅の種類	融資の用途	一般用住宅		年金バリアフリー住宅		分譲賃貸住宅	
		新築・新築増築・既存住宅購入・既存住宅改修	中古住宅購入・中古住宅改修	新築・新築増築・既存住宅購入・既存住宅改修	中古住宅購入・中古住宅改修	新築・新築増築・既存住宅購入・既存住宅改修	中古住宅購入・中古住宅改修
一般住宅	一般住宅	2.92 (2.99)	2.72 (2.80)	2.65 (2.80)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)
	年金バリアフリー住宅	2.92 (2.99)	2.72 (2.80)	2.65 (2.80)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)
大型住宅	大型住宅	2.92 (2.99)	2.72 (2.80)	2.65 (2.80)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)
	年金バリアフリー住宅	2.92 (2.99)	2.72 (2.80)	2.65 (2.80)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)	2.95 (3.14)

※融資利率の（ ）は、改良後の居住面積が175㎡を超えるものの利率です。
※融資利率は、金融情勢により変更する場合があります。

借入の条件

- ◆ 借入申込者本人が所有し居住する住宅であること
- ◆ 借入申込日において所有権の保存登記（購入の場合は移転登記、増改築の場合は表示変更登記）を完了していないこと
- ◆ 建築基準法による検査済証が交付される（された）住宅であること

返済方法・返済期間

◆ 返済方法は元金均等償還または元利均等償還のいずれかを選択できます。

返済方法	返済期間
元金均等償還	25年
元利均等償還	35年

※既存住宅購入の場合、最長返済期間は25年です。
※住宅改良の場合、最長返済期間は20年です。

融資限度額

年金の種類	厚生年金保険	国民年金
被保険者期間	一般貸付金	特別貸付金
3年以上	520万円	350万円
10年未満	800万円	520万円
10年以上	800万円	410万円

◆ 特別貸付金は、被保険者期間に応じて一般貸付金に加算してご利用できます。ただし、国民年金加入の方の場合は、特別貸付金の適用はありません。

◆ 最低融資額は100万円以上が対象となります。ただし、住宅改良工事のうち修繕改良工事は50万円以上が対象となります。

融資の用途

年金の種類	厚生年金保険	国民年金
高年齢者同居（60歳以上）	300万円	150万円
心身障害者同居	300万円	150万円
子供同居（18歳未満3人以上）	250万円	130万円
段差解消等	50万円	50万円
クレーン換気設備	50万円	50万円

◆ 割増融資は一般貸付金に加算され、融資利率は一般貸付金の利率となります。

◆ 取得する住宅（一般用住宅）に60歳以上の高齢者または心身障害者を含む3人以上の親族が同居する場合等の条件があります。

◆ 1つの住宅に2以上の借入申込みがあるときは、1つの借入申込みについてのみ受けられます。

◆ ①+②+③、①+②、①+③、②+③の割増融資を併せてご利用することができます。

融資額DPG

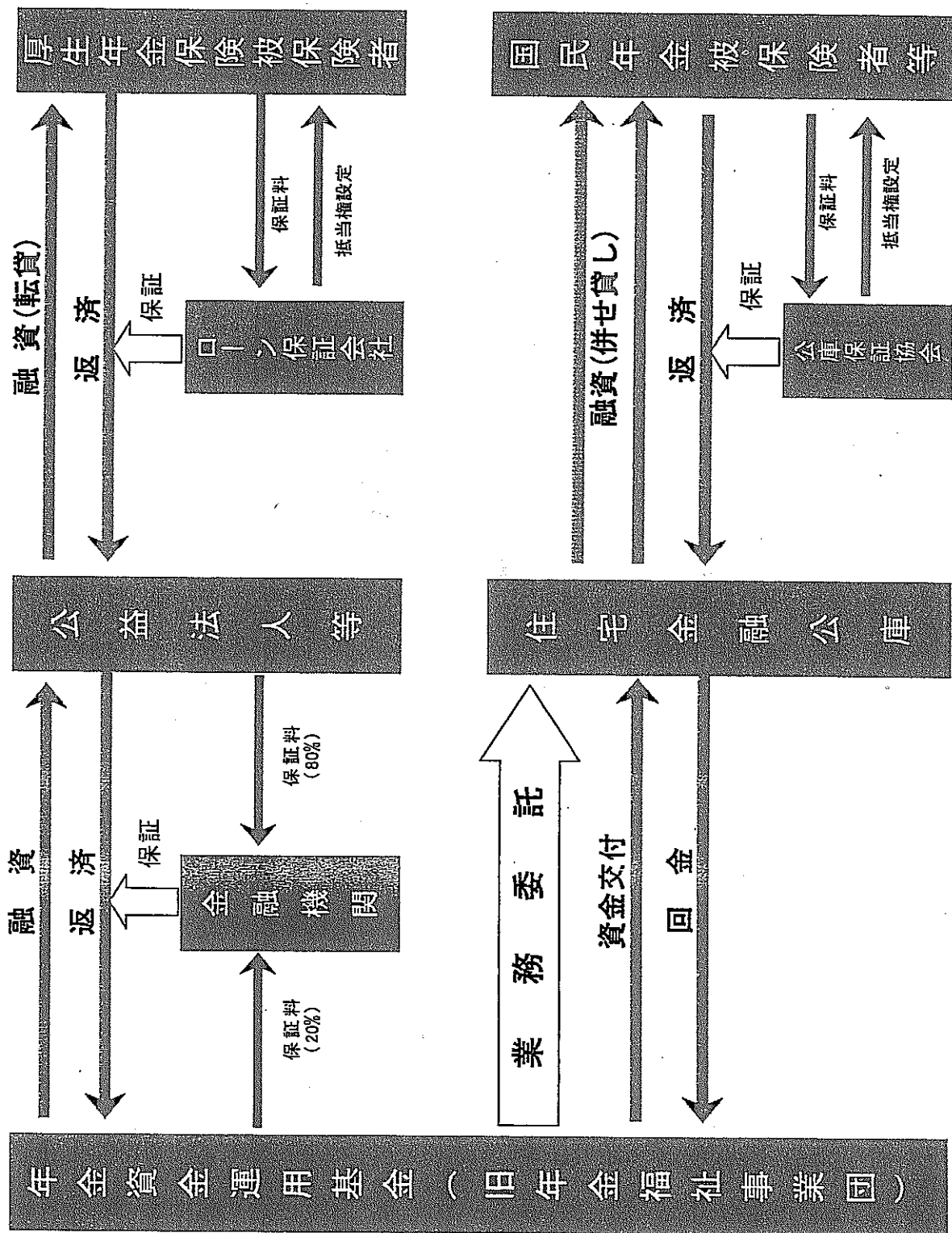
◆ 下記の融資額の範囲内においてご利用いただけます。

一般用住宅（一般住宅、大型住宅）	1,920万円
一般貸付金+割増融資+特別貸付金	

（現在、厚生年金保険に加入し、被保険者期間が10年以上の方の場合）

（年金住宅融資パンフレットより）

年金住宅融資(被保険者住宅資金貸付)の仕組み



リスク管理債権

○ 特殊法人において、政府系金融機関と同様の情報開示基準に則して、平成10年度決算以降、財務諸表附属明細書において公表しているもの。

○ 年金資金運用基金が有する全ての貸付債権における延滞債権について、

- ① 破綻先債権
- ② 6カ月以上延滞債権
- ③ 3カ月以上延滞債権
- ④ 貸出条件緩和債権

という4つの区分に分けて公表。

○ 平成15年度決算において、年金資金運用基金が有するリスク管理債権の額は、902億円となっている。

○リスク管理債権

破綻先債権 223億円
6カ月以上延滞債権 405億円
3カ月以上延滞債権 127億円
貸出条件緩和債権 148億円

リスク管理債権合計

902億円

平成15年度リスク管理債権について

○年金資金運用基金

(単位：億円、%)

区 分	平成15年度債権残高 (うち機関保証付債権額)
破綻先債権 (A)	223 (57)
うち6か月以上延滞債権額 (B)	202 (38)
延滞債権額 (C)	405 (351)
3か月以上延滞債権額 (D)	127 (122)
貸出条件緩和債権額 (E)	148 (14)
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)	902 (543)
総貸付金残高 (G)	50,544
比率 (F) / (G) × 100	1.79
	【機関保証付債権額を除いた比率 0.71】

(注) 億円未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

○住宅金融公庫

(単位：億円、%)

区 分	金額 (内 機関保証付きの債権額)
破綻先債権 (A)	1,463 (1,281)
延滞債権額 (B)	6,647 (5,479)
3か月以上延滞債権額 (C)	3,086 (2,969)
小計 (D) = (A) + (B) + (C)	11,196 (9,729)
比率 (D) / (G) × 100	1.85 (1.61)
貸出条件緩和債権額 (E)	20,576 (19,604)
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)	31,772 (29,332)
比率 (F) / (G) × 100	5.24 (4.84)
総貸付金残高 (G)	605,997

※金額の単位未満は四捨五入で表示しているため、合計が一致しないことがあります。

○国民生活金融公庫

(単位：億円、%)

区 分	金 額
破綻先債権 (A)	1,832
延滞債権額 (B)	1,895
3箇月以上延滞債権額 (C)	184
小計 (D) = (A) + (B) + (C)	3,912
比率 (D) / (G) × 100	3.89
貸出条件緩和債権額 (E)	6,535
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)	10,448
総貸付金残高 (G)	100,694
比率 (F) / (G) × 100	10.38

○日本学生支援機構 (旧日本育英会)

(単位：百万円、%)

区 分	平成15年度末
延滞債権額 (A)	103,606
3か月以上延滞債権額 (B)	52,770
合計 (C) = (A) + (B)	156,376
総貸付金残高 (D)	3,381,198
比率 (C) / (D) × 100	4.6

※この資料は、各特殊法人等の公表資料から抜粋したものである。

リスク管理債権の公表について

このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

(単位：億円、%)

区 分	平成 15 年度債権残高 (うち機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	223 (57)
うち 6 か月以上延滞債権額 (B)	202 (38)
延滞債権額 (C)	405 (351)
3 か月以上延滞債権額 (D)	127 (122)
貸出条件緩和債権額 (E)	148 (14)
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)	902 (543)
総貸付金残高 (G)	50,544
比率 (F) / (G) × 100	1.79
	【機関保証付債権額を除いた比率 0.71】

(注) 億円未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

1. 破綻先債権額 (A)

会社更生開始、破産、民事再生開始、整理・特別清算開始の申立があった債務者及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付金残高です。

なお、弁済期限を 6 か月以上経過して延滞となっている貸付金の残高である 6 か月以上延滞債権額 (B) を含みます。

また、債権質により転借人から正常に償還されている債権 266 億円については、含めておりません。

2. 延滞債権額 (C)

弁済期限を 6 か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) に該当しないものです。

3. 3 か月以上延滞債権額 (D)

弁済期限を 3 か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (C) に該当しないものです。

4. 機関保証付きの債権

保証機関が債務の連帯保証人となっている債権です。最終的には保証機関から弁済されるものです。

5. 貸出条件緩和債権額 (E)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び 3 か月以上延滞債権額 (D) に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権額 (E) には、政策的に貸出条件の緩和を実施した以下の貸付金は含めておりません。

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項及び災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する災害の被災者等に対する貸付で、金利減免、金利支払猶予及び元金返済猶予を実施したもの 0.2 億円
- ② 平成 10 年 10 月 23 日に閣議決定された住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策等に基づき金利減免、金利支払猶予又は元金返済猶予を実施したもの 116 億円

平成 15 年度リスク管理債権

(単位: 億円、%)

区 分	金 額 (内 機関保証付きの債権額)
破綻先債権額 (A)	1,463 (1,281)
延滞債権額 (B)	6,647 (5,479)
3か月以上延滞債権額 (C)	3,086 (2,969)
小計(D)=(A)+(B)+(C)	11,196 (9,729)
比 率 (D)/(G)×100	1.85 (1.61)
貸出条件緩和債権額 (E)	20,576 (19,604)
合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)	31,772 (29,332)
比 率 (F)/(G)×100	5.24 (4.84)
総貸付金残高 (G)	605,997

※ 金額の単位未満は四捨五入で表示しているため、合計が一致しないことがあります。

リスク管理債権の開示基準については、自己資産査定結果をベースに開示することとしています。

(注)

- 破綻先債権額(A)
資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額
- 延滞債権額(B)
資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額
なお、財務諸表の「重要な会計方針等」(P39)に記載している延滞債権額6,872億円は、(A)と(B)のうち弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額です。
- 3か月以上延滞債権額(C)
弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)及び延滞債権額(B)に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権額(E)
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予など債務者に有利となる取決め(以下「返済条件の変更」といいます。)を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(B)及び3か月以上延滞債権額(C)に該当しないもの
ただし、返済条件の変更を行ったときから原則として1年(個人住宅に係る貸付けにあっては、原則として4年)が経過した債権(元金の返済猶予を行った貸付けについては、返済猶予終了後から1年を経過した債権)のうち返済が正常に行われているものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない貸付けの元金残高額は合計で1,446億円です。
なお、開示している貸出条件緩和債権額には、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けなども含まれています。
- 機関保証付きの債権
保証機関が債務の連帯保証人となっている債権
- 備考
住宅金融公庫の債権については、確実な連帯保証人を立てており、かつ、融資物件に原則として第一順位の抵当権を設定し、差し入れられた担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

貸出条件緩和債権について

当公庫は、公庫融資を活用して住宅を取得した方々が、さまざまな事情によりローンの返済が困難となった場合においても、できる限り住宅に住み続けられるように、親身になってローン返済相談を行うとともに、事情に応じた返済条件の変更を行い、返済の継続を促しています。

さらに、平成10年10月の閣議決定に基づき、勤務先の倒産等によるローン返済困難者に対しては特例措置を設け、国の施策に対応した貸出条件の緩和措置を行っています。

当公庫の貸出条件緩和債権は、このような返済条件変更の実施により生じたものです。

リスク管理債権情報

●リスク管理債権情報

当公庫では、銀行法第21条および同法施行規則第19条の2第1項第5号ロに準じて、破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額を開示しています。

なお、このリスク管理債権は、差し入れられた担保等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

		(単位: 億円、%)				
		平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
破綻先債権額	(A)	1,674	1,809	1,893	1,897	1,832
延滞債権額	(B)	1,456	1,572	1,707	1,805	1,895
3箇月以上延滞債権額	(C)	193	174	184	184	184
小計	(D) = (A) + (B) + (C)	3,323	3,555	3,784	3,886	3,912
比率	(D) / (G) × 100	3.03	3.27	3.54	3.76	3.89
貸出条件緩和債権額	(E)	5,050	4,898	6,158	6,564	6,535
合計	(F) = (A) + (B) + (C) + (E)	8,374	8,454	9,943	10,450	10,448
総貸付残高	(G)	109,568	108,617	107,053	103,396	100,694
比率	(F) / (G) × 100	7.64	7.78	9.29	10.11	10.38

(注) 破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、破産、民事再生手続開始、整理・特別清算開始の申し立てがあった方や手形交換所で取引停止処分を受けた方に対する貸付けの元金残高額をいいます。

延滞債権額 (B) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。

なお、財務諸表の「重要な会計方針等」(P.8)に記載している延滞債権額は、表中の (A) のうち弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額と表中の (B) を合計したものです。

3箇月以上延滞債権額 (C) : 弁済期限を3箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額 (A) および延滞債権額 (B) に該当しないものをいいます。

貸出条件緩和債権額 (E) : 融資先の経営再建または支援を図ることを目的として、元金の返済猶予、利息の支払猶予など、融資先に有利となる取り決め(以下「返済条件の緩和」といいます。)を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (B) および3箇月以上延滞債権額 (C) に該当しないものをいいます。

ただし、融資先の経営再建または支援を図るという当公庫の政策目的を果たすため、返済条件の緩和を行った貸付けであっても、次に掲げるものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めておりません。

- 1 返済条件の緩和を行った後3年以上経過しており、かつ、返済が正常に行われているもの
- 2 一時的な元金の返済猶予などの資金繰り緩和措置が終了し、当初約定の割賦金水準に戻っており、かつ、返済が正常に行われているもの

上記1、2に該当する貸付けの元金残高額は、合計で1,522億円です。

貸出条件緩和債権について

当公庫は、一般の金融機関から融資を受けることを困難とする方が必要とする資金を供給することを政策目的としており、主に中小企業の中でも信用力に乏しく経営基盤が脆弱な小規模企業のみなさまにご利用いただいております。

これらのご融資先の中には、経済情勢の悪化、取引先の倒産、阪神・淡路大震災などに見られるような自然災害等によって資金繰りが不安定となり、当初の約定どおりの返済が難しくなる方も少なくありません。このような場合、個別のご融資先の実情や見通しを考慮したうえで、一時的な元金の返済猶予などの返済条件の緩和を行うことによって、変更後は約定どおりの返済が可能となり経営の建て直しができたと判断されるケースが大半です。

当公庫は、返済条件の緩和によるキャッシュ・フローの改善を通じ、お客さまの資金繰りを安定させ、経営の建て直しや企業再生を後押ししていくことは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命です。従来から、お客さまの実情に配慮して、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額などの返済条件の緩和に関する相談に、柔軟に対応してまいりました。

特に、バブル崩壊後の金融システム不安に際して、民間金融機関はバランス・シートの健全化を一段と重視するようになりました。このバランス・シートの健全化は、民間金融機関の貸出姿勢を慎重にし、いわゆる貸し渋りという現象を生みしました。このため、当公庫は貸し渋り対策として、この金融変革期のショックを和らげるセーフティネットの役割を求められてきました。また、近年では過剰債務等により経営状況が悪化した小規模企業の方の企業再生に取り組むための返済条件の緩和に対するニーズも高まっています。

このような情勢下にあって、当公庫が政策目的を果たすための措置として行う返済条件の緩和と、民間金融機関の貸出条件緩和債権とは、性格が異なり、同一視することはできません。昨今、政府関係機関に対し、経営の効率性を求める声が高まる中、当公庫においては、バランス・シートの健全化はもちろん重要ですが、一方で返済条件の緩和に応じることによって政策的使命を果たすことも重要であると考えております。

(日本学生支援機構 (平成 15 年度))

○リスク管理債権

平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、3カ月以上延滞債権額を開示している。

なお、このリスク管理債権は、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものであり、開示した残高のすべてが回収不能となるわけではない。

[単位：百万円，％]

〔総括〕

区 分	平成14年度末	平成15年度末
延滞債権額 (A)	91,172	103,606
3か月以上延滞債権額 (B)	45,170	52,770
合計 (C)=(A)+(B)	136,342	156,376
総貸付残高 (D)	3,025,770	3,381,198
比率 (C)/(D)×100	4.5	4.6

〔一般勘定〕

区 分	平成14年度末	平成15年度末
延滞債権額 (A)	71,001	76,905
3か月以上延滞債権額 (B)	29,689	31,358
合計 (C)=(A)+(B)	100,691	108,263
総貸付残高 (D)	1,927,533	2,015,103
比率 (C)/(D)×100	5.2	5.4

〔特別勘定〕

区 分	平成14年度末	平成15年度末
延滞債権額 (A)	20,170	26,701
3か月以上延滞債権額 (B)	15,480	21,412
合計 (C)=(A)+(B)	35,651	48,113
総貸付残高 (D)	1,098,236	1,366,095
比率 (C)/(D)×100	3.2	3.5

(注)

1 延滞債権額(A)

弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高である。

なお、財務諸表の「重要な会計方針等」(5・10・14ページ)に記載している延滞債権額と同額である。

2 3か月以上延滞債権額(B)

弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高で、延滞債権額(A)に該当しないものである。

3 その他

日本育英会法第23条第2項の規程により、本人が学校に在学している等の理由から、返還期限を猶予している貸付けの元金残高は以下のとおりである。

[単位：百万円]

	平成14年度	平成15年度
総括	256,295	306,677
一般勘定	178,619	197,639
特別勘定	77,676	109,038